

(資 料 編)

勝山市防災会議

資料編 目次

災害の記録 ①

- 過去の災害状況

情報連絡関係 ②

- 防災関係機関等連絡先一覧表
- 勝山市災害被害状況調査及び報告要領
- 災害報告取扱要領（福井県様式）
- 被害状況報告（福井県様式）

気象等観測関係 ③

- 福井地方気象台の行う注意報、警報、特別警報等の発表
- 気象庁震度階級関連解説表
- 雨量観測所一覧表
- 水位流量観測所
- 水位観測所一覧表（福井県）
- 水位観測所一覧表（勝山市）

災害危険箇所 ④

- 重要水防箇所一覧表
- 砂防指定地指定箇所
- 土砂災害警戒区域等
- 地すべり防止区域（国土交通省所管分）
- 地すべり等崩壊危険地（農林水産省構造改善局所管分）
- 地すべり防止区域指定区域（林野庁所管分）
- 山地災害危険地区
- 森林の現況及び整備計画
- 雪崩危険箇所（国土交通省所管分）
- なだれ危険箇所一覧表（福井県）
- 水防法第15条第1項第4号施設一覧表
- 土砂災害防止法第8条第1項第4号施設一覧表

通信関係 ⑤

- 勝山市防災行政無線の現況・勝山市上水道無線の現況
- 勝山市防災行政無線局呼出し名称一覧表

- 無線局の通信例
- 災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について
- 電波法に基づく非常無線通信の利用

備蓄、資機材、調達関係……………⑥

- 水防倉庫所在地及び鍵保管場所
- 水防資機材在庫明細
- 防災資機材一覧表
- 物資供給計画対応マニュアル
- 緊急物資調達関係機関一覧表
- 災害救助法の適用を受けた場合の炊き出し用米穀の供給経路図（政府直売分）
- 災害対策用乾パンの供給要請を受けた場合における供給経路図

上下水関係……………⑦

- 上水道施設概要図
- 応急給水機器資材一覧表
- 水道設備状況
- 公共下水道・農業集落排水の現状
- 水道施設における災害応急対策及び重大事故応急対策方針
- 下水道施設における災害応急対策及び重大事故応急対策方針

交通、輸送関係……………⑧

- 道路の現況
- 橋梁の現況
- 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準
- 一級河川一覧表
- 市保有車両一覧表
- 除雪車両一覧表
- 輸送関係機関一覧表
- 災害時用ヘリポート

医療、防疫、衛生関係……………⑨

- 医療施設一覧表
- 防疫資機材・薬剤一覧表
- ごみ・し尿処理施設一覧表

消防組織 ⑩

- 消防力の現況

危険物関係 ⑪

- 危険物施設一覧表
- 高圧ガスの製造・貯蔵所一覧表
- 第1種貯蔵所（液化石油ガスのみの貯蔵事業所）
- 危険物の種類別危険性

住宅関係 ⑫

- 防火地域及び準防火地域

避難所 ⑬

- 一時避難所
- 拠点避難所
- 指定避難所（予備施設）
- 勝山市指定緊急避難場所
- 避難所開設・運営マニュアル
- 原子力災害発生時における避難者受入マニュアル
- 福井県災害多言語支援センター支援要請表（様式）

福祉関係 ⑭

- 社会福祉施設等の状況

その他市関連施設 ⑮

- 勝山市の文化財
- ジオアリーナ防災複合施設 設置・運営マニュアル
- まち館地区防災拠点運営マニュアル

災害時応援協定 ⑯

- 災害時応援協定一覧表

法令、条例、要綱等 ⑰

- 勝山市災害等危機管理の初期行動に関する規程
- 勝山市防災会議条例
- 勝山市災害対策本部条例
- 勝山市災害対策本部運営要綱

- 勝山市雪害対策会議開催要綱
- 勝山市水防協議会設置条例
- 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表
- 勝山市空家等の適切な管理に関する条例

支援制度-----⑱

- 住宅金融支援機構
- 融資制度等
- 災害見舞金支給一覧表

自衛隊への要請-----⑲

- 自衛隊災害派遣要請書（様式）
- 自衛隊災害派遣撤収要請書（様式）

災害対応等の記録簿（様式）-----⑳

- 避難所施設設置及び収容状況（様式第1号）
- 避難所施設収容台帳（様式第2号）
- 炊き出し給与簿（様式）
- 物資受払簿（様式）
- 物資給与及び受領簿（様式）
- 勝山市被害世帯状況表（様式）
- 応急仮設住宅台帳（様式）
- 住宅応急修理台帳（様式）
- 遺体処理台帳（様式）
- 埋葬台帳（様式）
- 障害物除去の状況（様式）

過去の災害状況

西暦	年月日	種類	気象状況等	被害状況
1695	元禄8年	暴風雨		
1702	元禄15年	大雨	九頭竜川が氾濫し、堤防の決壊、田畑家屋流出。長洲一帯が浸水。	
1715	正徳 5年	大火	後町より出火。	寺院3、町屋120軒消失
1721	享保 6年	大雨	九頭竜川氾濫	
1725	享保10年	大雪		
1726	享保11年2月29日	土石流	女神川上流が融雪により山腹崩壊。土石流が猪野口村を襲った。	53軒中48軒流出または埋没、死者82人
1726	享保11年	大雪	積雪約7m(二丈三尺)	
1746	延享 3年	大火	郡町から出火、袋田町、後町、武家屋敷に延焼。	全町630軒中458軒焼失
1781	安永10年	大火		民家568軒、武家89軒消失。死者5人
1791	寛政3年	暴風雨		
1796	寛政8年	大雨	浄土寺川氾濫。下流一帯が被害を受け袋田町、長洲町浸水。	
1799	寛政11年	大火		郡町128軒、後町155軒、11ヶ寺焼失
1804	享和4年	大火	後町	29軒
1821	文政4年	大火	立石町中心	473軒
1822	文政5年	大火	勝山城	
1833	天保4年	大雪		
1833	天保4年	飢饉	冷害	
1834	天保5年	飢饉	干害、台風	
1835	天保6年	飢饉	大雪	
1836	天保7年	飢饉	洪水、氾濫、冷害、大雪	
1837	天保8年	飢饉	餓死800人	
1842	天保13年	大火	長洲大火	後町7軒、長洲町81軒消失、滝波村85軒類焼
1842	天保13年	洪水	下河原浸水	
1854	嘉永7年	地震		
1858	安政5年	地震		
1893	明治26年1月	大火		15棟全焼
1896	明治29年4月13日	大火	(勝山大火)立石町より出火。郡、袋田、上・中・下後、沢、富田、長洲全焼、滝波76戸、新保25戸焼失。	町屋1,200軒、寺18ヶ寺消失(全戸数の80%、死者5名、負傷者32名)
1898	明治31年4月16日	大火	鹿谷村保田	全焼63戸
1904	明治37年8月21日	大火	渾羽村大袋	27棟焼失
1914	大正3年7月25日	大火	鹿谷村本郷	全焼22戸
1919	大正8年5月26日	大火	鹿谷村保田	民家60戸
1933	昭和8年7月25日、26日	火災		成器女子校、町役場消失、翌日尊光寺も焼失
1935	昭和10年9月23日	大火	勝山町上元禄	工場7棟
1937	昭和12年	大雨		勝山橋の木橋の一部が流失
1938	昭和13年5月15日	大火	野向村竜谷	民家26戸
1947	昭和22年4月6日	大火	村岡村寺尾	民家10戸
1948	昭和23年12月31日	大火	鹿谷村矢戸口	民家13戸
1948	昭和23年7月24日～25日	豪雨	集中豪雨 九頭竜川の右岸堤防決壊。川原町一帯床上浸水50戸、床下浸水380戸、死者1名。 大渡、妙金島、森川地籍の九頭竜川堤防も決壊し、流失家屋や浸水家屋、田畑の冠水や流出。	
1950	昭和25年8月20日	大火	平泉寺村平泉寺	全焼19棟、半焼4棟
1951	昭和26年8月20日	大火	北郷村東野	民家25戸
1959	昭和34年8月	台風	台風7号 荒鹿橋流出	人的被害 0人 建物被害 4,211千円 流失 6戸 床上浸水 61戸 床下浸水 326戸 公共土木被害 134,270千円 農林関係被害 32,808千円 教育施設被害 190千円 合計 171,499千円
1959	昭和34年9月26日～27日	台風	伊勢湾台風(台風15号) 明治29年以来65年ぶりの大洪水 本市に初の災害救助法を発動。 市水害対策本部設置。被害の大きかったところは、妙金島、西高島、弁天、比島、坂東島など。特に妙金島は堤防が決壊し、2日間孤立状態に置かれ、田畑22haも全部流出。 西高島の県・市営住宅は、1棟を残し18戸が流出。	人的被害 死者2名 建物被害 23,294千円 流失 22戸 半壊 11戸 床上浸水 180戸 床下浸水 173戸 土木被害 41,275,894千円 農業被害 67,113千円 公共施設被害 6,645千円 工業関係被害 10,000千円 合計 41,382,945千円

西暦	年月日	種類	気象状況等	被害状況
1960	昭和35年8月10日～13日	台風	台風11号 荒鹿橋流出。 水田冠水-比島5ha、鹿谷町2ha、 荒土町3ha 避難命令-勝山駅前26戸、金島25戸	
1960	昭和35年8月29日～30日	大雨	若猪野地係九頭竜川右岸旧堤防40m決壊、坂東島右岸堤防50m損壊、九頭竜川115m決壊、妙金島19戸浸水、千代田4戸床下浸水、薬師神谷仮橋14m中央部流失、荒鹿橋仮橋流失(5回目)、比島電走路線2.5m流失、下荒井国道157号線付近の九頭竜川左岸幅 2m、長さ100mの石積みが崩れる。	
1961	昭和36年6月	大雨	水田冠水21ha、畑冠水82ha、道路損壊1ヵ所、橋流出1ヵ所、山崩れ3ヵ所。	
1961	昭和36年9月14日～16日	台風	第2室戸台風 国道157号線土砂崩れ、負傷者2名、建物全壊3戸、半壊11戸、床上浸水94戸、床下浸水132戸、一部破損113戸、非住家被害35戸、水田冠水61ha、畑冠水6ha、道路破損16ヶ所、端流出21ヶ所、堤防8ヶ所、山崩れ12ヶ所、鉄道破損2ヶ所、通信施設306ヶ所、材木流出150石、罹災世帯108戸	損害2億円 人的被害 負傷者 2人 建物被害 全壊 3戸 半壊 11戸 床上浸水 94戸 床下浸水 132戸 一部破損 113戸 非住家被害 35戸
1963	昭和38年1月中旬～2月中旬	豪雪	38豪雪 1月中旬、異常に発達した低気圧が日本海で停滞し、2月始めにかけて大雪が連続し100年来の大雪となった。 また、野向町横倉では1月24日に表層雪崩が発生し、4家族16人が死亡した。 自衛隊出動。	人的被害 死者 16人 負傷者 2人 建物の被害 85,578千円 全壊 42棟 半壊 9棟 一部破損 6,000棟 床上浸水 185棟 床下浸水 1,050棟 公共施設被害 21,758千円 農林関係被害 228,470千円 商工関係被害 555,381千円 合計 1,055,050千円
1965	昭和40年9月10日9月14日～15日	風水害	40.9三大風水害 (台風23号、奥越豪雨、台風24号)9月10日に高知県に上陸した台風10号は若狭湾に抜けたため、被害が発生した。 この応急普及に努めていたところ前線が活発となり集中豪雨をもたらし九頭竜川等が決壊し、大被害が発生した。 市災害対策本部設置。 北六呂師で、山崩れが発生し3戸が全壊、4人死亡、負傷者4人。 千代田で九頭竜川堤防が決壊し、家屋10戸流出、工場半壊。 市内中小河川は各所で氾濫、橋が流出し堤防が随所で決壊、道路は各所で流された。下荒井橋流出。北新橋一部流出、交通途絶。 自衛隊員103名出動。	人的被害 死者 6人 負傷者 6人 建物の被害 95,259千円 全壊 25棟 流出 21棟 半壊 41棟 一部破損 112棟 床上浸水 182棟 床下浸水 1,325棟 公共土木関係 1,014,414千円 農林関係 370,162千円 その他の被害 388,816千円 合計 1,868,651千円
1969	昭和44年8月8日～8月11日	大雨	前線が北陸地方から関東地方にかけて停滞し、このため局地的な大雨となった。 淀川、皿川氾濫 崖崩れ6ヵ所(薬師、中尾、小原3、谷)	建物の被害 544千円 床上浸水 35棟 床下浸水 194棟 公共土木関係 221,313千円 その他の被害 634千円 合計 244,234千円
1970	昭和45年6月25日～	大雨	発達した日本海低気圧の通過に伴い梅雨前線の活動が活発となり大雨となった。	公共土木関係 232,360千円 その他の被害 1,566千円 合計 233,926千円
1972	昭和47年7月	大雨		道路7ヶ所 7,760千円 河川32ヵ所 314,500千円 砂防7ヵ所 10,000千円 市道4ヵ所 3,898千円
1975	昭和50年8月23日	台風	台風6号が大阪湾上陸、若狭湾にむけたため、大雨となり、被害が発生した。	公共土木関係 181,605千円 その他の被害 11,710千円 合計 193,315千円
1976	昭和51年9月9日	台風	台風17号が九州南西沖に停滞したため、前線の活動が活性化し大雨をもたらした。	農林関係 64,850千円 その他の被害 21,078千円 合計 85,928千円

西暦	年月日	種類	気象状況等	被害状況
1977	昭和52年1月1日～	豪雪	52豪雪 昭和52年1月初めから3月にかけて繰り返し強い寒波に見舞われ記録的な長期間の降積雪となった。	建物の被害 4,170千円 全壊 4棟 一部破損 1棟 床上浸水 6棟 床下浸水 21棟 その他の被害 855,618千円 合計 859,788千円
1980	昭和55年12月～56年3月	豪雪	56豪雪 12月27日から1月中旬にかけて4,5日から1週間程度の大雪が3回にわたって繰り返し降り、1日降雪量が100cmを超えるなど、記録的な豪雪となり大被害が発生した。 12月29日に雪害対策本部設置。 1月17日に異常豪雪対策本部に切り替え。3月24日廃止。 自衛隊員227人出動。 京福電車39日間不通。	人的被害 死者 1人 負傷者 7人 建物の被害 575,983千円 全壊 42棟 半壊 16棟 一部破損 291棟 床上浸水 60棟 床下浸水 199棟 農林水産関係 2,075,405千円 商工業関係 2,850,471千円 教育施設関係 65,686千円 公共土木関係 574,350千円 その他の被害 396,601千円 合計 6,538,496千円
1981	昭和56年7月2日～7月3日	豪雨	1日から4日にかけて梅雨前線が停滞したために1日夜から3日にかけて雨が強く降り大被害をもたらした。 堤防決壊8ヵ所、河川氾濫4ヵ所、家屋損壊2戸。 大蓮寺川増水しケーター本社前溢水、見谷川溢水、為田川溢水。	人的被害 負傷者 2人 建物の被害 29,770千円 全壊 1棟 半壊 1棟 一部破損 2棟 床上浸水 86棟 床下浸水 214棟 公共土木関係 3,031,000千円 農林水産関係 391,610千円 その他の被害 30,900千円
1984	昭和59年1月～3月	豪雪	59豪雪 1月中旬から2月上旬にかけて大雪となり、被害が発生した。 1月17日雪害対策室設置。2月8日雪害対策本部に切り替え。 3月21日廃止。	人的被害 死者 1人 負傷者 11人 建物の被害 10,950千円 農林関係 442,219千円 その他の被害 328,488千円 合計 781,657千円
1986	昭和61年5月3日	大雨	国道157号線谷トンネル付近で土石流発生。	人的被害 死者 1人
1998	平成10年8月7日	大雨	日本海から全線が南下、前線に向かい暖湿気流が入り、嶺北山沿いを中心に大雨。 浄土寺川、大蓮寺川等が溢れるなど被害が発生した。 6日13時から7日13時までの24時間降水量は勝山118mm。	建物の被害 床上浸水 8棟 床下浸水 111棟 公共土木関係 2,022,300千円 その他の被害 6,490千円
1998	平成10年8月14日	大雨	朝鮮半島南部から日本海沿岸を東西に延びた前線を低気圧が通り暖湿気流が入り、前線活動が活発化。	建物の被害 床下浸水 14棟 公共土木関係 29,000千円
1998	平成10年9月22日	台風	台風7号が、和歌山県御坊市付近に上陸。近畿地方を通り福井県東部を通過し、富山湾に進んだ。強風による家屋の損壊、樹木の倒木等が発生。	建物の被害 全壊 7棟 一部破損 16棟 軽微な破損 44棟 農業関係 22,000千円
2001	平成13年1月	大雪	1月中旬にまとまった雪が降り、最大積雪深は120cm記録。 屋根雪下ろし中の転落により死者が出た。また、雪道での転倒等により負傷者が出た。	人的被害 死亡 1人 重傷 2人 軽傷 5人
2002	平成14年7月11日	台風	台風6号の接近からの大雨により地盤が緩み、滝波川右岸の木根橋地係で地すべりが発生。滝波川で土石流が起こる危険性が高まった。勝山土木事務所、奥越農林総合事務所による応急措置。 7月12日に地すべり対策室を設置。7月24日に廃止。	14集落へ、土石流に対する注意の呼びかけを行った。 避難勧告等の発令には至らなかった。

西暦	年月日	種類	気象状況等	被害状況	
2004	平成16年2月7日	遭難	大長山で2月3日から入山していた関西学院大学のワンダーフォーゲル部員14名が自力で下山ができなくなった。天候の回復を待ち、県防災ヘリ、自衛隊ヘリにより、9日に全員を救助。2月7日に遭難救助対策本部を設置。2月9日に廃止。	遭難者14人を全員救助。	
2004	平成16年7月18日	豪雨	平成16年7月福井豪雨 7月18日未明から嶺北地方、岐阜県で強い雨が断続的に降り、18日の明け方には非常に激しい雨となった。18日の雨量は146mmを観測。(福井地方気象台観測) 0時から9時までの短時間に激しい降雨が観測された。勝山市においても道路、農地等に被害が発生した。	公共土木関係 農業関係 合計	28,000千円 70,990千円 98,990千円
2005	平成17年7月4日	大雨	7月3日夕方から4日にかけて、西日本に停滞していた梅雨前線がゆっくり北上し、その活動が活発になり奥越を中心に雨が降り続いた。 3日18時から4日11時までの総雨量173mmを観測(福井地方気象台観測)。また、4日3時から6時まで連続で1時間に20mmを超える激しい雨を観測した。水路の溢水、道路、農地等に被害が発生。	建物の被害 床下浸水 公共土木関係 農林関係 合計	9棟 30,000千円 49,781千円 79,781千円
2005～2006	平成17年12月～ 平成18年2月	豪雪	平成18年豪雪 平成17年12月4日の初雪以来、雪が断続的に降り続き、14日には積雪が120cmを超えた。雪下ろし、除雪中の死亡や負傷が相次ぎ、空き工場等の倒壊が発生した。 12月14日に雪害対策室を設置。2月23日に廃止。 最大積雪深は182cmを観測。(観測点:勝山市消防本部) 1月8日国土交通大臣、2月6日参議院災害対策特別委員会が災害視察。 ※被害の概要とその対応については、次頁からの「豪雪の経過」を参照。 その他詳細な資料は雪害対策室発行の記録誌「平成18年豪雪」に掲載。	人的被害 死亡 負傷者 建物の被害 全壊 半壊 一部損壊 公共施設関係 農林水産関係 商工業関係 その他の被害 合計	5人 9人 7棟 4棟 328棟 174,589千円 98,811千円 8,119千円 575,012千円 856,531千円
2006	平成18年7月17日 ～7月22日	豪雨	7月15日から24日にかけて、九州から本州付近にのびた梅雨前線の活動が活発となり、水路の溢水、道路、農地等に被害が発生した。 7月17日に災害対策情報連絡室を設置。7月22日に廃止。 7月15日の降り始めからの総雨量は531mmを観測。(福井地方気象台観測)	公共土木関係 農林関係 合計	36,400千円 59,320千円 95,720千円
2007	平成19年6月22日	大雨	活動が活発な梅雨前線が日本海から南下し、福井県では山陰沿岸から発達した雨雲が流入したため、嶺北地方を中心に大雨となった。 22日夕方以降、1時間雨量20ミリを超える強い雨が嶺北地方に降り始め、23日夜遅く嶺北地方を中心に短時間に非常に激しい雨となった。 奥越土木事務所勝山分庁舎観測所では22日18時台に26mm/時、23時台に31mm/時を記録し24時間雨量は130mmに達した。	農林関係	6,149千円

西暦	年月日	種類	気象状況等	被害状況
2007	平成19年6月29日 ～30日	大雨	黄海から日本海へ伸びた梅雨前線の活動が活発になり、北陸地方にゆっくり南下したことにより、福井県内で13時頃から16時頃にかけて1時間10mmを超える雨が降り続き、勝山市周辺は18時頃に1時間30mmを超える激しい雨となった。	公共土木関係 36,400千円 農林関係 59,320千円 合計 95,720千円
2008	平成20年6月28日 ～29日	大雨	発達した日本海低気圧の通過に伴い梅雨前線の活動が活発となり大雨となった。	農林関係 2,500千円
2008	平成20年7月8日	大雨	北陸地方の上空には寒気を伴った気圧の谷があって大気の状態が非常に不安定となり、福井県内で午前7時頃から9時頃の間に1時間に20mm～30mmの強い雨が降り、勝山市内でも奥越土木事務所勝山分庁舎観測点で1時間44mmを観測する激しい雨となった。	建物の被害 2棟 床下浸水 農林関係 1,000千円
2008	平成20年8月28日	大雨	北海道から本州付近にかけて前線が停滞。この前線に向かって南から非常に湿った空気が流れ込み、各地で大雨となった。奥越地域に大雨、洪水警報は発表され、勝山市内では奥越土木事務所勝山分庁舎観測点で総雨量51mm、1時間当たり雨量は28mm(16～17時)、平泉寺岡横江(気象台観測点)で総雨量98mm、1時間当たり雨量は55mm(16～17時)を観測。平泉寺方面で短時間に強い雨が降った。市内でも、短時間に水量が増し、河川、水路が数箇所で溢れた。	農林関係 2,000千円
2009	平成21年1月15日	遭難	北谷 谷峠胡麻堂(ゴマンド)谷川付近で1月14日より山スキーのため入山していた男性1人が自力で下山ができなくなった。県警ヘリが遭難者を確認し、山岳救助隊及び石川県防災ヘリが救助。	遭難者1人を救助。
2009	平成21年6月22日	大雨	活動が活発な梅雨前線が日本海から南下し、福井県では山陰沿岸から発達した雨雲が流入したため、嶺北地方を中心に大雨となった。22日夕方以降、1時間雨量20ミリを超える強い雨が嶺北地方に降り始め、23日夜遅く嶺北地方を中心に短時間に非常に激しい雨となった。奥越土木事務所勝山分庁舎観測点では22日18時台に26mm/時、23時台に31mm/時を記録し24時間雨量は130mmに達した。	建物の被害 1棟 床下浸水
2009	平成21年10月8日	台風	10月7日夜、非常に強い台風18号が四国の南海上を北上し、8日5時頃には愛知県知多半島付近に上陸した。この台風の北上により福井県内では8日未明以降風や雨が強まり、夕方には弱まった。福井県内への最接近は6時頃と考えられる。台風の周辺には発達した雨雲が広がり、中央付近には最大風速40メートルの暴風を観測している。福井県内では嶺南西部を中心に1時間雨量30ミリを超える激しい雨が降り、沿岸地方を中心に15メートルを超える北よりのと良い雨を観測した。	建物被害 1棟 非住家被害

西暦	年月日	種類	気象状況等	被害状況
2009	平成21年12月～ 平成22年3月	大雪	1月12日よりまとまった雪が降り、最大積雪深は150cmを記録。雪下ろし中の転落により死者や負傷者が出た。	人的被害 死亡 1人 負傷者 6人 建物の被害 一部破損 2棟 床下浸水 2棟 非住家被害 1棟
2010	平成22年3月21日	強風	福井県地方は発達した低気圧から伸びる寒冷前線が県内を通過した影響で、21日は県内全域で強風が吹いた。勝山市内では平泉寺岡横江(気象台観測点)では21日午前2時に西北西の風最大瞬間風速24.6メートルを記録。	建物被害 非住家被害 1棟
2010	平成22年12月3日	強風	12月2日16時55分に福井県全域で雷・強風注意報が発令され、3日4時50分には竜巻等の激しい突風に対する警戒についての情報が発表された。勝山市内では平泉寺岡横江(気象台観測点)では3日13時40分に西南西の風最大瞬間風速19.9メートル、22時00分に北西の風21.8メートルを記録した。	建物の被害 一部破損 1棟 非住家被害 2棟
2010 ～2011	平成22年12月～ 平成23年3月	大雪	平成22年豪雪 1月中旬より雪が断続的に降り続き、1月17日には積雪が115cmを超えた。雪下ろし、除雪中の死亡や負傷が相次ぎ、空き工場等の倒壊が発生した。 1月29日に雪害対策室を設置。 2月17日に廃止。 最大積雪深は210cmを観測。 (観測点:勝山市消防本部)	
2011	平成23年5月10日	大雨	5月10日6時頃降り始めた雨は、12時頃から時間雨量15ミリを超える非常に激しい雨となった。 24時間雨量は100mmに達した。	農林関係 1,000千円
2011	平成23年7月7日	大雨	北海道から本州付近にかけて前線が停滞。この前線に向かって南から非常に湿った空気が流れ込み、各地で大雨となった。奥越地域に大雨、洪水警報は発表され、勝山市内では平泉寺岡横江(気象台観測点)で総雨量150mm、1時間当たり雨量は28mm(21～22時)を観測。市内でも、水量が増し、河川、水路が数箇所で溢れた。	建物の被害 床下浸水 1棟 公共土木関係 2,581千円 農林関係 9,952千円 合計 12,533千円
2011	平成23年8月17～ 8月19日	大雨	8月17日夕方から降り始めた雨は、19日早朝まで強弱を繰り返しながら降り続き、勝山市内では平泉寺岡横江(気象台観測点)で3日間の総雨量144mm、1時間当たり最大雨量は33mm(19日6～7時)を観測。	農林関係 1,499千円
2011 ～2012	平成23年12月～ 平成24年3月	大雪	平成23年豪雪 12月24日に降り始めた雪は、その後1か月程度は小康状態であったが、1月24日より断続的に雪が降り続き、1月26日には積雪が110cmを超えた。雪下ろし、除雪中の死亡や負傷が相次ぎ、家屋の破損が多数発生した。 1月27日に雪害対策室を設置。 2月17日に廃止。 最大積雪深は145cmを観測。 (観測点:勝山市消防本部)	人的被害 死亡 2人 負傷者 9人 建物の被害 一部破損 25棟 非住家被害 1棟

西暦	年月日	種類	気象状況等	被害状況
2012	平成24年4月3日	暴風	4月2日9時に華北で発生した低気圧は、3日に急速に発達しながら日本海を東北東に進んだ。低気圧の中心気圧は2日21時の1006hPa から3日21時の964hPaへと、24時間で42hPa降下し、またこの低気圧からのびる寒冷前線が西日本から北日本を通過した。このため西日本から北日本の広い範囲で記録的な暴風となった。	建物の被害 一部破損 1棟
2012	平成24年7月21日	大雨	太平洋高気圧の縁を回って暖かく湿った空気が流れ込み、オホーツク海高気圧と太平洋高気圧に挟まれた鞍部に集まって流れ込んできた。上空には寒気があり、大気の状態が非常に不安定になったことから各地で大雨が降った。 7月21日未明より降り始めた雨は、次第に強まり勝山市内では奥越土木事務所勝山分庁舎観測点(気象台観測点)で24時間雨量144mm、1時間当たり雨量は35mm(7～8時)を観測。	農林関係 1,500千円
2013	平成25年7月29日～7月30日	大雨	日本海から東北地方付近にのびる梅雨前線と、本州に沿って西から流れ込む暖かく湿った空気や上空の寒気の影響で、広い範囲で大気の状態が不安定となり、九州から北海道にかけて局地的に非常に激しい雨が降った。 7月29日未明より降り始めた雨は、断続的に降り続き勝山市内では平泉寺岡横江(気象台観測点)で観測履歴1位となる24時間雨量175mmを観測した。1時間当たり雨量は20mm(29日11～12時)を観測。	農林関係 15,950千円
2013	平成25年9月16日	特別警報	9月13日3時に小笠原の近海で発生した台風第18号は、日本の南海上を北西に進みながら14日9時に大型となり、15日夕方には四国の南海上に達した。その後、台風は進路を北東に変え、近畿地方や東海地方を暴風域に巻き込みながら東海道沖を北東に進み、16日8時前に愛知県豊橋市付近に上陸した。この台風は上陸後も勢力を維持したまま北上し、暴風域を伴って関東甲信地方を北東に進んだ後、東北地方南部を経て16日18時には三陸沖に達した。台風の影響で15日未明から雨となり、小浜、大飯では15日の降水量が9月の極値第1位を更新した。台風が北陸地方に最も接近、通過した16日未明から明け方にかけては、嶺南を中心に激しい雨が降り、16日には再び日降水量が9月の極値第1位を更新した。	
2014	平成26年7月19日～7月20日	大雨	7月19日から20日にかけて、上空に強い寒気を伴った低気圧が、日本海を南東に進み、20日9時には能登半島付近まで進んだ。19日の夜遅くから20日未明にかけて、断続的に降り続き勝山市内では平泉寺岡横江(気象台観測点)で24時間雨量71mmを観測した。1時間当たり雨量は23.5mm(20日3～4時)を観測。	農林関係 16,864千円

西暦	年月日	種類	気象状況等	被害状況
2016	平成28年9月20日～ 9月21日	大雨	福井県では、台風による暖かく湿った空気の影響で大気の状態が非常に不安定となった。 雨量は福井県浄土寺川ダムで9月17日15時～9月20日20時まで雨量196ミリ、9月20日20時までの24時間雨量89ミリを記録した。 当市では9月20日3時22分、避難準備情報を発令し、市内の指定避難所4施設に合計6名の住民が避難した。	建物の被害 土砂による一部破損、床上浸水 1棟2世帯 土砂による一部破損、床下浸水 1棟1世帯
2018	平成30年2月	豪雪	2月4日から5日にかけて、北陸地方の上空約5,000メートル付近には、氷点下33度以下の強い寒気が流れ込み、6日から8日にかけては、氷点下39度以下のさらに強い寒気が流れ込み、日本付近は強い冬型の気圧配置となった。 勝山市では、2月5日に積雪が100cmを超え、「勝山市雪害対策室」を設置し、2月7日に、昭和59年の大雪以来、実に34年ぶりとなる「勝山市雪害対策本部」に切り替えた。2月8日には市街地（観測地点：勝山市消防本部）における最大積雪量は204cmとなった。	人的被害 死亡 2人 負傷者 11人 建物の被害 174棟 非住家被害 10棟
2021	令和3年1月	豪雪	1月7日は低気圧が日本海を急速に発達しながら東北東に進み、その後10日にかけ北陸地方の上空約1,500メートルに氷点下12度以下の寒気が流れ込み、強い冬型の気圧配置となった。 勝山市では、1月8日に積雪が100cmを超え、「勝山市雪害対策室」を設置し、1月9日には150cmを超え、「雪害対策本部」に切り替えた。1月10日には市街地（観測地点：勝山市消防本部）で平成30年福井豪雪を超える最大積雪深225cmを観測した。	人的被害 死亡 1人 重傷者 1人 軽傷者 5人 物的被害（住家） 一部損壊 1棟 床上浸水 2棟 床下浸水 9棟 物的被害（非住家） 損壊 3棟 物的被害（農業用ハウス） 損壊 59棟
2022	令和4年8月4日～ 8月5日	大雨	8月4日から5日は、日本海から北陸地方を通して日本の東にのびる前線がゆっくり南下し、日本の南に中心を持つ高気圧の縁をまわる暖かく湿った空気が前線に向かって流れ込んだ影響や、上空の寒気の影響で大気の状態が不安定となり、福井県では、4日昼前には奥越で猛烈な雨が降り、激しい雨が同じ場所で降り続いたことから「線状降水帯」が発生した。また、5日明け方から朝にかけて嶺北南部や嶺南東部に次々と発達した積乱雲が流れ込み、断続的に猛烈な雨が降り記録的な大雨を観測した。 勝山市内では8月4日19時現在、平泉寺岡横江（気象台観測点）で24時間雨量178mmを観測した。1時間当たり雨量は北谷町谷（国観測点）で85mm（4日9～10時）を	物的被害（住家） 床上浸水 17棟 床下浸水 48棟 物的被害（非住家） 損壊 59棟 公共土木関係 739,000千円 農林水産関係 781,000千円 上下水道関係 50,000千円 合計 1,570,000千円
2023	令和5年7月13日	大雨	日本海にのびる梅雨前線が、12日から13日にかけて北陸地方をゆっくり南下し、福井県付近に停滞した。この前線に向かって太平洋高気圧の縁を回って暖かく湿った空気が流入した。また、北陸地方の上空に寒気が流れ込んだ影響もあり、大気の状態が非常に不安定となった。特に13日未明から朝にかけては嶺北や嶺南東部で雷を伴って非常に激しい雨が降った。 勝山市内では7月13日5時までの時間雨量の最大は北谷町で49mm、平泉寺町で36mm、7月13日7時までの24時間雨量は北谷町で197mm、平泉寺町で132mmを観測。	物的被害（住家） 床上浸水 1棟 床下浸水 28棟 物的被害（非住家） 損壊 13棟 公共土木関係 612,400千円 農林水産関係 495,100千円 上下水道関係 100千円 合計 1,570,000千円

防災関係機関等連絡先一覧表

令和6年度

(1) 勝山市

機 関 名	所 在 地	電話番号	連絡窓口	県防災無線・FAX
勝 山 市 役 所	勝山市元町1-1-1	0779-88-1111 0779-88-8125 災害時 携帯電話 090-2125-3936 災害時優先電話 0779-88-8125 衛星携帯電話 090-8967-4031	(代表、宿直) 総務課 (ダイヤルイン)	305-2 防災FAX 305#5 FAX 0779-88-1119

(2) 福井県

機 関 名	所 在 地	電話番号	連絡窓口	県防災無線
福 井 県	福井市大手3丁目17-1	0776-21-1111		111-61-内線番号
危機管理課		直通 0776-20-0308 内線 2173	夜間 (危機対策 連絡員室) 0776- 20-0742	111-61-2171 災害対策本部 (災害時のみ) 111-170, 171 防災FAX 111-172
砂防防災課		直通 0776-20-0494 内線 3395		111-61-3395
河川課		直通 0776-20-0480 内線 3391		111-61-3391
市町協働課		直通 0776-20-0262 内線 2150		111-61-2150
秘書課 秘書G		内線 2022		111-61-2022
国際経済課		直通 0776-20-0752		
防災航空事務所	坂井市春江町江留中50-1-2	0776-51-6945		418-1-2

☆県防災無線の地上系は111不要

(3) 県出先機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	連絡窓口	県防災無線
奥越土木事務所	大野市友江11-14	0779-66-1221 内線 863	勝山道路課	111-72-5864
奥越健康福祉センター	大野市天神町1-1	0779-66-2076		403-1-102
奥越農林総合事務所	大野市友江11-10	0779-65-1286		111-72-内線番号
ハローワーク大野	大野市陽明町3-403	0779-66-2408		111-84-203
笹尾川・浄土寺川ダム 統合管理事務所	大野市中野28-36	0779-65-6561		FAX 0779-66-6573 111-84-202
奥越高原牧場	平泉寺町池ヶ原230	0779-88-1973		
恐竜博物館		0779-88-0001		111-73-6206

☆県防災無線の地上系は111不要

(4) 警察関係

機 関 名	所 在 地	電話番号	連絡窓口	県防災無線
福井県警察本部	福井市大手3丁目17-1	0776-22-2880	警備課	111-72-5442
勝山警察署	勝山市滝波町4-402	0779-88-0110		

☆県防災無線の地上系は111不要

(5) 市町

機 関 名	所 在 地	電話番号	連絡窓口	県防災無線
福井市役所	福井市大手3丁目10-1	0776-20-5234	危機管理課	300-1-5234
敦賀市役所	敦賀市中央町2丁目1-1	0770-22-8166	危機管理対策課	301-1-193
小浜市役所	小浜市大手町6-3	0770-64-6006	生活安全課	303-1-472
大野市役所	大野市天神町1-1	0779-65-2121	防災防犯課	304-1-2702
鯖江市役所	鯖江市西山町13-1	0778-53-2205	防災危機管理課	306-1-211
あわら市役所	あわら市市姫3-1-1	0776-73-8040	総務課防災安全対策室	314-1-226
越前市役所	越前市府中1-13-7	0778-22-3081	防災危機管理課	302-1-2312
坂井市役所	坂井市坂井町下新庄1-1	0776-50-3525	安全対策課	317-1-238
永平寺町役場	吉田郡永平寺町松岡春日1-4	0776-61-3941	防災安全課	308-1-297
池田町役場	今立郡池田町稲荷35-4	0778-44-8003	総務財政課	319-1-124
南越前町役場	南条郡南越前町東大道29-1	0778-47-8016	総務課防災安全室	320-1-231
越前町役場	丹生郡越前町西田中13-5-1	0778-34-8721	防災安全課	323-1-221
美浜町役場	三方郡美浜町郷市25-25	0770-32-6716	エネルギー政策課	330-1-233
高浜町役場	大飯郡高浜町宮崎71-7-1	0770-72-7701	防災安全課	333-1-621
おおい町役場	大飯郡おおい町本郷136-1-1	0770-77-4050	防災安全課	334-1-212
若狭町役場	三方上中郡若狭町中央1-1	0770-45-9126	環境安全課防災対策室	329-1-2501

(6) 消防本部

機 関 名	所 在 地	電話番号	連絡窓口	県防災無線
勝山市消防本部	勝山市長山町2-2-7	0779-88-0400		358-2
大野市消防本部	大野市天神町7-14	0779-66-0119		351-2
福井市消防局	福井市和田東2丁目2207	0776-20-0119		350-2
永平寺町消防本部	吉田郡永平寺町東古市10-5	0776-63-0119		352-2
嶺北消防組合消防本部	坂井市春江町随応寺17-10	0776-51-0119		353-2
鯖江・丹生消防組合消防本部	鯖江市西山町13-22	0778-54-0119		354-2
南越消防組合消防本部	越前市千福町126	0778-21-0119		355-2
敦賀美方消防組合消防本部	敦賀市中央町2-1-2	0770-20-0119		356-2
若狭消防組合消防本部	小浜市大手町7-8	0770-53-0119		357-2

(7) 自衛隊関係

機 関 名	所 在 地	電話番号	連絡窓口	県防災無線
陸上自衛隊第14普通科連隊	金沢市野田町1-8	076-241-2171	連隊第3科	
陸上自衛隊第372施設隊	鯖江市吉江町4-1	0778-51-4675	本部訓練班	450
海上自衛隊舞鶴地方総監部	舞鶴市字余部下1190	0773-62-2250	防衛部 第3室	451
航空自衛隊第6航空団	小松市向本折町戊267	0761-22-2101	防衛班長	
自衛隊福井地方協力本部	福井市春山1丁目1-54	0776-23-1910 -1911	総務課	

(8) 中央出先機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	連絡窓口	県防災無線
北陸財務局福井財務事務所	福井市春山1丁目1-54	0776-25-8230		
北陸農政局福井県拠点	福井市日之出3丁目14-15	0776-30-1611		
中部運輸局福井運輸支局	福井市西谷町1丁目1402	0776-34-1602	輸送課	
福井地方気象台	福井市豊島2丁目5-2	0776-24-0096	防災業務課	452-2
勝山郵便局	勝山市本町2-10-20	0779-88-0100	集荷・配送	
福井労働局	福井市春山1丁目1-54	0776-22-2655	総務課	
国土交通省近畿地方整備局 福井河川国道事務所	福井市花堂南2丁目14-7	0776-35-2661	調査第一課 道路管理課	
九頭竜川ダム統合管理事務所	大野市中野29-28	0779-66-5300		

(9) 公共の団体

機 関 名	所 在 地	電話番号	連絡窓口	県防災無線・FAX
えちぜん鉄道㈱	福井市松本上町15-3-1	0776-52-8888		FAX 0776-52-8855
えちぜん鉄道㈱勝山駅	勝山市遅羽町比島34-2-7	0779-87-0098		
京福バス㈱ 福井営業所	福井市日之出5-3-30	0776-54-5171		FAX 0776-54-3869
勝山交通㈱	勝山市滝波町4丁目101	0779-88-0534		FAX 0779-88-3733
大福交通㈱	勝山市下高島12-1-1	0779-88-1331		FAX 0779-88-2524
西日本電信電話㈱福井支店	福井市日之出2丁目12-5	0776-20-9510		FAX 0776-27-4795
日本銀行福井事務所	福井市順化1-1-1	0776-22-4495		
日本赤十字社福井県支部	福井市月見2丁目4-1	0776-36-3640	事業推進課	455
中日本高速道路㈱金沢支社	福井市稲津町16-7	0776-41-3420	管理事務所	
福井保全サービスセンター				
日本通運㈱福井支店	福井市重立町22-1	0776-60-1103		
北陸電力㈱福井支店	福井市日の出1丁目4-4-1	0776-25-8710		
北陸電力㈱奥越配電センター	大野市弥生町1-5	0779-66-7425		FAX 0779-66-7401
一般社団法人福井県医師会	福井市大願寺3丁目4-10	0776-24-0387		456
一般社団法人勝山市医師会	勝山市郡町1丁目1-50	0779-87-2766		FAX 0779-87-2767
福井銀行㈱	福井市順化1丁目1-1	0776-24-2030		
(一社)福井県エルピーガス協会 勝山支部	勝山市芳野町1丁目5-38	0779-88-0758	吉田屋本店	FAX 88-1075
(公財)福井県国際交流協会	福井市宝永3丁目1-1	0776-28-8800		

報道機関連絡先

社 名	所 在 地	電話番号	FAX番号
朝日新聞社 福井総局	福井市大手3丁目11-6	0776-22-0910	0776-23-1523
読売新聞社 福井支局	福井市大手3丁目14-9	0776-22-5220	0776-22-5222
大野通信部	大野市本町9-16	0779-66-2263	0779-65-8701
福井新聞社 本社	福井市大和田町2丁目801	0776-57-5111	0776-57-5145
勝山支局	勝山市旭町2丁目669	0779-88-2011	0779-87-3560
中日新聞社 福井支社	福井市大手3丁目1-8	0776-22-0950	0776-22-3233
勝山通信部	勝山市本町1丁目2-28	0779-88-0591	0779-87-1893
日刊県民福井 福井本社	福井市大手3丁目1-8	0776-28-8611	0776-28-8616
大野支社	大野市美川町5-3	0779-65-5911	0779-65-4701
毎日新聞社 福井支局	福井市中央3丁目3-21	0776-24-0074	0779-21-3160
産経新聞社 福井支局	福井市宝永3丁目9-10	0776-23-1221	0776-28-7374
日本放送協会 福井放送局	福井市宝永3丁目3-5	0776-28-8850	0776-27-6082
福井放送㈱ 本社	福井市大和田町2丁目510	0776-57-1000	0776-57-1932
福井テレビジョン放送㈱	福井市問屋町3丁目410	0776-21-2233	0776-27-9217
福井エフエム放送㈱	福井市御幸1丁目1-1	0776-21-2100	0776-21-2101

勝山市災害被害状況調査及び報告要領

(目的)

第1 この要領は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の規定に基づき、市長が知事に対して行う災害の報告に関し、必要な資料を得るため、各部長が行う災害の状況調査及び報告に関し必要な事項を定め、被害状況の的確かつ迅速な把握を目的とするものである。

(調査)

第2 被害状況の調査は、市内住民の生命及び財産に関する事項並びに市の管理する施設等につき調査するものとする。

(報告責任者)

第3 各部長はあらかじめ各班の被害状況報告責任者を定めておかなければならない。

(報告の種類)

第4 被害状況の報告の種類は次のとおりとする。

- (1)発生報告 災害が発生したとき直ちに行う。
- (2)中間報告 発生報告後災害の状況が変るたびに行う。
- (3)確定報告 災害が終了しその被害が確定したときに行う。

(発生報告)

第5 被害発生の情報を得た場合、電話又は口頭で直ちに被害の概要を危機管理幹まで報告しなければならない。

2 報告事項は、発生した時間、場所、被害の種類、被害の程度、対応状況等とする。

3 電話又は口頭による即報後、報告責任者は、速やかに様式第1号及び様式第2号を危機管理幹まで提出しなければならない。

(中間報告)

第6 発生報告後、災害の状況が変わった場合、電話又は口頭で直ちに被害の概要を危機管理幹まで報告しなければならない。報告の方法は第5に準じる。

(確定報告)

第7 災害が終了し、その被害が確定した場合、様式第3号を危機管理幹まで提出しなければならない。

(被害程度の認定基準)

第8 被害程度の認定は、別表に基づき行う。

この要領は、平成18年8月23日から施行する。

別表 被害程度の認定基準

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのあるものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家の被害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊 (全焼・全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。具体的には、建物の損害額が20万円を超える場合をいう。(全労済福井県本部の災害見舞金制度実施に関する協定書を締結している総合(慶弔)共済事業細則第14条第9項第3号に基づく。)
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊及び半壊には該当しないが土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
世帯等	世帯	生計を一つにしている生活単位とする。例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを1世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば、分けて扱うものとする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
非住家の被害	非住家	住家以外の建物でこの基準中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば、市庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたのもののみ記入する。	

被害区分		認定基準
その他の被害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没・冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	砂防	砂防法(明治30年法律第29条)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
公共文教施設		公立の文教施設とする。
農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
その他の公共施設		公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
農産被害		農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農産物等の被害とする。
畜産被害		農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
林産被害		農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
水産被害		農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具漁船等の被害とする。
商工被害		建築物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

被害区分		認定基準
火災発生件数	火災発生件数	地震又は火山噴火の場合に限る。その他の火災の報告は、別に定めるところにより行う。
	危険物	消防法(昭和23年法律第186号)第11条第1項により、市町長、消防組合管理者の許可を受け設置されている危険物製造所、危険物貯蔵所及び危険物取扱所の施設とす

その他

(1)災害年報の公立文教施設、公共土木施設、農林水産施設、その他の公共施設等の被害額については査定済額を記入し、未査定額(被害見込額)は、カッコ外書きするものとする。

(2)災害に対しとられた措置

- ① 災害に対してとられた措置の概要は、具体的かつ詳細に記載するものとし、報告様式に余白がない場合は、別紙とする。
- ② 消防機関の活動状況の報告に当たっては、被害が発生し防災活動に従事した者で、待機は含まない。報告は、消防職員、消防団員別とし、使用した機材と主な活動内容を報告する。

災害報告取扱要領

昭和45年 4月10日

消防防第246号消防庁長官

改正 昭和58年12月 消防総第833号

消防災第279号

消防救第 58号

昭和59年10月 消防災第267号

平成 6年12月 消防災第278号

平成 8年 4月 消防災第 59号

平成13年 6月 消防災第101号

消防情第 91号

平成31年 4月 消防応第 28号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式及び方法を定めるものとする。

なお、災害即報については、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）の定めるところによるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り、その他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）に定める火災をいう。）を除いたものとする。

3 被害状況等の報告

市町村は、把握した被害状況等について必要な事項を都道府県に報告し、都道府県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。

なお、各都道府県は、被害状況の把握にあたって当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。

4 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が当初は軽微であっても、2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県に

おける被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

5 報告の種類、期日等

- (1) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	第1号様式	1部
災害中間年報	12月20日	第2号様式	1部
災害年報	4月30日	第3号様式	1部

- (2) 災害中間年報は、毎年1月1日から12月10日までの災害による被害の状況について、12月10日現在で明らかになったものを報告するものとする。
- (3) 災害年報は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを報告するものとする。

第2 記入要領

第1号様式、第2号様式及び第3号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、

住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律

第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

- (4) 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
- (6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

第 1 号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他
出 火 場 所	
出 火 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分) (鎮 圧 日 時) 鎮 火 日 時 (月 日 時 分) 月 日 時 分
火元の業態・ 用 途	事業所名 (代表者氏名)
出 火 箇 所	出 火 原 因
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人 死者の生じた理由 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人
建 物 の 概 要	構造 建築面積 m² 階層 延べ面積 m²
焼 損 程 度	全 焼 棟 半 焼 棟 部分焼 棟 ぼ や 棟 } 計 棟 焼 損 面 積 建物焼損床面積 m² 建物焼損表面積 m² 林野焼損面積 ha
り 災 世 帯 数	世帯 気 象 状 況
消 防 活 動 状 況	消防本部 (署) 台 人 消 防 団 台 人 その他 (消防防災ヘリコプター等) 台・機 人
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況	
その他参考事項	

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第2号様式 (特定の事故)

第 報

事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2 危険物等に係る事故
3 原子力施設等に係る事故
4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		
消防覚知方法		気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()		物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他()				
施設の概要		危険物施設の 区 分			
事故の概要					
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等	人 (人)	
			重症	人 (人)	
			中等症	人 (人)	
			軽症	人 (人)	
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
		消 防 本 部 (署)	台 人		
		消 防 団	台 人		
		消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー	機 人		
		海 上 保 安 庁	人		
		自 衛 隊	人		
そ の 他	人				
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 （救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者（性別・年齢） 計 人 不明 人	負傷者等 { 重 症 人（ 人 ） 中等 症 人（ 人 ） 軽 症 人（ 人 ）		
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救 助 人 員		
消防・救急・救助 活 動 状 況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

災害名（第 報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所							発生日時	月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人			人		半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
		119番通報の件数												
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)							
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式（その1） 別紙

都道府県名 ()

(避難勧告等の発令状況)

[illegible]

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

第4号様式(その2)

(被害状況即報)

都道府県				区 分		被 害		区 分		被 害		災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都 道 府 県	市 町 村	
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災害名		第 報	田	流失・埋没	ha		公 立 文 教 施 設	千円						
	冠 水	ha				農 林 水 産 業 施 設	千円								
		流失・埋没			ha		公 共 土 木 施 設	千円							
報 告 者 名			畑	冠 水	ha		そ の 他 の 公 共 施 設	千円							
				学 校	箇所		小 計	千円							
				病 院	箇所		公共施設被害市町村数		団体						
					道 路	箇所		そ の 他	農 産 被 害	千円					
				橋 り よ う	箇所		林 産 被 害		千円						
				河 川	箇所		畜 産 被 害		千円						
				港 湾	箇所		水 産 被 害		千円						
				砂 防	箇所		の	商 工 被 害	千円						
					清 掃 施 設	箇所			災 害 救 助 法	適 用 市 町 村 名	計	団 体			
				崖 く ず れ	箇所										
				鉄 道 不 通	箇所		他	そ の 他					千円		
				被 害 船 舶 隻											
				水 道	戸		被 害 総 額	千円		119番通報件数	件				
					電 話	回線			災 害 の 概 況						
					電 気	戸									
					ガ ス	戸									
				ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所										
				他			応 急 対 策 の 状 況	消 防 機 関 等 の 活 動 状 況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)						
					り 災 世 帯 数	世帯									
					り 災 者 数	人									
					火 災 発 生										
				建 物 件			自 衛 隊 の 災 害 派 遣	その他							
					危 険 物 件										
				そ の 他 件											
非 住 家	公 共 建 物	棟													
	そ の 他	棟													

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

第 1 号様式 災害確定報告

都 道 府 県						区 分			被 害			
災 害 名 ・ 確定年月日			月 日 時確定			そ の 他	田	流失・埋没	ha			
								冠 水	ha			
								畑	流失・埋没	ha		
									冠 水	ha		
報 告 者 名							学 校	箇所				
区 分			被 害				病 院	箇所				
人 的 被 害	死 者		人				道 路	箇所				
	うち 災害関連死者		人				橋 り よ う	箇所				
	行方不明者		人			河 川	箇所					
	負傷者	重 傷	人			港 湾	箇所					
		軽 傷	人			砂 防	箇所					
	住 家 被 害	全 壊		棟			清 掃 施 設	箇所				
世帯						崖 く ず れ	箇所					
人						鉄 道 不 通	箇所					
半 壊		棟			被 害 船 舶	隻						
		世帯			水 道	戸						
		人			電 話	回線						
一 部 破 損		棟			電 気	戸						
		世帯			ガ ス	戸						
		人			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所						
床 上 浸 水		棟										
		世帯										
		人										
床 下 浸 水		棟			り 災 世 帯 数		世帯					
		世帯			り 災 者 数		人					
		人										
非 住 家		公 共 建 物		棟			火 災 発 生	建 物		件		
	そ の 他		棟			危 険 物		件				
			棟			そ の 他		件				

区 分		被 害	都 道 府 県 災 害 対 策 本 部	名 称				
公 立 文 教 施 設		千円			設 置	月 日 時		
農 林 水 産 業 施 設		千円						
公 共 土 木 施 設		千円			解 散	月 日 時		
そ の 他 の 公 共 施 設		千円						
小 計		千円						
公共施設被害市町村数		団体						
そ の 他	農 産 被 害	千円		災 害 置 対 市 策 町 本 村 部 名	計 団体			
	林 産 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円		災 適 用 市 町 村 救 助 法 名				
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
そ の 他	千円		消 防 職 員 出 動 延 人 数		人			
被 害 総 額		千円		消 防 団 員 出 動 延 人 数		人		
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他（避難の勧告・指示の状況）							

第2号様式 災害中間年報

都道府県名

発生年月日			災害名								計
区分											
人的被害	死者	人									
		うち 災害関連死者	人								
	行方不明者		人								
	負傷者	重傷	人								
		軽傷	人								
住家被害	全壊	棟									
		世帯									
		人									
	半壊	棟									
		世帯									
		人									
	一部破損	棟									
		世帯									
		人									
	床上浸水	棟									
		世帯									
		人									
	床下浸水	棟									
		世帯									
		人									
非住家	公共建物	棟									
	その他	棟									
り災世帯数		世帯									
り災者数		人									
公立文教施設		千円									
農林水産業施設		千円									
公共土木施設		千円									
その他の公共施設		千円									
その他被害		千円									
被害総額		千円									
都道府県 災害対策本部	設置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日					
	解散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日					
災害対策本部設置市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体				
災害救助法適用市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体				
消防職員出動延人数		人									
消防団員出動延人数		人									

第3号様式 災害年報

都道府県名

発生年月日			災害名							計
区分										
人的被害	死者	人								
		うち 災害関連死者	人							
	行方不明者		人							
	負傷者	重傷	人							
		軽傷	人							
住家被害	全壊	棟								
		世帯								
		人								
	半壊	棟								
		世帯								
		人								
	一部破損	棟								
		世帯								
		人								
	床上浸水	棟								
		世帯								
		人								
	床下浸水	棟								
		世帯								
		人								
非住家	公共建物	棟								
	その他	棟								
その他の被害	田	流失・埋没	ha							
		冠水	ha							
	畑	流失・埋没	ha							
		冠水	ha							
	学校	箇所								
	病院	箇所								
	道路	箇所								
	橋りょう	箇所								
	河川	箇所								
	港湾	箇所								
	砂防	箇所								
	清掃施設	箇所								
	崖くずれ	箇所								
	鉄道不通	箇所								
	被害船舶	隻								
	水道	戸								

都道府県名

発生年月日		災害名							計
		区分							
電	話	回線							
電	気	戸							
ガ	ス	戸							
その他	ブロック塀等	箇所							
火災発生	建物	件							
	危険物	件							
	その他	件							
り災世帯数		世帯							
り災者数		人							
公立文教施設		千円	()	()	()	()	()	()	
農林水産業施設		千円	()	()	()	()	()	()	
公共土木施設		千円	()	()	()	()	()	()	
その他の公共施設		千円	()	()	()	()	()	()	
小計		千円	()	()	()	()	()	()	
公共施設被害市町村数		団体							
その他	農産被害	千円							
	林産被害	千円							
	畜産被害	千円							
	水産被害	千円							
	商工被害	千円							
その他		千円							
被害総額		千円							
都道府県災害対策本部		設置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
		解散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
災害対策本部設置市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体
災害救助法適用市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体
消防職員出動延人数			人	人	人	人	人	人	人
消防団員出動延人数			人	人	人	人	人	人	人

福井地方気象台の行う注意報、警報、特別警報等の発表基準

(1) 警報、注意報の発表基準

令和6年5月23日現在

勝山市	府県予報区	福井県	
	一次細分区域	嶺北	
	市町村等をまとめた地域	奥越	
警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	11
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	118
	洪水	流域雨量指数基準	九頭竜川流域＝63.3 岩屋川流域＝10.9 皿川流域＝11.8 滝波川流域＝16.4 暮見川流域＝6.9 浄土寺川流域＝8 淀川流域＝5.1 大蓮寺川流域＝4.6
		複合基準 ※1	浄土寺川流域＝(5, 7.2) 大蓮寺川流域＝(6, 4.6)
		指定河川洪水予報 による基準	—
		平均風速	20m/s
	暴風	平均風速	20m/s 雪を伴う
	暴風雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ45cm
	大雪	有義波高	
	波浪	潮位	
	高潮		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	7
		土壌雨量指数基準	82
	洪水	流域雨量指数基準	九頭竜川流域＝50.6 岩屋川流域＝8.7 皿川流域＝9.4 滝波川流域＝13.1 暮見川流域＝5.5 浄土寺川流域＝6.4 淀川流域＝4.1 大蓮寺川流域＝3.6
		複合基準 ※1	浄土寺川流域＝(5, 6.4) 大蓮寺川流域＝(6, 3.6)
		指定河川洪水予報 による基準	—
		平均風速	12m/s
	強風	平均風速	12m/s 雪を伴う
	風雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ25cm
	大雪	有義波高	
	波浪	潮位	
	高潮		
	雷	落雪等により被害が予想される場合	
	融雪	①積雪地域の日平均気温が12℃以上 ②積雪地域の日平均気温が10℃以上かつ日降水量が20mm以上	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度30%で、実効湿度65% ※2	
	なだれ	①24時間降雪の深さが50cm以上あった場合 ②積雪が100cm以上あって最高気温10℃以上の場合	
		① 7月～8月：日平均気温が平年より3℃以上、低い日が3日以上継続 ②12月～3月：最低気温が平野部-5℃以下、山沿い-10℃以下	
	低温	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下	
	霜	著しい着氷(雪)が予想される場合	
	着氷・着雪		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	80mm

※1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 湿度は福井地方気象台の値。

(2) 特別警報の発表基準

気象等に関する特別警報の発表基準

特別警報	現象の種類	基 準	
	大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨となる大雨が予想される場合	
	暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
	高 潮		高潮になると予想される場合
	波 浪		高波になると予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準

特別警報	現象の種類	基 準	
	津 波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 （大津波警報を特別警報に位置づける）	
	火山噴火	居住地に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 （噴火警報（居住地域）※を特別警報に位置づける）	
	地 震 （地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 （緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置づける）	

※噴火警戒レベルを運用している火山では「噴火警報（居住地域）」（噴火警戒レベル4または5）を、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」（キーワード：居住地域厳重警戒）を特別警報に位置づけています。

気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどんな現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

(1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

(2)地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

(3) 震度が同じであっても、地震動の振幅(揺れの大きさ)、周期(揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ)及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

(4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

(5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

計測震度	震度階級	人 間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物耐震性が高い	木造建物耐震性が低い	鉄筋コンクリート造建物耐震性が高い	鉄筋コンクリート造建物耐震性が低い	ライフライン	地盤・斜面
0.5	0	人は揺れを感じない。								
1.5	1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。								
2.5	2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。							
3.5	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。						
4.5	4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。						
5.0	5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	—	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。〔停電する家庭もある。〕	規模の小さい地割れや液状化が生じることがある。落石やがけ崩れが発生することがある。

計測 震度	震度 階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物 耐震性が高い	木造建物 耐震性が低い	鉄筋コンクリート造建物 耐震性が高い	鉄筋コンクリート造建物 耐震性が低い	ライフライン	地盤・斜面
5.5	5強	大半の人が、物につかまらな いと歩くことが難しいなど、 行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、 落ちるものがある。テレビが 台から落ちることがある。固 定していない家具が倒れるこ とがある。	窓ガラスが割れて落ちること がある。補強されていないブ ロック塀が崩れることがある。 据付けが不十分な自動販売機 が倒れることがある。自動車 の運転が困難となり、停止す る車もある。	—	壁などにひび割れ・亀裂がみ られることがある。	—	壁、梁(はり)、柱などの部材 に、ひび割れ・亀裂が入ること がある。	家庭などにガスを供給するた めの導管、主要な水道管に被 害が発生することがある。[一 部の地域でガス、水道の供給 が停止することがある。]	
	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が 移動し、倒れるものがある。ド アが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、 落下することがある。	壁などに軽微なひび割れ・亀 裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多 くなる。壁などに大きなひび 割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾い たりすることがある。倒れる ものもある。	壁、梁(はり)、柱などの部材 に、ひび割れ・亀裂が入ること がある。	壁、梁(はり)、柱などの部材 に、ひび割れ・亀裂が多くな る。	家庭などにガスを供給するた めの導管、主要な水道管に被 害が発生する。[一部の地域で ガス、水道の供給が停止し、 停電することもある。]	地割れが生じることがある。 がけ崩れや地すべりが発生す ることがある。
6.0	6強	立っていることができず、は わな いと動くことができない。揺れ にほんろうされ、動くことも できず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとん どが移動し、倒れるものが多 くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、 落下する建物が多くなる。補 強されていないブロック塀の ほとんどが崩れる。	壁などにひび割れ・亀裂がみ られることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀 裂が入るものが多くなる。傾 くものや、倒れるものが多い 。	壁、梁(はり)、柱などの部材 に、ひび割れ・亀裂が多くな る。	壁、梁(はり)、柱などの部材 に、斜めや X 状のひび割れ・ 亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩 れ、倒れるものがある。	ガスを地域に送るための導管、 水道の配水施設に被害が発生 することがある。[一部の地域 で停電する。広い地域でガス、 水道の供給が停止することが ある。]	大きな地割れが生じることが ある。がけ崩れが多発し、大 規模な地すべりや山体の崩壊 が発生することがある。
6.5	7		固定していない家具のほとん どが移動したり倒れたりし、 飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、 落下する建物がさらに多くな る。補強されているブロック 塀も破損するものがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多 くなる。まれに傾くことがあ る。	傾くものや、倒れるものがさ らに多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材 に、ひび割れ・亀裂がさらに 多くなる。1階あるいは中間 階が変形し、まれに傾くもの がある。	壁、梁(はり)、柱などの部材 に、斜めや X 状のひび割れ・ 亀裂が多くなる。1階ある いは中間階の柱が崩れ、倒 れるものが多い。		

*ライフラインの[]内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものである。

雨量観測所一覧表

観測所在地	管 理 者	連 絡 先	備 考
長山町2丁目2-7	勝山市消防署	88-0400	
平泉寺町平泉寺86字岡道北9-1	福井地方気象台	0776-24-0069(防災無線452-2)	降水量、気温、風向・風速、日照
北郷町森川	奥越土木事務所	66-1221	インターネットにて雨量を確認する。
北谷町谷	福井河川国道事務所		滝波川 、国土交通省
荒土町妙金島	福井河川国道事務所		
遅羽町下荒井11字4-1	九頭竜川ダム統管理事務所		九頭竜川 、国土交通省
170字奥山(浄土寺川ダム)	笹生川・浄土寺川ダム統管理事務所	65-6561	

水位観測所一覧表(福井県)

河川名	所 在 地	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	観測者名	連 絡 先
九頭竜川	遅羽町比島	360cm	460cm	470cm	530cm	無線テレ 奥越土木	自動応答番号 0776-21-2854 66-1221
九頭竜川	吉田郡永平寺町藤巻 (小舟渡橋)	230cm	330cm	-	530cm	有線テレ 奥越土木	自動応答番号 0776-21-2854 66-1221
浄土寺川	勝山市松原(栄)					無線テレ 笹生川・浄土寺ダム統管	65-6561
浄土寺川	勝山市長山町 (長山)					無線テレ 笹生川・浄土寺ダム統管	65-6561
浄土寺川	勝山市村岡町 (砂留花橋)					無線テレ 笹生川・浄土寺ダム統管	65-6561

水位観測所一覧表(勝山市)

河川名	所 在 地	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	観測者名	備 考
女神川	平泉寺町平泉寺 (巡見橋)	130cm	170cm	-	285cm	第4分団長	量水標目視観測 勝山のライブカメラ設置
浄土寺川	村岡町浄土寺 (浄土寺橋)	90cm	140cm	-	170cm	第6分団長	量水標目視観測 勝山のライブカメラ設置
暮見川	郡町 (郡橋)	120cm	155cm	-	250cm	第6分団長	量水標目視観測 勝山のライブカメラ設置
滝波川	野向町薬師神谷 (薬師神谷橋)	90cm	200cm	-	255cm	第7分団長	量水標目視観測 勝山のライブカメラ設置
野津又川	野向町北野津又 (野津又橋)	220cm	250cm	-	300cm	第7分団長	量水標目視観測 勝山のライブカメラ設置
皿川	荒土町伊波 (万年橋)	120cm	145cm	-	230cm	第8分団長	量水標目視観測 勝山のライブカメラ設置
岩屋川	北郷町伊知地 (伊知地橋)	120cm	230cm	-	316cm	第9分団長	量水標目視観測 勝山のライブカメラ設置
鹿谷川	鹿谷町本郷 (落合橋)	170cm	210cm	-	290cm	第10分団長	量水標目視観測 勝山のライブカメラ設置
淀川	猪野 (榊木橋)	100cm	120cm	-	160cm	第3分団長	量水標目視観測 勝山のライブカメラ設置

危機管理型水位計 観測所一覧表

観測所名	河川名	設置場所	所在地	観測方法	観測者名
中央公園	大蓮寺川	左岸	元町1丁目	無線テレ	奥越土木
東野	畝見川	右岸	北郷町東野	無線テレ	奥越土木
万年橋	皿川	右岸	荒土町伊波	無線テレ	奥越土木
郡橋	暮見川	左岸	郡町2丁目	無線テレ	奥越土木
薬師神谷橋	滝波川	右岸	野向町 薬師神谷	無線テレ	奥越土木
北部中学校	温川	右岸	荒土町伊波	無線テレ	奥越土木
巡見橋	女神川	右岸	平泉寺町 平泉寺	無線テレ	奥越土木
上橋	日谷川	右岸	荒土町 細野口	無線テレ	奥越土木
伊知地橋	岩屋川	左岸	北郷町 伊知地	無線テレ	奥越土木
榊木橋	淀川	左岸	猪野	無線テレ	奥越土木
落合橋	鹿谷川	左岸	鹿谷町本郷	無線テレ	奥越土木
矢戸口	東川	左岸	鹿谷町 矢戸口	無線テレ	奥越土木

河川監視カメラ 一覧表

河川名	所在地	備考
九頭竜川	遅羽町比島	
大蓮寺川	元町1丁目	簡易型
大蓮寺川	昭和町1丁目	簡易型
畝見川	北郷町東野	簡易型
温川	荒土町伊波	簡易型

雪量観測点一覧表

観測点所在地	路線名	観測者	適 用	備 考
勝山市北谷町谷	157号	積雪センサー	定点	福井県
勝山市北谷町五所ヶ原	157号	積雪センサー	路面	福井県
勝山市村岡町暮見	157号	積雪センサー	路面	福井県
勝山市滝波町1丁目	勝山丸岡	旧奥越土木事務所 積雪センサー	定点	福井県
勝山市北郷町坂東島	勝山丸岡	積雪センサー	路面	福井県
勝山市平泉寺町大矢谷	大野勝山	積雪センサー	路面	福井県
勝山市長山町2丁目	—	市消防本部職員	積雪	市消防本部独自観測点

重要水防箇所一覧表

(福井県)

令和7年1月現在

番号 ※	河川名	延長m	区域	重要度		要注意 区 間	級 別	摘 要
				A	B			
19	九頭竜川	3,300	東野～比島	—	右 3,000 左 300	—	1	堤防高 水衝・洗掘
20	畝見川	2,000	東野～新町	右 1,000 左 1,000	—	—	1	堤防高
21	大蓮寺川	3,000	栄町～元町	右 1,500 左 1,500	—	—	1	堤防高

砂防指定地指定箇所

令和7年1月

水系 級	河 川 名			所 在 地		告示番号		告示年月日	面 積 (ha)
	水系名	河川名	溪流名	町 名	字 名				
1	九頭竜川	女神川	女神川	平泉寺町	平泉寺	内	41	T9.5.26	32.6
1	九頭竜川	女神川	女神川	平泉寺町	平泉寺	内	19	S6.2.12	58.71
1	九頭竜川	女神川	女神川	平泉寺町	平泉寺	内	63	S8.3.9	12.32
1	九頭竜川	女神川	女神川	平泉寺町	平泉寺	内	190	S18.4.7	47.07
1	九頭竜川	女神川	女神川	平泉寺町	平泉寺	建	75	S33.1.18	20.26
1	九頭竜川	女神川	荒田川	平泉寺町	小矢谷	建	1869	S39.7.28	12.27
1	九頭竜川	淀川	淀川	平泉寺町	平泉寺ほか	建	1570	S61.9.26	0.99
1	九頭竜川	弁財天川	弁財天川	平泉寺町	大矢谷	建	3121	S41.9.9	29.94
1	九頭竜川	弁財天川	弁財天川	平泉寺町	岩ヶ野	建	75	S33.1.18	7
1	九頭竜川	皿川	皿川	荒土町	細野	内	98	S8.4.11	99.57
1	九頭竜川	皿川	皿川	荒土町	細野	建	3121	S41.9.9	14.29
1	九頭竜川	日谷川	水無山谷川	荒土町	細野口	建	95	S60.1.24	0.86
1	九頭竜川	日谷川	天狗谷川	荒土町	細野	建	1774	H1.10.21	1.5
1	九頭竜川	古川	桧曽谷川	北郷町	桧曽谷	建	1570	S61.9.26	2.19
1	九頭竜川	古川	桧曽谷川	北郷町	桧曽谷	建	1774	H1.10.21	1.67
1	九頭竜川	岩屋川	岩屋川	北郷町	岩屋	内	98	S8.4.11	28.04
1	九頭竜川	岩屋川	岩屋川	北郷町	伊知地	建	1077	S25.9.21	7.31
1	九頭竜川	岩屋川	奥山川	北郷町	伊知地	建	2098	S40.7.30	13.64
1	九頭竜川	岩屋川	負山川	北郷町	伊知地	建	95	S60.1.24	0.79
1	九頭竜川	岩屋川	負山川	北郷町	伊知地	建	532	H1.3.7	1.49
1	九頭竜川	岩屋川	河内川	北郷町	東野	建	1177	S42.3.31	18.25
1	九頭竜川	岩屋川	宝室谷川	北郷町	坂東島	建	1570	S61.9.26	0.67
1	九頭竜川	大谷川	大谷川及び支川	北郷町	坂東島	建	2188	S47.12.27	8.86
1	九頭竜川	大谷川	大谷川	北郷町	坂東島	建	95	S60.1.24	1.51
1	九頭竜川	大谷川	大谷川	北郷町	坂東島	建	72	H2.1.23	0.16
1	九頭竜川	畝見川	西谷川	北郷町	志比原ほか	建	754	S59.3.29	1.53
1	九頭竜川	畝見川	西谷川	北郷町	志比原ほか	建	95	S60.1.24	0.12
1	九頭竜川	滝波川	滝波川	北谷町	小原	内	190	S18.4.7	169.02
1	九頭竜川	滝波川	滝波川	北谷町	小原	建	73	S36.1.23	46.07
1	九頭竜川	滝波川	杉山川	北谷町	中の俣	建	203	S27.3.11	1.31
1	九頭竜川	滝波川	薬下谷川	北谷町	谷	建	1468	S29.10.25	43.64
1	九頭竜川	滝波川	奥河内川	北谷町	谷	建	1869	S39.7.28	37.4
1	九頭竜川	滝波川	胡麻堂谷川	北谷町	谷	建	1061	S56.5.21	16.22
1	九頭竜川	滝波川	沼の川	北谷町	谷	建	241	H1.2.15	0.92
1	九頭竜川	滝波川	牛ヶ谷川	野向町	牛ヶ谷	建	1869	S39.7.28	9.95
1	九頭竜川	牛ヶ谷川	上川	野向町	牛ヶ谷	建	807	S63.3.18	1.28
1	九頭竜川	牛ヶ谷川	上川	野向町	牛ヶ谷	建	72	H2.1.23	0.76
1	九頭竜川	皿川	横倉谷川	野向町	横倉	建	2581	S34.12.24	17.91
1	九頭竜川	皿川	野津又川	野向町	横倉	建	1411	S37.6.19	36.81
1	九頭竜川	皿川	野津又川	野向町	横倉	建	95	S60.1.24	1.36
1	九頭竜川	野津又川	山田川	野向町	北野津又	建	808	S44.3.31	15.12
1	九頭竜川	野津又川	山田川	野向町	横倉	建	532	H1.3.7	1.16
1	九頭竜川	鹿谷川	鹿谷川	鹿谷町	西遅羽口	建	877	S24.10.27	3.91
1	九頭竜川	鹿谷川	鹿谷川	鹿谷町	西遅羽口	建	755	S32.5.7	15.73
1	九頭竜川	鹿谷川	鹿谷川	鹿谷町	矢戸口	建	1869	S39.7.28	17.64
1	九頭竜川	鹿谷川	北西俣川	鹿谷町	北西俣	建	2098	S40.7.30	19.49
1	九頭竜川	鹿谷川	北西俣川	鹿谷町	北西俣	建	1570	S61.9.26	1.14
1	九頭竜川	鹿谷川	北西俣川	鹿谷町	北西俣	建	1570	S61.9.26	1.5
1	九頭竜川	鹿谷川	保田川	鹿谷町	保田	建	3895	S42.11.21	16.86
1	九頭竜川	鹿谷川	保田川	鹿谷町	保田	建	1055	H3.4.16	0.08
1	九頭竜川	鹿谷川	西光寺川	鹿谷町	西光寺	建	1011	S45.7.3	9.92
1	九頭竜川	鹿谷川	又川	鹿谷町	矢戸口	建	336	S52.3.16	3.84
1	九頭竜川	鹿谷川	桑原谷川	鹿谷町	矢戸口	建	336	S52.3.16	3.5
1	九頭竜川	鹿谷川	土井川	鹿谷町	東遅羽口	建	807	S63.3.18	0.61
1	九頭竜川	鹿谷川	茂谷川	鹿谷町	東遅羽口	建	1055	H3.4.16	19.62

水系 級	河 川 名			所 在 地		告示番号		告示年月日	面 積 (ha)
	水系名	河川名	溪流名	町 名	字 名				
1	九頭竜川	宮前川	宮前川及び越田川	鹿谷町	保田	建	857	S54. 4. 14	6. 38
1	九頭竜川	暮見川	暮見谷川	村岡町	暮見	建	755	S32. 5. 7	24. 03
1	九頭竜川	暮見川	暮見川	村岡町	上芳野	建	3121	S41. 9. 9	20. 37
1	九頭竜川	暮見川	芦谷川	村岡町	郡原	建	72	H2. 1. 23	5. 3
1	九頭竜川	暮見川	寺尾谷川	村岡町	寺尾	建	481	H4. 3. 2	1. 69
1	九頭竜川	浄土寺川	浄土寺川	村岡町	上芳野	建	1869	S39. 7. 28	16. 68
1	九頭竜川	浄土寺川	浄土寺川	村岡町	上芳野	建	3121	S41. 9. 9	21. 02
1	九頭竜川	三室川	坂瀬川	遅羽町	大袋	建	2098	S40. 7. 30	3. 18
1	九頭竜川	三室川	坂瀬川	遅羽町	蓬生	建	1056	S46. 6. 24	6. 87
1	九頭竜川	三室川	山田川	遅羽町	大袋、ほう崎	建	926	S60. 6. 12	0. 49
1	九頭竜川	三室川	長尾川	遅羽町	大袋	建	303	H3. 2. 25	1. 75
1	九頭竜川	鹿谷川	土井川	鹿谷町	東遅羽口	建	1057	H4. 4. 21	0. 44
1	九頭竜川	大蓮寺川	三谷川	村岡町	三谷	建	1057	H4. 4. 21	1. 2
1	九頭竜川	皿川	東谷川	荒土町	細野	建	2111	H5. 11. 8	0. 15
1	九頭竜川	滝波川	西浅谷川	北谷町	北六呂師	建	2111	H5. 11. 8	2. 13
1	九頭竜川	岩屋川	宝室谷川	北郷町	坂東島	建	2239	H6. 11. 22	44. 08
1	九頭竜川	三室川	中谷川	遅羽町	北山	建	2239	H6. 11. 22	6. 52
1	九頭竜川	岩屋川	山王谷川	北郷町	伊知地	建	2239	H6. 11. 22	4. 04
1	九頭竜川	三室川	長尾川	遅羽町	大袋	建	2239	H6. 11. 22	11. 06
1	九頭竜川	野津又川	水上谷川	野向町	横倉	建	2239	H6. 11. 22	0. 66
1	九頭竜川	野津又川	鴨谷川	野向町	横倉	建	708	H8. 3. 19	0. 88
1	九頭竜川	野津又川	柱谷川	野向町	横倉	建	708	H8. 3. 19	0. 68
1	九頭竜川	滝波川	牛ヶ谷川	野向町	牛ヶ谷	建	708	H8. 3. 19	0. 03
1	九頭竜川	古川	檜曾谷川	北郷町	檜曾谷	建	708	H8. 3. 19	0. 84
1	九頭竜川	滝波川	滝ノ口川	北谷町	木根橋	建	1322	H8. 5. 13	8. 56
1	九頭竜川	浄土寺川	寺尾谷川	村岡町	寺尾	建	1322	H8. 5. 13	0. 61
1	九頭竜川	三室川	中谷川	遅羽町	北山	建	406	H9. 3. 7	0. 33
1	九頭竜川	刈安川	刈安川	平泉寺町	赤尾	建	1358	H9. 6. 23	11. 17
1	九頭竜川	三室川	山田川	遅羽町	ほうき	建	1358	H9. 6. 23	0. 93
1	九頭竜川	大蓮寺川	柿の木谷川		片瀬	建	1979	H10. 11. 18	16. 11
1	九頭竜川	大蓮寺川	大谷川		片瀬	建	1979	H10. 11. 18	15. 19
1	九頭竜川	皿川	東谷川	荒土町	細野	建	3110	S37. 12. 13	12. 55
1	九頭竜川	三室川	山田川	遅羽町	大袋	建	663	H11. 3. 17	15. 81
1	九頭竜川	岩屋川	大黒野川	北郷町	東野	建	663	H11. 3. 17	40. 01
1	九頭竜川	野津又川	大水上川	野向町	北野津又	建	1737	H11. 9. 21	37. 05
1	九頭竜川	滝波川	神谷谷川	村岡町	栃神谷ほか	建	2021	H12. 10. 18	71. 93
1	九頭竜川	鹿谷川	東川	鹿谷町	矢戸口	建	2021	H12. 10. 18	42. 55
1	九頭竜川	滝波川	枇杷谷川	野向町	深谷	建	2021	H12. 10. 18	5. 01
1	九頭竜川	鹿谷川	見世内川	鹿谷町	北西俣	建	2387	H12. 12. 18	12. 62
1	九頭竜川	山王谷川	北谷川	北郷町	伊知地	国	1698	H13. 12. 5	6. 08
1	九頭竜川	女神川	女神川支川	平泉寺町	平泉寺	国	220	H15. 3. 14	0. 86
1	九頭竜川	坂瀬川	大谷川	遅羽町	北山	国	220	H15. 3. 14	12. 22
1	九頭竜川	鹿谷川	坂山川	鹿谷町	西遅羽口	国	1452	H15. 11. 13	13. 67
1	九頭竜川	三室川	長尾川	遅羽町	大袋	国	288	H16. 3. 17	0. 81
1	九頭竜川	滝波川	滝ヶ谷川	野向町	聖丸	国	937	H16. 8. 12	6. 95
1	九頭竜川	岩屋川	岩屋川支川	北郷町	坂東島	国	532	H18. 4. 13	7. 86
1	九頭竜川	岩屋川	大黒野川	北郷町	伊知地ほか	国	1263	H21. 12. 2	0. 61
1	九頭竜川	大蓮寺川	三谷川	村岡町	三谷	国	129	H21. 2. 9	19. 47
1	九頭竜川	滝波川	滝波川	北谷町	小原	国	241	H22. 3. 29	1. 39
1	九頭竜川	三谷川	矢の谷川		昭和町2丁目ほか	国	1397	H24. 12. 5	11. 75
1	九頭竜川	畝見川	神明ヶ谷川	北郷町	東野	国	1110	H29. 11. 29	5. 13
1	九頭竜川	畝見川	上之垣内川	北郷町	東野	国	611 965	R4. 6. 8 R6. 6. 28	4. 4 4. 8

令和7年1月

自治会名	土砂災害警戒区域の名称	指定年月日	土砂災害特別警戒区域の名称	指定年月日	区域等における土砂災害の発生原因
昭和町2丁目	勝山市昭和町2丁目(6-II-505)	平成19年10月12日	勝山市昭和町2丁目(6-II-505)	平成19年10月12日	急傾斜地の崩壊
昭和町2丁目	勝山市昭和町2丁目(6-II-506)	平成19年10月12日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成19年10月12日	急傾斜地の崩壊
昭和町2丁目	勝山市昭和町2丁目(6-I-1-501)	平成19年10月12日	(土砂災害特別警戒区域は解除)	平成27年12月25日	土石流
昭和町2丁目	勝山市昭和町2丁目(6-I-1-506)	平成19年10月12日	勝山市昭和町2丁目(6-I-1-506)	平成19年10月12日	土石流
昭和町2丁目	勝山市昭和町2丁目(6-I-3015)	平成18年2月28日	勝山市昭和町2丁目(6-I-3015)	平成18年2月28日	急傾斜地の崩壊
昭和町2丁目	勝山市昭和町2丁目(6-I-502)	平成18年2月28日	勝山市昭和町2丁目(6-I-502)	平成18年2月28日	急傾斜地の崩壊
昭和町2丁目	勝山市昭和町2丁目(6-II-3031)	平成18年2月28日	勝山市昭和町2丁目(6-II-3031)	平成18年2月28日	急傾斜地の崩壊
昭和町2丁目	勝山市昭和町2丁目(6-II-3032)	平成18年2月28日	勝山市昭和町2丁目(6-II-3032)	平成18年2月28日	急傾斜地の崩壊
昭和町2丁目	勝山市昭和町2丁目(6-III-3012)	平成18年2月28日	勝山市昭和町2丁目(6-III-3012)	平成18年2月28日	急傾斜地の崩壊
昭和町2丁目	勝山市昭和町2丁目(6-III-501)	平成18年2月28日	勝山市昭和町2丁目(6-III-501)	平成18年2月28日	急傾斜地の崩壊
昭和町2丁目	勝山市昭和町2丁目(6-III-503)	平成18年2月28日	勝山市昭和町2丁目(6-III-503)	平成18年2月28日	急傾斜地の崩壊
昭和町2丁目	勝山市昭和町2丁目(6-I-1-62)	平成18年2月28日	勝山市昭和町2丁目(6-I-1-62)	平成18年2月28日	土石流
昭和町2丁目	勝山市昭和町2丁目(6-I-1-63)	平成26年1月31日	(土砂災害特別警戒区域は解除)	平成26年1月31日	土石流
昭和町2丁目	勝山市昭和町2丁目(6-I-1-64)	平成30年3月27日	(土砂災害特別警戒区域は解除)	平成30年3月27日	土石流
昭和町2丁目	勝山市昭和町2丁目(6-I-1-65-1)	平成18年2月28日	勝山市昭和町2丁目(6-I-1-65-1)	平成18年2月28日	土石流
昭和町2丁目	勝山市昭和町2丁目(6-I-1-65-2)	平成18年2月28日	勝山市昭和町2丁目(6-I-1-65-2)	平成18年2月28日	土石流
昭和町3丁目	勝山市昭和町3丁目(6-I-3017)	平成18年2月28日	勝山市昭和町3丁目(6-I-3017)	平成18年2月28日	急傾斜地の崩壊
昭和町3丁目	勝山市昭和町3丁目(6-II-3034)	平成18年2月28日	勝山市昭和町3丁目(6-II-3034)	平成18年2月28日	急傾斜地の崩壊
昭和町3丁目	勝山市昭和町3丁目(6-I-1-157)	平成18年2月28日	勝山市昭和町3丁目(6-I-1-157)	平成18年2月28日	土石流
上郡	勝山市上郡(6-I-205)	平成19年10月12日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成19年10月12日	急傾斜地の崩壊
富田	勝山市富田(6-I-204)	平成21年2月20日	勝山市富田(6-I-204)	平成27年2月20日	急傾斜地の崩壊
片瀬	勝山市片瀬(6-I-3019)	平成18年2月28日	勝山市片瀬(6-I-3019)	平成18年2月28日	急傾斜地の崩壊
片瀬	勝山市片瀬(6-III-2801)	平成18年2月28日	勝山市片瀬(6-III-2801)	平成18年2月28日	急傾斜地の崩壊
片瀬	勝山市片瀬(6-II-2805)	平成22年3月30日	勝山市片瀬(6-II-2805)	平成22年3月30日	急傾斜地の崩壊
片瀬	勝山市片瀬(6-II-2810)	平成22年3月30日	勝山市片瀬(6-II-2810)	平成22年3月30日	急傾斜地の崩壊
片瀬	勝山市片瀬(6-III-2802)	平成22年3月30日	勝山市片瀬(6-III-2802)	平成22年3月30日	急傾斜地の崩壊
片瀬	勝山市片瀬(6-III-2803)	平成22年3月30日	勝山市片瀬(6-III-2803)	平成22年3月30日	急傾斜地の崩壊
片瀬	勝山市片瀬(6-I-1-158)	平成18年2月28日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成18年2月28日	土石流
片瀬	勝山市片瀬(6-I-1-166)	平成18年2月28日	勝山市片瀬(6-I-1-166)	平成18年2月28日	土石流
片瀬	勝山市片瀬(6-I-1-67)	平成18年2月28日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成18年2月28日	土石流
片瀬	勝山市片瀬(6-I-1-68)	平成18年2月28日	勝山市片瀬(6-I-1-68)	平成18年2月28日	土石流
片瀬	勝山市片瀬(6-I-1-2802)	平成22年3月30日	勝山市片瀬(6-I-1-2802)	平成22年3月30日	土石流
片瀬	勝山市片瀬(6-I-1-2803)	平成22年3月30日	勝山市片瀬(6-I-1-2803)	平成22年3月30日	土石流
片瀬	勝山市片瀬(6-I-1-2804)	平成22年3月30日	勝山市片瀬(6-I-1-2804)	平成22年3月30日	土石流
平泉寺	勝山市平泉寺町平泉寺(6-I-731-1)	平成19年6月8日	勝山市平泉寺町平泉寺(6-I-731-1)	平成19年6月8日	急傾斜地の崩壊
平泉寺	勝山市平泉寺町平泉寺(6-I-731-2)	平成19年6月8日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成19年6月8日	急傾斜地の崩壊
平泉寺	勝山市平泉寺町平泉寺(6-II-3037)	平成19年6月8日	勝山市平泉寺町平泉寺(6-II-3037)	平成19年6月8日	急傾斜地の崩壊
平泉寺	勝山市平泉寺町平泉寺(6-II-3041)	平成19年6月8日	勝山市平泉寺町平泉寺(6-II-3041)	平成19年6月8日	急傾斜地の崩壊
平泉寺	勝山市平泉寺町平泉寺(6-II-3044-1)	平成19年6月8日	勝山市平泉寺町平泉寺(6-II-3044-1)	平成19年6月8日	急傾斜地の崩壊
平泉寺	勝山市平泉寺町平泉寺(6-II-3044-2)	平成19年6月8日	勝山市平泉寺町平泉寺(6-II-3044-2)	平成19年6月8日	急傾斜地の崩壊
平泉寺	勝山市平泉寺町平泉寺(6-II-3201)	平成19年6月8日	勝山市平泉寺町平泉寺(6-II-3201)	平成19年6月8日	急傾斜地の崩壊
平泉寺	勝山市平泉寺町平泉寺(6-II-3202)	平成19年6月8日	勝山市平泉寺町平泉寺(6-II-3202)	平成19年6月8日	急傾斜地の崩壊
平泉寺	勝山市平泉寺町平泉寺(6-II-3203)	平成19年6月8日	勝山市平泉寺町平泉寺(6-II-3203)	平成19年6月8日	急傾斜地の崩壊
平泉寺	勝山市平泉寺町平泉寺(6-III-3024)	平成19年6月8日	勝山市平泉寺町平泉寺(6-III-3024)	平成19年6月8日	急傾斜地の崩壊
平泉寺	勝山市平泉寺町平泉寺(6-III-3025)	平成19年6月8日	勝山市平泉寺町平泉寺(6-III-3025)	平成19年6月8日	急傾斜地の崩壊
平泉寺	勝山市平泉寺町平泉寺(6-III-3028)	平成19年6月8日	勝山市平泉寺町平泉寺(6-III-3028)	平成19年6月8日	急傾斜地の崩壊
平泉寺	勝山市平泉寺町平泉寺(6-III-3029)	平成19年6月8日	勝山市平泉寺町平泉寺(6-III-3029)	平成19年6月8日	急傾斜地の崩壊
平泉寺	勝山市平泉寺町平泉寺(6-III-3034)	平成19年6月8日	勝山市平泉寺町平泉寺(6-III-3034)	平成19年6月8日	急傾斜地の崩壊
平泉寺	勝山市平泉寺町平泉寺(6-III-3035)	平成19年6月8日	勝山市平泉寺町平泉寺(6-III-3035)	平成19年6月8日	急傾斜地の崩壊
平泉寺	勝山市平泉寺町平泉寺(6-III-3039)	平成19年6月8日	勝山市平泉寺町平泉寺(6-III-3039)	平成19年6月8日	急傾斜地の崩壊
平泉寺	勝山市平泉寺町平泉寺(6-III-3040)	平成19年6月8日	勝山市平泉寺町平泉寺(6-III-3040)	平成19年6月8日	急傾斜地の崩壊
平泉寺	勝山市平泉寺町平泉寺(6-III-3201)	平成19年6月8日	勝山市平泉寺町平泉寺(6-III-3201)	平成19年6月8日	急傾斜地の崩壊
平泉寺	勝山市平泉寺町平泉寺(6-III-3202)	平成19年6月8日	勝山市平泉寺町平泉寺(6-III-3202)	平成19年6月8日	急傾斜地の崩壊
平泉寺	勝山市平泉寺町平泉寺(6-III-3203)	平成19年6月8日	勝山市平泉寺町平泉寺(6-III-3203)	平成19年6月8日	急傾斜地の崩壊
平泉寺	勝山市平泉寺町平泉寺(6-III-3204)	平成19年6月8日	勝山市平泉寺町平泉寺(6-III-3204)	平成19年6月8日	急傾斜地の崩壊
平泉寺	勝山市平泉寺町平泉寺(6-III-3205)	平成19年6月8日	勝山市平泉寺町平泉寺(6-III-3205)	平成19年6月8日	急傾斜地の崩壊
平泉寺	勝山市平泉寺町平泉寺(6-III-3206)	平成19年6月8日	勝山市平泉寺町平泉寺(6-III-3206)	平成19年6月8日	急傾斜地の崩壊
平泉寺	勝山市平泉寺町平泉寺(6-III-3207)	平成19年6月8日	勝山市平泉寺町平泉寺(6-III-3207)	平成19年6月8日	急傾斜地の崩壊
平泉寺	勝山市平泉寺町平泉寺(6-III-3208)	平成19年6月8日	勝山市平泉寺町平泉寺(6-III-3208)	平成19年6月8日	急傾斜地の崩壊
平泉寺	勝山市平泉寺町平泉寺(6-III-3209)	平成19年6月8日	勝山市平泉寺町平泉寺(6-III-3209)	平成19年6月8日	急傾斜地の崩壊
平泉寺	勝山市平泉寺町平泉寺(6-III-3211)	平成19年6月8日	勝山市平泉寺町平泉寺(6-III-3211)	平成19年6月8日	急傾斜地の崩壊
平泉寺	勝山市平泉寺町平泉寺(6-III-3212)	平成19年6月8日	勝山市平泉寺町平泉寺(6-III-3212)	平成19年6月8日	急傾斜地の崩壊
平泉寺	勝山市平泉寺町平泉寺(6-III-3213)	平成19年6月8日	勝山市平泉寺町平泉寺(6-III-3213)	平成19年6月8日	急傾斜地の崩壊
平泉寺	勝山市平泉寺町平泉寺(6-I-1-159S)	平成19年6月8日	勝山市平泉寺町平泉寺(6-I-1-159S)	平成19年6月8日	土石流
平泉寺	勝山市平泉寺町平泉寺(6-I-1-160S-1)	平成19年6月8日	勝山市平泉寺町平泉寺(6-I-1-160S-1)	平成19年6月8日	土石流
平泉寺	勝山市平泉寺町平泉寺(6-I-1-160S-3)	平成19年6月8日	勝山市平泉寺町平泉寺(6-I-1-160S-3)	平成19年6月8日	土石流
平泉寺	勝山市平泉寺町平泉寺(6-I-1-160S-4)	平成19年6月8日	勝山市平泉寺町平泉寺(6-I-1-160S-4)	平成19年6月8日	土石流
平泉寺	勝山市平泉寺町平泉寺(6-I-1-160S-5)	平成19年6月8日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成19年6月8日	土石流
平泉寺	勝山市平泉寺町平泉寺(6-I-1-160S-6)	平成19年6月8日	勝山市平泉寺町平泉寺(6-I-1-160S-6)	平成19年6月8日	土石流
平泉寺	勝山市平泉寺町平泉寺(6-I-1-160S-7)	平成19年6月8日	勝山市平泉寺町平泉寺(6-I-1-160S-7)	平成19年6月8日	土石流
平泉寺	勝山市平泉寺町平泉寺(6-I-1-69)	平成19年6月8日	勝山市平泉寺町平泉寺(6-I-1-69)	平成19年6月8日	土石流
赤尾	勝山市平泉寺町赤尾(6-I-3329)	平成20年4月4日	勝山市平泉寺町赤尾(6-I-3329)	平成20年4月4日	急傾斜地の崩壊
赤尾	勝山市平泉寺町赤尾(6-I-1-122)	平成20年4月4日	勝山市平泉寺町赤尾(6-I-1-122)	平成20年4月4日	土石流
赤尾	勝山市平泉寺町赤尾(6-I-1-3306)	平成20年4月4日	勝山市平泉寺町赤尾(6-I-1-3306)	平成20年4月4日	土石流
赤尾	勝山市平泉寺町赤尾(6-I-1-70-1)	平成20年4月4日	勝山市平泉寺町赤尾(6-I-1-70-1)	平成20年4月4日	土石流
赤尾	勝山市平泉寺町赤尾(6-I-1-70-2)	平成20年4月4日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成20年4月4日	土石流
赤尾	勝山市平泉寺町赤尾(6-I-1-70-3)	平成20年4月4日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成20年4月4日	土石流
大瀬	勝山市平泉寺町大瀬(6-III-3041)	平成21年2月20日	勝山市平泉寺町大瀬(6-III-3041)	平成21年2月20日	急傾斜地の崩壊
岩ヶ野	勝山市平泉寺町岩ヶ野(6-II-3049)	平成19年12月4日	勝山市平泉寺町岩ヶ野(6-II-3049)	平成19年12月4日	急傾斜地の崩壊
大谷谷	勝山市平泉寺町大谷谷(6-I-3819)	平成21年11月20日	勝山市平泉寺町大谷谷(6-I-3819)	平成21年11月20日	急傾斜地の崩壊
大谷谷	勝山市平泉寺町大谷谷(6-II-3050)	平成21年11月20日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成21年11月20日	急傾斜地の崩壊
小矢谷	勝山市平泉寺町小矢谷(6-I-1-72)	平成21年11月20日	勝山市平泉寺町小矢谷(6-I-1-72)	平成21年11月20日	土石流
小矢谷	勝山市平泉寺町小矢谷(6-I-1-3901)	平成19年12月4日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成19年12月4日	土石流
小矢谷	勝山市平泉寺町小矢谷(6-I-1-3902)	平成19年12月4日	勝山市平泉寺町小矢谷(6-I-1-3902)	平成19年12月4日	土石流
小矢谷	勝山市平泉寺町小矢谷(6-I-1-3903)	平成19年12月4日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成19年12月4日	土石流
小矢谷	勝山市平泉寺町小矢谷(6-I-1-71)	平成19年12月4日	勝山市平泉寺町小矢谷(6-I-1-71)	平成19年12月4日	土石流
上野	勝山市平泉寺町上野(工6-I-3003)	平成19年12月4日	勝山市平泉寺町上野(工6-I-3003)	平成19年12月4日	急傾斜地の崩壊
上野	勝山市平泉寺町上野(6-I-1-4201)	平成19年12月4日	勝山市平泉寺町上野(6-I-1-4201)	平成19年12月4日	土石流
上野	勝山市平泉寺町上野(6-I-1-132S)	平成21年11月20日	勝山市平泉寺町上野(6-I-1-132S)	平成21年11月20日	土石流
上野	勝山市平泉寺町上野(6-I-1-8)	平成21年11月20日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成21年11月20日	土石流
上野	勝山市平泉寺町上野(6-I-1-9)	平成21年11月20日	勝山市平泉寺町上野(6-I-1-9)	平成21年11月20日	土石流
池ヶ原	勝山市平泉寺町池ヶ原(6-I-3025)	平成20年2月29日	勝山市平泉寺町池ヶ原(6-I-3025)	平成20年2月29日	急傾斜地の崩壊
池ヶ原	勝山市平泉寺町池ヶ原(6-II-4301)	平成20年2月29日	勝山市平泉寺町池ヶ原(6-II-4301)	平成20年2月29日	急傾斜地の崩壊
池ヶ原	勝山市平泉寺町池ヶ原(6-I-1-4301)	平成20年2月29日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成20年2月29日	土石流
池ヶ原	勝山市平泉寺町池ヶ原(6-I-1-4302)	平成20年2月29日	勝山市平泉寺町池ヶ原(6-I-1-4302)	平成20年2月29日	土石流
郡町	勝山市郡町(6-I-198-1)	平成21年11月20日	勝山市郡町(6-I-198-1)	平成21年11月20日	急傾斜地の崩壊
郡町	勝山市郡町(6-I-198-2)	平成21年11月20日	勝山市郡町(6-I-198-2)	平成21年11月20日	急傾斜地の崩壊
郡町	勝山市郡町(6-II-3022)	平成21年11月20日	勝山市郡町(6-II-3022)	平成21年11月20日	急傾斜地の崩壊
郡町	勝山市郡町(6-III-3004-1)	平成21年11月20日	勝山市郡町(6-III-3004-1)	平成21年11月20日	急傾斜地の崩壊
郡町	勝山市郡町(6-III-3004-2)	平成21年11月20日	勝山市郡町(6-III-3004-2)	平成21年11月20日	急傾斜地の崩壊
郡町	勝山市郡町(6-I-1-59)	平成21年11月20日	勝山市郡町(6-I-1-59)	平成21年11月20日	土石流
柳神谷	勝山市村岡町柳神谷(6-II-3015)	平成20年2月29日	勝山市村岡町柳神谷(6-II-3015)	平成20年2月29日	急傾斜地の崩壊
柳神谷	勝山市村岡町柳神谷(6-II-3018)	平成20年2月29日	勝山市村岡町柳神谷(6-II-3018)	平成20年2月29日	急傾斜地の崩壊
柳神谷	勝山市村岡町柳神谷(6-II-4807)	平成20年2月29日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成20年2月29日	急傾斜地の崩壊
柳神谷	勝山市村岡町柳神谷(6-III-3000-1)	平成20年2月29日	勝山市村岡町柳神谷(6-III-3000-1)	平成20年2月29日	急傾斜地の崩壊
柳神谷	勝山市村岡町柳神谷(6-III-3000-2)	平成20年2月29日	勝山市村岡町柳神谷(6-III-3000-2)	平成20年2月29日	急傾斜地の崩壊
柳神谷	勝山市村岡町柳神谷(6-I-1-150-1)	平成20年2月29日	勝山市村岡町柳神谷(6-I-1-150-1)	平成20年2月29日	土石流
柳神谷	勝山市村岡町柳神谷(6-I-1-150-2)	平成20年2月29日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成20年2月29日	土石流
柳神谷	勝山市村岡町柳神谷(6-I-1-151)	平成20年2月29日	勝山市村岡町柳神谷(6-I-1-151)	平成20年2月29日	土石流
柳神谷	勝山市村岡町柳神谷(6-I-1-50)	平成20年2月29日	勝山市村岡町柳神谷(6-I-1-50)	平成20年2月29日	土石流
柳神谷	勝山市村岡町柳神谷(6-I-1-51)	平成20年2月29日	勝山市村岡町柳神谷(6-I-1-51)	平成20年2月29日	土石流

令和7年1月

自治会名	土砂災害警戒区域の名称	指定年月日	土砂災害特別警戒区域の名称	指定年月日	区域等における土砂災害の発生原因
柳井谷	勝山市村岡町柳井谷(6-1-1-53)	平成20年2月29日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成20年2月29日	土石流
柳井谷	勝山市村岡町柳井谷(6-1-196)	令和4年8月16日	勝山市村岡町柳井谷(6-1-196)	令和4年8月16日	急傾斜地の崩壊
柳井谷	勝山市村岡町柳井谷(人工6-1-3000)	平成23年3月4日	勝山市村岡町柳井谷(人工6-1-3000)	平成26年12月19日	急傾斜地の崩壊
柳井谷	勝山市村岡町柳井谷(6-Ⅱ-4902)	平成23年3月4日	勝山市村岡町柳井谷(6-Ⅱ-4902)	平成26年12月19日	急傾斜地の崩壊
柳井谷	勝山市村岡町柳井谷(6-Ⅱ-4914)	平成23年3月4日	勝山市村岡町柳井谷(6-Ⅱ-4914)	平成26年12月19日	急傾斜地の崩壊
柳井谷	勝山市村岡町柳井谷(6-098)	平成23年3月4日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成23年3月4日	地すべり
柳井谷	勝山市村岡町柳井谷(6-1-1-152)	平成23年3月4日	勝山市村岡町柳井谷(6-1-1-152)	平成26年12月19日	土石流
柳井谷	勝山市村岡町柳井谷(6-1-1-4902)	平成23年3月4日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成23年3月4日	土石流
柳井谷	勝山市村岡町柳井谷(6-1-1-54-1)	平成27年12月25日	(土砂災害特別警戒区域は解除)	平成27年12月25日	土石流
柳井谷	勝山市村岡町柳井谷(6-1-1-55)	平成23年3月4日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成23年3月4日	土石流
柳井谷	勝山市村岡町柳井谷(6-1-1-56-1)	平成23年3月4日	勝山市村岡町柳井谷(6-1-1-56-1)	平成26年12月19日	土石流
柳井谷	勝山市村岡町柳井谷(6-1-1-56-2)	平成23年3月4日	勝山市村岡町柳井谷(6-1-1-56-2)	平成26年12月19日	土石流
柳井谷	勝山市村岡町柳井谷(6-Ⅱ-04919)	令和4年8月16日	勝山市村岡町柳井谷(6-Ⅱ-04919)	令和4年8月16日	急傾斜地の崩壊
柳井谷	勝山市村岡町上芳野(6-1-1-54-2)	平成23年3月4日	勝山市村岡町上芳野(6-1-1-54-2)	平成26年12月19日	土石流
寺尾	勝山市村岡町寺尾(6-1-3011-1)	平成20年4月4日	勝山市村岡町寺尾(6-1-3011-1)	平成20年4月4日	急傾斜地の崩壊
寺尾	勝山市村岡町寺尾(6-1-3011-3)	平成20年4月4日	勝山市村岡町寺尾(6-1-3011-3)	平成20年4月4日	急傾斜地の崩壊
寺尾	勝山市村岡町寺尾(6-Ⅱ-5014)	平成20年4月4日	勝山市村岡町寺尾(6-Ⅱ-5014)	平成20年4月4日	急傾斜地の崩壊
寺尾	勝山市村岡町寺尾(6-Ⅱ-5015)	平成20年4月4日	勝山市村岡町寺尾(6-Ⅱ-5015)	平成20年4月4日	急傾斜地の崩壊
寺尾	勝山市村岡町寺尾(6-Ⅱ-5029)	平成20年4月4日	勝山市村岡町寺尾(6-Ⅱ-5029)	平成20年4月4日	急傾斜地の崩壊
寺尾	勝山市村岡町寺尾(6-Ⅱ-5032)	平成20年4月4日	勝山市村岡町寺尾(6-Ⅱ-5032)	平成20年4月4日	急傾斜地の崩壊
寺尾	勝山市村岡町寺尾(6-Ⅲ-3003)	平成20年4月4日	勝山市村岡町寺尾(6-Ⅲ-3003)	平成20年4月4日	急傾斜地の崩壊
寺尾	勝山市村岡町寺尾(6-1-1-5004)	平成20年4月4日	勝山市村岡町寺尾(6-1-1-5004)	平成20年4月4日	土石流
寺尾	勝山市村岡町寺尾(6-1-1-5005)	平成20年4月4日	勝山市村岡町寺尾(6-1-1-5005)	平成20年4月4日	土石流
寺尾	勝山市村岡町寺尾(6-1-1-57-2)	平成20年4月4日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成20年4月4日	土石流
寺尾	勝山市村岡町寺尾(6-1-1-575-1)	平成20年4月4日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成20年4月4日	土石流
寺尾	勝山市村岡町寺尾(6-1-1-58)	平成20年4月4日	勝山市村岡町寺尾(6-1-1-58)	平成20年4月4日	土石流
浄土寺	勝山市村岡町浄土寺(6-1-197-1)	平成19年6月8日	勝山市村岡町浄土寺(6-1-197-1)	平成19年6月8日	急傾斜地の崩壊
浄土寺	勝山市村岡町浄土寺(6-1-197-2)	平成19年6月8日	勝山市村岡町浄土寺(6-1-197-2)	平成19年6月8日	急傾斜地の崩壊
浄土寺	勝山市村岡町浄土寺(6-1-3012-1)	平成19年6月8日	勝山市村岡町浄土寺(6-1-3012-1)	平成19年6月8日	急傾斜地の崩壊
浄土寺	勝山市村岡町浄土寺(6-1-3012-2)	平成19年6月8日	勝山市村岡町浄土寺(6-1-3012-2)	平成19年6月8日	急傾斜地の崩壊
浄土寺	勝山市村岡町浄土寺(6-1-3013)	平成19年6月8日	勝山市村岡町浄土寺(6-1-3013)	平成19年6月8日	急傾斜地の崩壊
浄土寺	勝山市村岡町浄土寺(6-Ⅱ-5101)	平成19年6月8日	勝山市村岡町浄土寺(6-Ⅱ-5101)	平成19年6月8日	急傾斜地の崩壊
浄土寺	勝山市村岡町浄土寺(6-Ⅲ-3005)	平成19年6月8日	勝山市村岡町浄土寺(6-Ⅲ-3005)	平成19年6月8日	急傾斜地の崩壊
浄土寺	勝山市村岡町浄土寺(6-Ⅲ-3006)	平成19年6月8日	勝山市村岡町浄土寺(6-Ⅲ-3006)	平成19年6月8日	急傾斜地の崩壊
浄土寺	勝山市村岡町浄土寺(6-Ⅲ-3009)	平成19年6月8日	勝山市村岡町浄土寺(6-Ⅲ-3009)	平成19年6月8日	急傾斜地の崩壊
浄土寺	勝山市村岡町浄土寺(6-Ⅲ-5102)	平成19年6月8日	勝山市村岡町浄土寺(6-Ⅲ-5102)	平成19年6月8日	急傾斜地の崩壊
浄土寺	勝山市村岡町浄土寺(6-Ⅲ-5103)	平成19年6月8日	勝山市村岡町浄土寺(6-Ⅲ-5103)	平成19年6月8日	急傾斜地の崩壊
浄土寺	勝山市村岡町浄土寺(6-Ⅲ-5104)	平成19年6月8日	勝山市村岡町浄土寺(6-Ⅲ-5104)	平成19年6月8日	急傾斜地の崩壊
浄土寺	勝山市村岡町浄土寺(6-Ⅲ-5105)	平成19年6月8日	勝山市村岡町浄土寺(6-Ⅲ-5105)	平成19年6月8日	急傾斜地の崩壊
浄土寺	勝山市村岡町浄土寺(6-Ⅲ-5106)	平成19年6月8日	勝山市村岡町浄土寺(6-Ⅲ-5106)	平成19年6月8日	急傾斜地の崩壊
浄土寺	勝山市村岡町浄土寺(6-Ⅲ-5107)	平成19年6月8日	勝山市村岡町浄土寺(6-Ⅲ-5107)	平成19年6月8日	急傾斜地の崩壊
浄土寺	勝山市村岡町浄土寺(6-Ⅲ-5108)	平成19年6月8日	勝山市村岡町浄土寺(6-Ⅲ-5108)	平成19年6月8日	急傾斜地の崩壊
浄土寺	勝山市村岡町浄土寺(6-1-1-153S)	平成19年6月8日	勝山市村岡町浄土寺(6-1-1-153S)	平成19年6月8日	土石流
浄土寺	勝山市村岡町浄土寺(6-1-1-154S)	平成19年6月8日	勝山市村岡町浄土寺(6-1-1-154S)	平成19年6月8日	土石流
浄土寺	勝山市村岡町浄土寺(6-1-1-155S)	平成19年6月8日	勝山市村岡町浄土寺(6-1-1-155S)	平成19年6月8日	土石流
浄土寺	勝山市村岡町浄土寺(6-1-1-156S)	平成19年6月8日	勝山市村岡町浄土寺(6-1-1-156S)	平成19年6月8日	土石流
浄土寺	勝山市村岡町浄土寺(6-1-1-5101)	平成19年6月8日	勝山市村岡町浄土寺(6-1-1-5101)	平成19年6月8日	土石流
浄土寺	勝山市村岡町浄土寺(6-1-1-5108)	平成19年6月8日	勝山市村岡町浄土寺(6-1-1-5108)	平成19年6月8日	土石流
浄土寺	勝山市村岡町浄土寺(6-1-1-60)	平成19年6月8日	勝山市村岡町浄土寺(6-1-1-60)	平成19年6月8日	土石流
浄土寺	勝山市村岡町浄土寺(6-1-1-61)	平成19年6月8日	勝山市村岡町浄土寺(6-1-1-61)	平成19年6月8日	土石流
長山町	勝山市長山町(6-1-199-2)	平成22年3月30日	勝山市長山町(6-1-199-2)	平成22年3月30日	急傾斜地の崩壊
長山町	勝山市長山町(6-Ⅱ-3025)	平成22年3月30日	勝山市長山町(6-Ⅱ-3025)	平成22年3月30日	急傾斜地の崩壊
中尾	勝山市北谷町中尾(人工6-Ⅰ-3001)	平成19年10月12日	勝山市北谷町中尾(人工6-Ⅰ-3001)	平成19年10月12日	急傾斜地の崩壊
中尾	勝山市北谷町中尾(6-Ⅱ-3014-2)	平成19年10月12日	勝山市北谷町中尾(6-Ⅱ-3014-2)	平成19年10月12日	急傾斜地の崩壊
中尾	勝山市北谷町中尾(6-055)	平成22年3月30日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成22年3月30日	地すべり
北六呂師	勝山市北谷町北六呂師(6-1-3000)	平成19年10月12日	勝山市北谷町北六呂師(6-1-3000)	平成19年10月12日	急傾斜地の崩壊
北六呂師	勝山市北谷町北六呂師(6-1-3001)	平成19年10月12日	勝山市北谷町北六呂師(6-1-3001)	平成19年10月12日	急傾斜地の崩壊
北六呂師	勝山市北谷町北六呂師(6-1-3004)	平成19年10月12日	勝山市北谷町北六呂師(6-1-3004)	平成19年10月12日	急傾斜地の崩壊
北六呂師	勝山市北谷町北六呂師(6-1-1-149)	平成19年10月12日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成19年10月12日	土石流
北六呂師	勝山市北谷町北六呂師(6-1-1-49)	平成19年10月12日	勝山市北谷町北六呂師(6-1-1-49)	平成19年10月12日	土石流
北六呂師	勝山市北谷町北六呂師(6-1-1-48)	平成22年3月30日	勝山市北谷町北六呂師(6-1-1-48)	平成22年3月30日	土石流
河合	勝山市北谷町河合(人工6-Ⅰ-3005)	平成19年10月12日	勝山市北谷町河合(人工6-Ⅰ-3005)	平成19年10月12日	急傾斜地の崩壊
河合	勝山市北谷町河合(6-Ⅱ-3000)	平成19年10月12日	勝山市北谷町河合(6-Ⅱ-3000)	平成19年10月12日	急傾斜地の崩壊
河合	勝山市北谷町河合(6-Ⅱ-5519)	平成19年10月12日	勝山市北谷町河合(6-Ⅱ-5519)	平成19年10月12日	急傾斜地の崩壊
河合	勝山市北谷町河合(6-Ⅱ-5520)	平成19年10月12日	勝山市北谷町河合(6-Ⅱ-5520)	平成19年10月12日	急傾斜地の崩壊
河合	勝山市北谷町河合(6-Ⅱ-5521)	平成19年10月12日	勝山市北谷町河合(6-Ⅱ-5521)	平成19年10月12日	急傾斜地の崩壊
河合	勝山市北谷町河合(6-Ⅱ-5526)	平成19年10月12日	勝山市北谷町河合(6-Ⅱ-5526)	平成19年10月12日	急傾斜地の崩壊
河合	勝山市北谷町河合(6-1-1-5501)	平成19年10月12日	勝山市北谷町河合(6-1-1-5501)	平成19年10月12日	土石流
木根橋	勝山市北谷町木根橋(人工6-Ⅱ-3002-2)	平成19年10月12日	勝山市北谷町木根橋(人工6-Ⅱ-3002-2)	平成19年10月12日	急傾斜地の崩壊
木根橋	勝山市北谷町木根橋(6-Ⅱ-3008)	平成19年10月12日	勝山市北谷町木根橋(6-Ⅱ-3008)	平成19年10月12日	急傾斜地の崩壊
木根橋	勝山市北谷町木根橋(6-Ⅱ-3009)	平成19年10月12日	勝山市北谷町木根橋(6-Ⅱ-3009)	平成19年10月12日	急傾斜地の崩壊
木根橋	勝山市北谷町木根橋(6-Ⅱ-3010)	平成19年10月12日	勝山市北谷町木根橋(6-Ⅱ-3010)	平成19年10月12日	急傾斜地の崩壊
木根橋	勝山市北谷町木根橋(6-1-1-46)	平成19年10月12日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成19年10月12日	土石流
木根橋	勝山市北谷町木根橋(6-1-1-47)	平成19年10月12日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成19年10月12日	土石流
木根橋	勝山市北谷町木根橋(6-1-1-5602)	平成19年10月12日	勝山市北谷町木根橋(6-1-1-5602)	平成19年10月12日	土石流
木根橋	勝山市北谷町木根橋(6-158-1)	令和3年3月23日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	令和3年3月23日	地すべり
木根橋	勝山市北谷町木根橋(6-158-2)	令和3年3月23日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	令和3年3月23日	地すべり
小原	勝山市北谷町小原(6-1-195)	平成23年3月4日	勝山市北谷町小原(6-1-195)	平成27年4月28日	急傾斜地の崩壊
小原	勝山市北谷町小原(6-Ⅱ-3017-2)	平成23年3月4日	勝山市北谷町小原(6-Ⅱ-3017-2)	平成27年4月28日	急傾斜地の崩壊
小原	勝山市北谷町小原(6-Ⅱ-5708)	平成23年3月4日	勝山市北谷町小原(6-Ⅱ-5708)	平成27年4月28日	急傾斜地の崩壊
小原	勝山市北谷町小原(6-Ⅱ-5710)	平成23年3月4日	勝山市北谷町小原(6-Ⅱ-5710)	平成27年4月28日	急傾斜地の崩壊
小原	勝山市北谷町小原(6-087)	平成23年3月4日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成23年3月4日	地すべり
小原	勝山市北谷町小原(6-1-1-121)	平成23年3月4日	勝山市北谷町小原(6-1-1-121)	平成27年4月28日	土石流
谷	勝山市北谷町谷(6-Ⅰ-194)	平成19年10月12日	勝山市北谷町谷(6-Ⅰ-194)	平成19年10月12日	急傾斜地の崩壊
谷	勝山市北谷町谷(人工6-Ⅱ-3000)	平成19年10月12日	勝山市北谷町谷(人工6-Ⅱ-3000)	平成19年10月12日	急傾斜地の崩壊
谷	勝山市北谷町谷(6-Ⅱ-5815)	平成19年10月12日	勝山市北谷町谷(6-Ⅱ-5815)	平成19年10月12日	急傾斜地の崩壊
谷	勝山市北谷町谷(6-Ⅱ-5816)	平成19年10月12日	勝山市北谷町谷(6-Ⅱ-5816)	平成19年10月12日	急傾斜地の崩壊
谷	勝山市北谷町谷(6-Ⅱ-5827)	平成19年10月12日	勝山市北谷町谷(6-Ⅱ-5827)	平成19年10月12日	急傾斜地の崩壊
谷	勝山市北谷町五所ヶ原第一(6-061)	平成23年3月4日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成23年3月4日	地すべり
谷	勝山市北谷町五所ヶ原第三(6-064)	平成23年3月4日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成23年3月4日	地すべり
谷	勝山市北谷町五所ヶ原第二(6-062)	平成23年3月4日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成23年3月4日	地すべり
谷	勝山市北谷町谷第一(6-057)	平成23年3月4日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成23年3月4日	地すべり
谷	勝山市北谷町谷第五(6-065)	平成23年3月4日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成23年3月4日	地すべり
谷	勝山市北谷町谷第三(6-063)	平成23年3月4日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成23年3月4日	地すべり
谷	勝山市北谷町谷第六(6-060)	平成23年3月4日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成23年3月4日	地すべり
谷	勝山市北谷町谷第四(6-059)	平成23年3月4日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成23年3月4日	地すべり
谷	勝山市北谷町谷第六(6-066)	平成23年3月4日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成23年3月4日	地すべり
谷	勝山市北谷町谷(6-1-1-45)	平成19年10月12日	勝山市北谷町谷(6-1-1-45)	平成19年10月12日	土石流
谷	勝山市北谷町谷(6-1-1-5801)	平成19年10月12日	勝山市北谷町谷(6-1-1-5801)	平成19年10月12日	土石流
谷町谷	勝山市北谷町谷(6-157-1)	令和3年3月23日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	令和3年3月23日	地すべり
杉山	勝山市北谷町杉山(6-Ⅱ-3001)	平成19年10月12日	勝山市北谷町杉山(6-Ⅱ-3001)	平成19年10月12日	急傾斜地の崩壊
杉山	勝山市北谷町杉山(6-Ⅱ-5903)	平成19年10月12日	勝山市北谷町杉山(6-Ⅱ-5903)	平成19年10月12日	急傾斜地の崩壊
杉山	勝山市北谷町杉山(6-Ⅱ-5923)	平成19年10月12日	勝山市北谷町杉山(6-Ⅱ-5923)	平成19年10月12日	急傾斜地の崩壊
杉山	勝山市北谷町杉山(6-1-1-43)	平成19年10月12日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成19年10月12日	土石流
杉山	勝山市北谷町杉山(6-1-1-44)	平成19年10月12日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成19年10月12日	土石流
杉山	勝山市北谷町杉山(6-1-1-5901)	平成19年10月12日	勝山市北谷町杉山(6-1-1-5901)	平成19年10月12日	土石流
杉山	勝山市北谷町中野俣第一(6-054)	平成22年3月30日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成22年3月30日	地すべり
杉山	勝山市北谷町中野俣第三(6-056)	平成22年3月30日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成22年3月30日	地すべり
杉山	勝山市北谷町杉山(6-058)	平成22年3月30日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成22年3月30日	地すべり
杉山	勝山市北谷町杉山(6-141)	平成22年3月30日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成22年3月30日	地すべり
龍谷	勝山市野向町龍谷(6-Ⅰ-3007-1)	平成21年2月20日	勝山市野向町龍谷(6-Ⅰ-3007-1)	平成21年2月20日	急傾斜地の崩壊

令和7年1月

自治会名	土砂災害警戒区域の名称	指定年月日	土砂災害特別警戒区域の名称	指定年月日	区域等における土砂災害の発生原因
聖丸	勝山市野向町聖丸(6-I-3005)	平成18年9月29日	勝山市野向町聖丸(6-I-3005)	平成18年9月29日	急傾斜地の崩壊
聖丸	勝山市野向町聖丸(6-Ⅲ-6201)	平成18年9月29日	勝山市野向町聖丸(6-Ⅲ-6201)	平成18年9月29日	急傾斜地の崩壊
聖丸	勝山市野向町聖丸(6-I-1143)	平成18年9月29日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成31年3月15日	土石流
聖丸	勝山市野向町聖丸(6-I-1144S)	平成18年9月29日	勝山市野向町聖丸(6-I-1144S)	平成18年9月29日	土石流
聖丸	勝山市野向町聖丸(6-I-1145S)	平成18年9月29日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成18年9月29日	土石流
深谷	勝山市野向町深谷(6-I-1146S)	平成20年9月12日	勝山市野向町深谷(6-I-1146S)	平成20年9月12日	土石流
深谷	勝山市野向町深谷(6-I-1147S)	平成20年9月12日	勝山市野向町深谷(6-I-1147S)	平成20年9月12日	土石流
深谷	勝山市野向町深谷(6-I-1136)	平成20年9月12日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成20年9月12日	土石流
深谷	勝山市野向町深谷(6-I-1137)	平成20年9月12日	勝山市野向町深谷(6-I-1137)	平成20年9月12日	土石流
薬師神谷	勝山市野向町薬師神谷(6-I-193)	平成20年4月4日	勝山市野向町薬師神谷(6-I-193)	平成20年4月4日	急傾斜地の崩壊
薬師神谷	勝山市野向町薬師神谷(人工6-I-3004)	平成20年4月4日	勝山市野向町薬師神谷(人工6-I-3004)	平成20年4月4日	急傾斜地の崩壊
薬師神谷	勝山市野向町薬師神谷(6-I-3008)	平成20年4月4日	勝山市野向町薬師神谷(6-I-3008)	平成20年4月4日	急傾斜地の崩壊
薬師神谷	勝山市野向町薬師神谷(6-II-6401)	平成20年4月4日	勝山市野向町薬師神谷(6-II-6401)	平成20年4月4日	急傾斜地の崩壊
薬師神谷	勝山市野向町薬師神谷(6-Ⅲ-3001)	平成20年4月4日	勝山市野向町薬師神谷(6-Ⅲ-3001)	平成20年4月4日	急傾斜地の崩壊
薬師神谷	勝山市野向町薬師神谷(6-I-1148)	平成20年4月4日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成20年4月4日	土石流
薬師神谷	勝山市野向町薬師神谷(6-I-1141-1)	平成20年4月4日	勝山市野向町薬師神谷(6-I-1141-1)	平成20年4月4日	土石流
薬師神谷	勝山市野向町薬師神谷(6-I-1141-2)	平成20年4月4日	勝山市野向町薬師神谷(6-I-1141-2)	平成20年4月4日	土石流
薬師神谷	勝山市野向町薬師神谷(6-I-1142)	平成20年4月4日	勝山市野向町薬師神谷(6-I-1142)	平成20年4月4日	土石流
牛ヶ谷	勝山市野向町牛ヶ谷(6-II-6508)	平成20年4月4日	勝山市野向町牛ヶ谷(6-II-6508)	平成20年4月4日	急傾斜地の崩壊
牛ヶ谷	勝山市野向町牛ヶ谷(6-I-1119)	平成20年4月4日	勝山市野向町牛ヶ谷(6-I-1119)	平成20年4月4日	土石流
牛ヶ谷	勝山市野向町牛ヶ谷(6-I-1138)	平成20年4月4日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成20年4月4日	土石流
牛ヶ谷	勝山市野向町牛ヶ谷(6-I-1139)	平成20年4月4日	勝山市野向町牛ヶ谷(6-I-1139)	平成20年4月4日	土石流
牛ヶ谷	勝山市野向町牛ヶ谷(6-I-1140)	平成20年4月4日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成20年4月4日	土石流
牛ヶ谷	勝山市野向町牛ヶ谷(6-I-116501)	平成20年4月4日	勝山市野向町牛ヶ谷(6-I-116501)	平成20年4月4日	土石流
牛ヶ谷	勝山市野向町牛ヶ谷(6-I-116502)	平成20年4月4日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成20年4月4日	土石流
牛ヶ谷	勝山市野向町牛ヶ谷(6-I-116503)	平成20年4月4日	勝山市野向町牛ヶ谷(6-I-116503)	平成20年4月4日	土石流
北野津又	勝山市野向町北野津又(6-I-3002)	平成18年9月29日	勝山市野向町北野津又(6-I-3002)	平成18年9月29日	急傾斜地の崩壊
北野津又	勝山市野向町北野津又(6-II-3005)	平成18年9月29日	勝山市野向町北野津又(6-II-3005)	平成18年9月29日	急傾斜地の崩壊
北野津又	勝山市野向町北野津又(6-II-3006)	平成18年9月29日	勝山市野向町北野津又(6-II-3006)	平成18年9月29日	急傾斜地の崩壊
北野津又	勝山市野向町北野津又(6-II-3011)	平成18年9月29日	勝山市野向町北野津又(6-II-3011)	平成18年9月29日	急傾斜地の崩壊
北野津又	勝山市野向町北野津又(6-II-3012)	平成18年9月29日	勝山市野向町北野津又(6-II-3012)	平成18年9月29日	急傾斜地の崩壊
北野津又	勝山市野向町北野津又(6-II-3013-1)	平成18年9月29日	勝山市野向町北野津又(6-II-3013-1)	平成18年9月29日	急傾斜地の崩壊
北野津又	勝山市野向町北野津又(6-II-3013-2)	平成18年9月29日	勝山市野向町北野津又(6-II-3013-2)	平成18年9月29日	急傾斜地の崩壊
北野津又	勝山市野向町北野津又(6-II-3013-3)	平成18年9月29日	勝山市野向町北野津又(6-II-3013-3)	平成18年9月29日	急傾斜地の崩壊
北野津又	勝山市野向町北野津又(6-II-6609)	平成18年9月29日	勝山市野向町北野津又(6-II-6609)	平成18年9月29日	急傾斜地の崩壊
北野津又	勝山市野向町北野津又(6-Ⅲ-6602)	平成18年9月29日	勝山市野向町北野津又(6-Ⅲ-6602)	平成18年9月29日	急傾斜地の崩壊
北野津又	勝山市野向町北野津又(6-Ⅲ-6603)	平成18年9月29日	勝山市野向町北野津又(6-Ⅲ-6603)	平成18年9月29日	急傾斜地の崩壊
北野津又	勝山市野向町北野津又(6-Ⅲ-6604)	平成18年9月29日	勝山市野向町北野津又(6-Ⅲ-6604)	平成18年9月29日	急傾斜地の崩壊
北野津又	勝山市野向町北野津又(6-Ⅲ-6605)	平成18年9月29日	勝山市野向町北野津又(6-Ⅲ-6605)	平成18年9月29日	急傾斜地の崩壊
北野津又	勝山市野向町北野津又(6-Ⅲ-6606)	平成18年9月29日	勝山市野向町北野津又(6-Ⅲ-6606)	平成18年9月29日	急傾斜地の崩壊
北野津又	勝山市野向町北野津又(6-Ⅲ-6607)	平成18年9月29日	勝山市野向町北野津又(6-Ⅲ-6607)	平成18年9月29日	急傾斜地の崩壊
北野津又	勝山市野向町北野津又(6-Ⅲ-6608)	平成18年9月29日	勝山市野向町北野津又(6-Ⅲ-6608)	平成18年9月29日	急傾斜地の崩壊
北野津又	勝山市野向町北野津又(6-I-1113-1)	平成18年9月29日	勝山市野向町北野津又(6-I-1113-1)	平成18年9月29日	土石流
北野津又	勝山市野向町北野津又(6-I-1116)	平成18年9月29日	勝山市野向町北野津又(6-I-1116)	平成18年9月29日	土石流
北野津又	勝山市野向町北野津又(6-I-1117)	平成18年9月29日	勝山市野向町北野津又(6-I-1117)	平成18年9月29日	土石流
北野津又	勝山市野向町北野津又(6-I-1118)	平成18年9月29日	勝山市野向町北野津又(6-I-1118)	平成18年9月29日	土石流
北野津又	勝山市野向町北野津又(6-I-1131-1)	平成18年9月29日	勝山市野向町北野津又(6-I-1131-1)	平成18年9月29日	土石流
北野津又	勝山市野向町北野津又(6-I-1131-4)	平成18年9月29日	勝山市野向町北野津又(6-I-1131-4)	平成18年9月29日	土石流
北野津又	勝山市野向町北野津又(6-I-1134)	平成18年9月29日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成18年9月29日	土石流
北野津又	勝山市野向町北野津又(6-I-1135)	平成18年9月29日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成18年9月29日	土石流
北野津又	勝山市野向町北野津又(6-I-116602)	平成18年9月29日	勝山市野向町北野津又(6-I-116602)	平成18年9月29日	土石流
北野津又	勝山市野向町北野津又(6-I-116603)	平成18年9月29日	勝山市野向町北野津又(6-I-116603)	平成18年9月29日	土石流
北野津又	勝山市野向町北野津又(6-I-116606)	平成18年9月29日	勝山市野向町北野津又(6-I-116606)	平成18年9月29日	土石流
北野津又	勝山市野向町北野津又(6-I-116609)	平成18年9月29日	勝山市野向町北野津又(6-I-116609)	平成18年9月29日	土石流
北野津又	勝山市野向町北野津又(6-I-116611)	平成18年9月29日	勝山市野向町北野津又(6-I-116611)	平成18年9月29日	土石流
北野津又	勝山市野向町北野津又(6-I-116613)	平成18年9月29日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成18年9月29日	土石流
北野津又	勝山市野向町北野津又(6-I-786)	平成22年3月30日	勝山市野向町北野津又(6-I-786)	平成22年3月30日	急傾斜地の崩壊
北野津又	勝山市野向町北野津又(6-I-192)	平成22年3月30日	勝山市野向町北野津又(6-I-192)	平成22年3月30日	急傾斜地の崩壊
横倉	勝山市野向町横倉(6-II-6707)	平成20年2月29日	勝山市野向町横倉(6-II-6707)	平成20年2月29日	急傾斜地の崩壊
横倉	勝山市野向町横倉(6-II-6719)	平成20年2月29日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成20年2月29日	急傾斜地の崩壊
横倉	勝山市野向町横倉(6-I-1114)	平成20年2月29日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成20年2月29日	土石流
横倉	勝山市野向町横倉(6-I-1115)	平成20年2月29日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成20年2月29日	土石流
横倉	勝山市野向町横倉(6-I-11139)	平成20年2月29日	勝山市野向町横倉(6-I-11139)	平成20年2月29日	土石流
横倉	勝山市野向町横倉(6-I-11140)	平成20年2月29日	勝山市野向町横倉(6-I-11140)	平成20年2月29日	土石流
横倉	勝山市野向町横倉(6-I-11141)	平成20年2月29日	勝山市野向町横倉(6-I-11141)	平成20年2月29日	土石流
横倉	勝山市野向町横倉(6-I-11142)	平成20年2月29日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成20年2月29日	土石流
横倉	勝山市野向町横倉(6-I-1133-1)	平成20年2月29日	勝山市野向町横倉(6-I-1133-1)	平成20年2月29日	土石流
横倉	勝山市野向町横倉(6-I-1133-2)	平成20年2月29日	勝山市野向町横倉(6-I-1133-2)	平成20年2月29日	土石流
横倉	勝山市野向町横倉(6-I-1133-3)	平成20年2月29日	勝山市野向町横倉(6-I-1133-3)	平成20年2月29日	土石流
横倉	勝山市野向町横倉(6-I-1133-4)	平成20年2月29日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成20年2月29日	土石流
横倉	勝山市野向町横倉(6-I-1133-5)	平成20年2月29日	勝山市野向町横倉(6-I-1133-5)	平成20年2月29日	土石流
横倉	勝山市野向町横倉(6-I-1133-7)	平成20年2月29日	勝山市野向町横倉(6-I-1133-7)	平成20年2月29日	土石流
横倉	勝山市野向町横倉第二(6-052)	平成22年3月30日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成22年3月30日	地すべり
横倉	勝山市野向町横倉第二(6-053)	平成22年3月30日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成22年3月30日	地すべり
別所	勝山市荒土町別所(6-I-300)	平成21年2月20日	勝山市荒土町別所(6-I-300)	平成21年2月20日	土石流
境	勝山市荒土町境(6-I-3003)	平成20年12月19日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成20年12月19日	急傾斜地の崩壊
境	勝山市荒土町境(6-II-7404)	平成20年12月19日	勝山市荒土町境(6-II-7404)	平成25年3月26日	急傾斜地の崩壊
境	勝山市荒土町境(6-II-7405)	平成20年12月19日	勝山市荒土町境(6-II-7405)	平成25年3月26日	急傾斜地の崩壊
境	勝山市荒土町境(6-I-11138)	平成20年12月19日	勝山市荒土町境(6-I-11138)	平成25年3月26日	土石流
境	勝山市荒土町境(6-I-1129-1)	平成20年12月19日	勝山市荒土町境(6-I-1129-1)	平成25年3月26日	土石流
境	勝山市荒土町境(6-I-1129-2)	平成20年12月19日	勝山市荒土町境(6-I-1129-2)	平成25年3月26日	土石流
境	勝山市荒土町境(6-I-117502)	平成20年12月19日	勝山市荒土町境(6-I-117502)	平成25年3月26日	土石流
戸倉	勝山市荒土町戸倉(6-I-1112)	平成21年2月20日	勝山市荒土町戸倉(6-I-1112)	平成21年2月20日	土石流
西ヶ原	勝山市荒土町西ヶ原(6-II-3003)	平成20年9月12日	勝山市荒土町西ヶ原(6-II-3003)	平成20年9月12日	急傾斜地の崩壊
西ヶ原	勝山市荒土町西ヶ原(6-II-3004)	平成20年9月12日	勝山市荒土町西ヶ原(6-II-3004)	平成20年9月12日	急傾斜地の崩壊
西ヶ原	勝山市荒土町西ヶ原(6-II-3007)	平成20年9月12日	勝山市荒土町西ヶ原(6-II-3007)	平成20年9月12日	急傾斜地の崩壊
西ヶ原	勝山市荒土町西ヶ原(6-II-7503)	平成20年9月12日	勝山市荒土町西ヶ原(6-II-7503)	平成20年9月12日	急傾斜地の崩壊
西ヶ原	勝山市荒土町西ヶ原(6-I-121-1)	平成20年9月12日	勝山市荒土町西ヶ原(6-I-121-1)	平成20年9月12日	土石流
西ヶ原	勝山市荒土町西ヶ原(6-I-121-2)	平成20年9月12日	勝山市荒土町西ヶ原(6-I-121-2)	平成20年9月12日	土石流
西ヶ原	勝山市荒土町西ヶ原(6-I-123)	平成20年9月12日	勝山市荒土町西ヶ原(6-I-123)	平成27年6月12日豪雨	土石流
西ヶ原	勝山市荒土町西ヶ原(6-I-117601)	平成20年9月12日	勝山市荒土町西ヶ原(6-I-117601)	平成20年9月12日	土石流
西ヶ原	勝山市荒土町西ヶ原(6-I-117503)	平成20年12月19日	勝山市荒土町西ヶ原(6-I-117503)	平成20年12月19日	土石流
新道	勝山市荒土町新道(6-II-7415)	平成21年11月20日	勝山市荒土町新道(6-II-7415)	平成21年11月20日	急傾斜地の崩壊
新道	勝山市荒土町新道(6-II-7416)	平成21年11月20日	勝山市荒土町新道(6-II-7416)	平成21年11月20日	急傾斜地の崩壊
新道	勝山市荒土町新道(6-I-126)	平成21年11月20日	勝山市荒土町新道(6-I-126)	平成21年11月20日	土石流
新道	勝山市荒土町新道(6-I-17401)	平成21年11月20日	勝山市荒土町新道(6-I-17401)	平成21年11月20日	土石流
新道	勝山市荒土町新道(6-I-17404)	平成21年11月20日	勝山市荒土町新道(6-I-17404)	平成21年11月20日	土石流
細野口	勝山市荒土町細野口(6-I-7407)	平成21年11月20日	勝山市荒土町細野口(6-I-7407)	平成21年11月20日	土石流
細野口	勝山市荒土町細野口(6-I-3006)	平成20年9月12日	勝山市荒土町細野口(6-I-3006)	平成20年9月12日	急傾斜地の崩壊
細野口	勝山市荒土町細野口(6-II-7802)	平成20年9月12日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成20年9月12日	急傾斜地の崩壊
細野口	勝山市荒土町細野口(6-I-1119)	平成20年9月12日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成20年9月12日	土石流

土砂災害警戒区域等

令和7年1月

自治会名	土砂災害警戒区域の名称	指定年月日	土砂災害特別警戒区域の名称	指定年月日	区域等における土砂災害の発生原因
細野口	勝山市荒土町細野口(6-1-1-20)	平成20年9月12日	勝山市荒土町細野口(6-1-1-20)	平成20年9月12日	土石流
細野口	勝山市荒土町細野口(6-1-1-7802)	平成20年9月12日	勝山市荒土町細野口(6-1-1-7802)	平成20年9月12日	土石流
北宮地	勝山市荒土町北宮地(6-1-3010)	平成23年3月4日	勝山市荒土町北宮地(6-1-3010)	平成26年1月14日	急傾斜地の崩壊
北宮地	勝山市荒土町北宮地(6-Ⅱ-3019)	平成23年3月4日	勝山市荒土町北宮地(6-Ⅱ-3019)	平成26年1月14日	急傾斜地の崩壊
北宮地	勝山市荒土町北宮地(6-Ⅲ-3002-1)	平成23年3月4日	勝山市荒土町北宮地(6-Ⅲ-3002-1)	平成26年1月14日	急傾斜地の崩壊
北宮地	勝山市荒土町北宮地(6-Ⅲ-3002-2)	平成23年3月4日	勝山市荒土町北宮地(6-Ⅲ-3002-2)	平成26年1月14日	急傾斜地の崩壊
北宮地	勝山市荒土町北宮地(6-1-1-137S)	平成23年3月4日	勝山市荒土町北宮地(6-1-1-137S)	平成26年1月14日	土石流
堀名	勝山市荒土町堀名(6-Ⅱ-3020)	平成21年2月20日	勝山市荒土町堀名(6-Ⅱ-3020)	平成21年2月20日	急傾斜地の崩壊
堀名	勝山市荒土町堀名(6-1-1-8101)	平成21年2月20日	勝山市荒土町堀名(6-1-1-8101)	平成21年2月20日	土石流
中清水	勝山市荒土町中清水(6-Ⅰ-8102)	平成21年2月20日	勝山市荒土町中清水(6-Ⅰ-8102)	平成21年2月20日	急傾斜地の崩壊
檀曾谷	勝山市北郷町檀曾谷(6-1-1-136)	平成21年11月20日	勝山市北郷町檀曾谷(6-1-1-136)	平成21年11月20日	土石流
檀曾谷	勝山市北郷町檀曾谷(6-1-1-17)	平成21年11月20日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成21年11月20日	土石流
檀曾谷	勝山市北郷町檀曾谷(6-1-1-18)	平成21年11月20日	勝山市北郷町檀曾谷(6-1-1-18)	平成21年11月20日	土石流
檀曾谷	勝山市北郷町檀曾谷(6-1-1-8701)	平成21年11月20日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成21年11月20日	土石流
檀曾谷(新町)	勝山市北郷町檀曾谷(6-1-1-133S)	平成23年3月4日	勝山市北郷町檀曾谷(6-1-1-133S)	平成23年3月4日	土石流
檀曾谷(新町)	勝山市北郷町檀曾谷(6-1-1-134S)	平成23年3月4日	勝山市北郷町檀曾谷(6-1-1-134S)	平成23年3月4日	土石流
檀曾谷(新町)	勝山市北郷町檀曾谷(6-1-1-135S)	平成23年3月4日	勝山市北郷町檀曾谷(6-1-1-135S)	平成23年3月4日	土石流
檀曾谷(新町)	勝山市北郷町檀曾谷(6-1-1-14)	平成23年3月4日	勝山市北郷町檀曾谷(6-1-1-14)	平成23年3月4日	土石流
檀曾谷(新町)	勝山市北郷町檀曾谷(6-1-1-15)	平成23年3月4日	勝山市北郷町檀曾谷(6-1-1-15)	平成23年3月4日	土石流
檀曾谷(新町)	勝山市北郷町檀曾谷(6-1-1-16)	平成23年3月4日	勝山市北郷町檀曾谷(6-1-1-16)	平成23年3月4日	土石流
東野	勝山市北郷町東野(6-Ⅰ-191)	平成20年12月19日	勝山市北郷町東野(6-Ⅰ-191)	平成20年12月19日	急傾斜地の崩壊
東野	勝山市北郷町東野(6-Ⅰ-9201)	平成20年12月19日	勝山市北郷町東野(6-Ⅰ-9201)	平成20年12月19日	急傾斜地の崩壊
東野	勝山市北郷町東野(6-Ⅰ-9210)	平成20年12月19日	勝山市北郷町東野(6-Ⅰ-9210)	平成20年12月19日	急傾斜地の崩壊
東野	勝山市北郷町東野(6-Ⅱ-9205)	平成20年12月19日	勝山市北郷町東野(6-Ⅱ-9205)	平成20年12月19日	急傾斜地の崩壊
東野	勝山市北郷町東野(6-Ⅱ-9206)	平成20年12月19日	勝山市北郷町東野(6-Ⅱ-9206)	平成20年12月19日	急傾斜地の崩壊
東野	勝山市北郷町東野(6-1-1-10)	令和3年3月23日	(土砂災害特別警戒区域は解除)	令和3年3月23日	土石流
東野	勝山市北郷町東野(6-1-1-11)	平成20年12月19日	勝山市北郷町東野(6-1-1-11)	平成20年12月19日	土石流
東野	勝山市北郷町東野(6-1-1-12)	平成20年12月19日	勝山市北郷町東野(6-1-1-12)	平成20年12月19日	土石流
東野	勝山市北郷町東野(6-1-1-13)	平成20年12月19日	勝山市北郷町東野(6-1-1-13)	平成20年12月19日	土石流
東野	勝山市北郷町東野(6-1-1-9201)	平成20年12月19日	勝山市北郷町東野(6-1-1-9201)	平成20年12月19日	土石流
伊知地	勝山市北郷町伊知地(6-Ⅰ-190-1)	平成20年4月4日	勝山市北郷町伊知地(6-Ⅰ-190-1)	平成20年4月4日	急傾斜地の崩壊
伊知地	勝山市北郷町伊知地(6-Ⅰ-190-2)	平成20年4月4日	勝山市北郷町伊知地(6-Ⅰ-190-2)	平成20年4月4日	急傾斜地の崩壊
伊知地	勝山市北郷町伊知地(6-1-1-131S)	平成20年4月4日	勝山市北郷町伊知地(6-1-1-131S)	平成20年4月4日	土石流
伊知地	勝山市北郷町伊知地(6-1-1-5)	平成20年4月4日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成20年4月4日	土石流
伊知地	勝山市北郷町伊知地(6-1-1-6)	平成20年4月4日	勝山市北郷町伊知地(6-1-1-6)	平成20年4月4日	土石流
伊知地	勝山市北郷町伊知地(6-1-1-7)	平成20年4月4日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成20年4月4日	土石流
坂東島	勝山市北郷町坂東島(6-Ⅰ-189)	平成22年3月30日	勝山市北郷町坂東島(6-Ⅰ-189)	平成22年3月30日	急傾斜地の崩壊
坂東島	勝山市北郷町坂東島(6-Ⅰ-3009)	平成22年3月30日	勝山市北郷町坂東島(6-Ⅰ-3009)	平成22年3月30日	急傾斜地の崩壊
坂東島	勝山市北郷町坂東島(6-Ⅱ-9417)	平成22年3月30日	勝山市北郷町坂東島(6-Ⅱ-9417)	平成22年3月30日	急傾斜地の崩壊
坂東島	勝山市北郷町坂東島(6-Ⅱ-9418)	平成22年3月30日	勝山市北郷町坂東島(6-Ⅱ-9418)	平成22年3月30日	急傾斜地の崩壊
坂東島	勝山市北郷町坂東島(6-1-1-1)	平成22年3月30日	勝山市北郷町坂東島(6-1-1-1)	平成22年3月30日	土石流
坂東島	勝山市北郷町坂東島(6-1-1-128S-1)	平成22年3月30日	勝山市北郷町坂東島(6-1-1-128S-1)	平成22年3月30日	土石流
坂東島	勝山市北郷町坂東島(6-1-1-128S-2)	平成22年3月30日	勝山市北郷町坂東島(6-1-1-128S-2)	平成22年3月30日	土石流
坂東島	勝山市北郷町坂東島(6-1-1-129)	平成22年3月30日	勝山市北郷町坂東島(6-1-1-129)	平成22年3月30日	土石流
坂東島	勝山市北郷町坂東島(6-1-1-4)	平成22年3月30日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成22年3月30日	土石流
坂東島	勝山市北郷町坂東島(6-1-1-2)	平成26年1月31日	(土砂災害特別警戒区域は解除)	平成26年1月31日	土石流
坂東島	勝山市北郷町坂東島(6-1-1-3)	平成19年6月8日	勝山市北郷町坂東島(6-1-1-3)	平成19年6月8日	土石流
岩屋	勝山市北郷町岩屋(6-051)	平成23年3月29日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成23年3月29日	地すべり
鹿谷町保田	勝山市鹿谷町保田(6-Ⅱ-9641)	平成22年3月30日	勝山市鹿谷町保田(6-Ⅱ-9641)	平成22年3月30日	急傾斜地の崩壊
鹿谷町保田	勝山市鹿谷町保田(6-Ⅰ-3014)	平成17年11月29日	勝山市鹿谷町保田(6-Ⅰ-3014)	平成17年11月29日	急傾斜地の崩壊
鹿谷町保田	勝山市鹿谷町保田(6-Ⅱ-3028)	平成17年11月29日	勝山市鹿谷町保田(6-Ⅱ-3028)	平成17年11月29日	急傾斜地の崩壊
鹿谷町保田	勝山市鹿谷町保田(6-Ⅲ-9601)	平成17年11月29日	勝山市鹿谷町保田(6-Ⅲ-9601)	平成17年11月29日	急傾斜地の崩壊
鹿谷町保田	勝山市鹿谷町保田(6-Ⅲ-9602)	平成17年11月29日	勝山市鹿谷町保田(6-Ⅲ-9602)	平成17年11月29日	急傾斜地の崩壊
鹿谷町保田	勝山市鹿谷町保田(6-Ⅲ-9603)	平成17年11月29日	勝山市鹿谷町保田(6-Ⅲ-9603)	平成17年11月29日	急傾斜地の崩壊
鹿谷町保田	勝山市鹿谷町保田(6-Ⅲ-9604)	平成17年11月29日	勝山市鹿谷町保田(6-Ⅲ-9604)	平成17年11月29日	急傾斜地の崩壊
鹿谷町保田	勝山市鹿谷町保田(6-1-1-108)	平成17年11月29日	勝山市鹿谷町保田(6-1-1-108)	平成17年11月29日	土石流
鹿谷町保田	勝山市鹿谷町保田(6-1-1-109-1)	平成17年11月29日	勝山市鹿谷町保田(6-1-1-109-1)	平成17年11月29日	土石流
鹿谷町保田	勝山市鹿谷町保田(6-1-1-109-2)	平成17年11月29日	勝山市鹿谷町保田(6-1-1-109-2)	平成17年11月29日	土石流
鹿谷町保田	勝山市鹿谷町保田(6-1-1-110-1)	平成17年11月29日	勝山市鹿谷町保田(6-1-1-110-1)	平成17年11月29日	土石流
鹿谷町保田	勝山市鹿谷町保田(6-1-1-110-2)	平成17年11月29日	勝山市鹿谷町保田(6-1-1-110-2)	平成17年11月29日	土石流
鹿谷町保田	勝山市鹿谷町保田(6-1-1-111-1)	平成17年11月29日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成17年11月29日	土石流
鹿谷町保田	勝山市鹿谷町保田(6-1-1-111-2)	平成17年11月29日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成17年11月29日	土石流
鹿谷町保田	勝山市鹿谷町保田(6-1-1-181)	平成17年11月29日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成17年11月29日	土石流
鹿谷町保田	勝山市鹿谷町保田(6-1-1-182)	平成17年11月29日	勝山市鹿谷町保田(6-1-1-182)	平成17年11月29日	土石流
鹿谷町保田	勝山市鹿谷町保田(6-1-1-183)	平成17年11月29日	勝山市鹿谷町保田(6-1-1-183)	平成17年11月29日	土石流
鹿谷町保田	勝山市鹿谷町保田(6-1-1-184)	平成17年11月29日	勝山市鹿谷町保田(6-1-1-184)	平成17年11月29日	土石流
鹿谷町保田	勝山市鹿谷町保田(6-1-1-9601)	平成22年3月30日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成22年3月30日	土石流
西光寺	勝山市鹿谷町西光寺(6-Ⅱ-9709)	平成20年12月19日	勝山市鹿谷町西光寺(6-Ⅱ-9709)	平成20年12月19日	急傾斜地の崩壊
西光寺	勝山市鹿谷町西光寺(6-Ⅲ-3019)	平成20年12月19日	勝山市鹿谷町西光寺(6-Ⅲ-3019)	平成20年12月19日	急傾斜地の崩壊
西光寺	勝山市鹿谷町西光寺(6-1-1-105)	平成20年12月19日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成20年12月19日	土石流
西光寺	勝山市鹿谷町西光寺(6-1-1-106)	平成20年12月19日	勝山市鹿谷町西光寺(6-1-1-106)	平成20年12月19日	土石流
西光寺	勝山市鹿谷町西光寺(6-1-1-179S)	平成20年12月19日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成20年12月19日	土石流
北西候	勝山市鹿谷町北西候(6-Ⅰ-3022)	平成21年11月20日	勝山市鹿谷町北西候(6-Ⅰ-3022)	平成21年11月20日	急傾斜地の崩壊
北西候	勝山市鹿谷町北西候(6-Ⅲ-3026)	平成21年11月20日	勝山市鹿谷町北西候(6-Ⅲ-3026)	平成21年11月20日	急傾斜地の崩壊
北西候	勝山市鹿谷町北西候(6-Ⅰ-3023)	平成18年3月28日	勝山市鹿谷町北西候(6-Ⅰ-3023)	平成18年3月28日	急傾斜地の崩壊
北西候	勝山市鹿谷町北西候(6-Ⅱ-3036)	平成18年3月28日	勝山市鹿谷町北西候(6-Ⅱ-3036)	平成18年3月28日	急傾斜地の崩壊
北西候	勝山市鹿谷町北西候(6-Ⅱ-3040)	平成18年3月28日	勝山市鹿谷町北西候(6-Ⅱ-3040)	平成18年3月28日	急傾斜地の崩壊
北西候	勝山市鹿谷町北西候(6-Ⅱ-9803)	平成18年3月28日	勝山市鹿谷町北西候(6-Ⅱ-9803)	平成18年3月28日	急傾斜地の崩壊
北西候	勝山市鹿谷町北西候(6-Ⅲ-9801)	平成18年3月28日	勝山市鹿谷町北西候(6-Ⅲ-9801)	平成18年3月28日	急傾斜地の崩壊
北西候	勝山市鹿谷町北西候(6-Ⅲ-9802)	平成18年3月28日	勝山市鹿谷町北西候(6-Ⅲ-9802)	平成18年3月28日	急傾斜地の崩壊
北西候	勝山市鹿谷町北西候(6-1-1-100)	平成18年3月28日	勝山市鹿谷町北西候(6-1-1-100)	平成18年3月28日	土石流
北西候	勝山市鹿谷町北西候(6-1-1-101-1)	平成18年3月28日	勝山市鹿谷町北西候(6-1-1-101-1)	平成18年3月28日	土石流
北西候	勝山市鹿谷町北西候(6-1-1-102)	平成18年3月28日	勝山市鹿谷町北西候(6-1-1-102)	平成18年3月28日	土石流
北西候	勝山市鹿谷町北西候(6-1-1-103-1)	平成18年3月28日	勝山市鹿谷町北西候(6-1-1-103-1)	平成18年3月28日	土石流
北西候	勝山市鹿谷町北西候(6-1-1-104)	平成18年3月28日	勝山市鹿谷町北西候(6-1-1-104)	平成18年3月28日	土石流
北西候	勝山市鹿谷町北西候(6-1-1-176S)	平成18年3月28日	勝山市鹿谷町北西候(6-1-1-176S)	平成18年3月28日	土石流
北西候	勝山市鹿谷町北西候(6-1-1-177)	平成18年3月28日	勝山市鹿谷町北西候(6-1-1-177)	平成18年3月28日	土石流
矢戸	勝山市鹿谷町矢戸(6-Ⅰ-3024)	平成18年9月29日	勝山市鹿谷町矢戸(6-Ⅰ-3024)	平成18年9月29日	急傾斜地の崩壊
矢戸	勝山市鹿谷町矢戸(6-Ⅱ-3043)	平成18年9月29日	勝山市鹿谷町矢戸(6-Ⅱ-3043)	平成18年9月29日	急傾斜地の崩壊
矢戸	勝山市鹿谷町矢戸(6-Ⅱ-3045-1)	平成18年9月29日	勝山市鹿谷町矢戸(6-Ⅱ-3045-1)	平成18年9月29日	急傾斜地の崩壊
矢戸	勝山市鹿谷町矢戸(6-Ⅱ-3046)	平成18年9月29日	勝山市鹿谷町矢戸(6-Ⅱ-3046)	平成18年9月29日	急傾斜地の崩壊
矢戸	勝山市鹿谷町矢戸(6-Ⅱ-9901)	平成18年9月29日	勝山市鹿谷町矢戸(6-Ⅱ-9901)	平成18年9月29日	急傾斜地の崩壊
矢戸	勝山市鹿谷町矢戸(6-Ⅱ-9904)	平成18年9月29日	勝山市鹿谷町矢戸(6-Ⅱ-9904)	平成18年9月29日	急傾斜地の崩壊
矢戸	勝山市鹿谷町矢戸(6-Ⅲ-9902)	平成18年9月29日	勝山市鹿谷町矢戸(6-Ⅲ-9902)	平成18年9月29日	急傾斜地の崩壊
矢戸	勝山市鹿谷町矢戸(6-Ⅲ-9903)	平成18年9月29日	勝山市鹿谷町矢戸(6-Ⅲ-9903)	平成18年9月29日	急傾斜地の崩壊
矢戸	勝山市鹿谷町矢戸(6-Ⅲ-9905)	平成18年9月29日	勝山市鹿谷町矢戸(6-Ⅲ-9905)	平成18年9月29日	急傾斜地の崩壊
矢戸	勝山市鹿谷町矢戸(6-Ⅱ-3045-2)	平成21年11月20日	勝山市鹿谷町矢戸(6-Ⅱ-3045-2)	平成21年11月20日	急傾斜地の崩壊
矢戸	勝山市鹿谷町矢戸(6-1-1-173S)	平成18年9月29日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成18年9月29日	土石流
矢戸	勝山市鹿谷町矢戸(6-1-1-175S)	平成18年9月29日	勝山市鹿谷町矢戸(6-1-1-175S)	平成18年9月29日	土石流
矢戸	勝山市鹿谷町矢戸(6-1-1-94-1)	平成18年9月29日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成18年9月29日	土石流
矢戸	勝山市鹿谷町矢戸(6-1-1-95-1)	平成18年9月29日	勝山市鹿谷町矢戸(6-1-1-95-1)	平成18年9月29日	土石流
矢戸	勝山市鹿谷町矢戸(6-1-1-95-2)	平成18年9月29日	勝山市鹿谷町矢戸(6-1-1-95-2)	平成18年9月29日	土石流
矢戸	勝山市鹿谷町矢戸(6-1-1-96)	平成18年9月29日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成18年9月29日	土石流
矢戸	勝山市鹿谷町矢戸(6-1-1-97)	平成18年9月29日	勝山市鹿谷町矢戸(6-1-1-97)	平成18年9月29日	土石流
矢戸	勝山市鹿谷町矢戸(6-1-1-98)	平成18年9月29日	勝山市鹿谷町矢戸(6-1-1-98)	平成18年9月29日	土石流
矢戸	勝山市鹿谷町矢戸(6-1-1-9901)	平成18年9月29日	(土砂災害特別警戒区域はなし)	平成18年9月29日	土石流
矢戸	勝山市鹿谷町矢戸(6-1-1-9902)	平成18年9月29日	勝山市鹿谷町矢戸(6-1-1-9902)	平成18年9月29日	土石流

令和7年1月

535

地すべり防止区域
(国土交通省所管分)

令和7年1月現在

番号	所在地	指定地名	告示 年月日	告示番号	面積 (ha)
11	北谷町	谷	S50. 5. 28 H7. 7. 24	905 1397	45. 23

地すべり防止区域指定区域
(林野庁所管分)

令和7年1月現在

番号	指定地	農林水産省 告示番号	区域内の概況						備考
			耕地 (ha)	林地 (ha)	その他 の土地 (ha)	人家 (戸)	道路・鉄道 m	公共 施設	
1	木根橋	S. 37. 11. 24 1468	17. 98	31. 90	4. 44	—	道路 1, 028	—	
4	北谷町東山	H. 3. 9. 1 1176	—	45. 64	2. 06	19	道路 300	1	

山地災害危険地区

令和7年1月

危険地区名	国有 民有 林	地区 番号	位置		(ha)	治山 実施 状況	保安 林 状況
			大 字	字			
山腹崩壊	民	1	北郷町坂東島	49字宝室谷	5	○	○
山腹崩壊	民	2	北郷町東野	63字背山	9	○	
山腹崩壊	民	3	荒土町北宮地	21字尾黒	9		
山腹崩壊	民	4	荒土町別所	34字上山	6		
山腹崩壊	民	5	野向町横倉	82字新道	3		
山腹崩壊	民	6	北谷町谷	146字番戸平山	5	○	○
山腹崩壊	民	7	北谷町小原	43字赤坂	10	○	○
山腹崩壊	民	8	北谷町小原	74字高倉	10		○
山腹崩壊	民	9	北谷町小原	59字イ子ン谷	2		○
山腹崩壊	民	10	三谷	30字上山	4		
山腹崩壊	民	11	遅羽町下荒井	47字梯谷	6		○
山腹崩壊	民	12	遅羽町比島	38字蛭谷	2		○
山腹崩壊	民	13	鹿谷町発坂	6字松山	2		○
山腹崩壊	民	14	鹿谷町矢戸口	70字北ノ谷	5		
山腹崩壊	民	15	鹿谷町保田	106字崎崎山	3	○	○
山腹崩壊	民	16	北谷町谷	136字上御所ヶ原	4	○	○
山腹崩壊	民	17	北谷町小原	63字早稲森	3	○	○
山腹崩壊	民	18	北谷町小原	60字ワサビ谷	1	○	○
山腹崩壊	民	19	荒土町細野	62字板谷	4	○	○
山腹崩壊	民	20	野向町横倉	93字乗倉	2		
山腹崩壊	民	21	村岡町栃神谷	52字壁山	2	○	
山腹崩壊	民	22	北谷町杉山	87字下田山	2		○
山腹崩壊	民	23	北谷町河合	31字上山	2	○	
山腹崩壊	民	24	北谷町木根橋	82字熊穴	3		
山腹崩壊	民	25	村岡町暮見	29字中山	3		
山腹崩壊	民	26	遅羽町大袋	67字回谷	5	○	
山腹崩壊	民	27	野向町横倉	100字落ヶ平	3		
山腹崩壊	民	28	北郷町坂東島	52字大飯谷	3		
山腹崩壊	民	29	北郷町坂東島	46字剛谷	2		○
山腹崩壊	民	30	北郷町東野	81字小黒野	7	○	
山腹崩壊	民	31	北郷町檜曾谷	27字上権手平	3		
山腹崩壊	民	32	荒土町堀名中清水	43字後山	2		
山腹崩壊	民	33	荒土町細野口	55字上山	4		
山腹崩壊	民	34	荒土町細野	112字日谷	2		
山腹崩壊	民	35	荒土町細野	122字開真坊	4		
山腹崩壊	民	36	野向町北野津又	126字妙石瀧	1		
山腹崩壊	民	37	野向町北野津又	139字八王寺	2		
山腹崩壊	民	38	野向町深谷	52字石谷	5		
山腹崩壊	民	39	野向町深谷	102字西平	3		
山腹崩壊	民	40	野向町薬師神谷	76字壁山	4		
山腹崩壊	民	41	北谷町杉山	96字平瀬山	3		
山腹崩壊	民	42	北谷町木根橋	84字栃原	8		
山腹崩壊	民	43	北谷町谷	112字向原山	4		
山腹崩壊	民	44	北谷町谷	128字室目	3		
山腹崩壊	民	45	北谷町谷	132字峠ヶ谷	3		
山腹崩壊	民	46	村岡町浄土寺	57字北龍東	5		
山腹崩壊	民	47	三谷町	26字矢谷尾	2		
山腹崩壊	民	48	平泉寺町岩ヶ野	46字小羽土	4		
山腹崩壊	民	49	平泉寺町岩ヶ野	53字片登尾	5		
山腹崩壊	民	50	平泉寺町岩ヶ野	43字壁山	1		
山腹崩壊	民	51	猪野口	45字長尾	4		
山腹崩壊	民	52	平泉寺町岩ヶ野	38字辺土山	2		
山腹崩壊	民	53	平泉寺町赤尾	20字山寺	2		
山腹崩壊	民	54	遅羽町下荒井	31字御林	2		○
山腹崩壊	民	55	遅羽町嶗崎	47字東谷	2		
山腹崩壊	民	56	遅羽町大袋	62字栗尾	4	○	
山腹崩壊	民	57	遅羽町北山	27字三ノ平	2		
山腹崩壊	民	58	鹿谷町東遅羽口	42字尾山	3		
山腹崩壊	民	59	鹿谷町西遅羽口	31字茶筌堂	5		
山腹崩壊	民	60	鹿谷町矢戸口	51字水谷	4		
山腹崩壊	民	61	鹿谷町北西俣	57字鶴無谷	1		

危 険 地区名	国有 民有 林	地区 番号	位 置		(ha)	治山 実施 状況	保安 林 状況
			大 字	字			
山腹崩壊	民	62	鹿谷町北西俣	78字鳥帽子谷	5		
山腹崩壊	民	63	鹿谷町杉俣	28字中山	1		
山腹崩壊	民	64	遅羽町比島	6字古合谷	1		
山腹崩壊	民	65	遅羽町比島	40字浅谷	2	○	
山腹崩壊	民	66	鹿谷町保田	109字奥ノ城	6	○	
山腹崩壊	民	67	北谷町小原	64字横谷	3	○	○
山腹崩壊	民	68	北谷町中野俣	43字寺江原	2	○	○
山腹崩壊	民	69	片瀬	65字桂谷山46-1、46-	2		
山腹崩壊	民	70	遅羽町北山	27字山ノ平1、3	6		
山腹崩壊	民	71	遅羽町崎崎	45字大林9	4		
山腹崩壊	民	72	平泉寺町赤尾	62字胡桃谷	5		
山腹崩壊	民	73	遅羽町下荒井	43字炭焼4、6-1、7	4		
山腹崩壊	民	74	遅羽町大袋	62字栗尾2、11、12、	2		
山腹崩壊	民	75	北郷町伊知地	63字北谷	2		
山腹崩壊	民	76	村岡町栃神谷	60字扇谷山	3		
山腹崩壊	民	77	片瀬	61字柳原	2		
山腹崩壊	民	78	北谷町河合	32字蓼毛	5	○	○
山腹崩壊	民	79	遅羽町比島	39字大山	3	○	○
山腹崩壊	民	80	野向町横倉	96字山笹尾	3	○	○
地すべり	民	1	野向町横倉	46字水上	2	○	○
地すべり	民	2	北谷町木根橋	87字向ヒ山	65	○	○
地すべり	民	3	北谷町北六呂師	39字東浅谷	5	○	○
地すべり	民	4	北谷町谷	東山	25	○	○
地すべり	民	5	平泉寺町平泉寺	大草桶	7	○	○
崩壊土砂	国	1	北郷町	岩屋1193	7.2	○	○
崩壊土砂	国	2	荒土町細野	細野1038	7.2	○	○
崩壊土砂	国	3	北郷町横倉	細野1041	3	○	○
崩壊土砂	国	4	平泉寺町平泉寺	平泉寺1044	12	○	○
崩壊土砂	民	1	北郷町坂東島	50字大谷	0.54		
崩壊土砂	民	2	北郷町坂東島	49字宝室谷	0.34	○	○
崩壊土砂	民	3	北郷町伊知地	ユヤガダニ	1.3		
崩壊土砂	民	4	北郷町上野	大芦谷山	0.61		
崩壊土砂	民	5	北郷町上野	クチスエダニ	0.47		
崩壊土砂	民	6	北郷町上野	97字南勘瀬	1.37		
崩壊土砂	民	7	北郷町坂東島	54字クルビ谷	0.79		○
崩壊土砂	民	8	北郷町坂東島	54字クルビ谷	0.89		○
崩壊土砂	民	9	北郷町岩屋	81字栃ノ木谷	0.01		○
崩壊土砂	民	10	北郷町岩屋	2字際谷	0.65		○
崩壊土砂	民	11	北郷町桧會谷	38字クズレオ	1.78	○	○
崩壊土砂	民	12	荒土町堀名中清水	46字下大谷	0.84		
崩壊土砂	民	13	荒土町細野	900字細野	1.55	○	○
崩壊土砂	民	14	荒土町細野	115字松倉	1.54		○
崩壊土砂	民	15	荒土町細野	134字ヌノガタキ	0.35		
崩壊土砂	民	16	荒土町細野	118字鬼神上	0.3		
崩壊土砂	民	17	野向町北野津又	137字乙岩	3.34		
崩壊土砂	民	18	野向町横倉	135字上鴨谷	1.69		
崩壊土砂	民	19	野向町横倉	99字中ノ谷	0.64		
崩壊土砂	民	20	野向町横倉	83字三野瀬山	0.58		

危 険 地区名	国有 民有 林	地区 番号	位 置		(ha)	治山 実施 状況	保安 林 状況
			大 字	字			
崩壊土砂	民	21	野向町横倉	97字奥太山	0.46	○	○
崩壊土砂	民	22	野向町横倉	93字栗合川	1.24		
崩壊土砂	民	23	野向町横倉	49字倉ノ谷	0.23		
崩壊土砂	民	24	野向町北野津又	149字六谷	1.37	○	○
崩壊土砂	民	25	野向町北野津又	147字大水上	0.55	○	
崩壊土砂	民	26	野向町聖丸	2字水上谷	0.37	○	○
崩壊土砂	民	27	野向町深谷	50字鎌倉	0.32	○	○
崩壊土砂	民	28	野向町牛ヶ谷	106字箱屋谷	0.53	○	
崩壊土砂	民	29	野向町薬師神谷	10字加々谷	0.17		
崩壊土砂	民	30	北谷町杉山		0.78		
崩壊土砂	民	31	北谷町杉山	28字北上	0.41	○	○
崩壊土砂	民	32	北谷町杉山	92字硯ヶ谷	1.28	○	○
崩壊土砂	民	33	北谷町中野俣	14字焼尾	1.62	○	○
崩壊土砂	民	34	北谷町中野俣	47字大滝	19.2		○
崩壊土砂	民	35	北谷町中野俣	3字尾山	1.14		○
崩壊土砂	民	36	北谷町中野俣	29字堂々	0.08		
崩壊土砂	民	37	北谷町谷	165字薬下	5.31		
崩壊土砂	民	38	北谷町谷	133字佐間田	1.47		
崩壊土砂	民	39	北谷町谷	131字小菊峠	0.24	○	○
崩壊土砂	民	40	北谷町谷	おいの水谷	2.39	○	
崩壊土砂	民	41	北谷町谷	117字ゴミ池	0.88	○	○
崩壊土砂	民	42	北谷町木根橋	77字萩尾	0.28		
崩壊土砂	民	43	北谷町木根橋	71字板谷五	1.02		
崩壊土砂	民	44	北谷町木根橋	71字板谷五	4.47	○	○
崩壊土砂	民	45	北谷町小原	43字赤坂	0.09	○	○
崩壊土砂	民	46	北谷町小原	スノウ谷	6.41		○
崩壊土砂	民	47	北谷町小原	60字ワサビ谷	5.98	○	○
崩壊土砂	民	48	北谷町小原	61字回り池	4.03	○	○
崩壊土砂	民	49	北谷町小原	64字横谷	1.96	○	○
崩壊土砂	民	50	北谷町小原	65字原折谷	0.37	○	○
崩壊土砂	民	51	北谷町小原	69字留山	1.34		
崩壊土砂	民	52	北谷町木根橋	80字奥早谷	0.98	○	○
崩壊土砂	民	53	北谷町木根橋	81字口早谷	0.54		
崩壊土砂	民	54	北谷町木根橋	82字熊穴	0.94	○	
崩壊土砂	民	55	北谷町木根橋	88字赤坂	0.5		
崩壊土砂	民	56	北谷町北六呂師	38字東浅谷	0.95	○	○
崩壊土砂	民	57	北谷町中尾	40字西浅谷	1.24		
崩壊土砂	民	58	村岡町栃神谷	49字上馬坂	4.86	○	
崩壊土砂	民	59	奥山	天どり谷	0.37	○	○
崩壊土砂	民	60	奥山	奥山	2.78	○	
崩壊土砂	民	61	奥山	178字郡原	1.49		○
崩壊土砂	民	62	奥山	水呑谷	1.68	○	○
崩壊土砂	民	63	奥山	170字奥山	4.67	○	○
崩壊土砂	民	64	奥山	170字奥山	2.15	○	○
崩壊土砂	民	65	若猪野	37字若猪野	2.09		
崩壊土砂	民	66	平泉寺町平泉寺	206字北俣谷ノ西	1.22	○	○
崩壊土砂	民	67	平泉寺町平泉寺	219字台ノ上	1.13	○	○
崩壊土砂	民	68	遅羽町比島	20字東谷	0.67		
崩壊土砂	民	69	平泉寺町平泉寺	219字千束稗田	0.75	○	○
崩壊土砂	民	70	平泉寺町平泉寺	213字大ゾウケ	4.83	○	○
崩壊土砂	民	71	鹿谷町保田	106字崎崎山	0.63	○	○
崩壊土砂	民	72	北谷町小原	61字回り池	0.94	○	○
崩壊土砂	民	73	平泉寺町平泉寺	220字ムツシ赤壁	0.99	○	○
崩壊土砂	民	74	北郷町岩屋	23字芳ヶ谷	0.78	○	○
崩壊土砂	民	75	荒土町細野	156字滝ヶ谷	2.18	○	
崩壊土砂	民	76	野向町横倉	97字奥太山	0.3	○	
崩壊土砂	民	77	遅羽町蓬生	10字北二番	0.36	○	
崩壊土砂	民	78	野向町深谷	51字大平	0.73	○	○
崩壊土砂	民	79	遅羽町蓬生	36字南一番	0.14	○	
崩壊土砂	民	80	鹿谷町保田	106字崎崎山	0.3	○	○
崩壊土砂	民	81	野向町	牛ヶ谷中山	0.18		
崩壊土砂	民	82	野向町	牛ヶ谷中山	0.18		

森林の現況及び整備計画

勝山市森林整備計画(平成 28 年度～令和 7 年度)

森林の現況(平成 27 年 3 月)

区 分		面積 (ha)
総数	総面積	25,388
	林野面積	20,191
	林野率	79.53%
民有林野	人工林	7,754
	天然林	10,434
	計	18,188
人 工 林 率		42.63%

公益的機能別森林の区域

水源かん養機能林	12,811
山地災害防止機能林	15,509
保健文化機能林	7,506
木材生産機能林	1,028

特定間伐等促進計画（令和 3 年度～令和 12 年度）

区分	面積 (ha)
特定間伐等の実施	468,220 (年平均 4,682)

雪崩危険箇所
(国土交通省所管分)

雪崩危険区域内に人家5戸以上ある箇所
(5戸未満であっても重要な公共建物等がある場合を含む)

箇所 番号	箇所名	位 置		斜面面積 (ha)	危険度 ランク	備 考
		町	字			
282	谷	北谷町	谷	17.56	D	
283	河合(1)	北谷町	河合	5.59	D	
284	木根橋(1)	北谷町	木根橋	1.48	B	
285	木根橋(2)	北谷町	木根橋	2.88	C	
286	栃神谷	村岡町	栃神谷	20.21	D	
287	薬師神谷	野向町	薬師神谷	6.23	D	
288	深谷	野向町	深谷	36.05	B	
289	北野津又(1)	野向町	北野津又	3.58	C	
290	北野津又(2)	野向町	北野津又	5.00	B	
291	横倉(1)	野向町	横倉	80.92	D	
292	荒土別所	荒土町	別所	5.13	D	
293	細野(1)	荒土町	細野	39.70	B	
294	細野口(1)	荒土町	細野口	15.11	D	
295	堀名(1)	荒土町	堀名中清水	14.82	B	
296	東野(1)	北郷町	東野	3.05	D	
297	保田(1)	鹿谷町	保田	8.91	D	
298	北西俣(1)	鹿谷町	北西俣	5.31	D	
299	北西俣(2)	鹿谷町	北西俣	1.20	C	
300	矢戸口(1)	鹿谷町	矢戸口	4.18	D	
301	矢戸口(2)	鹿谷町	矢戸口	8.60	D	
302	矢戸口(3)	鹿谷町	矢戸口	28.69	D	
303	矢戸口(4)	鹿谷町	矢戸口	18.82	D	
304	比島(1)	遅羽町	比島	25.76	B	
305	蓬生	遅羽町	蓬生	3.70	C	
306	黒原	村岡町	黒原	1.42	D	
307	大袋(1)	遅羽町	大袋	20.13	B	
308	大袋(2)	遅羽町	大袋	49.89	D	
309	昭和三	昭和町	3丁目	1.37	D	
310	浄土寺(1)	村岡町	浄土寺	1.92	D	
312	片瀬(1)	片瀬町	片瀬	20.99	D	
313	昭和二	昭和町	2丁目	1.75	D	
314	暮見	村岡町	暮見	2.44	C	
315	北六呂師(1)	北谷町	北六呂師	12.53	D	
316	中尾	北谷町	中尾	10.92	C	
317	杉山(1)	北谷町	杉山	46.90	D	
318	坂東島(1)	北郷町	坂東島	3.46	D	
319	坂東島(2)	北郷町	坂東島	1.47	D	
320	伊知地	北郷町	伊知地	2.45	D	
321	小原	北谷町	小原	23.62	B	
322	長山一	長山町	1丁目	0.67	A	
966	東野(2)	北郷町	東野	2.63	B	
967	東野(3)	北郷町	東野	4.38	D	
968	東野(4)	北郷町	東野	0.49	D	
969	東野(5)	北郷町	東野	5.66	D	
970	細野(2)	荒土町	細野	46.58	C	
971	牛ヶ谷(1)	野向町	牛ヶ谷	4.17	C	
972	牛ヶ谷(2)	野向町	牛ヶ谷	62.97	D	
973	横倉(2)	野向町	横倉	26.33	D	
974	六呂師(2)	北谷町	六呂師	16.30	D	
975	杉山(2)	北谷町	杉山	45.28	D	
976	河合(2)	北谷町	河合	11.61	D	
977	堀名(2)	荒土町	堀名	29.26	D	

箇所 番号	箇所名	位 置		斜面面積 (ha)	危険度 ランク	備 考
		町	字			
978	北宮地	荒土町	北宮地	4.91	C	
979	保田(2)	鹿谷町	保田	3.33	D	
980	杉俣	鹿谷町	杉俣	4.39	D	
981	北西俣(3)	鹿谷町	北西俣	19.12	B	
982	北西俣(4)	鹿谷町	北西俣	1.08	D	
983	本郷	鹿谷町	本郷	0.74	D	
984	矢戸口(5)	鹿谷町	矢戸口	4.00	C	
985	矢戸口(6)	鹿谷町	矢戸口	6.91	C	
986	矢戸口(7)	鹿谷町	矢戸口	8.77	D	
987	比島(2)	遅羽町	比島	3.13	C	
988	郡	村岡町	郡	9.03	C	
989	浄土寺(2)	村岡町	浄土寺	1.12	C	
990	旭一	旭町	1丁目	3.63	D	
991	片瀬(2)	片瀬	片瀬	32.97	D	
992	片瀬(3)	片瀬	片瀬	10.10	D	

なだれ危険箇所 一覧表 (福井県)

市町名	大字	字	調査 番号	土地区分		所有区分			把握区分			法的規制等の状況				治山施行 (なだれ 防災関係)		危険度等			備	考	
				林 地	その他	国有 林	民有 林	その他	地計 城画 防等	治査 山箇 調所	新加 規箇 追所	保等 安林	地り す地 すべ	山害 地災	急傾 地崩	砂定 防地 指	治山 他	概	概	発生 度危			保重 全要 対度
勝山市	北郷町坂東島	48字嶋ノ山	1	○												概	概	b	H	A			
勝山市	荒土町細野	62字板谷	2	○				○		○						崩	な	c	H	B			
勝山市	野向町横倉	43字中ノ島	3	○				○		○								c	H	B			
勝山市	村岡町栃神谷	52字壁山	4	○				○		○								概	d	H	C		
勝山市	北谷町杉山	87字下田山	5	○				○		○								概	b	L	C		
勝山市	北谷町河合	16字上木根坂	6	○				○		○								c	L	C			
勝山市	北谷町木根橋	89字六谷	7	○				○		○				○				b	M	B			
勝山市	北谷町木根橋	82字穴欠	8	○				○		○						流		概	b	M	B		
勝山市	北谷町木根橋	80字奥早谷	9	○				○		○								概	b	M	B		
勝山市	北谷町小原	36字下出口	10	○				○		○				○				概	b	L	C		
勝山市	北谷町小原	32字南西山	11	○				○		○				○				概	c	L	C		
勝山市	北谷町谷	113字助座	12	○				○		○						水		概	c	M	C		
勝山市	村岡町暮見	29字中山	13	○				○		○								概	c	H	B		
勝山市	渾羽町比島	42字御在所	14	○				○		○						な崩	○		b	M	B		
勝山市	渾羽町比島	39字大山	15	○				○		○						な		概	b	M	B		
勝山市	渾羽町比島	38字蛙谷	16	○				○		○								概	b	M	B		
勝山市	渾羽町下荒井	30字鴻ノ巣	17	○				○		○						崩	○	概	b	M	B		
勝山市	荒土町細野	42字後所ヶ谷	18	○				○		○								概	c	L	C		
勝山市	荒土町細野	69字後大比谷	19	○				○		○						な	○	概	b	H	A		
勝山市	荒土町堀名中清水	46字下大谷	20	○				○		○									b	H	A		
勝山市	鹿谷町保田	106字寺崎	21	○				○		○						水	○	概	b	M	B		
勝山市	渾羽町大袋	67字回谷	22	○				○		○									b	H	A		
勝山市	野向町横倉	100字落ヶ平	23	○				○		○								概	c	M	C		
勝山市	北郷町桧倉谷	47字木落	24	○				○		○						水	○	概	b	H	A		
勝山市	野向町深谷	21字枇杷谷	25	○				○		○									c	H	B		

水防法第15条第1項第4号施設一覧表

〈九頭竜川洪水浸水想定区域〉

老人福祉関係施設

施設名	所在地	電話番号
鷺巣苑	勝山市北郷町坂東島8-2	0779-89-3390

認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設

施設名	所在地	電話番号
グループホームはなみずき	勝山市立川町1丁目11-24	0779-88-5600

障害福祉サービス事業の用に供する施設

施設名	所在地	電話番号
あぐりの家	勝山市立川町1丁目13-52	0779-88-6670

小学校

施設名	所在地	電話番号
北郷小学校	勝山市北郷町東野13-25	0779-89-1034

中学校

施設名	所在地	電話番号
勝山北部中学校	勝山市荒土町伊波21-2	0779-89-2016

土砂災害防止法第8条第1項第4号施設一覧表

社会福祉施設

施設名	土砂災害警戒区域等の名称	所在地	電話番号
九頭竜ワークショップ	勝山市平泉寺町上野(6-Ⅰ-3003)	勝山市平泉寺町岩ヶ野42-61	87-3003
さつき苑	勝山市片瀬(6-1-1-2804)	勝山市片瀬15-22	87-7711
さくら荘	勝山市北谷町中尾(6-Ⅰ-3001)、(6-055)	勝山市北谷町中尾13-16	83-1331
たけとう病院	勝山市野向町聖丸(6-1-1-143)、(6-1-1-144S)、(6-Ⅰ-3005)	勝山市野向町聖丸10-21-1	88-6464

児童福祉施設

施設名	土砂災害警戒区域等の名称	所在地	電話番号
村岡児童教室	勝山市郡町(6-Ⅰ-198-1)	勝山市郡町2丁目9-1	87-2254

小学校

施設名	土砂災害警戒区域等の名称	所在地	電話番号
村岡小学校	勝山市郡町(6-Ⅰ-198-1)	勝山市郡町2丁目9-1	88-0025
北郷小学校	勝山市北郷町東野(6-1-1-10)	勝山市北郷町東野13-25	89-1034

小学校

施設名	土砂災害警戒区域等の名称	所在地	電話番号
かつやま子どもの村小・中学校	勝山市北谷町河合(人工6-Ⅰ-3005)	勝山市北谷町河合5-3	83-1550

高等学校

施設名	土砂災害警戒区域等の名称	所在地	電話番号
勝山高等学校	勝山市昭和町2丁目(6-1-1-501)、(6-Ⅱ-505)、(6-Ⅱ-506)	勝山市昭和町2丁目3-1	88-0200

勝山市防災行政無線の現況

デジタル方式

令和7年1月現在

設置年度	平成21年度		
周波数	60.860、63.515 MHz		
基地局		1 局	10 W
再送信子局		2 台	1～2 W
屋外拡声子局		61 台	0.01～1 W
戸別受信機		37 台	

勝山市上水道無線の現況

設置年度	平成7年度		
周波数		153.61 MHz	
基地局		2 局	5 W
移動局	車載型	3 台	5 W
	携帯型	13 台	1 W

※アナログ方式の防災行政無線については、令和3年3月より、IP無線機に変更

IP無線機

設置年度	令和2年度		
基地局		1 局	
車載型	重機	9 台	
携帯型	車載対応	10 台	
		13 台	

勝山市IP無線機呼出し名称一覧表

令和7年1月現在

名称	呼出名称	所属	車種等	車番
基地局	本部	危機管理防災係		
車載型 (重機)	建設11	建設課	除雪ドーザ	900る245
	建設12	建設課	除雪ドーザ	900る1583
	建設13	建設課	除雪ドーザ	000る2068
	建設14	建設課	除雪ドーザ	000る2251
	建設15	建設課	除雪ドーザ	000る1901
	建設20	建設課	ロータリー除雪車	900る302
	建設21	建設課	ロータリー除雪車	900る373
	建設25	建設課	小型除雪車	勝山市あ325
	建設26	建設課	歩道用除雪車	勝山市あ412
携帯型 (車載対応)	建設1	建設課	トヨタブラド	800さ8451
	建設2	建設課	トヨタブラド	800さ7643
	建設3	建設課	ダイハツビーゴ	501そ7456
	建設4	建設課	イズズダンブ	100さ3513
	建設5	建設課	イズズエルフ	100さ7205
	建設6	建設課	ハイゼット	480う7423
	農林1	農林課	ADバン	400そ4958
	農林2	農林課	スズキエブリィ	480く4818
	農林3	農林課	エクストレイル	300む4626
	農林4	農林課	イクリプスクロス	300ゆ8106
	建設101	建設課		
携帯型 (各課1)	建設102	建設課		
	建設103	建設課		
	建設104	建設課		
	建設105	建設課		
	農林101	農林課		
	農林102	農林課		
	防災101	危機管理防災係		
	防災102	危機管理防災係		
	防災103	危機管理防災係		
携帯型 (各課2)	建設100	建設課(克雪センター)		
	防災104	危機管理防災係		
	防災105	危機管理防災係		

無線局の通信例

呼 出 局	応 答 局
(1) 相手局を呼び出すとき。 相手局の呼出名称 1回 こちらは 1回 自局の呼出名称 1回 どうぞ 1回 例 「建設1、こちらは本部、どうぞ」 「通信事項一、どうぞ」 「以上本部」	相手局の呼出名称 1回 こちらは 1回 自局の呼出名称 1回 どうぞ 1回 「本部、こちらは建設1、どうぞ」 「建設1了解、どうぞ」
(2) 相手局が受信していることが確実であるときは、相手局の応答を待たないで送信することができる。 例 「建設1、こちらは本部、ただいまの事故で死傷者なし、どうぞ」 「以上本部」	応答は、相手局呼出名称を省略することができる。 「建設1了解、どうぞ」
(3) 基地局から2以上の陸上移動局への同時通信 相手局の呼出名称 1回 こちらは 1回 自局の呼出名称 1回 どうぞ 1回 例1 「防災101及び防災102、こちらは本部、どうぞ」 「通信事項一、どうぞ」 「以上本部」 例2 相手局が受信していることか確実であるとき。 「勝山農林101及び勝山農林102、こちらは本部、通信事項一、どうぞ」 「以上本部」 例3 「勝山所属陸上移動各局、こちらは本部、通信事項一、どうぞ」 「以上本部」	応答は呼出しを受けた順に行う。 相手局の呼出名称 1回 こちらは 1回 自局の呼出名称 1回 どうぞ 1回 「本部、こちらは防災101、どうぞ」 「本部、こちらは防災102、どうぞ」 「防災101了解、どうぞ」 「防災102了解、どうぞ」 「勝山農林101了解」 「勝山農林102了解」 「〇〇、了解」 「〇〇、了解」
(4) 試験電波の発射 ただいま試験中 3回 こちらは 1回 自局の呼出名称 1回 1分間聴取 「本日は晴天なり」の連続 (以上通信事項を10秒以内で行う。) 相手局の呼出名称 1回 メリット 1回	陸上移動局は、基地局の一括呼出し後、すぐ応答しないで順位にしたがって応答するものとする。 自局の呼出名称 1回 メリット 1回

災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について

災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関して、勝山市長と福井県警察本部長は同法施行令第22条の規定に基づき次のとおり協定する。

なお、同法第79条の規定に基づく警察通信設備の優先利用に関する事務の取扱についても本協定を準用する。

昭和38年8月1日

勝 山 市 長
福井県警察本部長

災害対策基本法施行令第22条に基づく協定

- 第1 勝山市長が災害対策基本法(以下「法」という。)第57条の規定に基づき警察が専用する公衆電気通信施設を優先的に利用し、又は、警察の優先電気通信設備もしくは無線設備を使用(以下「警察通信設備の使用等」という。)する場合は、本協定の定めるところによるものとする。
- 第2 勝山市長が法第57条の規定に基づき使用することのできる警察通信設備は警察有線電話、警察無線電話及び警察無線通信とする。
- 第3 勝山市長が法第57条の規定に基づいて警察通信設備を使用等する場合は、原則として当該市の地域の管轄する警察機関の通信統制官(所轄警察署長)に対し次の事項を申出て、承認を受けるものとする。
 - 1 使用等しようとする警察通信設備
 - 2 使用等しようとする理由
 - 3 通知の内容
 - 4 発信者及び受信者
- 第4 通信統制官は当該申し込みの内容が法第57条の規定に適合し、警察通信で到達可能と認められるときは、その使用を承諾するものとする。この場合において受付けた通信の取扱い順位の決定は、通信統制官の緊急性、通話の内容、受付け順位等をしん酌して決定するものとする。
- 第5 勝山市長は法第56条の規定に基づく伝達、通知または警告を行う場合の対象者及び当該対象者に対する平常時における連絡方法等、警察通信設備の使用等に関する参考事項にあらかじめ当該市の地域を管轄する警察機関の通信統制官に連絡しておくものとする。
- 第6 本協議に基づく警察通信設備に関しては、原則として警察通信設備の新設もしくは増設または通信機器の貸与は行わないものとする。

附 則

本協定は昭和38年8月1日から施行する。

電波法に基づく非常無線通信の利用

防災関係機関は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他の非常の事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、またはこれを利用することが著しく困難であるときは、電波法第 52 条および第 74 条ならびに非常無線通信規約に基づいて、非常無線通信を利用し、通信の確保を図るものとする。

この場合において、無線局およびその他の機関は、非常通信協議会を中心に、無線設備の保守点検、通信訓練の実施等を通じて、非常無線通信の円滑な運用を期するものとする。

1 非常無線通信における通報の内容は、次に掲げるもの、またはこれに準ずるものとする

- (1) 人命の救助に関するもの
- (2) 天災の予警報(主要河川の水位を含む。)および天災その他の状況に関するもの
- (3) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- (4) 電波法第 74 条実施の指令およびその他の指令
- (5) 非常事態に際しての事態の收拾、復旧、交通制限その他の秩序の維持または非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- (6) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- (7) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- (8) 避難者救護に関するもの
- (9) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道運送に関するもの
- (10) 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊または障害の状況およびその修理復旧のための資材の手配および運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの
- (11) 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部および災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資および資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- (12) 災害救助法第 24 条及び災害対策基本法第 71 条第 1 項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事または運送関係者に対して発する従事命令に関するもの
- (13) 前各号に定めるもののほか災害(武力攻撃事態等又は緊急対処事態において直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害を含む。以下同じ)が発生した場合における住民の避難、救援、情報の収集、生活の安定および復旧その他必要な措置に関するもの

2 非常通報の発信

無線局の免許人が自ら発受する他、非常通信を要する関係機関からの依頼に応じて発受するものとする

3 非常通報の依頼

発信を希望する者は、非常通信用紙(別紙様式)に電報形式(片カナ)または文書形式(通常の文書体で記載するもの)により、次の事項を明記して、もよりの無線局に依頼するものとする

4 その他

その他、非常通報の発受信に必要な事項は、非常通信規約及び非常通信運用細則による

- ・非常通信協議会 非常通信規約 (平成 22 年 2 月 24 日実施)
- ・非常通信協議会 非常通信運用細則 (平成 22 年 2 月 24 日実施)

非 常 通 信 用 紙

宛先	機関名: _____ TEL:() - FAX:() -		
発信人	発信日時 月 日 時 分 機関名: _____ (取扱者:)	伝達方法: 無線 有線 使送 回線種別:() 伝達手段: 音声 FAX 電信 映像 T E L: F A X:	
通			
報			
文			
伝達経路	1	受信(時 分)・送信(時 分) 機関名: _____ (取扱者:)	伝達方法: 無線 有線 使送 回線種別:() 伝達手段: 音声 FAX 電信 映像 T E L: F A X:
	2	受信(時 分)・送信(時 分) 機関名: _____ (取扱者:)	伝達方法: 無線 有線 使送 回線種別:() 伝達手段: 音声 FAX 電信 映像 T E L: F A X:
	3	受信(時 分)・送信(時 分) 機関名: _____ (取扱者:)	伝達方法: 無線 有線 使送 回線種別:() 伝達手段: 音声 FAX 電信 映像 T E L: F A X:
	4	受信(時 分)・送信(時 分) 機関名: _____ (取扱者:)	伝達方法: 無線 有線 使送 回線種別:() 伝達手段: 音声 FAX 電信 映像 T E L: F A X:
	5	受信(時 分)・送信(時 分) 機関名: _____ (取扱者:)	伝達方法: 無線 有線 使送 回線種別:() 伝達手段: 音声 FAX 電信 映像 T E L: F A X:

水防倉庫所在地及び鍵保管場所

令和7年1月現在

水 防 倉 庫 名	所 在 地	鍵 保 管 場 所
第1水防倉庫	立川町1丁目19	消防署(88-0400)
第2水防倉庫	北郷町東野 北郷まちづくり会館	北郷まちづくり会館(89-1001)

水防資機材在庫明細

令和7年1月現在

資 機 材 名	倉 庫 別	
	第1水防倉庫	第2水防倉庫
土のう用袋	1950袋	
土砂入土のう用袋	1350袋	
竹	40本	
むしろ	65枚	
縄	9丸	
古畳	20枚	5枚
10番軟線	100kg	75kg
10番鉄線	75kg	50kg
8番鉄線	75kg	50kg
12番鉄線	25kg	
かます	70枚	140枚
杭	90本	60本
鉄杭	50本	
麻袋		300枚
丸太	165本	50本
唐鍬	17丁	1丁
スコップ	70丁	10丁
クレモナロープ	13本	
担い棒	12本	
砂利籠	7箇	
鎌	35丁	1丁
鋸	5丁	
シノー	35丁	
ボルトクリッパー	18丁	
まさかり		1丁
かけや	8丁	
ハンマー	7ヶ	
ペンチ	7丁	
縄もっこ	45箇	
がめ鍬	5丁	
つるはし	5丁	
なた	8丁	
大型土のう袋	50袋	
ビニールシート	60枚	
一輪車	7台	

防災資機材・食糧等分散備蓄物資等一覧表

令和7年1月

防災資機材

保管場所	資機材名	数量	備考
市庁舎 防災資機材倉庫	ブルーシート	136 枚	
	投光機	4 個	
	スタンド(投光機用)	2 本	
	つるはし	5 本	
	角底スコップ	45 本	
	剣底スコップ	10 本	
	大ハンマー	3 本	
	一輪車	5 台	
	空気入れ	1 本	
	工事用バリケード	3 基	
	懐中電灯	30 個	
	テント (2×3)	3 組	
	ヘルメット	40 個	
	スノーダンプ	35 台	
	土のう袋	1,500 枚	
	災害救助用工具セット	2 セット	
	発電機(小型)	3 台	
	チェーンソー	2 台	
	ハンドメガホン	14 基	
克雪センター	チェーンソー	1 台	
各まちづくり会館、 コミュニティセンター	発電機(小型)	9 台	
	中型除雪機	9 台	
	災害用簡易トイレセット	24 セット	
市民交流センター	中型除雪機	1 台	
ジオアリーナ	中型除雪機	1 台	
	大型除雪機	1 台	
	低圧LPガス発電機	20 基	
	可搬型LPガス発電機	1 基	
浄化センター	災害用プライベートルーム	3 張	
	マンホールトイレ	5 基	
	トリプルエース	1 基	
	オストメイトトイレ	1 基	
立川水源地	災害用給水タンク	5 基	

食糧

保管場所	食糧名	数量	備考
市役所	ビスケット	3,400 食	
	白飯、わかめご飯	2,100 食	
	副菜	300 食	
	えいようかん	250 食	
各まちづくり会館、 コミュニティセンター	ビスケット	900 食	
	副菜	900 食	
	えいようかん	750 食	
	飲料水	216 本	
ジオアリーナ	ビスケット	600 食	
グリーンヒル上野	飲料水	10,776 本	

勝山市大規模災害時における 物資供給計画対応マニュアル

令和 年 月
勝山市

【目次】

I 基本方針	2
II 備蓄対策	3
1 備蓄及び家庭・地域内備蓄の基本的な考え方	3
2 備蓄目標	4
3 整備（購入）計画	7
4 家庭内備蓄について	8
5 地域内備蓄について	9
III 協定による物資供給について	10

I 基本方針

本マニュアルは、勝山市において大規模災害により、被災地外からの支援が行き届かないことを想定した備蓄対策とともに、避難所開設が長期間に及ぶ可能性があり、継続的に物資を供給する必要が生じた場合に、被災した市民等に対して物資を円滑に供給するため、関係機関への支援要請や物資受入れ・配送拠点の設置・運営等について具体的な手順を示したマニュアルである。

マニュアルは、勝山市地域防災計画の「食料供給計画」「衣料、生活必需品その他物資供給計画」に基づき、本市が実施すべき備蓄対策や物資受入れ・配送業務等の手順を示したものであるが、防災関係機関、民間団体や事業者の協力・連携がなければ円滑な物資供給ができないため、関連する部分については協力頂く防災関係機関、民間団体、事業者の役割の概要も記している。

基本方針

- (1) 民間との物資供給、輸送等に関する災害協定や自治体間の相互応援協定を活かした物資受入配送対策とする。
- (2) 各家庭、地域、企業等に災害発生から最低でも3日分、出来れば1週間分程度の備蓄促進を強化する。
- (3) まちづくり会館等に設置している分散備蓄物資は指定避難所へ配給する。また、指定避難所以外の被災者へも物資配給ができる体制を整備する。
- (4) 避難者想定数及び上記を踏まえ、女性、子ども、高齢者、障害者等の災害弱者の視点を考慮し、災害初動時に必要となる非常食、生活物資、資機材等の備蓄対策とする。
- (5) 災害対策本部、地区災害対応支部は、指定避難所をはじめ地区内の避難・被災者の情報把握に努め、物資ニーズをwebexや移動系IP無線により発注し、物資供給班、物資配送チームと連携し物資供給を行う体制を整備する。

Ⅱ 備蓄対策

Ⅰ 備蓄及び家庭・地域備蓄の基本的な考え方

大規模災害発生時には、物流・流通機能等が停止し、災害発生から1週間程度は、被災地外からの支援が行き届かないことや被災地のニーズを的確に収集することが困難な状況が続くことを想定しておかなければならず、この間は、住民、事業者、行政を含めた備蓄や、区域内における民間協定事業者等からの調達を中心とした物資の供給体制を整備することにより、被災地域内で自立することが求められる。

災害発生時に、被災者の住宅に対する危険が予想される場合や住宅の損壊・消失等により生活の場が失われた場合、「指定避難所」が一時的な生活の場所となる。このような状況を踏まえ、避難所へ避難した住民への対応を中心として、日頃から被災直後に必要な物資等を備えておくことが必要である。

また、「自助」「共助」の視点から、家庭における非常持出品等の備蓄が重要であり、いつでも持ち出すことができるよう、備えを呼びかけていく必要があり、各地区の出前講座など、さまざまな機会を捉えて、家庭内備蓄の充実について市民に対し継続的に啓発していくとともに、自治会や自主防災組織等の平常時の活動においても、広報周知を行い、各家庭や地域、企業における備蓄を促進する。さらに、避難に際しては、防寒・寝具・食糧や生活必需品等を持参するよう促す。

「備蓄品の整備の考え方」

「令和6年能登半島地震」では指定避難所以外の自主避難所や車両等の場所に多数の避難者が発生した。

大規模災害時に必要な備蓄物資等について、避難者数を1,775人と想定し備蓄対策を講じる。

指定避難所であるまちづくり会館・コミュニティセンター10箇所に備蓄を行い、発災初動時の避難者への支援を行う。

しかし、全ての備蓄を行政（公助）が行うことは不可能であることから、行政の備蓄する物資の品目、数量を周知し、不足する分については、家庭内（自助）及び地域内（共助）による備蓄を啓発していく。

2 備蓄目標

(1) 備蓄目標の考え方

- 備蓄する品目は、非常食、飲料水、生活必需品、資機材とし、災害弱者の視点を踏まえた品目とする。
- 行政で備蓄すべき数量を避難者想定者数の1,775人分とし、民間等との応援協定による流通備蓄、家庭・地域内での備蓄促進等を踏まえ、非常食、飲料水は災害時の壁としている72時間（3日）分とする。

【今までの備蓄基準】

勝山市では、県が定める基準量に基づき、食料、飲料水、毛布、トイレを備蓄しています。阪神淡路大震災における避難所生活者の割合が22%であったことを踏まえ、福井県地震被害予測調査が想定する県内の避難者265,000人のうち22%の58,000人が県内の避難生活者と想定し、この58,000人を17市町の人口で割り返した1,775人が勝山市の避難者数の想定としており、下記のとおり備蓄をしてきました。

【食料】

1日分である3食のうち、市が3分の2である2食分、県が3分の1である1食分

勝山市 3,550食 県 1,775食

【飲料水】

1日分である3リットルのうち、市が3分の2である2リットル、県が3分の1である1リットル

勝山市 3,550リットル 県 1,775リットル

【毛布】

1人1枚分である1,775枚のうち、市が約3分の2、県が約3分の1

勝山市 1,181枚 県 594枚

【トイレ】

発災時に必要なトイレを50人に1基とし、全体の36基のうち、市が3分の2、県が3分の1

勝山市 24基 県 12基

(2) 備蓄目標数量

ア 食料

① アルファ米・レトルト副食・えいようかん等

《対象：3 歳から69 歳まで》

【目標数量】 $1,775 \text{ 人} \times 68.01\% \times 3 \text{ 食分} \times 3 \text{ 日} = 10,863 \text{ 食}$

② おかゆ・アレルギー対応食《対象：1 歳, 2 歳及び70 歳以上》

【目標数量】 $1,775 \text{ 人} \times 31.60\% \times 3 \text{ 食分} \times 3 \text{ 日} = 5,049 \text{ 食}$

③ ミルク《対象：0 歳》

【目標数量】 $1,775 \text{ 人} \times 0.38\% \times 5 \text{ 食/日} \times 3 \text{ 日} = 90 \text{ 食}$

① + ② + ③ $\div$ 16,002食

イ 飲料水

【目標数量】 $1,775 \text{ 人} \times 3 \text{ 日分} (1 \text{ 日分}) \times 3 \text{ 日} = 15,975 \text{ 日分}$

ウ 生活必需品

① 毛布

【目標数量】 $1,775 \text{ 人} \times 1 \text{ 枚} = 1,775 \text{ 枚}$

レスキューシート

【目標数量】 $1,775 \text{ 人} \times 1 \text{ 枚} = 1,775 \text{ 枚}$

② 紙おむつ

・乳幼児用《対象：0 歳から3 歳》

【目標数量】 $1,775 \text{ 人} \times 3.76\% \times 3 \text{ 枚/日} \times 3 \text{ 日} = 575 \text{ 枚}$

・大人用《要介護の高齢者を想定》

【目標数量】 $1,775 \text{ 人} \times 0.5\% \times 8 \text{ 枚/日} \times 3 \text{ 日} = 213 \text{ 枚}$

③ 生理用品《対象：10 歳から55 歳女性》

【目標数量】 $1,775 \text{ 人} \times 21.48\% \times 3/30 \times 8 \text{ 枚/日} \times 3 \text{ 日} = 911 \text{ 枚}$

④ 携帯トイレ・簡易トイレ

【目標数量】 発災当初に必要となる「50人に一基」を備蓄する。 36 基

$$1,775 \text{ 人} / 50 \text{ 人} = 36 \text{ 基}$$

⑤ 入浴施設

【目標数量】 50人に一基とし、男女別とする国の基準を基に検討する。

⑥ トイレットペーパー

【目標数量】 $1,775 \text{ 人} \times 0.18 \text{ 巻} \times 3 \text{ 日} = 959 \text{ 巻}$

【参考】 目標数量算定根拠

年齢区分	割合	適用
3歳から69歳まで	68.01%	アルファ化米 乾パン・栄養補助食品
1歳、2歳及び70歳以上	31.60%	おかゆ、クッキー
0歳	0.38%	ミルク
0歳から3歳	3.76%	乳幼児用紙おむつ
要介護の高齢者数	0.5%	大人用紙おむつ
10歳から55歳女性	21.48%	生理用品

※割合は、勝山市住民基本台帳（令和6年4月1日現在）に基づき算定。

※要介護の高齢者数は、内閣府「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（令和5年5月）」を参考に算定

3 整備（購入）計画

整備（購入）計画を次のとおり定める。目標数量については別途、年次計画をたて整備していく。

1 食料・生活必需品

賞味期限等に応じ、計画的に購入する。

（1）アルファ米・おかゆ・アレルギー対応食・長期保存パン等

5年以上の賞味期限を有するものを購入する。有効期限が1年未満については、地域の防災訓練、防災講座等において有効活用を図り、ローリングストックする。

（2）ミルク

18か月の賞味期限を有するものを購入する。

（3）毛布・レスキューシート

長期保存ができるよう、真空パックした毛布を購入する。また保温対策としてレスキューシートを活用する。

（4）紙おむつ・生理用品・トイレットペーパー

大人用の紙おむつについて、仕様は汎用性が高いものを購入する。

紙おむつ（大人用・乳幼児用）、生理用品及びトイレットペーパーなど、生活必需品については、衛生面を考慮して、定期的に購入する。

2 飲料水

5年間以上の消費期限を有するものを購入する。市主催イベントや、地域の防災訓練、防災講座等において有効活用を図り、ローリングストックする。

3 資機材

資機材のうち、充足していないものを優先して整備していく。その他、備蓄に適さない資機材については、災害時物資等供給に関する協定に基づき、応援を要請する。

4 家庭内備蓄について

(1) 備蓄食料の条件

備蓄食料は、最低でも3日分、出来れば1週間分程度を確保する。

次のような条件を満たしたものが、備蓄食料として適する。

- ア 日常生活にも使え、なおかつ長期間保存に耐えられるもの
- イ 調理にあまり手間のかからないもの
- ウ 持ち運びに便利なもの
- エ 必要最小限のエネルギーや栄養素が確保できるもの

(2) 家庭での備蓄に適した食料・飲料水

主食

- レトルト主食 ○米 ○個包装もち、○アルファ化米 ○乾パン
- 即席めん ○クラッカー、シリアル類、○乾めん(うどん、そば、そうめん等)

主菜

- 魚・肉缶詰 ○レトルト肉料理、○シチュー類缶詰

飲料

- ミネラルウォーター ○お茶類(ペットボトル・缶) ○スポーツ飲料
- スキムミルク

その他

- 粉ミルク ○ベビーフード等、乳幼児や高齢者の食べられるもの

(3) 非常用持ち出し品

- 通帳・印鑑 ○衣類・タオル・軍手・毛布
- 救急医療品・常備薬・消毒液・お薬手帳・石鹸
- 携帯電話・充電器 ○現金 ○免許証・健康保険証など
- ラジオ・懐中電灯・電池 ○簡易トイレ ○スリッパ
- 使い捨てカイロ ○万能ナイフ ○笛 ○メガネ・コンタクト
- トイレットペーパー、ウェットティッシュ ○生理用品
- マスク・体温計 ○アルコール消毒液 ○ビニール袋

5 地域内備蓄について

(1) 自主防災組織、区

自分たちのまちは自分たちで守るため、地域住民が連携し、協力しあって自主防災組織を結成し、日頃から万が一の場合に備えた防災資機材（救護用具、備蓄食料など）の共同購入や防災訓練を積み重ねることが重要である。

(2) 企業における備蓄

企業等は、管理する施設の耐震性・耐火性の強化や事業所内収容物の転倒防止などに取り組み、従業員や来場者の安全確保を図るとともに、地震等の災害が発生した場合に応急処置を迅速かつ的確に講じることができるよう、資機材を備蓄し、防災訓練を実施する必要がある。

また、災害時における従業員との連絡方法を定め、最低でも3日分、出来れば1週間分程度の備蓄等を推進し、災害が発生した場合には、住民と協力し、周辺地域における防災活動を行うことが求められる。

出前講座などを通じて、企業内備蓄の充実に向けた啓発活動を実施していくことが重要となる。

Ⅲ 協定による物資供給について

本市では、企業や近隣市町等とあらかじめ協定を締結し、災害時に、必要な物資を調達する体制を構築している。

現在、流通や飲食関係業者と物資（食料・生活必需品）及び資機材等に関する協定を締結しているが、一層、協定の締結を進めていく。

また、大災害時における物資供給について、直接、各避難所へ物資を配給できるか等の具体的な方法についての協議や訓練等への参加を行い、物資供給体制を強化していく。

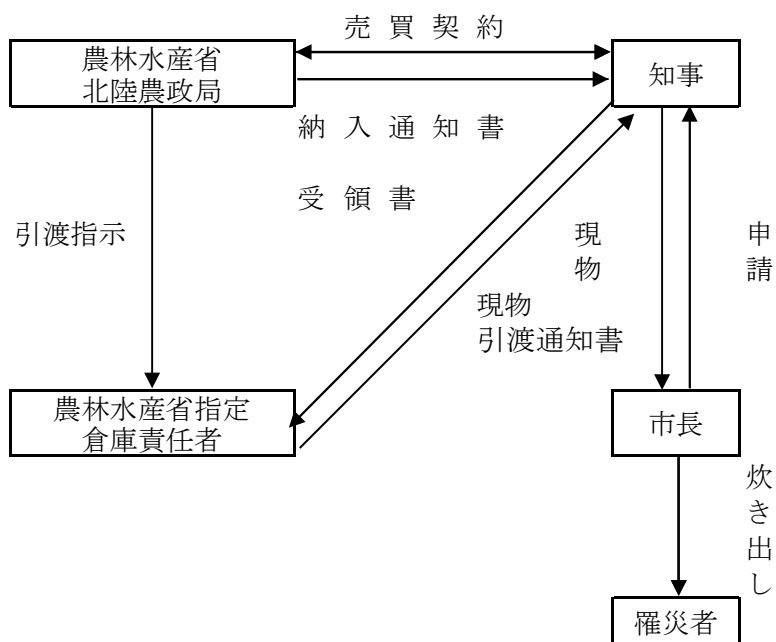
緊急物資調達関係機関一覧表

令和7年1月

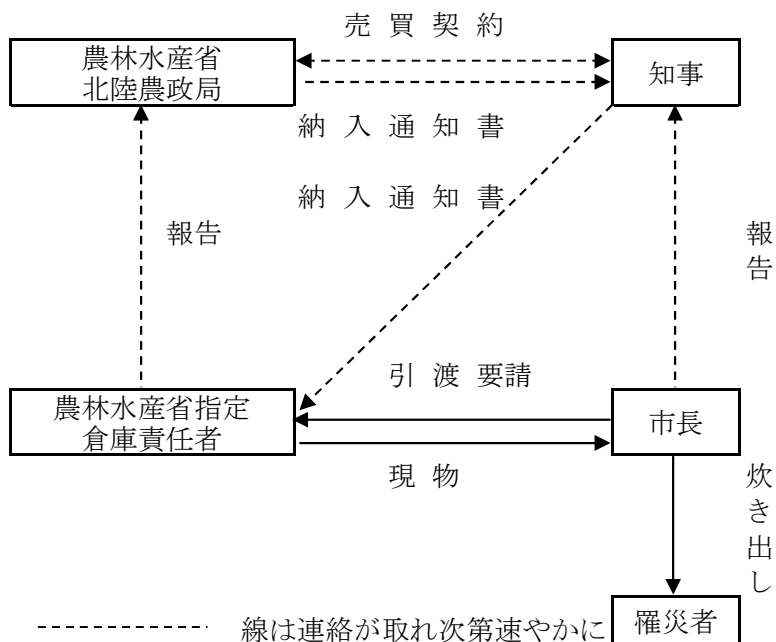
組織名	代表者名	住所	電話番号	調達物資
勝山センイザッカ組合	塩見 聡	元町1丁目11-34	88-0647	寝具、衣服、その他 日用雑貨品等

災害救助法の適用を受けた場合の炊き出し用米穀の供給経路図(政府直売分)

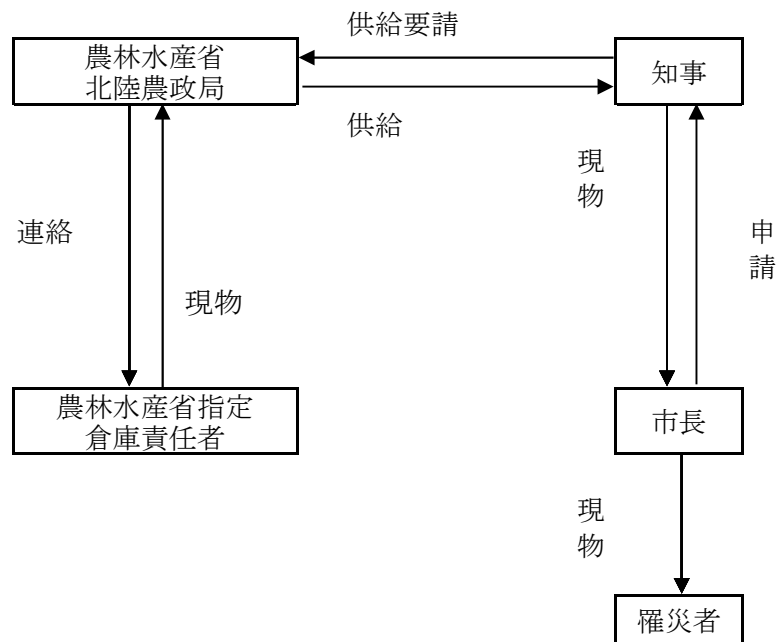
○知事の指示が受けられる場合



○知事の指示が受けられない場合及び農政事務所に連絡が取れない場合



災害対策用乾パンの供給要請を受けた場合における供給経路図



応急給水機器資材一覧表

種 別	規 格	数 量
加圧給水タンク車	3500リットル	1台
可搬式給水タンク	1000リットル	1台
	2000リットル	1台
ポリタンク	20リットル	257個
設置型 組立式給水タンク	1000リットル	5基

水道設備状況

令和6年3月末現在

水道の種類・名称	利用人口 (人)	公称施設能力 (立方メートル/日)	1日最大給水量 (立方メートル/日)	1人1日最大給水量 (リットル/人/日)
勝山市上水道	20,552	17,000	13,039	634

公共下水道・農業集落排水の現況

事業名	処理場名	排除方式	供用面積 (ha)	令和4年度末普及率			処理開始
				区域内人口	水洗化人口	水洗化率	
				a(人)	人口 b(人)	b/a(%)	
公共下水道	勝山浄化センター	分流	820.4	18,422	16,987	92.2	S60.6
農業集落排水	神谷地区 農業集落排水処理施設	分流	10.0	138	138	100.0	H9.3
農業集落排水	北野津又地区 農業集落排水処理施設	分流	9.0	107	107	100.0	H11.3
農業集落排水	勝山西部地区 農業集落排水処理施設	分流	70.0	919	776	84.4	H15.3
農業集落排水	勝山東部地区 農業集落排水処理施設	分流	44.0	623	560	89.9	H19.3
農業集落排水	伊知地・坂東島地区 農業集落排水処理施設	分流	31.7	694	484	69.7	H23.3

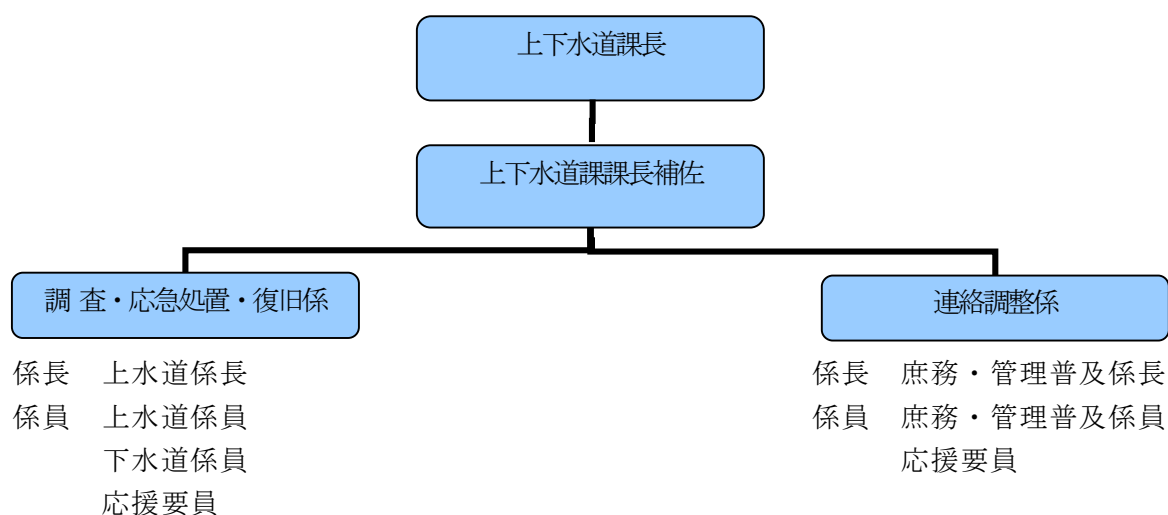
水道施設における災害応急対策及び重大事故応急対策方針

水道施設における災害応急対策及び重大事故応急対策(以下「災害対策等」という。)に関して、勝山市災害対策本部運営要綱に定めるもののほか、次のとおり必要な事項を定め災害対策等の円滑かつ適切な実施を図るものとする。

I 災害対策等の種類

- 災害 風水害・雪害・震災・土石流及地滑災をいう。
- 重大事故 施設の重大な故障、破損等をいう。

II 組織



III 災害

1 風水害等発生時

1) 配備内容、配備基準業務分担

区分	配備内容・配備基準	業務分担
注意体制	災害対策本部運営要綱に定めるとおり	別表1のとおり
警戒体制	同上	同上
本部設置	同上	同上

2) 本復旧

災害が発生したときは、応急処置等に全力を傾け、これらが完了したときは、速やかに本復旧を行う。

3)時間外の連絡体制

時間外の連絡は、上下水道課長に行うものとする。連絡を受けた上下水道課長は、各係長に連絡する。連絡を受けた各係長は、各係員に連絡する。

2 地震等発生時

1)配備内容、配備基準、業務分担

区分	配備内容・配備基準	業務分担
注意体制	災害対策本部運営要綱に定めるとおり	別表1のとおり
警戒体制	同上	同上
本部設置	同上	同上

2)本復旧

災害が発生したときは、応急処置等に全力を傾け、これらが完了したときは、速やかに本復旧を行う。

3)時間外の連絡体制

時間外の連絡は、上下水道課長に行うものとする。連絡を受けた上下水道課長は、各係長に連絡する。連絡を受けた各係長は、各係員に連絡する。

なお、地震が発生した時は、通信網の遮断により連絡不能が考えられるので、課員は、震度5弱以上の地震が起こった場合、自らが速やかに出勤するものとする。

IV 重大事故発生時

1) 配備内容、配備基準、業務分担

区分	配備内容・配備基準	業務分担
警戒体制	別表2のとおり	別表3のとおり
厳戒体制	同上	同上

2)時間外の連絡体制

時間外の連絡は、第1発見者(通報を受けた者を含む)が上下水道課長に行うものとする。連絡を受けた上下水道課長は、各係長に連絡する。連絡を受けた各係長は、各係員に連絡する。また、状況に応じ本部長、副本部長、危機管理幹、技幹等に連絡を行う。

別表1

風水害等発生時の業務分担

区分	業務分担
注意体制	上下水道課長 各係長への指示 上下水道課課長補佐 上下水道課長の補佐 連絡調整係 災害情報の収集、整理、伝達 係員は待機 調査・応急処置・復旧係 被害状況の調査
警戒体制	上下水道課長 業務全般の把握、各係長への指示 本部長、副本部長、危機管理幹、技幹等への報告 上下水道課課長補佐 上下水道課長の補佐 連絡調整係 災害情報の収集、整理、伝達 市民への広報活動 調査・応急処置・復旧係 被害状況の調査(二次被害調査含む) 応急用資機材等の調達 被災箇所の応急処置及びバルブ等調整 自家発電機又は可搬式発電機による運転 給水タンク車による飲料水の供給
本部設置	上下水道課長 業務全般の把握、各係長への指示 本部長、副本部長、危機管理幹、技幹等への報告 管工事業者及び勝山市指定給水装置工事事業者及び各支援団体への応援要請 日本水道協会福井県支部への応援要請 必要に応じて自衛隊への応援要請 上下水道課課長補佐 上下水道課長の補佐 連絡調整係 災害情報の収集、整理、伝達 市民への広報活動強化 調査・応急処置・復旧係 被害状況の調査(二次被害調査含む) 応急用資機材・本復旧用資機材等の調達 被災箇所の応急処置及びバルブ等調整 自家発電機又は可搬式発電機による運転 給水タンク車による飲料水の供給 被災箇所の復旧手順、復旧要員の決定 被災箇所の仮復旧・本復旧の実施

別表2

重大事故発生時の配備内容及び配備基準

区分	配備内容	配備基準
警戒体制	課員の必要人員をもって充てる。 事故の調査、情報収集体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに厳戒体制に切り替える体制をとる。	(1) 上水道施設の重大な事故等により、施設の一部が正常に稼動しない場合 (2) 上水道施設の重大な事故等により、一部で給水が停止した場合 (3) 災害発生時に準じた応急対策等を実施する必要がある場合
厳戒体制	原則として課員総員をもって充てる。必要に応じて防災担当課に応援要請を依頼する。	(1) 上水道施設の重大な事故等により、施設がほとんど機能を失った場合 (2) 上水道施設の重大な事故等により、多くの区域で給水が停止した場合 (3) 災害発生時に準じた応急対策等を実施する必要がある場合

別表3

重大事故発生時の業務分担

区分	業務分担
警戒体制	上下水道課長 業務全般の把握、各係長への指示 本部長、副本部長、危機管理幹、技幹等への報告
	上下水道課課長補佐 上下水道課長の補佐
	連絡調整係 事故に関する情報の収集、整理、伝達 市民への広報活動
	調査・応急処置・復旧係 事故による被害状況の調査(二次被害調査含む) 応急用資機材等の調達 事故箇所の応急処置びバルブ等調整 自家発電機又は可搬式発電機による運転 給水タンク車による飲料水の供給
厳戒体制	上下水道課長 業務全般の把握、各係長への指示 本部長、副本部長、危機管理幹、技幹等への報告 管工事業者及び勝山市指定給水装置工事事業者等各支援 団体への応援要請 日本水道協会福井県支部等への応援要請
	上下水道課課長補佐 上下水道課長の補佐
	連絡調整係 事故に関する情報の収集、整理、伝達 市民への広報活動
	調査・応急処置・復旧係 事故による被害状況の調査(二次被害調査含む) 応急用資機材・本復旧用資機材等の調達 事故箇所の応急処置及びバルブ等調整 自家発電機又は可搬式発電機による運転 給水タンク車による飲料水の供給 事故箇所の復旧手順、復旧要員の決定 事故箇所の仮復旧・本復旧の実施

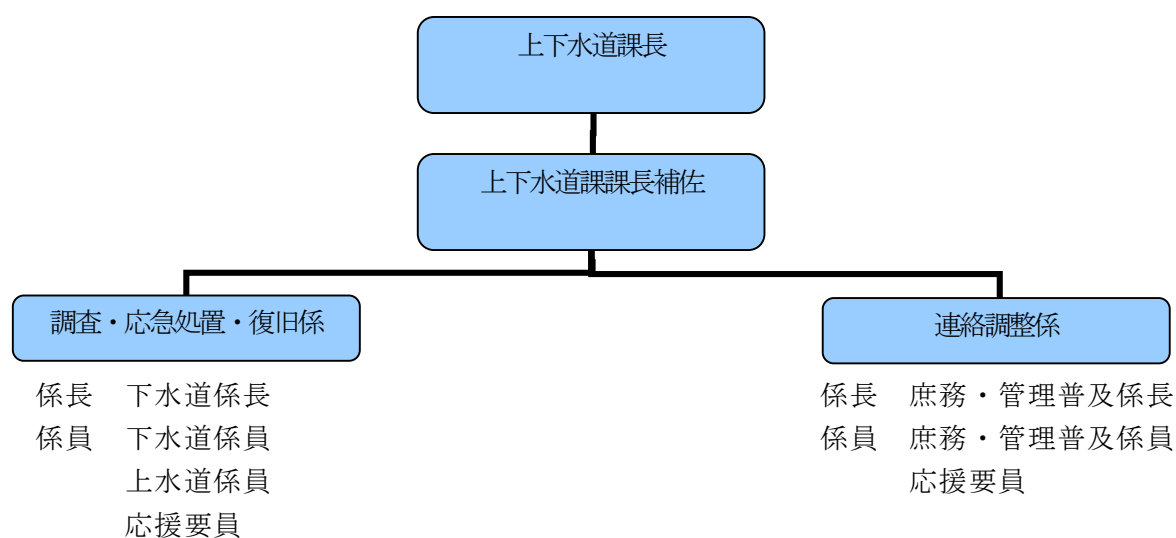
下水道施設における災害応急対策及び重大事故応急対策方針

下水道施設における災害応急対策及び重大事故応急対策(以下「災害対策等」という。)に関して、勝山市災害対策本部運営要綱に定めるもののほか、次のとおり必要な事項を定め災害対策等の円滑かつ適切な実施を図るものとする。

I 災害対策等の種類

- 災害 風水害・雪害・震災・土石流及地滑災をいう。
- 重大事故 施設の重大な故障、破損等をいう。

II 組織



III 災害

1 風水害等発生時

1) 配備内容、配備基準業務分担

区分	配備内容・配備基準	業務分担
注意体制	災害対策本部運営要綱に定めるとおり	別表1のとおり
警戒体制	同上	同上
本部設置	同上	同上

2) 本復旧

災害が発生したときは、応急処置等に全力を傾け、これらが完了したときは、速やかに本復旧を行う。

3) 時間外の連絡体制

時間外の連絡は、上下水道課長へ行うものとする。連絡を受けた上下水道課長は、各係長に連絡する。連絡を受けた各係長は、各係員に連絡する。

2 地震等発生時

1) 配備内容、配備基準業務分担

区分	配備内容・配備基準	業務分担
注意体制	災害対策本部運営要綱に定めるとおり	別表1のとおり
警戒体制	同上	同上
本部設置	同上	同上

2) 本復旧

災害が発生したときは、応急処置等に全力を傾け、これらが完了したときは、速やかに本復旧を行う。

3) 時間外の連絡体制

時間外の連絡は、上下水道課長へ行うものとする。連絡を受けた上下水道課長は、上下水道班組織の各係長に連絡する。連絡を受けた各係長は、各係員に連絡する。

なお、地震が発生した時は、通信網の遮断により連絡不能が考えられるので、課員は、震度5弱以上の地震が起こった場合、自らが速やかに出勤するものとする。

IV 重大事故発生時

1) 配備内容、配備基準業務分担

区分	配備内容・配備基準	業務分担
警戒体制	別表2のとおり	別表3のとおり
厳戒体制	同上	同上

2) 時間外の連絡体制

時間外の連絡は、第1発見者(通報を受けた者を含む)が原則として上下水道課長へ行なうものとする。連絡を受けた上下水道課長は、各係長に連絡する。連絡を受けた各係長は、各係員に連絡する。また、状況に応じ本部長、副本部長、危機管理幹、技幹等に連絡を行う。

別表1

風水害等一般災害時発生時業務分担

地震等発生時の業務分担

区分	業務分担
注意体制	上下水道課長 各係長への指示 上下水道課課長補佐 上下水道課長の補佐 連絡調整係 災害情報の収集、整理、伝達 係員は待機 調査・応急処置・復旧係 被害状況の調査
警戒体制	上下水道課長 業務全般の把握、各係長への指示 本部長、副本部長、危機管理幹、技幹等への報告 上下水道課課長補佐 上下水道課長の補佐 連絡調整係 災害情報の収集、整理、伝達 市民への広報活動 調査・応急処置・復旧係 被害状況の調査(二次被害調査含む) 応急用資機材等の調達 被災箇所の応急処置 可搬ポンプ等による下水の排除 自家発電機又は可搬式発電機による運転
本部設置	上下水道課長 業務全般の把握、各係長への指示 本部長、副本部長、危機管理幹、技幹等への報告 維持管理業務委託業者、勝山市下水道排水設備指定工事店、土木・建築業者等各支援団体への応援要請 県、福井県下水道協会等への応援要請 上下水道課課長補佐 上下水道課長の補佐 連絡調整係 災害情報の収集、整理、伝達 市民への広報活動強化 調査・応急処置・復旧係 被害状況の調査(二次被害調査含む) 応急用資機材・本復旧用資機材等の調達 被災箇所の応急処置 可搬ポンプ等による下水の排除 自家発電機又は可搬式発電機による運転 被災箇所の手復旧手順、復旧要員の決定 被災箇所の本復旧の実施

別表2

重大事故発生時の配備内容及び配備基準

区分	配備内容	配備基準
警戒体制	課員の必要人員をもって充てる。 事故の調査、情報収集体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに厳戒体制に切り替える体制をとる。	(1) 下水道施設の重大な事故等により、施設が正常に稼動しない場合 (2) 災害発生時に準じた応急対策等を実施する必要がある場合
厳戒体制	原則として課員総員をもって充てる。必要に応じて防災担当課に応援要員を依頼する。	(1) 下水道施設の重大な事故等により、施設がほとんど機能を失った場合 (2) 災害発生時に準じた応急対策等を実施する必要がある場合

別表3

重大事故発生時の業務分担

区分	業務分担
警戒体制	上下水道課長 業務全般の把握、各係長への指示 本部長、副本部長、危機管理幹、技幹等への報告 上下水道課課長補佐 上下水道課長の補佐 連絡調整係 事故に関する情報の収集、整理、伝達 市民への広報活動 調査・応急処置・復旧係 事故による被害状況の調査(二次被害調査含む) 応急用資機材等の調達 事故箇所の応急処置 可搬ポンプ等による下水の排除 自家発電機又は可搬式発電機による運転
厳戒体制	上下水道課長 業務全般の把握、各係長への指示 本部長、副本部長、危機管理幹、技幹等への報告 維持管理業務委託業者、勝山市下水道排水設備 指定工事店、土木・建築業者等各支援団体への 応援要請 県、福井県下水道協会等への応援要請 上下水道課課長補佐 上下水道課長の補佐 連絡調整係 事故に関する情報の収集、整理、伝達 市民への広報活動 調査・応急処置・復旧係 事故による被害状況の調査(二次被害調査含む) 応急用資機材・本復旧用資機材等の調達 事故箇所の応急処置 可搬ポンプ等による下水の排除 自家発電機又は可搬式発電機による運転 事故箇所の復旧手順、復旧要員の決定 事故箇所の仮復旧・本復旧の実施

道路の現況

令和6年3月31日現在

道 路 種 別	実 延 長 km	改 良 済 み		舗 装 済 み	
		延長km	率%	延長km	率%
国 道	41.2	36.8	89.2	38.0	92.2
県 道	主要地方道	24.9	22.1	23.6	94.8
	一般県道	57.8	43.4	54.2	93.8
中部縦貫自動車道	7.2	7.2	100.0	7.2	100.0
市 道	446.6	334.3	74.9	396.5	88.8

橋梁の現況

令和6年3月31日現在

区 分	総 数		橋 長	
			15m未満	15m以上
総 計	橋 数(本)	国・県道	132	未調査
		市道	325	258 67
	総延長(m)	国・県道	5,292	未調査
		市道	3,536	1,566 1,970
永久橋	橋 数(本)	国・県道	132	未調査
		市道	325	258 67
	総延長(m)	国・県道	5,292	未調査
		市道	3,536	1,566 1,970
木 橋	橋 数(本)	国・県道	0	0
		市道	0	0
	総延長(m)	国・県道	0	0
		市道	0	0
混合橋	橋 数(本)	国・県道	0	0
		市道	0	0
	総延長(m)	国・県道	0	0
		市道	0	0

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

令和7年1月現在

路線名	規制区間		規制基準		危険内容	迂回路	指定 年度	
	自 至	延長 (km)	規制基準値(mm)					気象等観測所
			通行注意	通行止				
一般国道 157号	勝山市北谷町谷	9.0	連続雨量 80	連続雨量 140	六呂師観測所	落石、崩土	なし	S55
	勝山市北谷町北六呂師							
一般国道 416号	勝山市野向町横倉	6.1	連続雨量 60	連続雨量 110	勝山観測所	落石、崩土	なし	S47
	勝山市野向町横倉							
一般県道 藤巻下荒井線	吉田郡永平寺町藤巻	1.7	連続雨量 80	連続雨量 140	勝山観測所	落石、崩土	一般国道 416号	S59
	勝山市鹿谷町保田							
一般県道 谷北六呂師線	勝山市北谷町五所ヶ原	7.5	連続雨量 60	連続雨量 110	六呂師観測所	落石、崩土	一般国道 157号	S47
	勝山市北谷町北六呂師							
一般県道 藤巻下荒井線	勝山市遅羽町嶮崎	1.1	連続雨量 80	連続雨量 140	勝山観測所	落石、崩土	一般国道 157号	S59
	勝山市遅羽町下荒井							
一般県道 奥越高原線	勝山市平泉寺町岩ヶ野	0.5	連続雨量 60	連続雨量 110	勝山観測所	落石、崩土	主要地方道 大野勝山線	H4
	勝山市平泉寺町小矢谷							
一般県道 奥越高原線	勝山市平泉寺町水口	1.2	連続雨量 60	連続雨量 110	勝山観測所	落石、崩土	主要地方道 大野勝山線	S59
	勝山市平泉寺町池ヶ原							
一般県道 上唯野西屋勝山線	勝山市平泉寺町壁倉	0.5	連続雨量 60	連続雨量 110	勝山観測所	落石、崩土	主要地方道 大野勝山線	S59
	勝山市平泉寺町壁倉							

一級河川名一覧表

令和7年1月現在

水系 級数	河川名	区間		延長 (km)	指定年月日	水系名
		上流端	下流端			
1	くずりゅうがわ 九頭竜川	左岸: 遅羽町下荒井 右岸: 平泉寺町壁倉	左岸: 勝山市 遅羽町鹿谷町保田 右岸: " 北郷町坂東島	11.700	S40.3.24	九頭竜川
1	いわやがわ 岩屋川	左岸: 北郷町岩屋8字小場出37番地先 右岸: 北郷町岩屋7字岩淵5番地先	左岸: 九頭竜川への合流点 右岸: 九頭竜川への合流点	5.230	S41.3.28	九頭竜川
1	さらがわ 皿川	左岸: 荒土町細野108字村中32番地先 右岸: 荒土町細野109字大廻り7番地先	左岸: 九頭竜川への合流点 右岸: 九頭竜川への合流点	6.520	S41.3.28	九頭竜川
1	しかだにがわ 鹿谷川	左岸: 鹿谷町矢戸口12字寒八30番地先 右岸: 鹿谷町矢戸口13字吹原3番地先	左岸: 九頭竜川への合流点 右岸: 九頭竜川への合流点	5.600	S41.3.28	九頭竜川
1	たきなみがわ 滝波川	左岸: 北谷町小原66字牧30番地先 右岸: 北谷町小原58字上谷33番地先	左岸: 九頭竜川への合流点 右岸: 九頭竜川への合流点	14.140	S41.3.28	九頭竜川
1	くれみがわ 暮見川	左岸: 村岡町寺尾4字境川原7番地先 右岸: 村岡町寺尾3字古宮1番地先	左岸: 九頭竜川への合流点 右岸: 九頭竜川への合流点	3.500	S41.3.28	九頭竜川
1	じょうどうじがわ 浄土寺川	左岸: 170字奥山1番の1地先 右岸: 170字奥山1番の1地先	左岸: 九頭竜川への合流点 右岸: 九頭竜川への合流点	7.800	S41.3.28 (H1.5.29変更)	九頭竜川
1	おながみがわ 女神川	左岸: 平泉寺町平泉寺212字十月1番の4地先 右岸: 平泉寺町平泉寺212字十月1番の4地先	左岸: 九頭竜川への合流点 右岸: 九頭竜川への合流点	7.200	S41.3.28	九頭竜川
1	うねみがわ 畝見川	左岸: 北郷町檜曾谷5字幸山墓原2番地先 右岸: 北郷町檜曾谷7字北屋敷1番地先	左岸: 岩屋川への合流点 右岸: 岩屋川への合流点	2.800	S42.5.25	九頭竜川
1	じょうがわ 淀川	左岸: 平泉寺町平泉寺1字上壁山1番地先 右岸: 平泉寺町平泉寺1字上壁山1番地先	左岸: 九頭竜川への合流点 右岸: 九頭竜川への合流点	4.000	S42.5.25	九頭竜川
1	ぬくみがわ 温川	左岸: 荒土町清水島37字大下6番地先 右岸: 荒土町清水島35字向39番地先	左岸: 皿川への合流点 右岸: 皿川への合流点	2.000	S43.4.8	九頭竜川
1	のつまたがわ 野津又川	左岸: 野向町北野津又57字坂尻1番地先 右岸: 野向町北野津又47字千田16番1地先	左岸: 皿川への合流点 右岸: 皿川への合流点	0.800	S45.4.20	九頭竜川
1	ひだにがわ 日谷川	左岸: 荒土町細野58字屋敷割34番地先 右岸: 荒土町細野75字北稲藏4番地先	左岸: 皿川への合流点 右岸: 皿川への合流点	2.050	S49.4.11	九頭竜川
1	みやまえがわ 宮前川	左岸: 鹿谷町保田24字奥ノ城3番地先 右岸: 鹿谷町保田25字北出川9番地先	左岸: 九頭竜川への合流点 右岸: 九頭竜川への合流点	1.100	S49.4.11	九頭竜川
1	ひがしがわ 東川	左岸: 鹿谷町矢戸口27字岩谷77番地先 右岸: 鹿谷町矢戸口28字遅羽越23番地先	左岸: 鹿谷川への合流点 右岸: 鹿谷川への合流点	0.850	S49.4.11	九頭竜川
1	だいいんじがわ 大蓮寺川	左岸: 旭町2丁目668地先の国道橋下流端 右岸: 旭町2丁目668地先の国道橋下流端	左岸: 浄土寺川への合流点 右岸: 浄土寺川への合流点	2.670	S49.4.11 (H7.4.3変更)	九頭竜川
1	みむろがわ 三室川	左岸: 遅羽町嶗崎8字替地27番の2地先 右岸: 遅羽町嶗崎7字大片山23番地先	左岸: 九頭竜川への合流点 右岸: 九頭竜川への合流点	2.100	S49.4.11	九頭竜川
1	ふるかわ 古川	左岸: 北郷町森川27字小中島11番地先の市道橋下流端 右岸: 北郷町森川27字小中島11番地先の市道橋下流端	左岸: 九頭竜川への合流点 右岸: 九頭竜川への合流点	0.715	S60.4.6	九頭竜川
1	すぎやまがわ 杉山川	左岸: 北谷町杉山48字胡桃田5番地先 右岸: 北谷町杉山54字上角田1番地先	左岸: 滝波川への合流点 右岸: 滝波川への合流点	2.070	H4.4.10	九頭竜川
	19 河川			82.845		

市保有車両一覧表

令和7年1月

課 名	乗用	貨物	軽自動車	重機	消防	特殊	原付	小型特殊	合 計
総務課	1		8						9
未来創造課		1	1						2
財政課	6		2				1	1	10
市民課	1	1	1						3
福祉課		2							2
健康体育課			10					3	13
農林課	2	2	2						6
建設課	3	3	1	13		1		3	24
営繕課			1						1
上下水道課			5			1			6
教育総務課	1		1						2
商工文化課		1							1
議会事務局	1								1
消防署					26			1	27
合 計	15	10	32	13	26	2	1	8	107

除雪車両一覧表

車 種	台数	車 種	台数	車 種	台数
除雪ドーザー	9	ロータリー専用車	4	散布車	1
小型ロータリー (歩道用)	2	小型特殊バケット	1		

輸送関係機関一覧表

(令和7年1月)

No.	輸送関係機関名	所在地	電話番号
1	勝山自動車(株)	滝波町5丁目708	88-0357
2	(有)桜急便	立川町1丁目7-14	87-3182
3	大特運送(有)	遅羽町比島31-54	87-2448
4	大日運輸(株)	猪野口31-1-1	87-1500
5	(株)高木運輸勝山営業所	高島11-1-2	88-3011
6	ヤマバ急便	元町1丁目9-43	88-0783
7	勝山運送(有)	滝波町4丁目1107	88-0442
8	ヤマト運輸 福井勝山センター	荒土町新保5-113	0570-20-0000

災害時用ヘリポート一覧表

(1) ヘリポート適地

施 設 名	所 在 地	管理者	電話番号	ヘリポートの 広さ (m×m)	備 考
勝山中部中学校グラウンド	郡町1丁目3-34	学校長	88-2040	90×130	
成器西小学校グラウンド	昭和町1丁目6-81	学校長	88-0300	90×110	
勝山南部中学校グラウンド	旭町3丁目5-4	学校長	88-1122	120×140	
平泉寺小学校グラウンド	平泉寺町平泉寺164-12	学校長	88-1204	65×70	
かつやまこどもの村小学校グラウンド	北谷町河合5-3	学校長	83-1112	45×60	
野向小学校グラウンド	野向町竜谷50-9	学校長	88-0608	60×100	
荒土小学校グラウンド	荒土町伊波2-28	学校長	89-2002	60×100	
北郷小学校グラウンド	北郷町東野13-25	学校長	89-1034	65×80	
鹿谷小学校グラウンド	鹿谷町本郷34-1	学校長	89-2539	60×90	
勝山北部中学校グラウンド	荒土町伊波21-2	学校長	89-2016	90×110	
三室小学校グラウンド	遅羽町大袋40-67	学校長	88-1464	45×70	
1号弁天緑地(勝山橋右岸上流)	本町地係	勝山市長	88-1111	90×130	
1号弁天緑地(勝山橋右岸上流)	本町地係	勝山市長	88-1111	80×80	
1号弁天緑地(勝山橋右岸下流)	本町地係	勝山市長	88-1111	75×60	

(2) 飛行場外離着陸場(臨時ヘリポート)指定施設

施 設 名	所 在 地	管理者	電話番号	ヘリポートの 広さ (m×m)	備 考
1号弁天緑地(勝山橋右岸上流)	本町1丁目ほか	勝山市長	88-1111	県警ヘリ、防災ヘリ	
雁が原旅行村跡地	勝山市170字奥山	勝山市長	88-1111	県警ヘリ、防災ヘリ	
スキージャンプ勝山	勝山市170字70	勝山東急リゾート㈱	87-6109	県警ヘリ、防災ヘリ	

(3) ヘリポートの基準

ヘリコプターの種類	広さ (m×m)	備 考
小型ヘリコプター	45×45以上	
中型ヘリコプター	75×75以上	
大型ヘリコプター	100×75以上	

医療施設一覧表(順不同)

令和7年1月現在

医療機関名	住 所	電 話	ベッド数	救急 認定	診 療 科 目
福井勝山総合病院	長山町2丁目6-21	88-0350	199	○	内科・外科・小児科・産婦人科・ 整形外科・耳鼻咽喉科・眼科・脳 神経外科・泌尿器科・循環器科・ 画像診断センター(放射線科)・麻 酔科・皮膚科・リハビリテーショ ン科
木下医院	滝波町5丁目704	87-3333			外科・胃腸科・内科・整形外科・ 肛門科・皮膚科・リハビリテー ション科
芳野医院	長山町1丁目3-1	88-2005	19	○	外科・内科・小児科・放射線科・ 消化器科・肛門科・リハビリテー ション科
たけとう病院	野向町聖丸10-21-1	88-6464	135 うち15床休床		内科・神経内科・精神科
クリニカ・デ・ふか や	元町1丁目9-45	88-0011			内科・小児科・消化器科
小林眼科	旭町1丁目2-38	87-7888			眼科
わかばやしこども内 科クリニック	猪野19	88-2415			小児科・内科・皮膚科・アレルギー科
こせ整形外科	旭町2丁目1-22	88-6655			整形外科・リハビリテーション科
耳鼻咽喉科 いとうクリニック	旭町1丁目3-27	88-1187			耳鼻咽喉科
勝山オレンジ クリニック	元町3丁目6-19	87-2616			内科・整形外科・小児科

防疫資機材・薬剤一覧表

防疫器材 ミストファン 1台

消毒薬剤 逆性石けん液、次亜塩素酸ソーダ、消毒用エタノール

薬剤等調達先

業 者 名	代表者名	所 在 地	電 話
三和薬品KK	仲野泰彦	福井市新保町10-36	0776-54-2400
KK上田五兵衛商店	上田哲平	福井市問屋町1-4	0776-24-0004
株式会社ファイネス福井支店	松井啓三	福井市重立町28-42	0776-52-3939
明祥KK福井支店	城木和彦	福井市重立町28-45	0776-53-2626
KK橋本薬局	橋本嘉祐	勝山市本町1-2-10	88-0149
谷屋山内薬行	山内泰賢	勝山市沢町2-5-10	88-0221

ごみ・し尿処理施設一覧表

○ごみ処理施設(中間処理施設)

名 称	大野・勝山地区広域行政事務組合 ごみ処理施設 (愛称 ビュークリーンおくえつ)
所 在 地	大野市南新在家 28 字岸ノ下 1 番
連 絡 先	0779-66 - 6690
稼働年月日	平成 18 年 7 月 1 日
敷地面積	約 15,000 m ²
建築面積	6,130 m ²
延床面積	11,160 m ²
施設概要	ガス化溶融施設:流動床式ガス化溶融炉 処理能力:92t/日(46t/24h×2 炉) リサイクルプラザ 不燃・粗大ごみ処理能力:10t/5h 資源ごみ処理能力 :21t/5h

○ 最終処分施設(最終処分場)

名 称	大野・勝山地区広域行政事務組合 最終処分場 (愛称 エコバレー)
所 在 地	勝山市平泉寺町岩ヶ野 42 字上野 34 番 2
連 絡 先	0779-66 - 6690
稼働年月日	平成 18 年 7 月 1 日
施設概要	埋立処分地 埋立面積: 5,530 m ² 埋立容積:25,000 m ³ 埋立方法:セル方式 準好気性埋立 浸出水处理設備 処理能力:30 m ³ /日 処理方式:カルシウム除去+生物処理+凝集沈澱処理+砂ろ過処理 +活性炭吸着処理+キレート吸着処理+消毒処理

○ し尿処理施設

名 称	勝山・永平寺衛生管理組合
所 在 地	勝山市滝波町 3 丁目 1309 - 1
連 絡 先	0779 - 88-1499
稼働年月日	昭和 53 年 4 月本稼働
施設概要	処理能力 50KL/日 処理方式 前処理 :破砕機+ロータリースクリーン+スクリュープレス 污水处理:好気性消化処理 脱臭処理:水洗アルカリ+アルカリ

消防力の現況

消防団員の現況及び配置

令和7年1月現在

区 分	団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員	計
定 員	1	2	12	12	25	34	213	299
本 部	1	2	-	-	1	2	21 (1) [1]	27
特設 分団	-	-	1	1	2	2	14	20
第 1分団	-	-	1	1	2	2	14	20
第 2分団	-	-	1	1	2	2	14	20
第 3分団	-	-	1	1	2	2	16	22
第 4分団	-	-	1	1	2	3	18	25
第 5分団	-	-	1	1	2	2	8 (5)	14
第 6分団	-	-	1	1	2	3	20	27
第 7分団	-	-	1	1	2	3	18	25
第 8分団	-	-	1	1	2	3	18	25
第 9分団	-	-	1	1	2	3	15 (1)	22
第10分団	-	-	1	1	2	3	18	25
第11分団	-	-	1	1	2	3	12	19
計	1	2	12	12	25	33	206 (7) [1]	291

() 内数字は機能別サポート隊員 [] 内数字は機能別ラッパ隊員

救急救助用器具保存数

令和7年1月現在

種 別	保存数	種 別	保存数
酸素ボンベ	32	電気式鋸	1
空気呼吸器	23	可燃性ガス測定器	1
チルホールセット	1	ローブ発射銃	2
パルスオキシメーター	3	救助用マット	2
空気ボンベ	48	ガス溶断器	1
バスケット担架	1	送排風器	2
三連はしご	3	投光器一式	3
油圧マット 空気式ジャッキ	2	発電機	2
油圧救助器具	3	オゾン発生装置	1
チェンソー	1	エアーテント	2
エンジンカッター	2	高圧空気充填機	1

消防車両等の所有数

令和7年1月現在

区 分	消防本部	消防団	自衛消防ポンプ
普通ポンプ車	2	2	-
水槽付きポンプ車	1	-	-
ブーム付きポンプ車	1	-	-
救助工作車	1	-	-
小型動力ポンプ	0	11	97
小型動力ポンプ積載車	0	11	-
救急車	3	-	-
指揮車	1	-	-
特殊車等	4	0	-

消防水利現況

令和7年1月現在

区 分		総 数
消火栓	上水道	1177
防火水槽	耐震性	24
	40t以上	203
	20t以上	13
	20t未満	12
プール		2

危険物施設一覧表

令和7年1月現在

合 計	製 造 所	貯蔵所							取扱所						事業所	
		小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第一種販売取扱所	第二種販売取扱所	移送取扱所		一般取扱所
127	3	89	9	23	1	42		12	2	35	15				20	78

高圧ガスの製造・貯蔵所一覧表

第一種高圧ガス(液化石油ガス)製造事業所

令和7年1月現在

番号	事業所の名称	事業所所在地	事業区分	貯蔵施設	備考
-	勝山商事(株)寺尾充填所	村岡町浄土寺	充填所	15t×1	プロパン
-	セーレン(株)勝山工場	滝波町3丁目1431	消費プラント	20t×1	ブタン
-	(株)ニットク	片瀬10-1	消費プラント	15t×1	ブタン

第1種貯蔵所(液化石油ガスのみの貯蔵事業所)

令和7年1月現在

番号	事業所の名称	事業所所在地	高圧ガスの種類	貯蔵能力	備考
	東急リゾーツ&ステイ(株)	勝山市170号70番地	50kg容器288本	14,400kg	

危険物の種類別危険性

種別	主な危険物	危険物、注意事項	災害予防、消火方法
1	塩素酸塩類 過塩素酸塩類 硝酸塩類 過マンガン酸塩類	固体の不燃性物質であるが、分解して発生する酸素が他の可燃物を爆発的に燃焼させる。	水と作用して発熱するので、粉末消火器や大量の砂により窒息消火する。
2	硫化リン 赤リン 硫黄 マグネシウム	比較的に低温で着火しやすく、又、引火しやすい可燃性の固体である。燃焼速度が速い。有毒ガスを発生するものもある。	注水による冷却消火。ただし、金属粉に限っては、水と反応して爆発の危険性があるため、乾燥砂による窒息消火。
3	カリウム ナトリウム アルキルアルミニウム 黄リン	固体又は液体の自然発火性及び禁水性物質である。	粉末消火剤や乾燥砂で消火。
4	特殊引火物 第 1～ 第 4 石油類 動植物油類	極めて引火しやすい。炎、花火、高温体との接近をさける。 一般に水より軽く水に溶けにくい。	泡消火剤による窒息消火。
5	ニトロ化合物 有機過酸化物	液体又は固体の可燃性の自己反応性物質。燃焼速度が極めて速い爆発性物質。	大量注水又は泡消火剤。
6	過塩素酸 過酸化水素 硝酸	それ自体は不燃性の液体であるが、酸化が強く有機物と混合すると酸化して着火させ、有毒ガスを発生する。又、水と激しく反応し、発熱する。	それ自体は、不燃性ではないので、燃焼物に応じた消火方法を取る。 (水、泡)

防火地域及び準防火地域

令和7年1月現在

都市計画区域名	都市名	決定面積(単位:ha)	
		防火地域	準防火地域
勝山	勝山市	-	73

防火地域・準防火地域内の建築規制

令和7年1月1日現在

対 象				
防火地域	①	階数が3以上又は延べ面積が100㎡をこえる建築物	ただし③を除く	耐火建築物
	②	その他の建築物		耐火建築物又は準耐火建築物
	③	1.外壁及び軒裏が防火構造で延べ面積50㎡以内の平屋建附属建築物 2.主要構造部が不燃材料で造られた卸売市場の上家又は機械操作工場の類 3.不燃材料で造り又はおおわれた高さ2mをこえる門及びへい 4.高さ2m以下の門及びへい		制限無し
	防火地域内にある看板、広告塔等で、屋上に設けるもの又は高さ3mをこえるものは主要部分を不燃材料で造り又はおおわなければならない。			
準防火地域	①	地階を除く階数が4以上又は延べ面積が1500㎡をこえる建築物	ただし、主要構造部が不燃材料で造られた卸売市場の上家又は機械製作工場などは除く	耐火建築物
	②	延べ面積が500㎡をこえ、1500㎡以下の建築物		耐火建築物又は準耐火建築物
	③	地階を除く階数が3の建築物		耐火建築物、準耐火建築物又は政令で定める技術的基準に適合する建築物
	④	①、②、③以外の木造建築物	外壁及び軒裏で延焼の恐れのある部分	防火構造
高さ2mをこえる付属の門又はへいで延焼のおそれのある部分			不燃材料で造るか、おおう	
防火地域、準防火地域内にある建築物に対するその他の制限				
1.屋根		耐火構造でないものは不燃材料で造り、又はふかなければならない。		
2.外壁のドアなど		延焼の恐れのある部分は、防火戸その他の防火設備を設ける。		
3.隣地境界線に接する外壁		外壁が耐火構造のものは、隣地境界線に接して設けることができる。		

避難所

一時避難所

施設名	対象地区	所在地	収容可能 人員(人)	備 考
勝山市教育会館	勝山地区	元町1丁目5-6	199	状況により救援 部宿舎とする
猪野瀬こうみん館	猪野瀬地区	北市7-4	50	
平泉寺まちづくり会館	平泉寺地区	平泉寺170-110	48	
村岡まちづくり会館	村岡地区	郡町2丁目2-7	60	
北谷町コミュニティセンター	北谷地区	河合26-2-1	41	
野向町コミュニティセンター	野向地区	龍谷15-1	42	
荒土まちづくり会館	荒土地区	松田8-4	46	
北郷まちづくり会館	北郷地区	東野18-24	52	
鹿谷まちづくり会館	鹿谷地区	本郷31-7	41	
遅羽まちづくり会館	遅羽地区	大袋48-42	41	

拠点避難所

施 設 名	対 象 地 区	所在地	収容可能	備 考
			人員(人)	
勝山市教育会館	勝山地区	元町1丁目5-6	199	状況により救援部宿舎とする
成器西小学校(体育館)	勝山地区	昭和町1丁目6-81	174	
勝山市体育館ジオアリーナ	勝山地区	昭和町2丁目4-20	445	
猪野瀬こうみん館	猪野瀬地区	北市7-4	50	
成器南小学校(体育館)	猪野瀬地区	元町3丁目10-38	333	
平泉寺まちづくり会館	平泉寺地区	平泉寺170-110	48	
平泉寺児童館	平泉寺地区	平泉寺167-18	38	
村岡まちづくり会館	村岡地区	郡町2丁目2-7	60	
村岡小学校(体育館)	村岡地区	郡町2丁目9-1	190	地震災害時のみ第2体育館開設
福祉健康センター「すこやか」	村岡地区	郡町1丁目1-50	91	
北谷町コミュニティセンター	北谷地区	河合26-2-1	41	
野向町コミュニティセンター	野向地区	龍谷15-1	42	
野向児童館	野向地区	龍谷50-16	32	
荒土まちづくり会館	荒土地区	松田8-4	46	
荒土児童ホール	荒土地区	松田8-3	31	
荒土小学校(体育館)	荒土地区	伊波2-28	70	
B&G勝山海洋センター	荒土地区	新保8-101	130	
北郷まちづくり会館	北郷地区	東野18-24	52	
北郷小学校(体育館)	北郷地区	東野13-25	83	
鹿谷まちづくり会館	鹿谷地区	本郷31-7	41	
鹿谷児童センター	鹿谷地区	本郷31-23	50	
鹿谷小学校(体育館)	鹿谷地区	本郷34-1	82	
遅羽まちづくり会館	遅羽地区	大袋48-42	41	
遅羽児童館	遅羽地区	大袋48-55	34	

指定避難所(予備施設)

施 設 名	対 象 地 区	所在地	収容可能 人員(人)	備 考
勝山市民会館	勝山地区	元町1丁目5-16	91	状況により救援 部宿舎とする
勝山高等学校(第一体育館)	勝山地区	昭和町2丁目3-1	232	
林業者健康トレーニングセンター	猪野瀬地区	毛屋町1408	79	
市民交流センター	猪野瀬地区	片瀬町1丁目402	115	地震災害時にのみ開設
勝山南部中学校(体育館)	猪野瀬地区	旭毛屋町3401	232	
平泉寺小学校(体育館)	平泉寺地区	平泉寺164-12	79	
生涯学習センター「友楽喜」	村岡地区	郡町3丁目415	111	
勝山中部中学校(体育館)	村岡地区	郡町1丁目3-34	208	
かつやま子どもの村小・中学校	北谷地区	河合5-3	56	
野向小学校(体育館)	野向地区	龍谷50-9	88	
勝山北部中学校(体育館)	荒土地区	伊波21-2	151	
道の駅「恐竜溪谷かつやま」	荒土地区	荒土町松ヶ崎1-17	47	
三室小学校(体育館)	遅羽地区	大袋40-67	102	

福祉避難所

施 設 名	対 象 地 区	所在地	収容可能 人員(人)	備 考
福祉健康センター「すこやか」	要支援者の福祉避難所	郡町1丁目1-50	26	
勝山市体育館「ジオアリーナ」	要支援者の福祉避難所	昭和町2丁目4-20	39	
奥越特別支援学校	要支援者の福祉避難所	昭和町3丁目1-69	190	

※災害の種類、規模によっては予備施設への避難を優先することがある。

1. 収容人員は、1人5.5㎡で換算してある。
2. 小、中学校は、屋内運動場のみを計上してある。
3. まちづくり会館等は、和室、会議室、ホールを計上。

指 定 緊 急 避 難 場 所

場 所 名	所 在 地	面積 (㎡)	災害種別ごとの適否				備 考
			地震	洪水 (計画規模)	洪水 (想定最大規模)	土砂 災害	
中央公園	元町1丁目514	9,700	○	●	●	○	近隣公園
神明神社	元町1丁目19-24	5,790	○	○	○	○	神社境内
元町第2公園	元町2丁目18	1,000	○	○	●	○	児童公園
成器南小学校グラウンド	元町3丁目10-38	13,220	○	○	○	○	運動場
成器西小学校グラウンド	昭和町1丁目6-81	13,520	○	○	●	○	運動場
勝山高等学校グラウンド	昭和町2丁目3-1	19,960	○	○	●	○	運動場
昭和町公園	昭和町1丁目	1,400	○	○	●	○	街区公園
南部第1公園	旭町1丁目225	2,100	○	●	●	○	街区公園
南部第2公園	旭町2丁目331	4,800	○	○	●	○	街区公園
南部第3公園	旭町2丁目521	2,000	○	○	●	○	街区公園
勝山南部中学校グラウンド	旭毛屋町3401	25,480	○	●	●	○	運動場
あさひ公園	旭毛屋町1801	14,000	○	○	●	○	近隣公園
片瀬第1公園	片瀬町1丁目426	3,000	○	○	○	○	街区公園
立川第1公園	立川町1丁目601	1,000	○	○	●	○	街区公園
立川第2公園	立川町2丁目836	1,400	○	○	●	○	街区公園
後町公園	栄町1丁目5	1,800	○	●	●	○	街区公園
栄町公園	栄町3丁目5	1,100	○	●	●	○	街区公園
浄化センター	松原137-29	5,000	○	●	●	○	敷地
長山公園	長山町1丁目1-1	2,000	○	○	○	○	総合公園
長山グラウンド	長山町1丁目1-1	10,000	○	○	○	○	運動場
北部第4公園	芳野町2丁目1-11	1,900	○	●	●	○	街区公園
勝山中部中学校グラウンド	郡町1丁目3-34	16,120	○	●	●	○	運動場
村岡小学校グラウンド	郡町2丁目9-1	9,460	○	●	●	●	運動場
刀清水公園	滝波町2丁目202	4,100	○	○	●	○	街区公園
滝波公園	滝波町3丁目501	10,000	○	○	●	○	近隣公園
JA福井県勝山中支店駐車場	滝波町5丁目701	2,000	○	○	●	○	駐車場
平泉寺小学校グラウンド	平泉寺町平泉寺164-12	7,560	○	○	○	○	運動場
かつやま子どもの村小・中学校グラウンド	北谷町河合5-3	1,890	○	○	○	●	運動場
野向小学校グラウンド	野向町竜谷50-9	6,690	○	○	○	○	運動場
荒土小学校グラウンド	荒土町伊波2-28	8,720	○	○	○	○	運動場
勝山北部中学校グラウンド	荒土町伊波21-2	16,800	○	●	●	○	運動場
北郷小学校グラウンド	北郷町東野13-25	7,260	○	○	○	●	運動場
鹿谷小学校グラウンド	鹿谷町本郷34-1	8,380	○	○	○	○	運動場
三室小学校グラウンド	遅羽町大袋40-67	5,130	○	○	○	○	運動場
成器南幼稚園グラウンド	元町2丁目18番38号	2,440	○	○	●	○	運動場
南部第4公園	旭町2丁目6	2,600	○	○	●	○	街区公園
片瀬第2公園	片瀬町2丁目409	3,100	○	○	○	●	街区公園
毛屋公園	毛屋町201	2,400	○	●	●	○	街区公園
猪野公園	猪野501	2,000	○	○	●	○	街区公園
北部第1公園	滝波町1丁目105	2,000	○	●	●	○	街区公園
北部第2公園	郡町2丁目6	2,000	○	●	●	○	街区公園
北部第3公園	郡町1丁目1	5,200	○	●	●	○	街区公園
荒土公園	荒土町新保12-401	10,000	○	○	●	○	近隣公園
新保第1公園	荒土町新保11-501	1,300	○	○	●	○	街区公園
新保第2公園	荒土町新保8	1,100	○	●	●	○	街区公園
長尾山総合公園	村岡町寺尾51-11	807,000	○	○	○	○	総合公園
弁天緑地	本町1丁目ほか	83,400	○	●	●	○	緑地
中島緑地	遅羽町比島(中島)	9,300	○	●	●	○	緑地
株式会社ダイナム福井勝山店駐車場	荒土町松田22字西下丹保4番地	1,020	○	●	●	○	駐車場
勝山市体育館「ジオアリーナ」駐車場	昭和町2丁目4-20	7,460	○	○	○	●	駐車場

(注)災害種別ごとの適否の凡例 「○」:適 「●」:不適

避難所開設・運営マニュアル



勝 山 市

1. 勝山市の避難所に関する考え方

◆ 避難所は、「避難を必要とする方」を受け入れる施設です。

- ▶ 避難所は、「災害時に緊急的に住民等の安全を守り、または、災害により住家を失った住民等の生活の場を確保するための施設」です。
- ▶ 以下のような「避難を必要とする方」を受入れの対象としています。

【避難を必要とする方とは】

- 住居が被害を受け、居住の場を失った方
- ライフラインの被害により、日常生活が著しく困難な方
- 避難指示が発せられる等により緊急避難の必要がある方

など

◆ 避難所は、避難者を一時的に受け入れる施設です。

- ▶ 避難所として活用する施設は、本来別の用途があります。避難者の受入れは一時的なものであり、自宅に戻ることでできる方や仮設住宅などへの受入れが決まった方には退所を促し、施設本来の用途の回復を目指します。

◆ 避難所は、避難者の「必要最低限の生活」を支援する施設です。

- ▶ 災害時に避難所で支援できることには限界があるため、避難者の要望全てに応じるのではなく、避難者の「必要最低限の生活」のために必要なことから優先して対応します。
- ▶ ただし、できる限り普段の生活との落差を少なくする「配慮」（特に高齢の方や障害のある方などへの配慮や、プライバシーの配慮）を適切に行う必要があります。

◆ 自助・共助・公助の取り組みにより、円滑な避難所運営を目指します。

- ▶ 自助・共助・公助それぞれの活動が活発に行われ、それぞれの取り組みと相互の協力により、円滑な避難所運営を目指します。

「自助」-個人・家庭で、自身や家族の身の安全を守る活動や、そのための備え-

○ 日常からの備えが大切。

- * 自宅の耐震化や家具の転倒防止を行って被害軽減に努めます。
- * 食料や水(1週間分程度)、簡易調理器などの備蓄を行い、食料不足やライフラインの停止に備えます。

○ 安全な避難をする。

- * お住まいの地域の避難所や、避難場所を事前に把握します。
- * お住まいの地域では避難時にどのように行動するのかを事前に把握しておきます。
- * 災害時に避難する避難所や安否の確認方法を家族で共有しておきます。

○ 避難所でも必要最低限の自立した生活を行う。

- * 食料や水をすぐに持ち出せるよう準備しておき、避難の際に持参します。
- * 常用の薬や乳幼児のおむつなど、普段の生活で欠かせない物も準備しておきます。
- * ラジオと電池、携帯電話の簡易充電器など、情報源と電源を準備しておきます。

「共助」-地域の中で地域住民の安全を共に守る活動や、そのための備え-

○ 地域で安全迅速に避難する、地域住民の安否を確認する。

- * 避難する避難所や避難場所、避難の方法などを決めておきます。
- * 避難の際に支援が必要となる方を把握し、避難支援の方法を決めておきます。
- * 災害時の安否の確認方法を決めておきます。

○ 円滑な避難所運営と地域支援を行う。

- * 地域の避難所の活用方法や避難所運営の役割、運営方法を決めておきます。
- * 避難が困難な方への支援について決めておきます。
- * 地域の事業所との連携や協力について決めておきます。
- * 避難所運営訓練、避難所の施設や資機材の事前確認などを行います。

「公助」-行政が市民の安全を守るために行う各種活動や、そのための備え-

○ 円滑な避難所運営と迅速な避難所への支援を行う。

- * 食料や資機材の備蓄、無線の整備、物資の配送システムの充実など、物や情報の支援体制を整備します。
- * 避難所管理責任者、避難所開設・運営担当職員の派遣体制の整備、職員教育の徹底など、しっかりとした支援体制を構築します。
- * 地域団体や施設との事前協議、避難所運営訓練などの実施により、地域団体・避難者、行政、施設の協働による運営体制を整備します。

2. 地域における避難所等の役割

① 指定緊急避難場所等（地域の公園、地区集会所など）

- ▶ 地震災害発生直後に、住民が家屋倒壊の危険などから身の安全を守ったり、自主防災組織や区・町内会等による避難行動や安否確認を実施するために集合及び短期滞在する場所です。
- ▶ 避難場所は、市が指定する公園やグラウンドなどのほかに、工場店舗の駐車場や空き地など、周囲からの倒壊・落下物等の危険のないところを事前に決めておきます。

50箇所



近隣の公園など

② 一時（いつとき）避難所

- ▶ 避難者の人数が少数で一時的に滞在する必要があると判断した場合に開設する施設です。

例）大雨洪水、土砂災害により高齢者等避難発令時

- ▶ 一時避難所は、各まちづくり会館等（教育会館を含む）の10施設を指定しています
- ▶ 原則として市が避難所管理責任者、避難所開設・運営担当職員を派遣します。
- ▶ 地域団体・避難者・市職員・施設管理者等が協働して運営します。
- ▶ 市の支援物資などが直接配送されます。
- ▶ 拠点避難所(P5)を開設した場合の一時避難所の位置づけは拠点避難所(P5)に準じます。
- ▶ 避難所機能としては別に、防災拠点として、まちづくり会館職員及びコミュニティセンター職員（以下「まち館職員」という。）・地域担当職員が中心となり、区長及び民生委員等を通じた情報収集を行います。
- ▶ 災害の状況に応じて、課長級職員を派遣し、情報収集や避難所等の把握を行う地区災害対応支部を開設します。



まちづくり会館など

【一時避難所一覧】 10施設

施設名	対象地区
平泉寺まちづくり会館	平泉寺地区
猪野瀬こうみん館	猪野瀬地区
勝山市教育会館	勝山地区
村岡まちづくり会館	村岡地区
野向町コミュニティセンター	野向地区
荒土まちづくり会館	荒土地区
北郷まちづくり会館	北郷地区
鹿谷まちづくり会館	鹿谷地区
遅羽まちづくり会館	遅羽地区
北谷町コミュニティセンター	北谷地区

③ 拠点避難所

- ▶ 避難者の人数が多数で避難が長期化すると判断した場合に開設する施設です。

例) 地震など大規模災害時

- ▶ 拠点避難所は、各まちづくり会館等、各小学校・中学校の体育館、その他の体育施設、教育会館などの14施設を指定しております。
- ▶ 一時避難所が使用できない、あるいは受け入れられない場合にも開設します。
- ▶ 原則として市が避難所管理責任者、避難所開設・運営担当職員を派遣します。
- ▶ 地域団体・避難者・市職員・施設管理者等が協働して運営します。
- ▶ 市の支援物資等が直接配送されます。
- ▶ 地域団体、勝山市、施設管理者が事前に協議を行い、避難所運営に関する役割などをあらかじめ決めておきます。
- ▶ 指定避難所は、避難所周辺の地域住民が主な避難者となることから、特に地域の中では、避難した場合の運営方法などについて、平時から話し合いを行っておくことが重要です。



【拠点避難所一覧】 24施設

施 設 名	対 象 地 区
成器西小学校(体育館)	勝山地区
勝山市体育館「ジオアリーナ」	勝山地区
成器南小学校(体育館)	猪野瀬地区
平泉寺児童館	平泉寺地区
村岡小学校(体育館)	村岡地区
福祉健康センター「すこやか」	村岡地区
野向児童館	野向地区
荒土児童ホール	荒土地区
荒土小学校(体育館)	荒土地区
B&G 勝山海洋センター	荒土地区
北郷小学校(体育館)	北郷地区
鹿谷児童センター	鹿谷地区
鹿谷小学校(体育館)	鹿谷地区
遅羽児童館	遅羽地区

※拠点避難所が開設された場合の一時避難所の位置づけは拠点避難所に準じます。

※各避難所ごとに対象地区を定めておりますが、地域の特性(ハザード状況)等によって、対象地区以外の避難所に避難することは可能です。

④ 指定避難所(予備施設)

- ▶ 拠点避難所を補完する施設です。
- ▶ 拠点避難所と連携しながら、地域団体を中心に運営します。
- ▶ 支援物資などは拠点避難所を介して配送します。
(拠点避難所からの運搬を地域にお願いすることがあります。)
(避難所の開設状況や配置状況、避難者数などによっては、指定避難所(予備施設)へ直接配送するなどの対応を行います。)
- ▶ 指定避難所(予備施設)は、拠点避難所を補完する施設として
児童センター、勝山市民会館など7施設を指定しており、次のような場合に活用する施設です。
- ▶ 指定避難所(予備施設)を使用する場合は、別途、市が避難所管理責任者、避難所開設・運営担当職員を指定し派遣します。



○指定避難所(予備施設)の活用例

- ・拠点避難所の収容人員を超えた場合、または損壊等により受け入れができない場合などに活用
- ・地域の立地条件から拠点避難所への移動が困難な方を受け入れる施設として活用

【指定避難所予備施設一覧】 13施設

施 設 名	対 象 地 区
勝山市民会館	勝山地区
勝山高等学校(第一体育館)	勝山地区
林業者健康トレーニングセンター	猪野瀬地区
市民交流センター	猪野瀬地区
勝山南部中学校(体育館)	猪野瀬地区
平泉寺小学校(体育館)	平泉寺地区
生涯学習センター(友楽喜)	村岡地区
勝山中部中学校(体育館)	村岡地区
かつやまこどもの村小・中学校	北谷地区
野向小学校(体育館)	野向地区
勝山北部中学校(体育館)	荒土地区
道の駅「恐竜溪谷かつやま」	荒土地区
三室小学校(体育館)	遅羽地区

※各避難所ごとに対象地区を定めておりますが、地域の特性(ハザード状況)等によって、対象地区以外の避難所に避難することは可能です。

⑤ 地区避難所

- ▶ 地域の方々が自主運営する施設です。
- ▶ 地域の方々が自ら備蓄などの準備を行い、災害時に備えます。
- ▶ 公的支援としては、指定避難所への物資供給が可能となつてからは、指定避難所において支援物資を受け取ることができます。
(指定避難所からの運搬は、原則としてその避難施設を運営する方々が行います。)
- ▶ 集会所など、地域の施設を避難所として活用する場合、そこに避難する方々自身が普段から備蓄を行い、災害時の運営までを自立して行います。
- ▶ 地域の判断で「地区避難所」を立ち上げた後、各地域の開設している指定避難所へ報告が行われることで市が認知します。当初は支援を個別に行うことはできないため、運営する方々自身が、運営方法などについて事前に十分な検討や準備を行う必要があります。
- ▶ 事前の申請により指定緊急避難場所として登録することが可能です。登録することにより市のホームページ等に掲載するなどし、地域の方々への周知に役立ちます。



○「地区避難所」として活用する場合の前提条件

- ・支援物資や情報の収集等について、指定避難所を通じて地域が自主的に動ける体制が整っている。
- ・活用する集会所の施設面での安全確認が事前になされている。
- ・地区避難所の使い方を含めた避難所運営が地域主体で行える。
- ・地区避難所として必要な施設の整備や備蓄品の調達は、原則として地域が行う。

⑥ [参考] 福祉避難所 ※原則として発災直後は避難できません。

- ▶ 指定避難所での生活が困難な高齢者や障害者を受け入れる二次的な避難施設です。
- ▶ 社会福祉施設の被害状況や受入れの可否を市が確認した上で、避難所からの要請などに応じて受入れの支援を行います。
- ▶ 福祉避難所は、社会福祉施設など普段から利用されている方のいる施設ですので、市が災害後の被害状況や利用状況などを確認した上で、受入れの支援を行います。
したがって、原則として発災直後に直接の避難はできません。
- ▶ 指定避難所などへの避難が困難、または指定避難所などでの生活が困難な高齢者や障害者の方を中心に受入れの支援を行います。
- ▶ 勝山市では、福祉避難所として福祉健康センター「すこやか」および勝山市体育館「ジオアリーナ」、奥越特別支援学校を指定しています。



【福祉避難所】

○福祉健康センター「すこやか」 ○勝山市体育館「ジオアリーナ」 ○奥越特別支援学校

各指定避難所の開設パターンについて

パターン1



- ★避難者の人数が少数で一時的に滞在する必要があると判断された場合
- ★災害例：大雨による浸水、土砂災害等

○和室スペースやテレビの設置など一時避難するのに最適なまちづくり会館等から開設します。

(例)

洪水や土砂災害の恐れがあるため
高齢者等避難発令

避難指示が発令され、避難者が増加

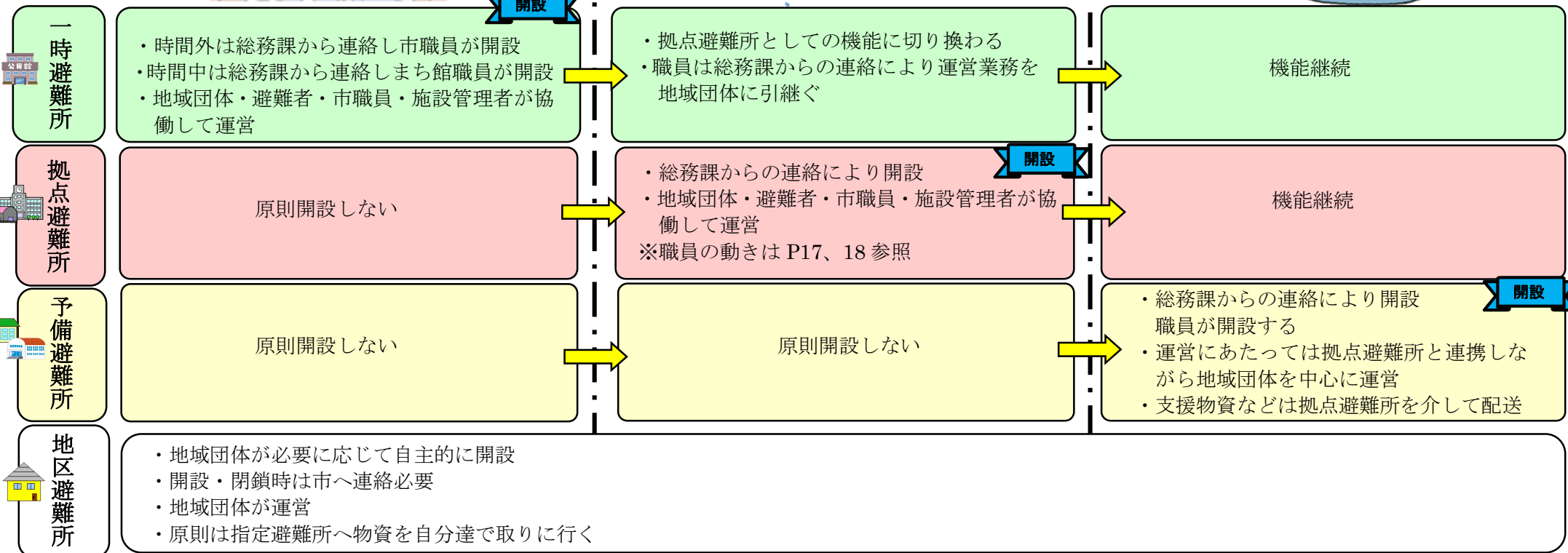
広範囲に被害が拡大し、避難者数が大多数に増加



被害の拡大などにより一時避難所だけでは避難者収容が困難になった場合



更に被害が拡大し、一時避難所、拠点避難所を開設しても避難者収容が困難になった場合



パターン2



- ★避難者の人数が多数で避難が長期化すると判断された場合
- ★災害例：地震などの大規模災害

○大人数を収容可能な小学校等を最初に開設し、必要に応じ各施設を開放します。

(例)

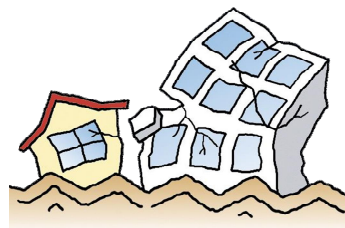
地震などの大規模な災害により、避難指示を発令

住家のなどの倒壊により避難者が増加

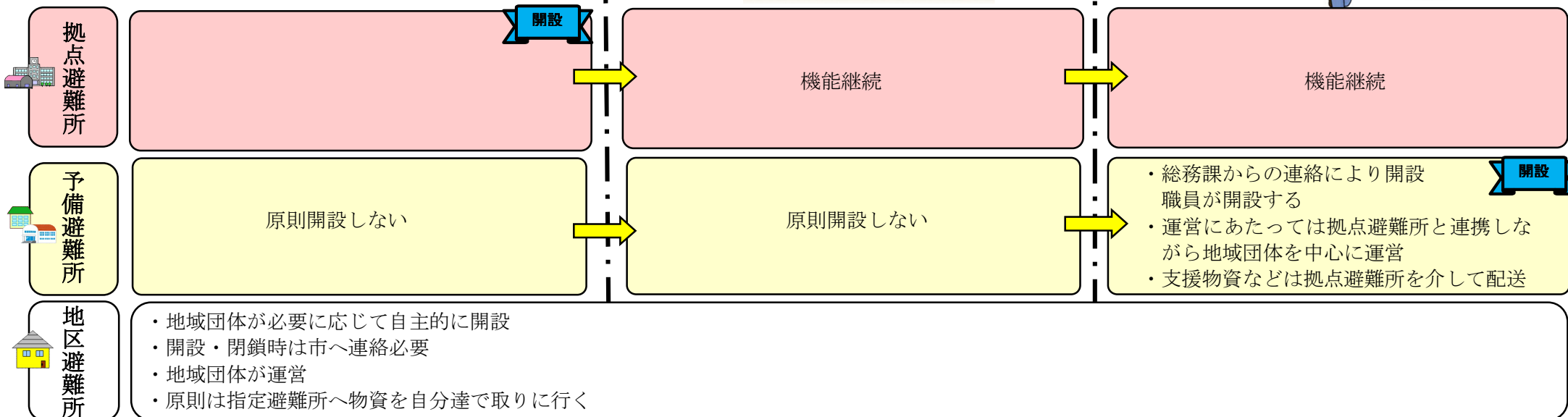
二次災害などにより、避難者が更に増加



被害が拡大し、拠点避難所だけでは避難者収容が困難になった場合



更に被害が拡大し、一時避難所、拠点避難所を開設しても避難者収容が困難になった場合



3. 関係者の行動や役割の確認（避難所）

① 「地域団体」の役割

- ▶ その組織力を生かし、避難所運営の中心となって各種活動を行います。
- ▶ 特に、避難所の組織である「避難所運営委員会」の立ち上げ当初については、委員会の中心メンバーとして活動します。

② 「避難者」の役割

- ▶ 地域団体等と連携して、避難所運営の各種活動を積極的に行います。
- ▶ 避難所が長期化する場合など、避難所運営の時間経過とともに、避難所運営の中心的役割を担うとともに、最終的に避難者による自主運営を行います。

③ 「避難所管理責任者等」の役割

- ▶ 「避難所管理責任者等」とは避難所管理責任者および避難所開設・運営担当職員、市から派遣される職員のことを言います。
- ▶ 地域団体、避難者、施設管理者等と連携しながら、避難所運営の全般に携わります。
- ▶ 特に、市災害対策本部との情報伝達により、避難所内の課題解決に向けた要請や調整を行います。

避難所管理責任者・・・予め指定された避難施設の鍵を保管し、夜間、休日等の時間外に、震度5弱以上の地震が発生した場合や避難所開設の指示を受けた場合に直ちに施設に向き避難所を開設する職員。

避難所開設・運営担当職員・・・避難所管理責任者に指示の下、避難所開設・運営を行う職員。

災害対策本部員、総務課、財政課、建設課、営繕課、上下水道課（事務職以外）、福祉課、健康体育課（係長、保健師、管理栄養士、事務職）、農林課（計画・整備係、森林整備係）、施設管理者となる職員を除いた市職員を指定する。

避難所管理責任者等の所持品

★避難所管理責任者（正）

- ・指定避難所の鍵 ・避難行動要支援者名簿 ・防災行政無線取扱説明書
- ・避難所運営マニュアル・同資料編 ・防災行政無線の鍵 ・懐中電灯・電池

★避難所管理責任者（副）

- ・指定避難所の鍵 ・防災行政無線の鍵

④ 「まち館職員・地域担当職員」の役割

- ▶ 各まちづくり会館・コミュニティセンター（以下「まち館」という。）において、ライフラインに関する地区の被災状況や避難所開設・収容状況等の情報を収集し、取りまとめた上で、災害対策本部へ報告します。
- ▶ 市内全域の被災状況や、避難所の開設状況、給水場所の情報などを災害対策本部から得て、避難所の掲示板等を活用し、地区の住民や避難者へと伝達、必要となる対応・措置について、災害対策本部へ進言する役割も担います。

⑤ 「施設管理者・職員」の役割

- ▶ 避難者の居住スペースや共有スペースの設置の調整など、避難所の施設利用に関することを中心に、避難所運営の各種活動に携わります。

⑥ 「市災害対策本部」の役割

- ▶ 市役所に設置され、各所の避難所における運営全般の調整を行います。
- ▶ 避難所からの報告により、避難所の状況を把握し、避難所の連絡体制の確保、情報提供、必要物資の手配など、避難所運営のバックアップを図ります。

4. 災害発生～開設までの流れ

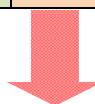
1. 災害発生直後の避難行動（大規模地震の場合）

★災害が発生し避難が必要な場合の行動について、流れを記載しています。

ポイント ○ 災害が発生した場合は、まずは自分の身は自分で守ります。（自助）

○ 地域では、住民同士が協力し、地域全体の安全を確保します。（共助）

時間	安否確認	初期消火 救出・救護	避難支援	（参考） 避難所管理責任 者等 施設管理者	（参考） まち館職員・地域 担当職員
発生 （ 3分	☐ 家族の安全確保 ☐ 隣近所の声が け・安否確認	☐ 隣近所の出 火の有無、救 助等の必要 性の有無		☐ 身の安全確保	☐ 身の安全確保
（ 30分	地域の公園など（指定緊急避難場所等）へ				
	☐ 声がけ・安否 確認 ☐ 安否確認の継 続	☐ 初期消火、救 出・救護 ☐ 可能な限り消 防団との連携 のもと活動可 能な住民と初 期消火、救 出・救護	☐ 安否確認・要 配慮者への避 難支援	☐ 無事を伝え、避 難所へ	☐ 無事を伝え、ま ち館へ



自宅での生活が困難な場合や、市が避難を呼びかけているときなど

⇒ 避難所へ

避難などを呼びかけておらず、自宅の安全が確認できた場合

⇒ 自宅へ

3. 避難所への参集について

★対象者：市職員

【地震発生時における開設基準】※震度による自動配備

本部設置前

配備体制	配備基準(震度)	避難所の体制
注意体制	3	・避難所管理責任者等は、市と連絡のとれる体制をとる
警戒体制	4	勝山市災害対策警戒連絡室の設置 ・避難所管理責任者等は、市と連絡のとれる体制をとる。 ・避難所開設の指示があった場合、避難所管理責任者等は避難所に参集

本部設置後

配備基準(震度)	避難所の体制
5弱以上	・避難所の自動開設 ・全ての避難所管理責任者等は避難所に参集

避難所への参集

市では、初動期における避難所開設及び避難所運営の実施主体として、避難所管理責任者等（勝山市職員）の指名を行っています。

(1) 避難所管理責任者等の参集について

避難所管理責任者等は、避難所開設基準に基づき、避難所への参集及び避難所の開設を行うこととなります。

避難所への参集までの流れについては、次のとおりとなります。

【地震災害】

○震度5弱以上の場合

震度5弱以上を記録した場合、自動的に避難所を開設します。このため、地震が発生し、震度5弱以上であることをテレビやラジオで確認した場合は、避難所管理責任者等は、直ちに避難所に参集することとなります。

なお、大きな地震が発生し、テレビなどで震度を確認できないときは、避難所管理責任者等は、自宅周辺の被害状況を確認し、被害が確認できた場合、直ちに避難所に参集することとなります。（震度が4以下であった場合でも、被害が発生している場合は、被災者がいることから、避難所開設が必要となります。）

○震度4以下の場合

勝山市内(旭町)に設置した震度計が震度4以下を記録した場合、勝山市は注意体制・警戒体制をとり、情報の収集を行います。必要に応じて勝山市災害対策連絡室を設置し、被害状況および避難所への被災者の避難状況を確認し避難所管理責任者等に対し、参集の指示を行います。

【風水害等災害時における開設基準】

本部設置前

配備体制	配備基準	避難所の体制
注意体制	(1) 強風、大雨、冬季における低温等の注意報が発表、警報の早期情報による注意喚起も出され、危機管理幹が必要と認めた場合 (2) 気象台からキキクル警戒レベル2相当の気象情報が発表され危機管理幹が必要と認めた場合 (3) 8時間以内に台風の暴風圏に勝山市が含まれると予報され、危機管理幹が必要と認めた場合 (4) 融雪注意報が出される等、急激な気温上昇及び降雨等により、融雪増水、土砂災害並びに雪崩が予想され危機管理幹が必要と認める場合	・避難所管理責任者等は、市と連絡のとれる体制をとる。 ・まちづくり会館館長、同職員は災害予防に関し諸確認を行う。
警戒体制	(1) 暴風、大雨、大雪等の警報が発表され、危機管理幹が必要と認めた場合 (2) 気象台からキキクル警戒レベル3相当の警戒情報が発表され、危機管理幹が必要と認めた場合 (3) 河川水位が避難判断水位に到達し、かつ上流域の観測所の河川水位が上昇している場合 (4) 災害対策本部を設置するに至らない小規模の災害が発生した場合 (5) 積雪量が市街地で100cm程度に達し、更に降雪が予想される場合(雪害対策室)	・勝山市災害対策警戒連絡室の設置 ・避難所管理責任者等は、指示があれば直ちに避難所開設に応じられる体制を整備する。 ・まち館職員・地域担当職員は、指示があれば直ちにまち館に参集できる体制を整備する。

本部設置後

	配備基準	避難所の体制
	(1) 暴風、大雨、洪水、土砂災害、大雪等に関する警戒情報が発表された場合 (2) 河川が氾濫危険水位に達した、又は達すると予想される場合 (3) 気象台からキキクル警戒レベル4以上の警戒情報が発表された場合 (4) 災害発生の通報があった場合 (5) 大雨等により、九頭竜ダムの異常降水時防水操作(緊急放水)の通知があった場合 (6) 積雪量が市街地で150cm程度に達し、大規模雪害が発生又は予想される場合	・避難所管理責任者等は、災害対策本部と連絡のとれる体制をとり、避難所開設の指示があった場合、避難所管理責任者等は避難所に参集 ・まち館職員・地域担当職員は、災害対策本部と連絡のとれる体制をとり、指示があった場合、まち館に参集

【風水害等】

○避難情報の発表に基づき避難所を開設する場合

高齢者等避難情報の発表や、避難指示の発令を行う場合、これらの避難情報を発表する地域に対して避難先を周知します。

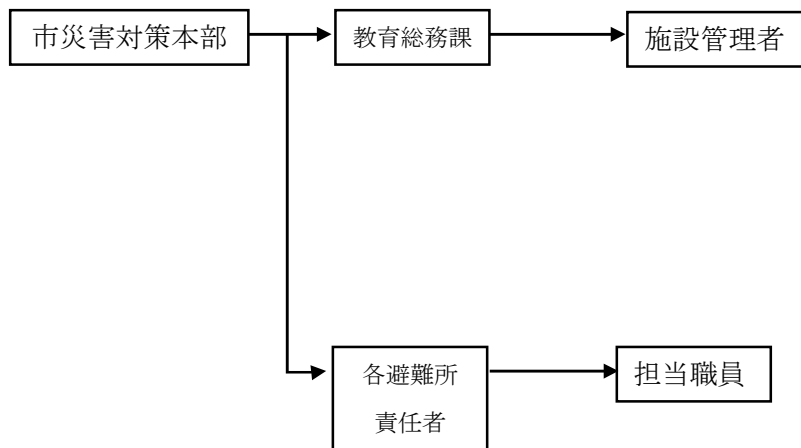
- ① 避難情報の発表に先立ち、災害対策本部は、開設すべき避難所を指定し、当該避難所の避難所管理責任者等に避難所開設の指示を出します。
- ② 避難所管理責任者等は、避難所参集の指示を受けた場合、直ちに避難所に参集することになります。

○市民から自主避難の申し出により避難所を開設する場合

市民からの自主避難の申し出があった場合で、開設の必要性が生じたときは、その近隣の避難所を開設します。

- ① 開設すべき避難所を指定し、当該避難所の避難所管理責任者等に災害対策本部から、参集の指示を出します。その後、申し出のあった市民に対し、避難所開設の連絡を行います。
- ② 避難所開設の指示があった場合、避難所管理責任者等は、直ちに避難所に参集することになります。
- ③ 災害の状況および避難者の人数によっては、地区避難所に避難することもあります。その際は、地域避難所責任者(区長等)が、避難所を開設します。

★開設指示の連絡系統

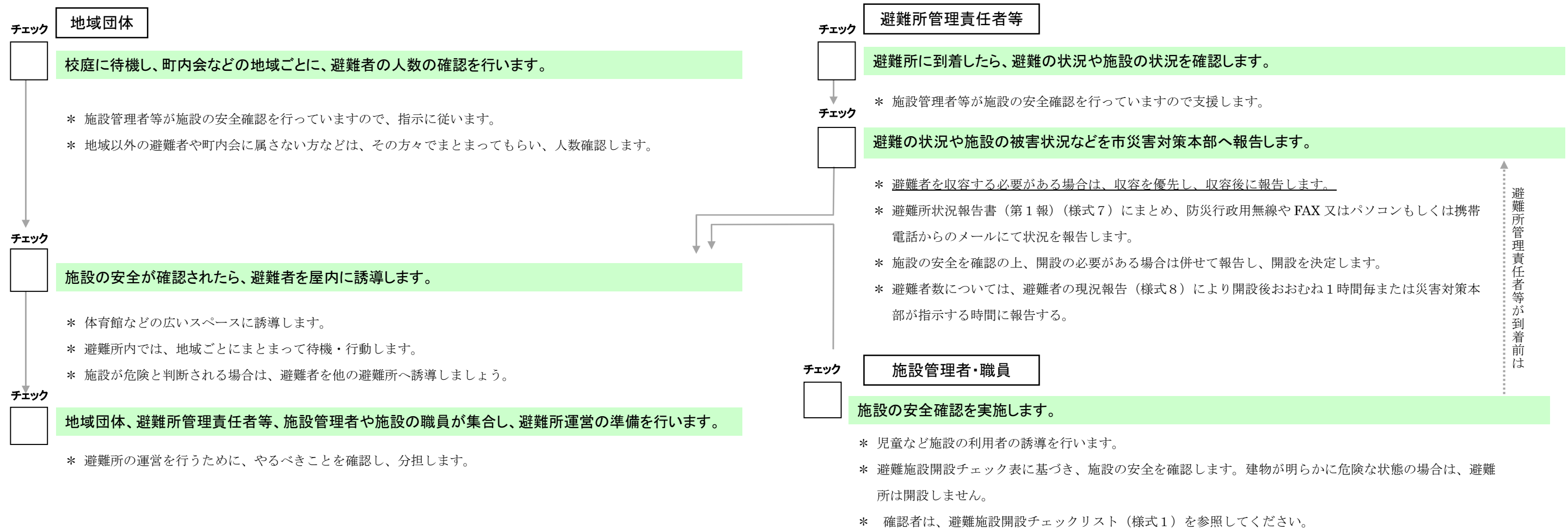


5. 避難所到着時の行動（施設管理者や施設の職員がいる場合）

★ 平日の日中など、避難所に施設管理者や施設の職員がいる時間帯の行動要領です。

- 特徴
- 施設の鍵が開いている。
 - 施設管理者等が施設の安全確認を行っている。
 - 勝山市の避難所管理責任者等が職場から派遣される。

★ 以下の手順で、避難所屋内へと避難します。



◆ 避難所屋外で待機中の呼びかけ例

- * 地域団体・避難所管理責任者等・施設管理者や施設の職員が、率先して避難者に呼びかけます。

- ただ今、建物内の安全を確認しているところです。建物の安全が確認されるまでは、安全なこの場で待機してください。
- 地域住民の方は、町内会単位でまとまって待機してください。町内会ごとに、避難している人数を確認してください。
- 地域住民以外の方は、こちら(空いているスペース)に集まってください。
- けがをされている方や、体調が悪い方がいれば申し出てください。

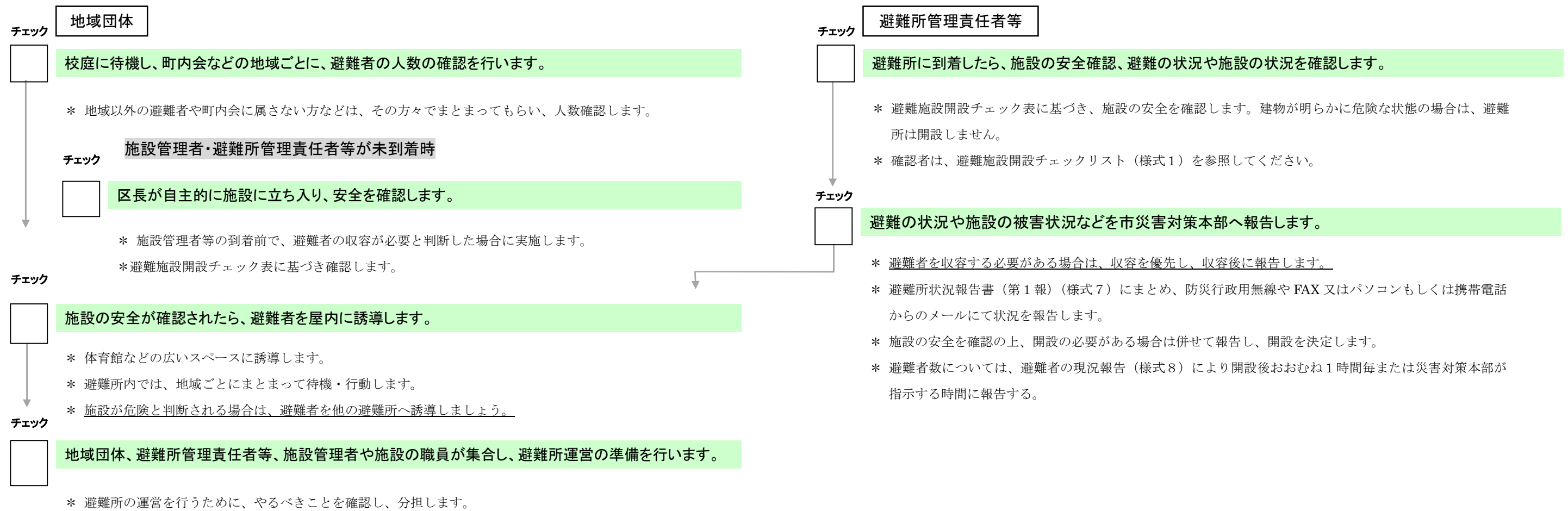
◆ 避難所内への移動の呼びかけ例

- * 地域団体・避難所管理責任者等・施設管理者や施設の職員が、率先して避難者に呼びかけます

- 建物の安全確認が終了しましたので、建物内(体育館)に避難します。
- 施設内のスペースの割振りは、落ち着いてから改めて実施しますので、町内会ごとにまとまって入室してください。
- 地域住民以外の方や、町内会などでまとまっていない方は、人数を確認しますので、最後にまとめて入ります。ご協力ください。

6. 避難所到着時の行動（施設管理者や施設の職員がいない場合）

- ★ 夜間や休日など、避難所に施設管理者や施設の職員がいない時間帯の行動要領です。
- 特徴
 - 避難者の到着時に、施設の職員が未到着（鍵が開いていない）の場合がある。
 - 施設管理者（施設の職員）及び近隣に在住する避難所管理責任者が参集する。
- ★ 以下の手順で、避難所内へと避難します。



◆ 避難所屋外で待機中の呼びかけ例

- * 避難所管理責任者等や施設管理者が到着していない場合は、地域団体が率先して避難者に呼びかけます。

- 施設の職員が来て、建物の安全が確認されるまでは、安全なこの場で待機します。（または）ただ今、建物内の安全を確認しているところです。建物の安全が確認されるまでは、安全なこの場で待機してください。
- 地域住民の方は、町内会単位でまとまって待機してください。町内会ごとに、避難している人数を確認してください。
- 地域住民以外の方は、こちら（空いているスペース）に集まってください。
- けがをされている方や、体調が悪い方がいれば申し出てください。

◆ 避難所内への移動の呼びかけ例

- * 避難所管理責任者等や施設管理者が到着していない場合は、地域団体が率先して避難者に呼びかけます。

- 建物の安全確認が終了しましたので、建物内（体育館）に避難します。
- 施設内のスペースの割振りは、落ち着いてから改めて実施しますので、町内会ごとにまとまって入室してください。
- 地域住民以外の方や、町内会などでまとまっていない方は、人数を確認しますので、最後にまとめて入ります。ご協力ください。

7. 安全点検にあたって

○建物が使用可能かどうか確認

- 「避難所開設チェックリスト」は、地震による建築物の被害の状況を確認し、安全点検を実施する際の参考としていただくものです。
- このチェックリストによる安全点検の結果を踏まえ、不安を感じた場合、建築の専門家による応急危険度判定の実施を要請してください。その要請の連絡先は、市災害対策本部です。
- 「避難所開設チェックリスト」は、建物を緊急的に避難所として使用する際の目安を示しています。従ってチェックリストの項目以外に、少しでも危険が予想される建物については、避難所としての使用は控えてください。
- 「避難所開設チェックリスト」による安全性のチェック項目（色塗り）において、一つでも「ある」に該当するものがある場合は、避難所としての使用は控えてください。

○チェックする人の安全を最優先に

- チェックの際は、チェックする人の安全を最優先し、危険が想定される建物等には近づかず、安全な場所から目視により、建物の周辺や外観、建物の内部の順にチェックしてください。
- チェック途中で余震等があった場合はチェックを中断し、すみやかに安全な場所に退避してください。
- チェック後、避難所として使用している時に余震等により建物が新たな被害を受けた場合は、再度、チェックを実施してください。また、応急危険度判定を実施した建物についても、必要に応じて、再度、応急危険度判定を要請してください。
- 少しでも危険が想定される区域は「立入禁止区域」とし、現地で明示してください。なお、この「立入禁止区域」については、広めに設定してください。

8. 学校開設時等における児童・生徒への対応について

○児童・生徒の待機スペースと避難スペースの割り振り

小中学校では、児童・生徒を来校した保護者に引き渡すまでの間、学校施設で保護することとなっています。

早期に引き渡しができる場合は、大きな問題はありませんが、大規模な地震災害の場合、保護者が帰宅困難者となることで、引き渡しまでに時間がかかることが予想されます。また、大規模な地震災害の場合は、避難所として施設を開放することを求める避難者も多くなり、学校施設をどのように使用するか配分を考えなくてはなりません。

このような場合、学校職員等の施設職員は、次のような対応を行う必要があります。

- 避難所対応職員と児童・生徒対応職員を分ける。
- 避難所管理責任者等と協議を行い、児童・生徒の待機場所を定める。
- 避難所対応職員は、避難者に対し、児童・生徒の待機場所以外の部屋を避難スペースとするよう誘導を行う。
- 児童・生徒対応職員は、待機している児童・生徒を児童・生徒の待機場所に移動させる。
- 児童・生徒対応職員は、待機している児童・生徒の把握を行い、保護者への連絡に努める。

○災害孤児への対応

大規模な災害の場合、保護者が死亡したことにより、災害孤児が発生する可能性があります。

一定期間、保護者への引き渡しができない場合、災害孤児となっている可能性がありますので、学校職員等の施設職員は、児童・生徒が親類等の身寄りの連絡先を把握している場合は、親類等に引き渡しを受けてもらうよう連絡を行います。ただし、児童・生徒が親類等の身寄りの連絡先を把握していないケースのほうが多いと考えられます。このような場合は、災害対策本部に対し、関係機関等への照会等により、親類等の確認を行うよう依頼を行います。なお、親類等の確認ができない場合や引き渡すことができない場合にあっては、施設等への入所が必要となることから、災害対策本部にて、要請を行うことになります。

また、学校職員等の施設職員は、親類等への引き渡しや施設等への入所が行われるまでの間の一時的な保護について、自主防災組織・区・町内会等を通じ、近所の人等に依頼を行います。

5. 避難所運営

1. レイアウトづくり

あらかじめきちんとレイアウトすることが混乱をなくします！

レイアウト図(次ページ)を参考に、施設管理者等の安全確認後、必要なスペースをレイアウトします。

余震が多発している場合など、状況を判断しながら準備を行いましょう。

10 名程度を目安に、協力を得てレイアウトづくりを行いましょう。

運営に必要な個所、必要なスペースを順次割り振り、利用範囲を明示します。

立入禁止区域、危険箇所、使用除外施設等にはロープを張ったり、貼り紙で明示します。

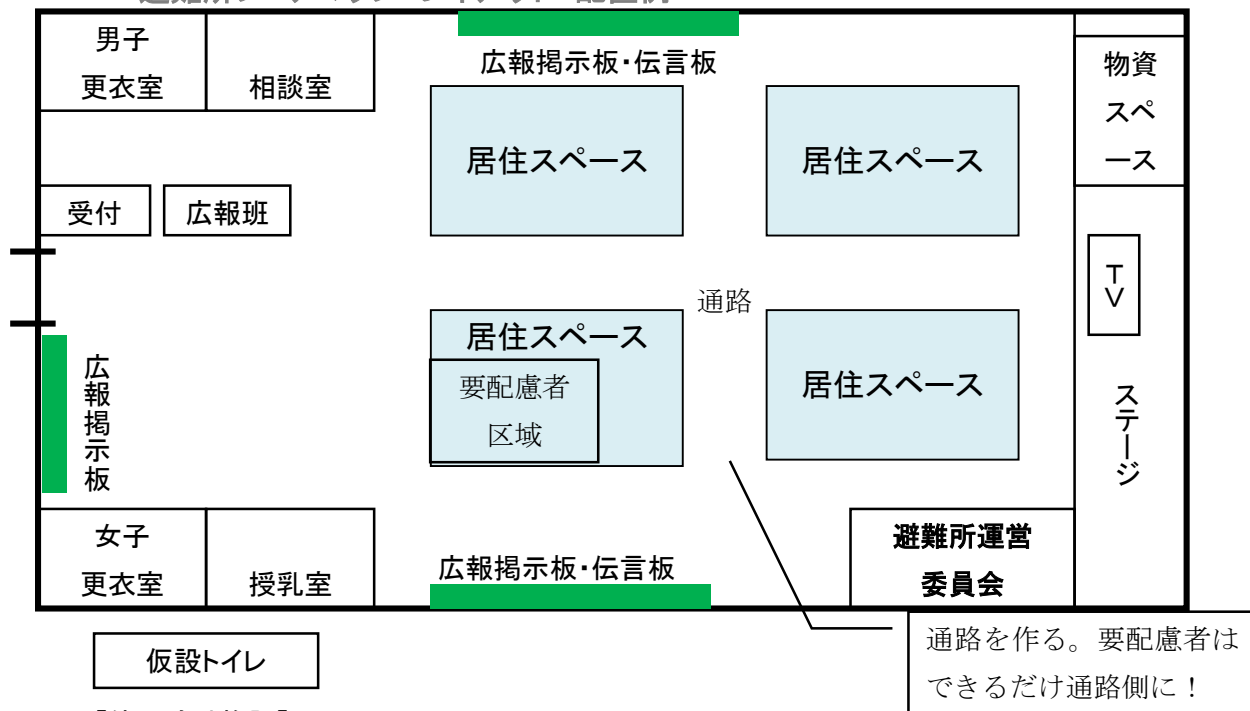
避難者を誘導する場所に受付を設置します。

これだけは！チェック

レイアウトに当たって再確認！

- みんなが活動しやすい場所に ……**まず、通路をつくる！**
- プライバシーを配慮 ……**男女別更衣室は重要！**
- みんなに情報が行き届くように ……**見える化を意識！**
- 複数の掲示板や立て看板等の工夫
- トイレが使いやすいように ……**要配慮者は通路側に！**
- 季節によって他に考えておくべきこと
- 適切な水分補給ができるように(特に夏)…**給水所の設置！**
- 効率的に暖がとれるように(特に冬) ……**暖房器具の設置！**

避難所フロアマップ レイアウト 配置例



【使用除外施設】

- | | |
|--|--|
| ☐ 教育活動のスペースとして必要な普通教室 | ☐ 保健室 |
| ☐ スペースとしての校長室・職員室・事務室・管理用務室 | ☐ 給食施設 |
| ☐ 機器・化学薬品がある特別教室 | ☐ その他学校運営に必要とする最小限の施設 |
| ☐ 放送室 | |

体育館以外で個室を確保した方が良いスペース

- ☐ 避難所運営委員会本部
- ☐ 物資倉庫
- ☐ 救護室
- ☐ インフルエンザ対策室
- ☐ 体調不良者等一時休息スペース
(発熱・咳・下痢等の有症者／授乳用)
- ☐ 要配慮者の部屋、福祉スペース
- ☐ 子ども、親子で安心して遊べる部屋
- ☐ 災害時に設置される固定電話のブース

【福祉スペースに必要なもの】

【物資】発電機、燃料／照明器具(懐中電灯、ランタンなど)／寝具類(ベッド、毛布など)／暖房器具／介護、育児用物資(紙オムツ、粉ミルクなど)／その他(漂白剤、パーテーションなど)

【食料】おかゆ、水など

- * 体育館以外のスペースの利用については、施設管理者等とよく話し合い、学校教育活動に必要なスペースはあらかじめ外しておきましょう。
- * 使用可能な状況であれば、学校職員の指示に従い、避難所備え付けのパソコンを利用することができます。(コンピューター室のパソコンや、職員室のプリンターなどを運営本部に移設して使用します。)
- * ネットワークシステムのセキュリティ上、外部から持ち込んだパソコンは、市のネットワークに接続することはできません。
- * 出入口等にスロープ配置、便所の目隠しなどにも配慮しましょう。
- * 観光客等帰宅困難者スペースを確保しましょう。
- * 女性用の洗濯物干場を確保しましょう。
- * ペットについては、原則として避難所への持ち込みは禁止となっていますが、ペットの待避場所を設けるかどうかは、避難所運営委員会で話し合い、最終的に避難所ごとに対応を判断してください。
- * グラウンド等の使い方について、仮設トイレの設置、暖をとる場所、炊き出し場所など多様な用途への活用、また車で避難してくる被災者を想定しての対応など、施設管理者等とよく話し合って最終決定してください。
- * 仮設トイレの設置に当たっては、特に女性や子どもの安全・安心に配慮しましょう。

2. 避難者名簿の作成

○避難者名簿の作成

(1) 避難者カードの記入

避難所管理責任者等は、自主防災組織や区・町内会等の役員等の協力を得て、避難者へ避難者カードを配布します。

自主防災組織や区・町内会等の役員等は、記入が済み次第、区・町内会等の単位で取りまとめ、避難所管理責任者等に提出してください。

(2) 避難者状況の把握

避難者カードが提出され次第、避難所管理責任者等は避難者カードの集計を行います。

自主防災組織や区が、独自に名簿を作成しており、避難場所等で事前に避難者または逃げ遅れ等の把握が行われている場合は、この名簿の受領をもって、避難者カードに換えることができます。ただし、名簿の記載情報が避難者カードに比べて不足している場合は、必要な情報の記載を求めるようにします。

避難行動要支援者等で、医療機関への搬送や福祉施設への緊急入所といった緊急的な支援が必要となる人の情報を抽出し(避難行動要支援者は基本的に全員抽出します。)、避難所要配慮者名簿の作成を行います。

初動期は特に実施すべき事務内容が多いことから、無理に全体の避難者名簿を作成する必要はありません。全体の避難者名簿については、避難所運営のための活動班が設置された後に、総務班が避難者カードの整理を行い、避難所避難者名簿ファイルを作成することで対応します。

このほか、避難所管理責任者等は死亡者や行方不明者の情報を避難者カードから抽出し、死亡者名簿や行方不明者名簿の作成を行います。なお、独居の人については、世帯主が死亡者や行方不明者ということになりますので、このような場合は、避難者カードの世帯主欄に情報提供者の氏名等の記載を求めるようにします。

(3) 避難状況の報告

避難所管理責任者等は、避難者の集計ができ次第、避難状況を災害対策本部に対し、報告します。

このとき、病院や福祉施設などへの搬送・収容の必要性についても報告します。搬送・収



- ・ 避難者カード(様式2)
- ・ 避難所要配慮者名簿(様式3)
- ・ 死亡者名簿(様式4)
- ・ 行方不明者名簿(様式5)

容の必要性の確認については、避難者カードに記載された「健康状態等」や「けが・病気の状況等」に基づいて判断するほか、避難者から要望に基づいて行います。

避難状況の報告は定期的に行います。このため、避難者(避難所運営委員会や避難所運営のための活動班)の協力を得て、情報の把握に努めます。

※避難者カードの記入内容

避難者カードには、次の事項を記入することになります。

なお、迅速な支援の実施のために、必要事項は全て記入することが望まれますが、避難者カードに記入する情報は、個人情報であることから、本人が望まない情報は、記入する必要はありません。

(1) 記入者情報

記入者の①住所、②氏名、③電話番号、④避難日時、⑤退所日時、⑥緊急連絡先を記入します。

避難者カードは、世帯単位で記入することになります。ただし、記入者は、必ずしも世帯主である必要はありません。(独居の人が死亡または行方不明となっている場合、世帯主が記入することができませんので、情報提供者の住所、氏名等を記入してもらうことになります。)

なお、緊急連絡先は、避難者に疾病等のトラブルが生じ、自ら近親者等に連絡ができなかった場合に避難所管理責任者等が代わりに連絡を行うために使用します。

※避難者カードの記入内容

(2) 避難者等情報

記入者の世帯員の避難状況等を記入します。

当該避難所に避難を行っていない世帯員についても記入を行います。

① 基本情報

氏名、生年月日、性別、続柄を記入します。

② 避難の状況

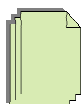
避難の状況について記入します。

特に所在が不明であるなど、行方不明者となっている場合は、災害救助法等に基づく、捜索・救出のための必要な情報となりますので、必ず記入する必要があります。

また、死亡の場合も、災害救助法等に基づく、埋葬等のための必要な情報となりますので、必ず記入する必要があります。

③ 健康状態等

医療機関への搬送や福祉施設等への入所、介助員の派遣等の迅速な支援を実施するために必要な情報となりますので、必ず記入する必要があります。



・ 避難者カード(様式2)

特に障害を持っている方は、要配慮欄に要配慮事由を記載する必要がありますが、情報の提供に抵抗を示す可能性もあります。しかし、程度によっては、福祉施設等への入所が必要となる場合がありますので、記入が求められます。

また、腎機能障害や糖尿病を患っているような人は、早急に医療行為を受ける必要があるため、必ず記載を求める必要があります。

④けが・病気の状況等

けがや病気、要配慮事由の有無のみでは、どの程度の支援が必要となるか判断ができない可能性がありますので、けがや病気の程度、必要とする支援内容について記入します。

(3)情報提供の可否

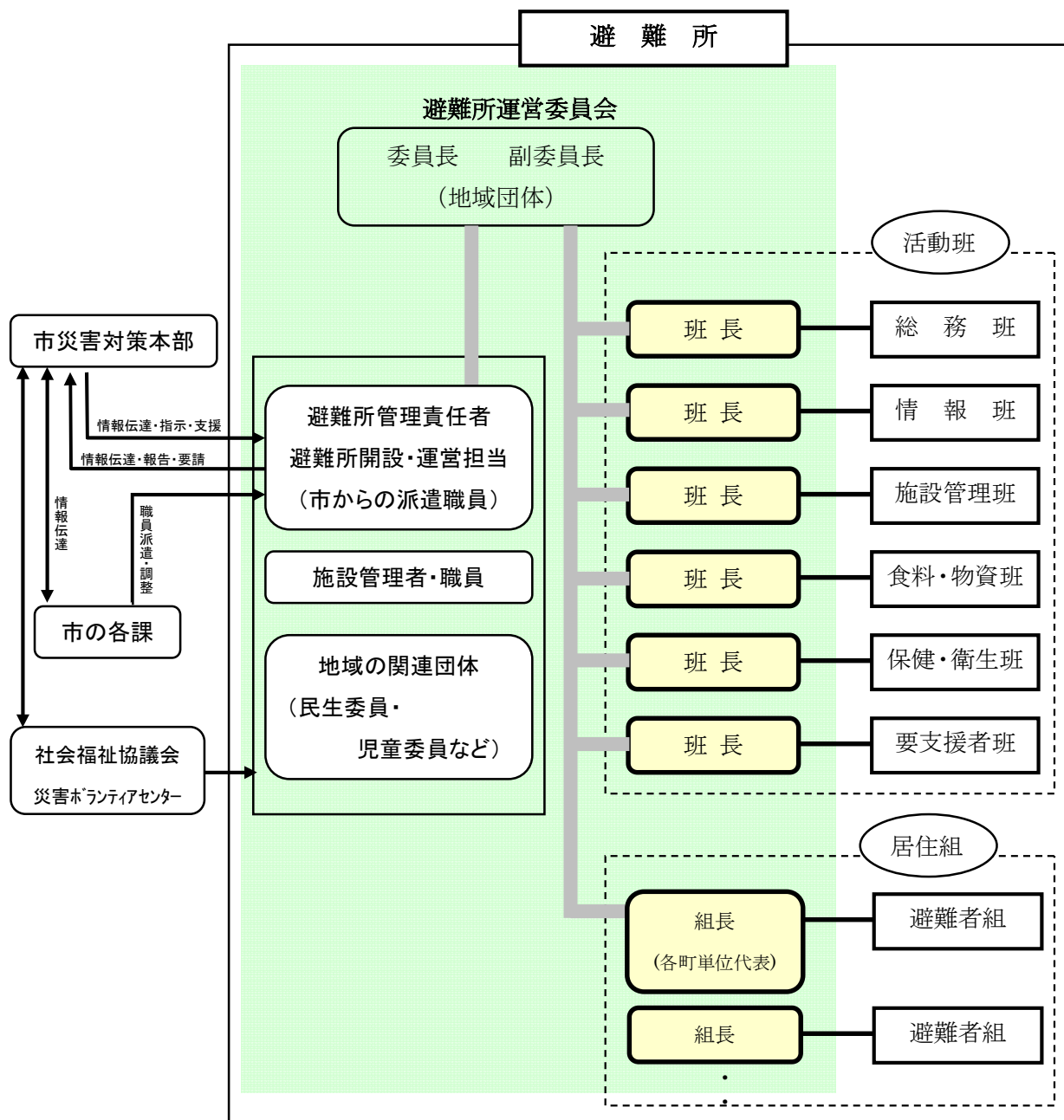
過去の災害の場合、近親者等から非常に多くの安否に関する問い合わせが行われました。

このことから、市では安否確認のための窓口を設けることが求められることとなりますので、避難者ごとに安否情報の提供の可否について、記入が求められます。

なお、提供する安否情報は、①現在の所在地、②避難の状況、③健康状況等になります。

3. 避難所運営の組織

- 避難所運営委員会は、委員長、副委員長、活動班の班長、居住組の組長に、避難所管理責任者等、施設管理者・職員、ボランティア組織や地域の関連団体を加えて構成します。
- 運営委員は、運営を進める中で避難者の中から選出することが望ましいですが、特に立ち上げ時は、速やかに運営を始められるよう、地域団体が組織力を生かし、それらの役割を担います。
- 避難者のニーズには男女の違いもあるため、意見が避難所運営に反映されるよう、避難所運営委員には女性も入れて意見の反映を行います。



※ 色付きの構成メンバーで運営会議を実施

※ 各班員、組員(避難者)には、班長・組長が伝達し連携しましょう。

4. 避難所運営委員会の役割

居住組の決定・組長選出

- ・ 居住組を決め、組長を選出します。
- ・ 避難者への指示などは、組長を通して全員にもれなく周知します。
- ・ 組長の選出については、特定の人に負担が集中しないよう、交代制にするなど工夫します。

活動班の設置

- ・ 各居住組から、各班の構成員を選出させ、活動班を構成します。
- ・ 班長を決め、班長を中心に、各班員に活動してもらいます。
- ・ 班長・班員の選出については、特定の人に負担が集中しないよう、交代制にするなど工夫します。

運営全般の調整

- ・ 居住組や活動班への指示、避難者への周知など、避難所運営全体を取り仕切ります。
- ・ 各種活動において、要配慮者への配慮が行われるよう調整します。
- ・ 各種活動において、男女のニーズの違いや、プライバシーへの配慮が行われるよう調整します。
- ・ 避難者のニーズ・意見の取りまとめを行います。
- ・ 市災害対策本部や関係機関との連絡や調整を行います。

運営会議の開催

- ・ 発災直後は、伝達すべき事項や決定すべき事項も多いことから、会議の頻度は、1日2回(朝食前及び夕食後)開催します。
- ・ 朝食前の会議では、連絡事項の報告が主となり、夕食後の会議では問題点の報告や対処方法についての話し合いが主となるものと考えられます。
- ・ 避難所内での方針やルール決定、変更を行います。
- ・ 各居住組・活動班の活動状況を共有し、今後の活動を決定します。
- ・ 避難者の増減に合わせて、避難スペースの変更などを決定します。
- ・ 避難所内での問題や課題について、対処方法を決定します。

避難所運営委員会の円滑な引継ぎ

- ・ 会長、副会長の退所に備えて、補助を務める人材を確保するなど、円滑な引継ぎの工夫をします。
- ・ 組長、班長の退所に備えて、定期的に交代するなど、円滑な引継ぎの工夫をします。

5. 各活動班の業務内容

① 総務班

○避難所運営委員会の事務局業務

避難所運営委員会会議の準備や避難所運営委員会で決定した事項の取りまとめや他の活動班の業務内容に属さない決定事項の実施等を行います。

具体的には、避難所運営委員会会議の開催案内の通知、会議次第や議案の作成、会議決定事項の文書作成、居住組織の再編成や部屋割りの再編成の実施等を行うことになります。

○災害対策本部への報告補助

災害対策本部への報告は、原則として避難所管理責任者等が行います。しかし、避難所管理責任者等が行えない場合は、避難所管理責任者等からの依頼に基づき、無線等を使用して報告を行います。

○避難者名簿管理への協力

避難者名簿の作成・管理は、避難所を運営していく上で、基本となる重要事項です。

ア 避難者カードの回収

1) 避難者カードの配布・回収を行います。

総務班が設置されていない初動期は、自主防災組織や区・町内会等の役員を通じて、避難者カードの配布及び回収を行います。総務班が設置された後に、新規避難者があった場合は、総務班が避難者カードの配布及び回収を行います。

なお、避難者カードの管理及び避難者カードを基に作成する「避難所避難者名簿」や「死亡者名簿」、「行方不明者名簿」の作成・管理については、個人情報への配慮が必要になりますので、避難所管理責任者等が行います。

イ 避難者名簿の管理

避難者名簿の管理は、総務班が主体となって実施します。

避難者名簿の管理には、主に次のようなものがあります。

1) 入所者の管理

新規入所者に、避難所カードを記載してもらいます。

総務班は、記載された避難者カードをもとに避難所避難者名簿への追加を行い、避難所避難者名簿を避難所管理責任者等に提出します。

避難所管理責任者等は、提出された避難者カードと避難者名簿をファイルします。



- ・ 避難者カード(様式2)
- ・ 死亡者名簿(様式4)
- ・ 行方不明者名簿(様式5)
- ・ 避難所避難者名簿(様式6)

2) 退所者の管理

退所者が生じた場合、避難者名簿に①退所日・②退所後の連絡先を記入します。退所後の連絡先については、退所後に尋ねてくる人に対応するために必要ですが、あくまで任意とし、本人または家族から確認することを原則とします。

このため、避難者に対し、退所時には必ず総務班のところに連絡をするように周知を行っておくことが必要となります。

総務班は、退所者の情報を記入した避難者名簿を避難所管理責任者等に提出し、避難所管理責任者等は、ファイルに綴られた避難者カード及び避難者名簿に退所者情報を記入します。

なお、退所者の避難者カードは、退所後も削除せず避難所において保管しておきます。

3) 外出者の管理

一時帰宅等の外出を行う避難者がいる場合、①戻る予定日時・②連絡先の確認を行います。このとき、外出届を提出してもらうようにすると混雑時の対応が容易になります。

なお、外出は退所とは違い、避難所に戻ってくるのが前提ですので、外泊者には必ず戻るよう伝えます。

このため、避難者に対し、外出時には必ず総務班のところに連絡をするように周知を行っておくことが必要となります。

○避難所記録の作成

避難所の運営の記録を作成します。

避難所記録簿には、主に以下の事項の記録を行います。

- 1) 日付
- 2) 天候
- 3) 記入者名
- 4) 避難者数(新規入所者数・退所者数含む)
- 5) 避難所運営委員会での伝達・協議事項
- 6) 食料・物資の受入れ状況
 - ※食糧・物資班に確認し記録します。
- 7) ボランティアの活動数

○生活ルールの作成

はじめは基本的なことを決定し、避難所の運営が進む中で徐々に追加や修正、変更を行います。はじめから、きめ細やかなルール作りをすることに固執すると、避難所の運営が始まらない危険性がありますので、避ける必要があります。



- ・ 外出届(様式9)
- ・ 避難所運営委員会記録用紙(様式10)

生活ルール(案)の決定は、避難所運営委員会会議にて行います。このため、総務班は生活ルール(案)を作成することになります。

また、総務班は、生活ルールの決定後、居住組を通じ避難者に生活ルールの周知を行います。

○問い合わせ・取材対応

避難所には様々な人が出入りします。避難者のプライバシー保護と安全を守るために受付を一本化し、部外者がむやみに避難所へ立ち入ることを抑制する必要があります。

また、安否確認などの問い合わせが多く来ることが予想されます。

ア 安否確認に関する問い合わせ対応

その避難所に避難しているかなどの安否確認の問い合わせを1件ずつ対応することは、非常に困難であり迅速な対応は、ほぼ不可能です。

このため、担当者の負担軽減と対応の迅速性を図る目的に必要なに応じ、避難者情報を掲載する必要がありますが、個人情報保護の観点から、何でも掲載することは避けなくてはなりません。

なお、詳細な情報の提供を希望された場合は、本人に取り次ぎを行い面会していただくことになります。

親類縁者の場合、情報のみが欲しいということではなく、直接会って無事を確認することを希望すると考えられます。情報のみ希望するということは、当該情報を悪用することを意図している可能性が高いですので、情報のみの提供は行わないでください。

- 1) 掲示板等に掲載する情報は、氏名のみとします。
- 2) 避難者カードにおいて、情報の外部提供に同意をしていない人の情報は一切掲示しないこととします。
- 3) 安否確認に関する問い合わせは、発災後数日間で沈静化することが予想されますので、問い合わせ件数が少なくなった場合、掲示板への避難者情報の掲示を取りやめます。

イ 面会希望に対する対応

避難者以外は、原則として居住空間には立ち入らないようにし、入口近くを来客用面会場として用意し、来客との面会を行います。

面会希望者が訪れた場合、来客の氏名及び避難者との関係を確認し、避難者本人に面会に応じるか否かを確認します。

面会に応じないと回答した場合は、同姓同名の別人であるなどを理由に面会を断るようにします。(DV(ドメスティックバイオレンス)等がある場合、面会を拒絶する可能性があります。)



・避難所での生活ルール(案)(資料1)

ウ 取材希望に対する対応

取材に対しては、必ず受付への立ち寄りを求め、氏名・所属・連絡先・取材目的などを確認したうえで、取材受付用紙に記載してもらうようにします。

次に、取材を行う上での注意事項を伝えます。

取材者には、バッジや腕章等を付けてもらい、避難所内の人と識別できるようにします。

避難所内の取材にあっては、原則として居住スペースへの立ち入りは認めないこととしますが、避難者の合意が得られた場合はこの限りではありません。

また、避難者のプライバシーに十分配慮するため、取材の際は、避難所運営委員会の役員が常に立会いをするようにします。（避難者が望まないにも関わらず、インタビューを強行しようとする場合、制止をする必要があります。）

なお、避難所の状況の正確な情報を伝えることが大切ですので、取材対応では、くれぐれも過剰な演出等は行わないように注意する必要があります。

〇郵便物・宅配便の取り次ぎ

避難者への郵便物等は、避難者を呼び出し、配達者から直接渡すことを原則とします。

ただし、避難者が不在の場合等、やむを得ない場合は総務班で保管し、郵便物・宅配便受取簿に記録をします。

〇ボランティアの受け入れ・管理

ア ボランティア等の派遣依頼

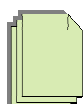
避難所の運営は自主運営が基本ですが、必要な作業のうち特に人手を多く必要とする部分に関し、災害対策本部に対しボランティアの派遣を要請する必要があります。

ボランティアの派遣要請にあたっては、主たる活動内容、活動時間、必要人員等を示し、派遣を要請します。

イ ボランティアの受入

外部からのボランティアの受入は、原則として一般ボランティアについては災害ボランティアセンター（社会福祉法人勝山市社会福祉協議会に設置）を、専門ボランティアについては災害対策本部を経由して行います。

しかし、これらの窓口を経由しないで、直接、避難所にボランティアの方が訪れてくる可能性があります。このような災害ボランティアセンターや災害対策本部を経由していないボランティアは受け入れないようにし、災害ボランティアセンターや災害対策本部において登録手続きを行うよう指示します。



- ・取材受付用紙（様式11）
- ・取材者への注意事項（資料2）
- ・郵便物・宅配便受取簿（様式12）

なお、NPO法人、ボランティア団体等からの支援活動の申出があった場合も、同様に災害ボランティアセンターや災害対策本部において登録手続きを行うよう指示します。

派遣依頼に基づき、派遣されたボランティアについては、到着時にその旨を示しますので、確認を行い、一目で避難者と識別ができるように、名札や腕章等の着用を求めます。なお、専門ボランティアにあつては、その専門性が分かる表示も必要となります。

ウ ボランティアの配置

作業を依頼するにあたっては、所有している資格等の特性や活動期間といった事情に応じて作業内容を決定するほか、配置ボランティアの安全衛生に十分に配慮し、長時間に及ぶ作業や危険な作業は行わせないようにする必要があります。

また、指示する活動内容(車両の運転等)によっては、ボランティア保険の適用があるかどうかの確認をしておく必要があります。

ボランティアに対する具体的な作業内容の指示は、配置先の各活動班の作業担当から行うようにします。

〇 日赤等の支援団体との調整

日本赤十字奉仕団や自衛隊等から、炊き出しや給水、風呂の提供などの支援で部隊が派遣された場合は、連絡窓口となり施設管理班、食料・物資班等と協力して活動場所や必要な体制について調整を行います。

なお、これら支援団体は、原則として災害対策本部からの要請に基づき派遣されますので、その旨の確認を行い、確認できない場合は、災害対策本部に派遣依頼の有無について確認を行うとともに対応の指示を仰ぎます。

② 情報班

○避難所外情報収集・整理

災害対策本部、報道機関、他の避難所、避難者等から情報を収集し、被害情報や復旧情報等を把握します。ただし災害時は情報が錯綜するので、デマには注意することが必要です。

なお、災害対策本部からの情報は、避難所管理責任者等や防災行政無線を通じ伝達されます。

必要とされる情報は以下のものが考えられます。

- 1) 災害の全体にかかる情報(震源、震度、死者数、倒壊家屋数、余震等)
- 2) 救護所、医療機関の開設状況
- 3) ライフラインの供給状況及び復旧見込み
- 4) 鉄道・道路などの交通状況
- 5) 罹災証明・給付金などに関する情報
- 6) 給水車の巡回状況
- 7) 遺体安置に関する情報
- 8) 廃棄物の一時集積所等の情報
- 9) 営業している店舗などの生活情報
- 10) 各種相談窓口に関する情報

○避難所内情報伝達

正しい情報を避難者全員が共有することは、非常に大切で、情報を効率よく、漏れのないように伝達する必要があります。

このため、避難者への情報伝達は、原則として文字情報とします。文字情報の伝達方法として、避難所の入り口近くなど避難者の目につきやすい場所に、掲示板を設置し、避難者へ定期的に掲示板を見るように周知を行います。

また、避難所は情報収集・発信拠点でもありますので、自宅等で避難生活を送っている被災者に対しても、確認をするよう自主防災組織や区・町内会等の役員を通じ、周知を行うことも大切です。

なお、**掲示板に掲載する情報は、小さな子どもや日本語の理解が十分ではない外国人でも内容が把握しやすいよう、平易な言葉や字を使うよう配慮します。**

掲示板に掲載する情報には、次のような項目があります。

- 1) 最新情報(今日の情報)
- 2) 市からのお知らせ
- 3) 生活情報(給水・食料物資の配給・風呂の提供・巡回診療・健康相談等)
- 4) 交通情報(交通規制等)
- 5) 復興情報(資金援助等)
- 6) 施設関連情報(生活ルール・避難所施設に関する情報等)

また、特に重要な項目については、避難所運営委員会会議で連絡し、居住組の組長を通じて避難者へ伝達する必要もあります。

③ 施設管理班

○危険箇所等への対応

施設の開放にあたっては、避難所管理責任者等及び施設管理者が確認してから行っており、特に地震災害の場合は、基本的に「避難所開設チェックリスト」による安全点検が終了してから、施設の開放を行うこととなります。

安全点検の結果や目視して明らかに危険が認められた場合は、その建物や箇所を立入禁止区域として設定を行うこととなります。（原則として避難所管理責任者等や施設管理者が実施。）

施設管理班は、立入禁止区域として設定された建物や箇所に避難者が立ち入ることがないように監視を行うとともに、小さな子どもでも判るように貼紙や進入禁止ロープを張る等の措置を行い、貼紙等がはがれた場合は貼りかえる等の管理を行います。

○避難所のレイアウト作成

避難所フロアマップを活用し、避難所管理責任者等や施設管理者と協議し、避難所として使用可能な範囲とその用途を取り決めます。

初動期においては、避難所管理責任者等や施設管理者により、避難所として使用可能な範囲とその用途を決定しますが、施設管理班が設置された後は、施設管理班が主として管理を行い、避難所管理責任者等や施設管理者との協議のもと、適宜、見直しを行います。特に施設機能を回復（授業再開等）するときに備え、避難所運営委員会や総務班と協力して、避難スペースの集約に努めます。

また、避難所フロアマップでは、避難スペース・共用部分・立入禁止部分のみを示していますが、避難所の運営に確保が必要と考えられるスペースには、次のようなものがありますので、これらのスペースの設定も必要となります。

ただし、避難所開設直後から全てのスペースを設置する必要はなく、状況に応じ設置していくこととなります。

なお、避難が長期化した場合は、施設機能も回復（授業再開等）していることが予想され、規模の小さな施設では、公共スペースを設置することが困難となる可能性があります。このような場合は、運営事務室・各種相談窓口・受付を1か所にまとめる、談話室を設置しないなどの柔軟な対応を行う必要があります。

1) 運営事務室

避難所運営委員会会議を開催する場所として設置します。

スペースに余裕がない場合は、各種相談窓口や受付と同じ場所とする必要もあります。

2) 各種相談窓口

各活動班担当者に相談等を行うために設置します。

スペースに余裕がない場合は、運営事務室や受付と同じ場所とする必要もあります。

3) 掲示板

4) 受付

入所手続きや退所連絡、外泊連絡、面会受付等を行うために設置します。

スペースに余裕がない場合は、運営事務室や各種相談窓口と同じ場所とする必要もあります。

5) 食料・物資保管場所

直射日光の入らない冷暗所で、駐車場からの搬入が便利な施設可能な場所に設置する必要があります。

6) 炊き出し

主に調理施設がある家庭科室等に設置します。

家庭科室等がない場合は屋外に設置します。

7) 医務室

保健室等、清潔で静かな場所に設置します。

8) 更衣室

施設に設置されている更衣室は、要配慮者等に避難スペースとして提供を行っている場合があります。この場合、他のスペースを活用して設置します。

9) 授乳室

施設に設置されている更衣室を活用する方法がありますが、前述のとおり、要配慮者等に避難スペースとして提供を行っている場合がありますので、この場合も同様に、他のスペースを活用して設置します。

10) 談話室

外部の人との面会や避難者同士の談話に使用するために設置します。

避難スペースを通らずに外部の人との面会ができるようにするため、受付の近くに設置する必要があります。

また、談話室は、各活動班の会議等にも使用するほか、避難者のコミュニケーションの場として使用します。

スペースに余裕がない場合は、設置しない必要もあります。

11) 喫煙所

受動喫煙防止のため、避難スペースから離れた敷地外にバケツ等を設置することに対応します。(避難所敷地内は禁煙とします。)

12) 仮設トイレ

臭気や衛生の問題から、基本的に、屋外の避難スペースからある程度離れた場所に設置する必要があります。

ただし、治安上問題から、夜間も使用できるように灯り用の電源を確保するほか、避難スペースにある程度近いなど、女性や子どもが一人でも行けるような安全な場所に女性・子ども専用の仮設トイレを設置するといった配慮も必要となります。なお、女性や子どもが一人でも行けるような安全な場所に女性・子ども専用の仮設トイレを設置することが困難な場合は、避難者に対し、夜間は声を掛け合って、複数人で行動するよう注意を促す必要があります。

13)風呂

仮設風呂が設置される場合は、屋外とする必要があります。(必ず設置できるとは限りません。)

また、避難所によっては、シャワー室が設置されている場合がありますので、その場合はシャワー室も活用します。(ただし、上水道・下水道が復旧していない場合は使用不可。)

14)洗濯場

生活用水が確保しやすく、近くに洗濯物を干すことのできる場所に設置します。

なお、目隠しをするなどし、女性専用の場所を確保するよう努める必要があります。

15)ごみ置場

臭気や衛生の問題から、避難スペースからある程度離れ、かつ収集車が回収しやすい場所に設置します。

なお、ごみは分別し、ごみの種別ごとに置場を設置する必要があります。

また、上水道・下水道が復旧しておらず、し尿をビニール袋(排便袋)に入れ、ごみとして処理する場合は、し尿専用の置場も設置する必要があります。

16)ペット飼育場所

臭気や衛生、騒音の問題や、アレルギーを持っている人がいる可能性があることから、避難スペースからある程度はなれた場所で、かつ避難所の建物外で風雨をしのげる場所等に設置するようにします。

ただし、盲導犬等の介助犬は例外とし、避難スペースで生活することを可とします。

17)駐車場

物資等の運搬車、清掃車、その他公用車等の駐車場所をする場所を設定します。

この場所に避難者の自家用車が駐車すると避難所運営の妨げとなりますので、避難者の自家用車が駐車しないようにする必要があります。

○ 共用部分の管理

ア 廊下・階段の占有禁止

廊下や階段は、人の移動や物資の配布等のために空けておく必要があります。

このため、避難スペースとして占有することのないように周知を行い、占有者がいる場合には、避難スペースに移動するよう促す必要があります。

イ トイレの使用

トイレは上水道・下水道のライフライン状況により、対応が異なります。上水施設が無事であっても下水施設が破損している場合は、水洗トイレの水を流すことを禁止する必要があります。

この場合、トイレに「排便袋」を設置するとともに、トイレ内に「排便袋用ゴミ箱」を設置します。また、「排便袋用ゴミ箱」の管理については、保健・衛生班に依頼し、専用のゴミ置場に定期的に廃棄するようにします。

このほか、災害対策本部に対し、仮設トイレの設置を依頼します。

○ 防火・防犯活動

集団生活においては火災の危険性も増大するため、火気の手扱いについて注意が必要です。また、発災後は被災地の治安が悪化すること考えられますので、防犯対策が必要となります。

ア 防火活動

1) 火気の使用制限

喫煙は喫煙所のみで行うことを徹底し、室内は火気厳禁とする等、火気の手扱い場所を制限する必要があります。

室内で火気を使用せざるを得ないストーブ、カセットコンロ、蚊取り線香等については、付近に消火バケツ等を用意し、容易に初期消火ができるようにします。

2) 巡回

早期に火災を発見するため、特に夜間においては、当直制度を設け、巡回を行う必要があります。

イ 防犯活動

1) 防犯に関する注意喚起

避難者に対し、手荷物等の管理については、各自で注意して行うよう促すほか、夜間に一人で出歩かないよう注意を促す必要があります。

特に、トイレや水飲み場は、夜間であっても、行かざるを得ませんので、夜間は声を掛け合って、複数人で行動するよう注意を促す必要があります。

2) 避難所施設内への立入制限

受付を設置し、外来者の確認をする体制を取るとともに、受付以外の場所からは施設内に立ち入ることができないように施錠する等の立入制限を行う必要があります。

3) 巡回

過去の災害において、避難所内であっても、夜間に暗い場所で女性が乱暴されそうになる等の事件が確認されています。

このため、避難所内の治安維持のため、夜間巡回を行うことが必要となります。特にトイレや水飲み場は夜間でも行かざるを得ません。このような夜間でも、行かざるを得ない場所は、重点的に巡回を行う必要があります。また、不審者等の早期発見のためにも、避難所内だけではなく、周辺地域の巡回も行う必要があります。

④ 食料・物資班

○食料の調達、受入れ、管理及び配布

ア 防災備蓄倉庫内の備蓄食糧の配布(初動期対応)

勝山市では、災害時対応として、備蓄食糧(アルファ米など)を防災備蓄倉庫内に備蓄していますが、十分な備蓄量はありません。

初動期においては、各避難者が自身で最低3日分備蓄しておくことで食糧を確保することが基本となりますが、帰宅困難者等は、通勤や通学により、その場にいる人ですので、3日分の食糧を備蓄しておくことは困難です。

このため、初動期の対応として、備蓄食料を有していない人に対する支援として、避難者に対し、余剰食料の提供を依頼するほか、近隣の店舗に食料の提供を依頼することも必要となります。

【食糧と食料の違いについて】

- ・食糧: 食用とする物で、特に、米・麦などの主食物を指します。
- ・食料: 食用にする物全般を指します。

勝山市の防災備蓄倉庫には、主食物にあたるアルファ米・乾パン・ビスケット・おかゆのみ備蓄していますので、食糧という表記になっています。

イ 災害対策本部に対する食料の要請

本来であれば、避難者のニーズに応じて、食料の要請を行うべきですが、大規模災害時には、食料の配達までに時間がかかる可能性があります。

このため、防災備蓄倉庫内の備蓄食糧の配布と並行して、避難者の概数を把握し、必要となる食料の数量を災害対策本部に報告します。

なお、大規模災害では、遅れて避難してくる避難者も多いことが予想されることから、今後の増加見込についても報告をする必要があります。

また、食物アレルギーを持っている人に対する対策として食物アレルギー対応食品や、乳児用に粉ミルクについても要請する必要があります。

ウ 食料の受け入れ

食料が届いたら、荷下ろし・搬入のための人員が必要となります。食料・物資班内で当番を決めておき、常に人手を確保できるようにしておきます。(夜間に到着することも想定し、宿直体制をとることも必要となります。)

また、施設管理班と協力し、直射日光の入らない冷暗所等に食料を保管するための専用スペースを事前に確保しておきます。

食料を受け入れる際には、品目別に数量を物資管理簿に記載します。

食料を保管する際には、**賞味期限に注意し、外から一目でわかる箇所**に記載しておき、賞味期限が過ぎた食料については廃棄を行います。



・主食依頼伝票(様式13)

エ 食料の配布

食料の配布に当たっては、原則として居住組ごとにまとめて配布を行うこととし、配布場所を設定し、そこに居住組の代表者が受領にくるよう依頼を行います。

食料が不足する場合は、避難所運営委員会で配分方法を決定します。実際の対応方法としては、まず要配慮者に優先的に配布し、残りを居住組ごとに人数比などで公平に分け、居住組内の配分は居住組内で決定してもらう方法が望ましいと考えられます。

なお、自宅等で避難生活を送っている被災者や帰宅困難者が食料の配布を求めている可能性があります。このような被災者に対しても食料を配布する必要がありますが、特に食料が不足している状況にあつては、一人に何度も配布することは、公平性の点から避ける必要があります。このため、配布したか否かがわからなくならないように、受給記録を残しておく必要があります。

オ 避難者ニーズの把握と災害対策本部への要請

避難生活が長期化するにつれて、避難者の食料に対する要望は変化します。

また、高齢者等の要配慮者には食べやすい食品を提供する必要があるほか、食物アレルギー対応食品については、必要とする人に適切に提供できるようにする必要があります。

このため、居住組を通じ、避難者のニーズの把握を行います。

避難者のニーズの把握は、居住組に対し、避難所物品要望票を配布し、これを提出してもらうようにします。

なお、要配慮者に対しては優先的に要請を行う必要がありますので、その旨を避難所物品要望票に記入する必要があります。食物アレルギー対応食品についても、要配慮者用として扱うこととします。

次に、避難所物品要望票を取りまとめ、災害対策本部に要請を行います。災害対策本部への要請については、要配慮者用として避難所物品要望票に記載された食料を優先する必要があります。

なお、自主防災組織や区・町内会等を通じ、自宅等で避難生活を送っている被災者から要望があった場合も同様に要望を取りまとめ、災害対策本部に要請を行います。

ただし、自主防災組織や区・町内会等を通さず、個々人から要望があった場合は、自主防災組織や区・町内会等を通して要望を行うように説明を行います。**(個々人からの要望に対応することは、業務量を増大させ、混乱を招く原因となりますので避ける必要があります。)**仮に、自主防災組織や区・町内会等に参加していない等の理由により、自主防災組織や区・町内会等を通すことができない場合は、「その他要望」として、他の個人要望とまとめて要請します。**(「〇〇が、●●さん用。」といった仕分けをする必要はありません。)**



カ 避難者ニーズに基づいた食料の受け入れ

基本的には、ウ 食料の受け入れと同様の手続きを行います。

キ 避難者ニーズに基づいた食料の配布

避難者ニーズに基づいた食料の配布については、各居住組から提出された避難所物品要望票(要配慮者用含む)に基づき、仕分けを行い、各居住組に対し、代表者が受領にくるよう依頼を行います。

自主防災組織や区・町内会等を通じ、自宅等で避難生活を送っている被災者から提出された要望分についても、同様に自主防災組織や区・町内会等別に仕分けを行い、自主防災組織や区・町内会等に対し、受領にくるよう依頼を行います。

なお、その他要望としてまとめた個人要望分については、在庫扱いとし、要望者が訪れた際に、在庫から提供するようにします。この際、物資管理簿に記録を行います。

なお、物資管理簿には、余った(配布を行わなかった)その他の食料の記録も行います。

○物資の調達、受入れ、管理及び配布

ア 災害対策本部に対する物資の要請

本来であれば、避難者のニーズに応じて、物資の要請を行うべきですが、大規模災害時には、物資の配達までに時間がかかる可能性があります。

このため、避難者の概数を把握し、必要となる物資の数量を災害対策本部に報告します。

なお、大規模災害では、遅れて避難してくる避難者も多いことが予想されることから、今後の増加見込についても報告をする必要があります。

このとき、要請すべき物資としては、次のような広く一般的に使用が想定される生活必需品を要請します。

1)紙おむつ(成人用・乳幼児用)

5)ティッシュ

2)生理用品

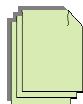
6)歯ブラシ・歯磨き粉

3)下着類

7)紙コップ・紙皿・割り箸・ラップ

4)タオル

8)トイレトペーパー・排便袋



・物資依頼伝票(様式14)

・避難所物品要望票(様式16)

イ 物資の受け入れ

食料同様に、物資が届いたら、荷下ろし・搬入のための人員が必要となります。食料・物資班内で当番を決めておき、常に人手を確保できるようにしておきます。（夜間に到着することも想定し、宿直体制をとることも必要となります。）

物資を受け入れる際には、品目別に数量を物資管理簿に記載し、「避難者全員がそれぞれ使用するもの」、「特定の避難者が使用するもの」、「避難者全員が共同で使用するもの」といった使用形態別に仕分けを行います。

使用形態別仕分けについては、次のような仕分けになります。

1) 避難者全員がそれぞれ使用するもの

下着類・タオル・ティッシュ・歯ブラシ・歯磨き粉・紙コップ・紙皿割り箸 等

2) 特定の避難者が使用するもの

紙おむつ（成人用・乳幼児用）・生理用品 等

3) 全員が共同で使用するもの

トイレトペーパー・排便袋 等

ウ 物資の配布

物資の配布に当たっては、配布場所を設定し、そこに受領にくるよう依頼を行います。「避難者全員がそれぞれ使用するもの」については、食料同様に、居住組ごとにまとめて配布を行うこととし、配布場所に居住組の代表者が受領にくるよう依頼を行います。「特定の避難者が使用するもの」については、該当者が必要の都度配布場所に受領にくることとします。「避難者全員が共同で使用するもの」については、トイレトペーパーや排便袋は保健・衛生班に渡す等、必要な箇所に食料・物資班が適宜配置・配布をします。

また、物資が不足する場合は、避難所運営委員会で配分方法を決定します。「避難者全員がそれぞれ使用するもの」については、食料同様に、まず要配慮者に優先的に配布し、残りを居住組ごとに人数比などで公平に分け、居住組織内の配分は居住組内で決定してもらう方法が望ましいと考えられます。「特定の避難者が使用するもの」については、該当者の状況にもよりますが、公平性の点から、一部の人に大量に配布することは、避ける必要があります。このため、物資配布記録を残しておく必要があります。

なお、自宅等で避難生活を送っている被災者や帰宅困難者が物資の配布を求めてくる可能性は低いと考えられますが、仮に配布要求があった場合は、食料同様に配布をする必要があります。ただし、一部の人に大量に配布をすることがないように、物資配布記録を残しておく必要があります。



・物資管理簿（様式15）

エ 避難者ニーズの把握と災害対策本部への要請

基本的には、○食料の調達、受入れ、管理及び配布 **オ 避難者ニーズの把握と災害対策本部への要請**と同様の手続きを行います。

オ 避難者ニーズに基づいた物資の受け入れ

基本的には、○食料の調達、受入れ、管理及び配布 **カ 避難者ニーズに基づいた食料の受け入れ**と同様の手続きを行います。

カ 避難者ニーズに基づいた物資の配布

基本的には、○食料の調達、受入れ、管理及び配布 **キ 避難者ニーズに基づいた食料の配布**と同様の手続きを行います。

○ 炊き出し

赤十字奉仕団や自衛隊、ボランティアの手で炊き出しが行われる場合もありますが、ここでは、避難所で自分たちの手で炊き出しを行う場合を記載します。

ア 炊き出し場所及び炊き出し用具の確保

まず、施設管理班と協力し、炊き出しのスペースを確保し、次のような必要な道具を調達します。調達方法としては、災害対策本部に要請を行うほか、施設職員の協力を得て、避難所施設にて保有している資機材の貸与を受ける方法があります。

1)調理用熱源

薪・カセットコンロ・ガスコンロ(プロパンガス) 等

2)調理器具・用具

鍋、炊飯器、鉄板、包丁、まな板、おたま、菜ばし 等

3)食器

皿、茶碗、お椀、はし、スプーン 等

※衛生上の点から使い捨てのものとすることが望ましいです。

4)洗浄用具

洗剤、たわし、スポンジ、布巾 等

イ 炊き出し人員の確保

炊き出しの人員は、基本的に食料・物資班内で当番を決めておくこととします。

なお、調達できる食材、多くの避難者に好まれる料理、栄養のバランスなどを考慮して献立を決定することが望ましいため、避難者の中に調理師や栄養士の有資格者がいれば、協力を依頼します。

また、調理には衛生を心がけ、加熱調理を原則とします。

ウ 食物アレルギーに対する配慮

小麦、そば、卵、乳、落花生の有無については、重篤な食物アレルギーを引き起こす可能性がありますので、これらの材料が少量でも入っている場合は、明示することも必要になります。

なお、アワビ、イカ、イクラ、エビ、オレンジ、カニ、キウイフルーツ、牛肉、クルミ、サケ、サバ、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、マツタケ、モモ、ヤマイモ、リンゴ、ゼラチンもアレルギーを引き起こす食物であることが知られていますので、注意が必要です。

⑤ 保健・衛生班

○医療・介護にかかる相談・対応

ア 救護所・医療機関の開設状況の把握

大規模災害時には、避難所に「救護所」を設置する予定ですが、必ずしも全ての避難所に「救護所」が設置されるとは限りません。

「救護所」が設置されない場合、近隣のどの避難所に「救護所」が設置されているのか、情報班と協力して、開設状況を把握します。

同様に市内の医療機関の開設状況の把握を行います。

イ 医務室の設置

要配慮者や軽傷者、体調不良者の対応をする場所として医務室を設置します。

なお、避難者の中に医師や看護師の有資格者がいれば、協力を依頼します。

患者の容態によっては医務室で対応できない場合があります。このような場合は、速やかに「救護所」や医療機関に搬送する必要があります。

ウ 医薬品・衛生用品の確保

保健室等には医薬品・衛生用品が保管されています。しかし、これら医薬品・衛生用品は、数に限りがあるため、種類や数量を把握し、食料・物資班と協力して災害対策本部に要請を行い、切らさないようにします。

エ 健康状態の把握

自ら体調不良を訴えることを遠慮するような避難者に備え、健康相談票を用いて、避難者が体調不良を訴えやすいようにします。

また、状況に応じ、医療機関からの巡回診療について、災害対策本部に要請を行います。

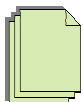
オ 健康相談窓口の設置

避難生活が長期化する場合、元気な人であっても体調を崩す可能性があります。また、要配慮者の中には、福祉施設への入所が必要になる人も出てきます。初動期にあつては、避難者カードを活用し、避難所管理責任者等が災害対策本部に対し、福祉施設への緊急入所の手配を要請しますが、当初は福祉施設への入所を希望していなくとも、避難生活が長期化したことにより、福祉施設への入所が必要となる要配慮者が出てくる可能性があります。

このため、健康相談に関する窓口を設置する必要があります。

なお、一般的な健康相談とその対応方法を伝えるためにも災害対策本部に対し、巡回指導を行う看護師や保健師の派遣を要請することも必要となります。

また、手洗い、足洗い等の徹底や感染症等の発生防止のための啓発を行う必要があります。



・健康相談票(様式17)

カ 健康管理に関する啓発

平常時と同様に災害時にあっても、日頃の健康管理が、疾病予防につながります。このため、健康管理に関する啓発活動を実施する必要があります。

キ 後方医療機関への搬送・福祉施設への緊急入所

医務室に置かれている医薬品・衛生用品は、医療行為を行える水準のものではありません。医療行為を要する等、医務室では対応できない場合は、「救護所」や医療機関に搬送する必要がありますが、災害の規模によっては、「救護所」や医療機関が開設されていない場合もあります。

このような場合は、災害対策本部に対し、後方医療機関への搬送を要請します。

特に、災害による重傷者や腎機能障害、糖尿病を患っている人がいる場合は、手遅れにならないよう、保健・衛生班の設置を待たずに、避難所管理責任者等は、避難者カードに記載された「健康状態等」や「けが・病気の状況等」に基づいて判断し、早急に後方医療機関への搬送を要請します。

また、障害者や高齢者等の要配慮者の中には、避難所での生活が困難な人もいます。このような場合、災害対策本部に対し、要配慮者の福祉避難施設と指定されている勝山市福祉健康福祉センター「すこやか」等や福祉施設、病院等への緊急入所の手配を要請します。

なお、在宅要支援者で直接これらの施設に入所することが必要であるとの情報を得た場合は、要支援者担当課と連携し、直接移送できるよう支援します

〇ごみ・風呂・トイレ・掃除・ペット・生活用水等の衛生管理

ア ごみの管理

避難所では多数の人が共同生活をするため、大量のごみが発生します。このため、次のようなごみの管理を行う必要があります。

1)ごみ置場の設置

P.36 参照

2)ごみ置場の衛生管理

ごみ置場を清潔に保つため、保健・衛生班内で当番を決め、定期的に清掃を行う必要があります。

3)ごみの分別の徹底

平常時の生活同様に、ごみを分別するよう避難者に対し周知徹底を行います。

イ 風呂の管理

設置場所についてはP.36 参照

風呂が設置された場合、多数の避難者が、平等かつ快適に入浴の機会を得るために、次のような風呂の管理が必要となります。

1) 利用時間の設定等

風呂が1箇所しかない場合は、男女別に利用時間を設定する必要があります。また、1度に入浴が可能な人の数には限りがありますので、居住組単位で利用日時や1回の入浴時間を制限する必要があります。

具体的な対応については、次のようなものが考えられます。

- ・利用時間はひとり15分程度に制限する。
- ・高齢者や障害をお持ちの方、妊産婦、乳幼児など、入浴に時間のかかる可能性のある人については、利用時間を長めに設定する、その他の利用者とは別に利用時間帯を定めるといった配慮を行う。
- ・風呂の規模に応じた利用可能人数分の入浴券を発行する。
- ・入浴券の発行は、高齢者や障害をお持ちの方、妊産婦、乳幼児などに優先的に行うものとする。

2) 風呂の衛生管理

風呂を清潔に保つため、保健・衛生班内で当番を決め、定期的に清掃を行う必要があります。

ウ トイレの管理

水が自由に使用できない状況では、トイレの確保は深刻な問題となります。

避難者の人数に応じたトイレを確保し、その衛生状態を保つことは、避難所運営において非常に重要となります。

このため、次のようなトイレの管理が必要となります。

1) トイレの破損状況の把握

地震災害の場合、上下水道施設が破損したことにより、水洗トイレは使用不能となる可能性があります。

しかし、トイレの個室や便座自体が破損していなければ、排便袋を用いた使用は可能であることから、トイレの破損状況の把握を行います。

2) 上下水道施設の被害状況の把握

上下水道施設がともに被害がなければ、通常通りに水洗トイレを使用することが可能となります。

このため、災害対策本部に確認する等により、早急に上下水道施設の被害状況の把握を行います。

なお、上下水道施設の被害状況が把握できない場合や被害が確認された場合は、トイレの水を流すことを禁止します。(特に下水道施設が破損している場合、トイレの水を流してしまうと逆流を起こす危険性がありますので、仮に上水道施設が無事で水を流すことができたとしても、水を流すことは避けなくてはなりません。)

3) 排便袋及びごみ箱(排便袋用)の設置

上下水道施設の破損により、水を流すことが不可能である場合、各トイレに排便袋及びごみ箱(排便袋用)を設置します。

また、避難者に対し、「水を流すことは厳禁であること」、「排泄は排便袋を用いること」、「排泄後は排便袋の口をしぼり、ごみ箱(排便袋用)に捨てること」を周知徹底します。

ただし、排便袋の数にも限りがありますので、特に男性が小便をする場合は、グラウンドや庭等の端に穴を掘り、そこで済ませるといった対応を求めることも必要となります。

なお、定期的に排便袋の残数を確認し、食料・物資班の協力を得て、補充を行うとともに、保健・衛生班内で当番を決め、定期的にごみ箱(排便袋用)のごみ袋を交換し、ごみ置場に捨てる必要があります。

4) 仮設トイレの設置

設置場所については P.36 参照

トイレの個室や便座自体が破損した場合やトイレの設置数に対して避難者が多い場合は、仮設トイレの設置が必要となりますので、災害対策本部に対し、仮設トイレの設置を要請します。

5) トイレの衛生管理

トイレ(仮設トイレを含む)を清潔に保つため、保健・衛生班内で当番を決め、定期的に清掃を行う必要があります。

エ 清掃

1) 避難スペースの清掃

避難スペースのうち各個人や各世帯が占有している居住部分の清掃は、そこを占有している個人や世帯が実施することとします。

避難スペースとなっている部屋の清掃(窓や通路等の掃除)は、居住組内で当番を決め、定期的の実施することとします。

2) 共用部分の清掃

廊下や階段といった共用部分の清掃は、保健・衛生班内で当番を決め、定期的に行う必要があります。

オ ペットの管理

1) ペット飼育場所の設定

P.35 参照

2) ペットの飼育

ペットの給餌・排泄物の清掃等の飼育・管理は、飼育者が全責任を負います。このため、ペットの餌や移動用の檻等の用意は、飼い主にて行うものとします。

なお、ペットとペットの飼育者の情報を管理するため、ペットの飼育者名簿を作成する必要があります。

また、トラブル等が起きないように飼育ルールについて、あらかじめ定めておく必要もあります。

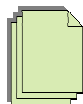
カ 生活水の管理

上水施設が破損している場合、生活水の確保は、プールの水や防火水槽の水を浄化することで確保します。

キ その他衛生管理

避難所での生活は決して衛生的とは言えません。感染症の発生を予防するためにも、外から戻ったら、うがいや手洗いをを行うよう避難者に対し周知を行うほか、咳をしている避難者に対してマスクを着用するよう求める必要があります。

なお、マスクやうがい薬、手洗い用石鹸といった感染症予防に必要なものは、食料・物資班と協力し、災害対策本部に要請します



・ ペット飼育者名簿(様式18)

⑥ 要支援者班

【避難行動要支援者の範囲】

高齢者や障害者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。

高齢者や障害者等の要配慮者の避難能力の有無は、主として、①警戒や避難指示の災害関係情報の取得能力、②避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力、③避難行動を取る上で必要な身体能力に着目して判断する

(「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」より)

○避難行動要支援者の避難状況の確認(未確認者の確認含む)

ア 未確認者の把握

自主防災組織や区・町内会等が把握している避難行動要支援者情報(避難行動要支援者名簿を作成している場合は当該名簿)と避難所避難者名簿とを照らし合わせて、確認ができない避難行動要支援者がいた場合は、自主防災組織や区・町内会等に対し、避難状況を確認するよう依頼を行います。

なお、初動期にあつては、要支援者班が設置されていないことが想定されることから、避難所管理責任者等が実施します。

イ 災害対策本部への報告と救援依頼

自主防災組織や区・町内会等が、未確認者の避難状況を確認した結果、なお所在が不明な場合は、捜索が必要となる可能性があります。

このため、未確認者の情報を災害対策本部に報告するとともに、救援依頼を行います。

ウ 避難行動要支援者の所在把握後の対応

自主防災組織や区・町内会等が、未確認者の避難状況を確認した結果、支援を必要とする避難行動要支援者を確認した場合は、避難者カードに記入してもらうとともに、避難所要配慮者名簿に追加をします。

○要配慮者の状況・要望の把握

ア 要配慮者用の窓口の設置

避難所における要配慮者用の窓口を明らかにし、要配慮者からの申し出による状況・要望の把握ができるようにする必要があります。

なお、妊産婦や乳幼児のニーズを把握しやすくする(妊産婦等が相談しやすくする)ため、窓口には女性を配置するなどの配慮も必要となります。

また、高齢者・障害者といった枠組みにとらわれず、生命に係わるなど、「一番困っている人」から柔軟に、機敏に、そして、臨機応変に対応することも求められます。

なお、認知症の人のように理解・判断力が低下している人の場合、伝えたいことが伝えられないことが想定されます。このため、窓口を担当する人は、要配慮者の人の目線

イ 要配慮者用の要望・状況の情報収集

要配慮者用の窓口を設置したとしても、遠慮により相談等に訪れない人もいます。

このため、居住組を通じ、要配慮者の状況や要望の情報収集を行うことも必要となります。

ウ 福祉施設への緊急入所

要配慮者の中には、避難所での生活が困難な人もいます。このような場合、災害対策本部に対し、福祉施設への緊急入所の手配を要請します。

エ 支援の要請

要配慮者に対する必要な支援を把握し、物資が必要な場合は、④食料・物資班 ○物資の調達、受入れ、管理及び配布(P.40 参照)に基づき、食料・物資班を通し、災害対策本部に要請を行うほか、人的支援が必要な場合は、通訳や福祉関係等の専門ボランティア等の派遣について、災害対策本部へ要請を行います。

また、避難者の中に介護福祉士等の有資格者がいれば、協力を依頼します。

オ 要配慮者への確実な情報伝達

情報班が提供する情報は、文字情報を原則として、小さな子どもや日本語の理解が十分ではない外国人でも、内容が把握しやすい平易な言葉や字を使うように配慮を行うこととなります。

しかし、視覚障害者の場合は、文字情報では情報を伝達することができないため、音声による情報伝達が必要となります。

また、認知症の人のように大量の情報を理解・記憶することが困難な人には、必要な情報のみを簡潔に伝達するほか、特に日時が指定されているような情報は、そのときになったら改めて声をかけるといった対応が必要となります。

このように、要支援者班には、要配慮者一人ひとりにあった方法で、情報が確実に伝達できるよう配慮を行う必要があります。

カ 要配慮者に配慮した避難スペースの提供

要配慮者の必要とするスペースについては、多種多様であることから、要配慮者からの相談や聞き取り調査の中で、必要なスペースを提供する必要があります。

具体的には、避難所内で比較的環境の良い部屋を提供するような配慮が必要となります。

キ 避難所で活動する保健師、看護師、ボランティア等との連携

支援する内容が個人ごとに異なるため、派遣された保健師、看護師、ボランティア等と連携を図り、円滑な要配慮者支援が実施できるように努める必要があります。

6. 避難所の閉鎖

(1) 閉鎖方針

避難所はいうまでもなく一過性のものです。被災者及び地域社会が自立に向けて次の一歩へ踏み出せるよう援助し、少しでも早く避難所が不要となり、避難生活が解消できるよう努めることが必要です。

基本的には、避難者がいなくなったときに避難所を閉鎖することにはなりますが、早期の施設機能の回復(学校の再開等)も求められますので、避難者数がわずかとなった場合は、他の近隣の避難所との統廃合も検討する必要があります。この場合、残っている避難者に統廃合を周知し、希望を確認して他の避難所に移ってもらうよう理解を求める必要があります。

避難者が残っている状態で、避難所を統廃合するにあたっては、避難所の今後の利用見通しや閉鎖時期等について、避難所運営委員会は施設管理者や災害対策本部と協議し、調整を図る必要があります。

(2) 避難所の縮小

避難所の統廃合以前の対応として、施設機能の回復(学校の再開等)も求められることから、避難所を徐々に縮小していく必要があります。

避難所運営委員会は、避難所フロアマップを活用し、避難所の閉鎖時期や縮小の方法等について協議を行う必要があります。

また、施設機能の回復(学校の再開等)が実施された後も避難者がおり、施設利用者が共存せざるを得ない状況に備え、ルールや体制づくりも検討する必要があります。

(3) 避難所の閉鎖

避難者の解消や他の避難所との統廃合により、避難所が閉鎖される際には、避難所運営委員会を解散します。

その後、避難所管理責任者等は、施設管理者とともに、施設の点検を行い、原則として避難所使用前の状態に原状復旧を行ったうえで、避難所の閉鎖を行います。

なお、大規模な清掃が必要となる等、避難所管理責任者等や施設管理者による対応が困難な場合は、災害対策本部に対し、原状復旧に関する要請を行うものとします。

また、避難所管理責任者等は、避難所の閉鎖後は、早急に各職場に登庁し、所属配備の業務に従事することとします。(避難所が閉鎖された後も災害復旧のための業務はあるため、各所属の災害復旧業務に従事する必要があります。)

原子力災害発生時における 避難者受入マニュアル

平成 2 9 年 2 月

令和 5 年 3 月

勝山市

目 次

第1	はじめに	1
第2	基本的事項	
1	鯖江市住民への避難指示	1
2	受入時の対応手順	2
3	受入に当たり設置する避難所等	3
4	受入時の支援体制	3
4-2	受入れ準備の解除	3
第3	平時における勝山市の具体的準備	
1	鯖江市との協議等	4
2	避難所等の周知	4
3	避難所等の開設責任者の指定等	4
4	避難所等における必要な物資の把握、配布手順等	4
5	要配慮者等に対する対応	4
第4	初動対応期における主な対応	
1	通報連絡体制	5
2	広域避難の主な手順	6
3	避難所等の開設	6
4	避難者の受入れ	7
5	避難所等の運営支援	8
第5	初動対応期後における主な対応	
1	避難所等での物資供給に対する協力	10
2	相談窓口の設置	10
3	避難所の整理統合等	10
第6	研修および訓練の実施等	10
第7	マニュアルの見直し等	10
別紙1	拠点避難所および避難所一覧	11

第1 はじめに

本マニュアルは、「勝山市地域防災計画一般対策編－第3章災害応急対策計画－第29節原子力災害応急対策計画」に定める、避難元市（鯖江市）の住民が行う原子力事業所から30km圏外への避難（広域避難）が迅速かつ円滑に行われるよう、避難先市（勝山市）における事前の準備や避難者の受入れを行うための具体的な対応について定める。

原子力災害時に鯖江市に避難する関係市町と対象発電所は以下のとおりである。

対象発電所	PAZ関係市	UPZ関係市
日本原子力発電(株)敦賀発電所	—	鯖江市全域

第2 基本的事項

1 鯖江市住民への避難指示

国は、原子力災害の事態の進展に応じて、県および鯖江市を通じて、避難等の指示を適切かつ明確に伝えることとしている。

原子力災害の事態の進展の区分については、表1のとおりである。

表1

防護措置の基準		PAZ圏 (おおむね5km圏)	UPZ圏 (おおむね5～30km圏)
EALに基づく防護措置	警戒事態（第1段階） (主な事象) ・非常用母線への交流電源が1系統になった場合 ・原子炉の水位が燃料上端より下がった場合 ・福井県内で震度6弱以上の地震が発生 ・福井県に大津波警報が発令 等	[施設敷地緊急事態要避難者] 避難準備	
	施設敷地緊急事態（第2段階） (主な事象) ・全交流電源の喪失が30分以上継続 ・非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えい 等	[施設敷地緊急事態要避難者] 避難実施 [一般住民] 避難準備	[一般住民、要配慮者] 屋内退避準備
	全面緊急事態（第3段階） (主な事象) ・1時間あたり5μSv以上の放射線量が検出 ・原子炉冷却機能の喪失 ・原子炉格納容器内の圧力が最高使用圧力に到達 等	[一般住民] 避難実施	[一般住民、要配慮者] 屋内退避
OILに基づく防護措置	OIL1 (地上1mで計測した場合の空間放射線量が1時間あたり500μSv以上)		[一般住民、要配慮者] 数時間内を目途に区域を特定し、速やかに避難を実施
	OIL2 (地上1mで計測した場合の空間放射線量が1時間あたり20μSv以上)		[一般住民、要配慮者] 1日以内を目途に区域を特定し、1週間程度内に避難を実施

2 受入時の対応手順

勝山市において、広域避難の受入れを行う場合における基本的な対応手順は以下のとおりである。

○住民の受入れにおける勝山市と鯖江市の関係

	E A L 3 (全面緊急事態)	放射性物質の放出後 (O I L 2、O I L 4に基づく避難)
主勝 な山 対市 応の	・ 情報収集、要員確認 ・ 受入支援体制の立ち上げ、要員参集 ・ 避難所、拠点避難所(※1)の開設準備	(O I Lに基づく避難指示発出後) ・ 避難所、拠点避難所(※1)の開設 ・ U P Z内住民(要配慮者を含む)の受入れ ・ 避難所の運営
(参 考)鯖 江 市 の 主 な 対 応	・ 勝山市への連絡(警戒事態～) ・ U P Z内住民の屋内退避 ・ U P Z内住民の避難等の準備	・ 勝山市への連絡 ・ O I L 1、O I L 2に応じたU P Z内一部住民の一時移転の実施 ・ 勝山市における避難所の運営支援

※1 拠点避難所…自家用車等で避難する住民の受入れを円滑に進めるため、避難車両の一時保管および避難所への誘導を行うための拠点となる場所。
設置する場合は鯖江市・勝山市間の協議により設置場所を指定する。

3 受入れに当たり設置する避難所等

鯖江市住民の受入れを行うにあたり、勝山市は、別紙1のとおり拠点避難所および避難所(以下「避難所等」という。)を定める。

4 受入時の支援体制

勝山市は、全面緊急事態の通報があったときは、勝山市災害対策本部に準じる組織として「勝山市受入支援本部(以下「支援本部」という。)」を設置し、鯖江市住民の受入れに必要な業務を開始する。

《支援本部の体制および主な業務》

班編成	担当部署等	主な業務
総務調整班	総務課	・受入支援に関する総合調整 ・国、県、鯖江市との連絡調整 ・災害情報、避難状況等の収集
広報班	総務課	・地元住民への広報、情報提供
管理運営班	各避難所開設責任者 各施設管理担当課	・避難所の開設 ・避難所の運営支援 ・避難者名簿の作成・管理の支援
輸送・誘導班	市民課（税務）	・避難者の避難所への誘導
	建設課 営繕課 農林課	・拠点避難所の設置・運営
住民支援班 （鯖江市の支援）	市民課（市民）	・避難者に対する地域情報の提供
	市民課（環境）	・避難所の生活環境の整備（ごみ、トイレ等）
	健康体育課	・急病人やけが人の処置
	福祉児童課	・ボランティアの受入調整 等
	商工文化課	・食料・飲料水・生活必需品等の確保、配布

※人員が不足する場合は、担当部署の部内で人員の応援を要請する。

4－2 受入準備の解除

原子力発電所の状況が安定し、国から屋内退避の指示が解除された場合、鯖江市は一時移転等の防護措置が不要となる。

屋内退避の指示が解除された後は、県および鯖江市からの連絡を踏まえ、受入準備を解除する。

第3 平時における勝山市の具体的準備

1 鯖江市との協議等

原子力災害発生時に被災者の受入支援を迅速かつ円滑に行うため、平時において、**勝山市**は、鯖江市との間で、原子力災害発生時の対応や避難所の運営に関するそれぞれの役割分担について、あらかじめ具体的に取り決めるものとする。

2 避難所等の周知

勝山市は、避難所等の運営を円滑に進めるため、当マニュアル第2の3で定めた避難所等を、避難所等の周辺地域の住民にあらかじめ周知するものとする。

3 避難所等の開設責任者の指定等

勝山市は、あらかじめ避難所等ごとに開設責任者を指定するとともに、以下のことを確認、整備するよう努める。

- ・ 通信手段の確認、連絡体制の整備
- ・ 必要な物資の備蓄体制の確認
- ・ 施設の安全確認、ガス・電気・水道等ライフラインの機能の確認

4 避難所等における必要な物資の把握

勝山市は、鯖江市の基礎的情報（例：幼稚園・保育園の園児数、学校の児童・生徒数、医療機関の入院患者数、社会福祉施設の入所者数、重点区域内の人口および要配慮者数、避難経路、避難手段等）を踏まえ、各避難所等に必要と考えられる物資について鯖江市と協議し、食料、飲料水および生活必需品の過不足を把握し、これらが不足するまたは不足することが想定される場合には、県に対し、これらの補給を要請するものとする。

5 要配慮者等に対する対応

避難を行う住民の中には、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、子どもなど災害発生時に配慮を要する方が避難所に入所することから、**勝山市**は、避難所内における個室や要配慮者区域について考慮するとともに、バリアフリー化がされていない施設については、避難者の受入時に、仮設の障害者用トイレやスロープ等を整備できるよう、事前に準備するものとする。

第4 初動対応期における主な対応

1 通報連絡体制

(1) 警戒事態および施設敷地緊急事態発生時の通報連絡

警戒事態および施設敷地緊急事態が発生した場合、電話、FAX、防災行政無線、衛星回線等の通信手段により、直ちに県から勝山市に対し、事態の発生を連絡することとなる。

勝山市は、事態発生との連絡を受けた場合、県および鯖江市との連絡体制を整えるとともに、すみやかに関係部局および避難所等となる施設管理者等にその旨を連絡する。

ただし、避難所等が県の施設の場合は、県所管部局から施設管理者等へ連絡する。

(2) 全面緊急事態発生時

全面緊急事態が発生した場合、直ちに県から勝山市に対し、事態の発生を連絡するとともに、避難所等の開設準備および鯖江市の住民の受入準備を要請することとなる。

勝山市は、県からの連絡を受けた場合、すみやかに市の関係課、避難所等の施設管理者もしくは開設責任者等にその旨を連絡する。

ただし、避難所等が県の施設の場合は、県所管部局から施設管理者等へ連絡する。

(3) OILに基づく避難等が指示された後

OILに基づく避難等が指示された場合、直ちに県から勝山市に対し、避難所等の開設および鯖江市の住民（要配慮者を含む）の受入れを要請する。

勝山市は、県からの連絡を受けた場合、すみやかに市の関係課、避難所等の施設管理者もしくは開設責任者等にその旨を連絡する。

ただし、避難所等が県の施設の場合は、県所管部局から施設管理者等へ連絡する。

(4) 避難所等の安全確認の実施

施設管理者および開設責任者等は、「勝山市避難所開設・運営マニュアル」に基づき、避難所開設チェックリストによる施設の安全確認を実施する。

安全確認の結果、避難所等が使用できないと判断した場合は、県および鯖江市にその旨を連絡する。

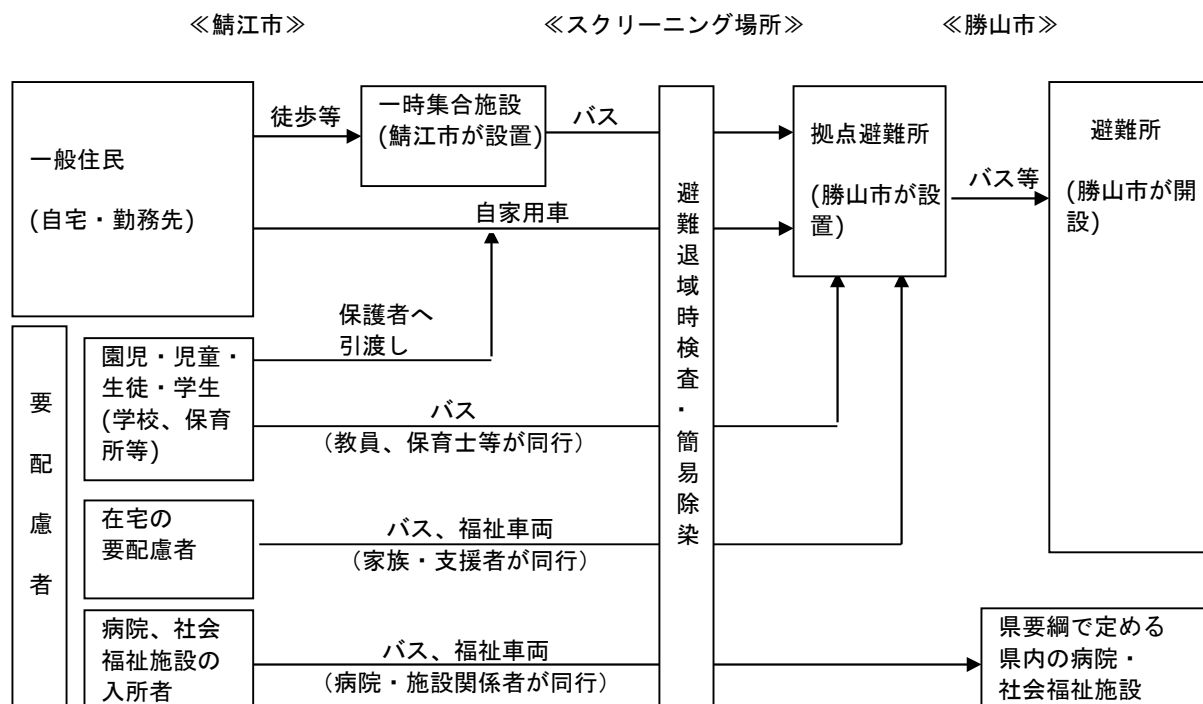
(5) 県、鯖江市の連絡先一覧

県、鯖江市からの連絡先は以下のとおりである。

	福井県	鯖江市	勝山市
連絡窓口	危機対策・防災課	防災危機管理課	総務課
一般回線電話	0776-20-0308	0778-53-2205	0779-88-8125
F A X	0776-22-7617	0778-51-8151	0779-88-1119
防災行政無線	018-111-61-2171	018-306-1-211	018-305-224
衛星専用電話	090-2376-7707	080-2962-6389	090-8967-4031
メールアドレス	bousai@pref.fukui.lg.jp	SC-Bosai@city.saba.e.lg.jp	bousai@city.katsuyama.lg.jp

2 広域避難の主な手順

鯖江市の住民が勝山市へ避難する主な手順は以下のとおりである。



3 避難所等の開設

(1) 勝山市の役割

県から鯖江市住民の受入れ要請があった場合における避難所等の開設は、原則として勝山市が主体となっていく。

(2) 避難所等の開設準備

勝山市は、県から避難所等の開設準備を要請された場合、すみやかに避難所等の施設管理者に対し、避難所等の開設準備を行うよう指示する。

また、あらかじめ指定した開設責任者を避難所等に派遣し、避難者の受入準備を行う。

施設管理者および開設責任者は、「勝山市避難所開設・運営マニュアル」に準じて開設または受入準備を行う。

なお、避難所等の管理者が県であるときは、県は施設管理者に対し、当該避難所の開錠要請を行う。

(3) 避難所の開設

勝山市は、県から避難所等の開設を要請された場合、すみやかに避難所等の開設責任者に対し、避難所等の開設を指示する。

(4) 避難状況等の把握

勝山市は、県および鯖江市との連絡を密にし、事故の進展状況や避難状況入手し、把握した情報を避難所等の開設責任者および運営支援に携わる職員等との間で情報共有を図る。

(5) 避難所等の開設期間

避難所等の開設期間は、おおむね2か月程度を目安とする。

4 避難者の受入れ

(1) 鯖江市の役割

鯖江市からの避難者の受入れは、原則として勝山市が主体となっていく。

(2) 避難車両の一時保管、避難所への搬送

勝山市は、県および鯖江市からの住民の受入れについて要請を受けたときは、すみやかに拠点避難所を開設する。

拠点避難所においては、輸送誘導班員を配置して以下の業務を行う。また、鯖江市に対し職員の派遣を求め、避難者の確認、避難所への誘導その他の業務を連携して行うなど、避難の円滑化を図るよう努める。

- ・ 避難車両の駐車スペースの確保、避難車両の誘導・整理
- ・ 避難者の確認

住所（地区名）、氏名、避難所名、要配慮者かどうかの確認、家族の避難状況、スクリーニング検査の有無等

- ・ 各避難所への避難者搬送用バスの配置、避難者の誘導

避難者搬送用の車両は、県が県バス協会もしくは近隣県に対しバス等の確保要請を行うことになる。勝山市においては、避難者を搬送するために必要な車両台数の見込みを取りまとめの上、県に確保を要請すること。

- ・ 避難者の休憩・救護スペースの確保

- ・その他避難を円滑に行うために必要な業務

（２－２）避難所等におけるスクリーニング検査等

避難者の受入れを行う場合、避難所等において、国（県）が発行する通過証等で、県が設置する避難退域時検査場所で、スクリーニング検査を受けているかどうかの確認を行う。

市は拠点避難所等を設置するときには、県に対し救急医療班の派遣を要請する。

県（原子力災害対策本部）から派遣される救急医療班は、避難者が通過証等を持っていない場合には、福井県原子力防災計画に基づき、避難所等においてスクリーニング検査およびO I L 4（※）の基準を超える場合には簡易除染を行うこととなるが、勝山市においては、避難所等における検査・簡易除染場所の確保、避難者の整理・誘導等の業務への協力を行うものとする。

※O I L 4：不注意な経口摂取、皮膚汚染からの被ばくを防止するため、除染を講じる基準。β線 40,000cpm（皮膚から数 cm での検出器の計数率）を想定。

（３）避難所における受入れ

各避難所の開設責任者は、避難所に避難してきた住民等の人数、性別、世帯構成、支援に当たり特別な配慮を要する者の状況等を踏まえ、避難所内での避難スペースの割振りを適切に行うとともに、食料・飲料水・毛布等の生活必需品を配布する。

なお、必要となる物資が不足する（もしくは不足が見込まれる）場合、開設責任者は、支援本部に対し、必要となる物資の供給を要請する。

（４）避難生活に支障をきたす可能性のある避難者への対応

病気・けが等により、避難所での避難生活に支障をきたすおそれのある避難者が発生した場合、開設責任者はすみやかに支援本部に連絡し、支援本部は、医療機関等において応急的な診察・看護を受けられるよう調整を図る。

なお、医療機関への入院、社会福祉施設への入所が必要な避難者が発生した場合には、支援本部は、その受入先の確保について県に調整を依頼する。

5 避難所等の運営支援

（１）勝山市の役割

避難所等の運営については、原則として勝山市が主体となっていくが、鯖江市は、勝山市と役割分担を行いつつ、運営に関する支援を行うものとする。

（２）鯖江市職員等との連携

避難所等の運営に当たっては、鯖江市から派遣された避難所等運営担当の職員と連絡を密にしながら、避難状況の把握に努める。

また、各避難所における避難者の代表（自治会の区長、民生委員等）とも常に連絡を取れるよう体制を整え、適切な支援を行うことができるように努める。

（３）避難者名簿の作成協力等

避難所の開設責任者は、各避難所における避難者数を随時確認し、支援本部に報告するものとする。

また、避難住民の安否確認および避難所単位での避難状況を把握するため、個人情報の取扱いに十分留意し、鯖江市が行う避難者名簿の作成に協力する。

（４）避難所運営の引継ぎ

勝山市は、避難者の受入れがおおむね完了し、鯖江市による避難所での運営体制が整った段階で、鯖江市と協議し、避難者の受入および避難所の運営支援に関する業務を鯖江市に引き継ぐものとする。

（５）避難者の生活支援に対する協力

勝山市は、鯖江市の要請に基づき、鯖江市が行う住民への行政サービスの提供、生活面での支援について、勝山市の業務に支障が生じない範囲で支援・協力を行う。

支援・協力を行う内容は、以下のことを想定する。

ア 避難者の相談対応

- ・ 避難者からの相談に対応する窓口の設置
- ・ 避難者の生活支援に関するニーズの把握

イ 避難所の生活環境の向上

- ・ 各避難所における食料、飲料水、寝具・衣類等日用品の配布
- ・ 仮設トイレの設置、清掃やごみ処理等衛生面の配慮
- ・ 避難所内における通信機器（テレビ、ラジオ、パソコン等）の設置
- ・ 更衣室や授乳室の設置等によるプライバシーの確保
- ・ 入浴および洗濯の機会の確保
- ・ 子どもの遊び場や学習のためのスペースの確保 等

ウ 全国からの支援物資の受入れ、管理

- ・ 物資集積所の設置
- ・ 支援物資の受入れ、仕分け

エ 避難者の健康状態の保持

- ・ 保健師・看護師等のチームによる個別訪問や保健指導、巡回

オ ボランティアの受入れ、避難所等への派遣

第5 初動対応期後における主な対応

1 避難所等での物資供給に対する協力

勝山市は鯖江市と連携し、避難所等での生活が長期にわたる場合には、避難者のニーズを汲みつつ、国および県に対し、物資の供給等の支援を要請する等の協力を行う。

2 相談窓口の設置

勝山市は、県および鯖江市と協議の上、必要と判断される場合には、避難者の様々な意見・相談等について適切に対応できるよう相談窓口を設置する。

なお、放射線の影響に対する健康管理の相談は、鯖江市が、国および県の支援を受けながら対応する。

3 避難所の整理統合等

初動対応期から一定期間を経て避難者の二次避難先への移転等が進み、各避難所の入所人数が減少している場合において、勝山市は、鯖江市および県と協議し、避難所の整理統合を行うことができる。

特に、小・中学校、高校等の教育施設を避難所としている場合は、児童・生徒の教育への影響に考慮し、できるだけ早期に避難所としての利用を解消できるよう努めるものとする。

なお、避難所の整理統合を行う場合は、避難者の生活や健康状態に急激な変化が起きないように、できるだけ近隣の避難所に移動できるよう配慮するとともに、これまでの生活支援内容等について避難所管理責任者間で十分な引継ぎを行う。

第6 研修および訓練の実施等

勝山市は、マニュアルの内容に対する関係職員の習熟を図るため、関係職員を対象として研修を実施する。

また、県および鯖江市と協力して、避難所等の開設および運営支援のための訓練を実施する。

第7 マニュアルの見直し等

本マニュアルについては、今後の鯖江市との協議状況、訓練の実施結果、国や県の防災計画・避難計画の改定内容等を踏まえ、随時、必要な見直しを行うものとする。

鯖江市民受入時の拠点避難所よび避難所 一覧

1 拠点避難所

施設名称	住所	施設管理者	電話番号	開設責任者 ()内は支援担当課	備考
弁天緑地公園	勝山市本町 3	・市（建設課） ・市（健康体育課） ・県（奥越土木事務所）	0779-88-8107 0779-88-8127	担当課	屋内施設なし 駐車台数 1,424 台 冬季 234 台 ※冬季はグラウンド内 を使用できない
かつやま恐竜の森	勝山市村岡町 寺尾 51-11	・恐竜のまち勝山応援隊 チャマゴンランド ・県（恐竜博物館） 県立恐竜博物館	0779-88-8777 0779-88-0001	担当課	屋内施設あり 駐車台数 900 台 冬季 450 台 ※冬季は第 2・3 駐車場 を使用できない
市民交流センター、大仏等	勝山市片瀬町 1 丁目 4	・市（未来創造課） ・市（健康体育課） ・宗教法人臨済宗妙心寺 派大師山清大寺	0779-88-8114 0779-87-0888 0779-87-3300	担当課	屋内施設あり 駐車台数 544 台 冬季以外 2,868 台 冬季 1,228 台

2 避難所

施設名称	住所	施設管理 担当課	電話番号	開設責任者	避難地区（鯖江市）				駐車可 能台数
					小学校区	地区名	人口	世帯数	
村岡まちづ くり会館	勝山市郡町 2-2-7	市総務課	0779-88-0366	担当者	惜陰・進徳	本町 1.2 丁 目	373	67	約 50 台
生涯学習セ ンター「友楽 喜」	勝山市郡町 3-415	市未来創造課	0779-87-3161	担当者	惜陰・進徳	本町 3.4 丁 目	458	156	約 20 台
勝山中部中 学校	勝山市郡町 1-3-34	市教育委員会 事務局	0779-88-2040	担当者	惜陰・進徳	旭町 1～4 丁目	689	243	約 80 台
福井県立勝 山高等学校	勝山市昭和町 2-3-1	県教育委員会	0779-88-0200	担当者	惜陰・進徳	柳町 1～4 丁目、横江 町 1.2 丁目	1,607	626	約 40 台
荒土小学校	勝山市荒土町 伊波 2-2	市教育委員会 事務局	0779-89-2002	担当者	惜陰・進徳	柳町団地	133	50	約 30 台
勝山南部中 学校	勝山市旭毛屋 町 3401	市教育委員会 事務局	0779-88-1122	担当者	惜陰・進徳	桜町 1～3 丁目、住吉 町 3 丁目	1,449	515	約 50 台
福祉健康セ ンター「すこ やか」	勝山市郡町 1-1-50	市福祉児童課	0779-87-0600	担当者	惜陰・進徳	西山町、日 の出町、深 江町、屋形 町、舟津町 1 丁目	1237	438	約 100 台
野向小学校	勝山市野向町 竜谷 50-9	市教育委員会 事務局	0779-88-0608	担当者	惜陰・進徳	舟津町 2 丁 目	200	81	約 40 台

(別紙 1)

施設名称	住所	施設管理 担当課	電話番号	開設責任者	避難地区（鯖江市）				駐車可 能台数
					小学校区	地区名	人口	世帯数	
成器西小学 校	勝山市昭和町 1-6-81	市教育委員会 事務局	0779-88-0300	担当者	惜陰・進徳	舟津町 3 丁 目	371	124	約 50 台
成器南小学 校	勝山市元町 3-10-38	市教育委員会 事務局	0779-88-0254	担当者	惜陰・進徳	舟津町 4 丁 目	841	298	約 50 台
北郷小学校	勝山市北郷町 東野 13-25	市教育委員会 事務局	0779-89-1034	担当者	惜陰・進徳	舟津町 5 丁 目	435	134	約 20 台
勝山北部中 学校	勝山市荒土町 伊波 21-2	市教育委員会 事務局	0779-89-2016	担当者	惜陰・進徳	住吉町 1 丁 目	615	230	約 30 台
村岡小学校	勝山市郡町 2-9-1	市教育委員会 事務局	0779-88-0025	担当者	惜陰・進徳	住吉町 2 丁 目	683	237	約 30 台
B & G 勝山 海洋センタ ー	勝山市荒土町 新保 8-101	市健康体育課	0779-89-2922	担当者	惜陰・進徳	有定町 1～ 3 丁目	977	319	約 80 台
野向町コミ ュニティセ ンター	勝山市野向町 竜谷 15-1	市総務課	0779-88-0265	担当者	惜陰・進徳	上鯖江 1 丁 目	259	86	約 5 台
荒土まちづ くり会館	勝山市荒土松 田 8-4	市総務課	0779-89-2117	担当者	惜陰・進徳	上鯖江 2 丁 目	312	101	約 50 台
勝山市民会 館	勝山市元町 1-5-16	市財政課	0779-88-2222	担当者	惜陰・進徳	小黒町 1～ 3 丁目、宮 前 1.2 丁目	849	296	約 15 台

(別紙 1)

施設名称	住所	施設管理 担当課	電話番号	開設責任者	避難地区（鯖江市）				駐車可 能台数
					小学校区	地区名	人口	世帯数	
勝山市教育 会館	勝山市元町 1-5-6	市財政課	0779-88-5555	担当者	豊	下野田町、 光道園	1,481	569	約 10 台
北郷まちづ くり会館	勝山市北郷町 東野 18-24	市総務課	0779-89-1001	担当者	豊	和田町	304	85	約 15 台
三室小学校	勝山市遅羽町 大袋 40-67	市教育委員会 事務局	0779-88-1464	担当者	豊	石生谷町	224	87	約 30 台
平泉寺まち づくり会館	勝山市平泉寺 町平泉寺 170-110	市総務課	0779-88-0866	担当者	豊	上氏家町	695	210	約 15 台
平泉寺小学 校	勝山市平泉寺 町平泉寺 164-12	市教育委員会 事務局	0779-88-1204	担当者					約 15 台
遅羽まちづ くり会館	勝山市遅羽町 大袋 48-42	市総務課	0779-88-0364	担当者	豊	上野田町	346	108	約 20 台
林業者健康 トレーニン グセンター	勝山市毛屋町 1408	市健康体育課	0779-87-3175	担当者	豊	下司町	239	68	約 10 台
鹿谷まちづ くり会館	勝山市鹿谷町 本郷 31-7	市総務課	0779-89-2111	担当者	豊	当田町	256	77	約 10 台
鹿谷小学校	勝山市鹿谷町 本郷 34-1	市教育委員会 事務局	0779-89-2539	担当者	豊	下氏家町	349	102	約 40 台

(別紙 1)

施設名称	住所	施設管理 担当課	電話番号	開設責任者	避難地区（鯖江市）				駐車可 能台数
					小学校区	地区名	人口	世帯数	
鹿谷児童セ ンター	勝山市鹿谷町 本郷 31-23	市福祉児童課	0779-89-3266	担当者	豊	相生	95	38	約 25 台
猪野瀬まち づくり会館	勝山市北市 7-4	市総務課	0779-88-0313	担当者	豊	青 武 台 団 地、福井高 専	317	115	約 35 台
遅羽児童館	勝山市遅羽町 大袋 48-55	市福祉児童課	0779-88-0333	担当者	豊	五岳園	13	13	約 15 台
勝山市体育 館ジオアリ ーナ	勝山市昭和町 2 丁目 4-20	市健康体育課	0779-88-8127	担当者	惜陰・進徳	長 泉 寺 町 1.2 丁目	990	331	約 270 台
北谷町コミ ュニティセ ンター	勝山市北谷町 河合 2-6-1	市総務課	0779-83-1030	担当者	豊	漆原町	183	55	約 20 台
荒土児童ホ ール	勝山市荒土町 松田 8-3	市福祉児童課	0779-89-2117	担当者					0 台
野向児童館	勝山市野向町 竜谷 50-16	市福祉児童課	0779-87-2698	担当者	豊	鳥井町	212	71	0 台
平泉寺児童 館	勝山市平泉寺 町平泉寺 167-18	市福祉児童課	0779-87-0051	担当者					約 30 台
							6, 181 世帯	17, 675 名	

要 請 番 号			—		要 請 日 時	
---------	--	--	---	--	---------	--

福井県災害多言語支援センター 支援要請連絡表

※太枠部分を記入してください。

市 町		担 当 課	
役 職		担 当 者	
電 話 番 号		FAX	
E メ ー ル			

要 請 内 容 記 入 欄		セ ン タ ー 記 入 欄
外国人 避難者状況	※分かる範囲で外国人避難者の情報を記入してください。 (国籍、言語、人数、家族構成、現住所など、世帯やグループごとに記入)	
支援要請 内容	(例)避難所のルール等を説明する際の仲介、日本語が全く分からない外国人への対応など (希望する支援の方法)※複数回答可 ☐通訳、コーディネーター(センタースタッフ)の派遣 ☐遠隔での通訳や翻訳	
受入環境	※受入担当者、交通手段の指示、駐車場の有無、交通機関の状況、派遣先への説明	

被災状況等	(市内の被災状況、インフラ・交通機関状況等)	
-------	---	--

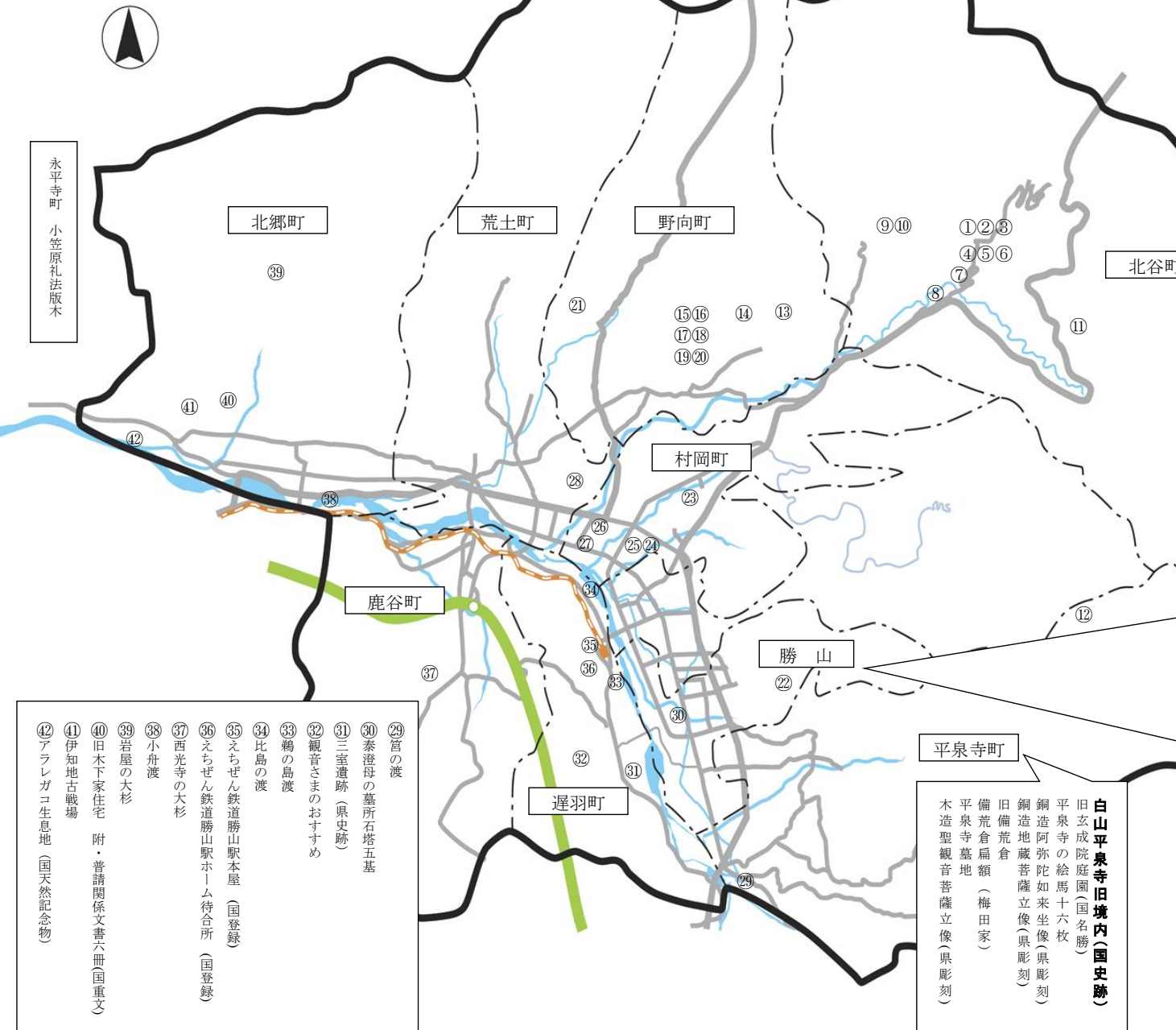
セ ン タ ー 記 入 欄					
回 答 日 時		対 応 日 時		対 応 担 当 者	
(メモ欄)					

社会福祉施設等の状況

令和6年度

区 分	種 別	施設数
生活保護施設	救護施設ほか	－
老人福祉施設	ディサービスセンター	－
	老人休養ホーム	－
	その他	－
介護保険施設	指定介護老人福祉施設	3
	介護老人保健施設	2
	介護医療病院	－
	指定訪問介護事業所	4
	指定訪問入浴介護事業所	1
	指定訪問看護ステーション	3
	指定通所介護事業所	6
	指定通所リハビリテーション事業所	2
	その他	11
障害福祉サービス事業所	指定居宅介護事業所	1
	指定短期入所事業所	2
	指定生活介護事業所	4
	指定就労移行支援事業所	1
	指定就労継続支援A型事業所	3
	指定就労継続支援B型事業所	5
	指定共同生活介護・共同生活援助事業所	5
	指定相談支援事業所	3
児童福祉施設	児童センター等	9
	保育園・認定こども園	9
	指定児童発達支援・放課後等デイサービス事業	1
	その他	－
婦人福祉施設	婦人保護施設	－
母子福祉施設	母子福祉センター	－
その他	その他	－
計		75

付属資料
勝山市の文化財分布図 (資料：商工文化課)



- ① 谷のお面さん祭り
- ② 谷の石畳道
- ③ 石像不動明王像
- ④ 伊良神社のケヤキの群生
- ⑤ 北谷道具博物館(旧北谷郵便局)
- ⑥ 谷集会場(国登録)
- ⑦ 柴田監物墓
- ⑧ 斎藤甚右衛門家文書1括
- ⑨ 勝山恐竜化石群及び産地
(国天然記念物)
- ⑩ 化石トリゴニオイデス等包含層
- ⑪ ミチノクフクジュソウ自生地
- ⑫ 法恩寺のねまり杉
- ⑬ 薬師の大いちよう
- ⑭ 平野氏庭園(県名勝)
- ⑮ 紅梅塚・桜塚
- ⑯ 龍谷公園

- ⑰ 紙本墨書 小笠原貞信七言古詩
- ⑱ 紙本淡彩 小笠原貞信拾得図
- ⑲ 比良野掃雲坊の蔵書と遺品
- ⑳ 比良野家長屋門・離れ座敷
- ㉑ 無尽さん
- ㉒ 片瀬の大杉
- ㉓ 村岡山城跡
- ㉔ 旧成器堂門
- ㉕ 旧成器堂土蔵
- ㉖ 滝波のお面さん祭り
- ㉗ 備荒倉扁額(笠川家)
- ㉘ 旧成器堂演武寮

- 小笠原貞信和歌短冊
- 小笠原長守雅印
- 小笠原長教勝山十二景木額
- 小笠原貞信・信辰寄進状
- 小笠原貞信徒然草残簡
- 小笠原一玄書状
- 松平光長寄進状・松平直基安堵状
- 松平成政安堵状
- 銅造旧成器堂講堂孔子像
- 木造如意輪観音菩薩坐像
- 小笠原家累代廟所
- 藩侯藩士等書跡屏風
- 押型文尖底深鉢型土器
- 野木加右衛門書状
- 新成器堂記扁額
- 絹紬拾着物(八掛づき)
- 絹紬拾着物(上羽織)
- 絹紬紋付羽織(男物)
- 絹金紗長襦袢
- 絹柄織茶羽織
- 絹紋倫子織物
- 御物石器
- 深鉢型土器
- 槍先形尖頭器
- 連歌懐紙
- 歴代藩侯書画
- 走りやんこ
- 長柄節
- 左義長櫓
- 勝山左義長(県無形民俗)
- 旧成器堂講堂
- 成器堂扁額
- K Kクレープ
- 毘沙門の金燈籠
- 人絹生機織物見本帳五種一冊
- 勝山製糸工場扁額
- はたや記念館ゆめおれ勝山
- 旧中尾発電所第一号発電機
- いざり機・パタン機
- 糸繰り機
- 深谷家住宅洋館(国登録)
- 旧料亭花月楼(国登録)
- 料亭板蔵座敷(国登録)
- 元禄時代勝山町図
- 旧勝山城下城の七里壁

- ㉙ 宮の渡
- ㉚ 泰澄母の墓所石塔五基
- ㉛ 三室遺跡(県史跡)
- ㉜ 観音さまのおすすめ
- ㉝ 鶴の島渡
- ㉞ 比島の渡
- ㉟ えちぜん鉄道勝山駅本屋(国登録)
- ㊱ えちぜん鉄道勝山駅ホーム待合所(国登録)
- ㊲ 西光寺の大杉
- ㊳ 小舟渡
- ㊴ 岩屋の大杉
- ㊵ 旧木下家住宅
附・普請関係文書六冊(国重文)
- ㊶ 伊知地古戦場
- ㊷ アラレガコ生息地(国天然記念物)

- 白山平泉寺旧境内(国史跡)
- 旧成院庭園(国名勝)
 - 平泉寺の絵馬十六枚
 - 銅造阿弥陀如来坐像(県彫刻)
 - 銅造地藏菩薩立像(県彫刻)
 - 旧備荒倉
 - 備荒倉扁額(梅田家)
 - 平泉寺墓地
 - 木造聖観音菩薩立像(県彫刻)

勝山市の文化財

令和7年1月現在

区分	番号	分類	種別	名称	員数	指定番号	指定年月日	所在地	管理者	備考
国指定	1	有形文化財	建造物	旧木下家住宅附普請関係文書六	1棟	-	H22.6.29	北郷町伊知地5-3	勝山市	県指定より
	2	記念物	史跡	白山平泉寺旧境内 (旧白山平泉寺城趾)	-	-	H9.3.10 (S10.8.27)	平泉寺町平泉寺	勝山市 白山神社	
	3	"	名勝	旧玄成院庭園	-	-	S5.10.3	平泉寺町平泉寺	白山神社	
	4	"	天然記念物	アラレガコ生息地	-	-	S10.6.7	九頭竜川(勝山市)	福井県	
	5	"	"	勝山恐竜化石群及び産地	-	-	H29.2.9	(化石)村岡町寺尾51-11 (産地)北谷町杉山14字滝ヶ平3-2の一部 他	(化石)福井県 (産地)福井県	土地所有者は勝山市
国登録	1	有形文化財	建造物	えちぜん鉄道勝山駅本屋	1棟	24	H16.2.17	遅羽町比島25-11	勝山市	
	2	"	"	えちぜん鉄道勝山駅 ホーム待合所	1棟	25	H16.2.17	遅羽町比島25-11	勝山市	
	3	"	"	深谷家住宅洋館	1棟	18-0091	H23.7.25	元町1丁目9-45	深谷 憲一	
	4	"	"	旧料亭花月楼(中村家住宅主屋)	1棟	18-0092	H23.7.25	本町2丁目6-21	勝山市	
	5	"	"	料亭板甚蔵座敷	1棟	18-0093	H23.7.25	本町2丁目5-13	松村 秀夫 他	
	6	"	"	北谷道具博物館(旧北谷郵便局)	1棟	-	H31.3.29	北谷町87字中手外地7-1	学校法人きのくに子ども村学園	
	7	"	"	谷集会場	1棟	-	H31.3.29	北谷町87字中生外地6	谷区	
県指定	1	有形文化財	彫刻	銅造阿弥陀如来坐像	1軀	-	S52.6.17	平泉寺町平泉寺56-66	顕海寺住職 荻原 観順	
	2	"	"	銅造地藏菩薩立像	1軀	-	S52.6.17	平泉寺町平泉寺56-66	顕海寺住職 荻原 観順	
	3	"	"	木造 聖観音菩薩立像	1軀	-	H29.3.31	平泉寺町平泉寺64-57	乾 一與	祭礼7/18
	4	記念物	史跡	三室遺跡(縄文時代)	-	-	S28.3.19	遅羽町崎崎	勝山市	
	5	民俗文化財	無形	勝山左義長	-	-	H20.2.22	市内13区	各区長	市指定より 2月最終 土・日曜日
	6	記念物	名勝	平野氏庭園	-	-	H28.3.25	野向町深谷26-28	平野 千代子	
市指定	1	有形文化財	建造物	旧成器堂講堂	1棟	1	S41.10.26	元町1丁目19-24	神明神社宮司 天立 陽山	
	2	"	"	旧成器堂門	1棟	11	S47.4.21	郡町2丁目5-20	今井 克巳	
	3	"	"	旧成器堂土蔵	1棟	12	S47.4.21	郡町2丁目5-20	今井 克巳	
	4	"	"	旧成器堂演武寮	1棟	13	S47.4.21	荒土町布市	布市区長	
	5	"	"	旧備荒倉	1棟	14	S47.4.21	平泉寺町平泉寺115-1	梅田 秀司	
	6	"	"	左義長櫓	3基	66	H7.1.17	上袋田区、上長湊区、 下長湊区	上袋田区長、上長湊 区長、下長湊区長	
	7	"	"	はたや記念館ゆめおーれ勝山	建築群	68	H18.12.4	昭和町1丁目	勝山市	
	8	"	"	比良野家離れ座敷	1棟	69	H21.9.2	野向町龍谷51-24	比良野 八郎右エ門	
		"	"	比良野家長屋門	1棟		H21.9.2	野向町龍谷51-24	比良野 八郎右エ門	
	9	"	絵画	平泉寺の絵馬十六枚	16枚	35	S54.4.5	平泉寺町平泉寺56-63 (平泉寺白山神社)	白山神社	
	10	"	"	紙本淡彩 小笠原貞信拾得図	1幅	57	H3.1.18	野向町龍谷51-24	比良野 八郎右エ門	
	11	"	彫刻	石像 不動明王像	1軀	16	S47.4.21	北谷町谷168大西谷7	谷区長	祭礼8/11
	12	"	"	木造 如意輪観音菩薩坐像	1軀	58	H3.1.18	沢町2丁目(光明院)	光明院祭礼委員会	祭礼9月第1日曜日
	13	"	"	銅造 旧成器堂講堂孔子像	1軀	59	H3.1.18	元町1丁目5-6	勝山市	
	14	"	工芸品	毘沙門の金燈籠	1基	24	S50.10.15	本町2丁目96字20 (毘沙門境内)	毘沙門祭礼委員会	
	15	"	"	小笠原長守雅印	1組	60	H3.1.18	元町1丁目17-8	飯田 章	
	16	"	書跡	連歌懐紙	料紙4枚	44	S60.5.7	元町1丁目10-37	松井 つね子	
	17	"	"	藩侯藩士等書跡屏風	1帖	47	S60.5.7	元町1丁目10-37	松井 つね子	
	18	"	"	小笠原貞信徒然草残簡	1面	48	S60.5.7	元町1丁目5-6	勝山市	
	19	"	"	小笠原長教勝山十二景木額	1面	49	S60.5.7	元町1丁目5-6	勝山市	
	20	"	"	紙本墨書 小笠原貞信七言古詩	1幅	61	H3.1.18	野向町龍谷51-24	比良野 八郎右エ門	
	21	"	"	小笠原貞信和歌短冊	1葉	62	H3.1.18	本町2丁目2-24	勝山市	
	22	"	古文書	斎藤甚右衛門家文書1括	1括	34	S54.4.5	北谷町河合20-21	斎藤 甚継	
	23	"	"	小笠原一玄書状	1点	45	S60.5.7	元町1丁目10-37	松井 つね子	
	24	"	"	小笠原貞信・信辰寄進状	-	50	S60.5.7	元町2丁目1-13	国泰寺住職 乾 源俊	
	25	"	"	野木加右衛門書状	1点	63	H3.1.18	沢町1丁目4-29	法勝寺住職 佐々木 蓮裕	
	26	"	"	元禄時代勝山町図	1点	70	H26.7.10	元町1丁目5-6	勝山市	
	27	"	"	松平光長寄進状、松平直基安堵状、 松平成政安堵状	3点	72	H31.2.7	元町2丁目1-13	国泰寺住職 乾 源俊	

28	"	考古資料	御物石器	1点	19	S47.4.21	元町1丁目5-6	勝山市	
29	"	"	押型文尖底深鉢型土器	1点	36	S54.4.5	元町1丁目5-6	勝山市	
30	"	"	深鉢型土器	1点	37	S54.4.5	元町1丁目5-6	勝山市	
31	"	"	槍先形尖頭器	1点	64	H3.1.18	元町1丁目5-6	勝山市	
32	"	歴史資料	備荒倉扁額二面	2面	15	S47.4.21	滝波町3丁目1103 平泉寺町平泉寺115-1	笠川 剛士 梅田 秀司	
33	"	"	小笠原礼法版木	61枚	29	S50.10.15	永平寺町せせらぎ201-1	松田 裕志	
34	"	"	勝山製糸場扁額	1面	31	S54.4.5	元町1丁目9-5	久保 喜久子	
35	"	"	成器堂扁額	1面	32	S54.4.5	元町3丁目10-38	成器南小学校長	
36	"	"	新建成器堂記扁額	1面	33	S54.4.5	昭和町1丁目6-81	成器西小学校長	

番号	分類	種別	名称	員数	指定番号	指定年月日	所在地	管理者	備考
37	有形文化財	歴史資料	比良野帰雲坊の蔵書と遺品	1式	51	S60.5.7	野向町龍谷51-24	比良野 八郎右エ門	
38	"	"	旧中尾発電所第1号発電機	1基	67	H7.1.17	北谷町杉山	勝山市	
39	"	書画	歴代藩侯書画	1巻	46	S60.5.7	元町1丁目10-37	松井 つね子	
40	民俗文化財	有形	無尽さん	1基	20	S47.4.21	野向町北野津又 142字1-1	松井 喜治	
41	"	"	いざり機・ボタン機	各1台	25	S50.10.15	元町1丁目9	ケイター株式会社	
42	"	"	糸繰り機	1台	53	S63.2.10	元町1丁目1-1	勝山市	
43	"	"	機業製品	(1)絹紋倫子織物 1点 (2)KKクレープ 1反 (3)人絹生機織物見本帳 5種1冊 (4)絹紬紋付羽織 男物 1着 (5)絹紬衿着物(上羽織) 1着 (6)絹紬衿着物(八掛づき) 1着 (7)絹金紗長襦袢 1着 (8)絹柄織茶羽織 1着	42	S56.4.7	元町1丁目9 元町1丁目9 元町1丁目9 栄町3丁目4-5 元町1丁目9 旭町2丁目1-16 旭町2丁目1-16 元町1丁目9	ケイター株式会社 ケイター株式会社 ケイター株式会社 織田 源 ケイター株式会社 橘 恵美子 橘 恵美子 ケイター株式会社	
44	"	無形	長柄節		6	S44.8.20		長柄節保存会	
45	"	"	滝波のお面さん祭り		8	S44.8.20	村岡町滝波	滝波区長	2/11
46	"	"	谷のお面さん祭り		9	S44.8.20	北谷町谷	谷区長	2/16
47	"	"	観音さまのおすすめ		10	S44.8.20	遅羽町北山	北山区長	2月中旬
48	"	"	走りやんこ		40	S56.4.7		市消防団長	4/13
49	記念物	旧跡	渡船場	(1)小舟渡 (2)比島の渡 (3)鶴の島渡 (4)宮の渡	3	S41.10.26	北郷町森川地籍 遅羽町比島～ 村岡町滝波地籍 遅羽町比島～本町地籍 平泉寺町大渡～ 遅羽町下荒井地籍	勝山市 勝山市 勝山市 勝山市	
50	"	史跡	泰澄母の墓所石塔五基	石塔5基	17	S47.4.21	下毛屋8-3	毛屋区長	8月第4土曜日
51	"	"	柴田監物墓	1基	18	S47.4.21	北谷町河合	義宣寺住職	法要8/15
52	"	"	小笠原家累代廟所		26	S50.10.15	沢町1丁目2-3 (開善寺境内)	華藏寺住職 (開善寺住職代理)	法要6/12
53	"	"	平泉寺墓地		27	S50.10.15	平泉寺町平泉寺157字9	平泉寺区長	
54	"	"	谷の石畳道		30	S50.10.15	市道4-11号線内	勝山市	
55	"	"	紅梅塚・桜塚		28	S50.10.15	野向町龍谷65-10	龍谷区長	
56	"	"	伊知地古戦場		41	S56.4.7	北郷町畑ヶ塚 伊知地43 鷲ヶ岳山頂 伊知地93	伊知地区長	畑ヶ塚祭礼 10/25
57	"	"	村岡山城跡		71	H31.2.7	村岡町寺尾51字1-33	勝山市	
58	"	"	旧勝山城下城の七里壁		73	R3.4.13	栄町3丁目～元町2丁目	個人(13人)、法人(5)、勝山市	
59	"	名勝	龍谷公園		39	S54.4.5	野向町龍谷48-20 21,45,46,47	龍谷区長	
60	"	天然記念物	西光寺の大杉	1本	4	S41.10.26	鹿谷町西光寺18-1 (白山神社)	西光寺区長	
61	"	"	岩屋の大杉	1本	5	S41.10.26	北郷町岩屋 (岩屋観音堂境内)	岩屋観音奉賛会	
62	"	"	法恩寺のねまり杉	1本	22	S50.10.15	勝山市170字奥山1-38	勝山市	
63	"	"	薬師の大きいちょう	1本	38	S54.4.5	野向町薬師神谷48-1 (白山神社)	薬師神谷区長	
64	"	"	化石トリゴニオイデス等包含層		43	S57.7.5	北谷町杉山川 中野俣52字`杉山13字	勝山市ほか	
65	"	"	片瀬の大杉	1本	54	S63.2.10	片瀬17-6	片瀬区長	
66	"	"	伊良神社のケヤキの群生	12本	55	S63.2.10	北谷町谷87-2	谷区長	
67	"	"	ミチノクフクジュソウ自生地		65	H3.1.18	北谷町木根橋18-4-1 15-1-1,3,4 18-3-1	山岸 結恵 岸下 稔	

備考欄は祭礼の日付

勝山市体育館 ジオアリーナ

防災複合施設 設置・運営マニュアル



平成 2 8 年 3 月

令和 3 年 3 月

令和 4 年 4 月

勝 山 市

勝山市体育館 ジオアリーナ

防災複合施設 設置・運営マニュアル

目次

はじめに	・ ・ ・ 1
第1編 福祉避難所編	・ ・ ・ 2
第1章 平時における取組	・ ・ ・ 4
◆福祉避難所の運営にかかる事務分掌	・ ・ ・ 4
◆福祉避難所の利用対象となる者の把握	・ ・ ・ 4
◆物資・器材、人材、移送手段の確保	・ ・ ・ 5
◆福祉避難所の施設整備	・ ・ ・ 8
◆社会福祉施設、医療機関等との連携	・ ・ ・ 8
第2章 災害時における取組	・ ・ ・ 9
◆福祉避難所の開設	・ ・ ・ 10
◆福祉避難所の運営	・ ・ ・ 12
◆福祉避難所における要配慮者の支援	・ ・ ・ 16
◆福祉避難所の閉鎖	・ ・ ・ 19
第2編 物資集配拠点施設編	・ ・ ・ 20
◆物資集配拠点の設定	・ ・ ・ 20
◆物資集配拠点の役割	・ ・ ・ 20
◆物資集配拠点の運営にかかる事務分掌	・ ・ ・ 20
◆物資集配拠点の開設	・ ・ ・ 21
◆救援物資への対応	・ ・ ・ 21
◆救援物資の受入れ・仕分け	・ ・ ・ 22
◆救援物資の配送	・ ・ ・ 23
◆物資集配拠点施設の閉鎖	・ ・ ・ 24
第3編 災害時の支援活動拠点施設編	・ ・ ・ 25
◆支援活動拠点の設定	・ ・ ・ 25
◆支援活動拠点の役割	・ ・ ・ 25
◆支援部隊の受入れにかかる事務分掌	・ ・ ・ 26
◆災害時における上下水道施設の確保	・ ・ ・ 26
◆災害対策本部との通信機能の確保	・ ・ ・ 27
◆支援活動拠点内の放送設備	・ ・ ・ 27
◆支援活動拠点内の屋外照明設備	・ ・ ・ 27

はじめに

本マニュアルの目的

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者については、応急的に避難所において保護する必要がありますが、特に、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等については、一般的な避難所では生活に支障を来たすため、福祉避難所において何らかの特別な配慮をする必要があります。

本マニュアルの福祉避難所編では、災害発生前から必要となる対策や災害発生直後からの実施内容をあらかじめ整理しておくことにより、福祉避難所の迅速・的確な開設と円滑な運営を実施し、もって、避難所における要配慮者の安心・安全を確保することを目的とします。

また、物資集配拠点施設編では、大規模災害時における家庭内備蓄や市場での調達により食料及び生活物資を確保することが困難な者に対して、食料等物資を円滑に供給するため、物資の調達、救援物資の受入れ及び仕分け・配送の運営をスムーズに実施することを目的とします。

災害時の支援活動拠点施設編では、他自治体や関係機関等が支援に来る場合の活動拠点について整理し、施設整備状況を明らかにすることにより、支援部隊の派遣・受入をスムーズにすることを目的とします。

第1編 福祉避難所編

◆ 指定福祉避難所とは

福祉避難所とは、高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、一般の避難所生活に困難をきたす要配慮者等（以下、「要配慮者」という）を対象に開設される避難所と定義します。勝山市では、当該施設である「勝山市体育館 ジオアリーナ」のほか、「勝山市福祉健康センター すこやか」を指定福祉避難所としており、相互に調整して運営するものとします。

なお、福祉避難所は、災害時に必要に応じて開設される二次的な避難所であり、最初から避難所として利用することはできません。

また、特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設、医療機関等へ入所・入院対象者は、当該施設で適切に対応されるべきであるので原則として福祉避難所の対象とはしていません。

◆ 福祉避難所の施設の要件

- 施設が耐震、耐火構造の建築物であり、近隣に危険物を取り扱う施設等がないこと
- 施設がバリアフリー化されており、要配慮者の安全が確保されていること
- 要配慮者の特性を踏まえた避難生活に必要なスペースが確保されていること

◆ 受入れスペースの確保

要配慮者の特性を踏まえ適切に対応できるよう、1人あたりの面積について、概ね2～4 m²/人（畳2畳程度）を目安として設定し、避難生活に必要な空間を確保します。

要配慮者の避難スペースとしては多目的室（146.5 m²）と研修室（72.4 m²）を想定しています。

第1章 平時における取り組み

◆ 福祉避難所の運営にかかる事務分掌

福祉避難所としての施設整備計画及び利用対象者等の把握など、福祉避難所として運営するために必要な事務は、勝山市災害対策本部事務分掌に基づき、要配慮者支援班（福祉児童課）が主体となり、総務・職員班（総務課）、第2要配慮者支援班及び施設管理者（健康体育課）のほか、関係班と調整し行います。

◆ 福祉避難所の利用対象となる者の把握

市は、要配慮者の登録制度により、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、難病患者、人工透析患者、妊産婦、乳幼児等について適宜情報の収集に努め、あらかじめ福祉避難所の対象となる者の概数を把握しておきます。

（参考）勝山市地域防災計画に基づき把握されている避難行動要支援者の基準

- ・ 要介護認定区分3～5に該当する者
- ・ 65歳以上の人のみで構成する高齢者世帯のうち要支援1～2、または要介護1～2の者
- ・ 身体障害者（身体障害者手帳1～2級）
- ・ 知的障害者（療育手帳 A1～A2判定）
- ・ 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1～2級）
- ・ 支援希望者（上記に掲げる者のほか、特別の事情を有する者で支援を希望する者）

※なお、上記に該当する者であっても福祉避難所への移送が必要であるか否かの判断は、指定避難所に配置された避難所管理責任者等によりこれを判断することを原則とします。

◆ 物資・器材、人材、移送手段の確保

物資・器材、人材、移送手段の確保

(1) 物資・器材等の確保

物資・器材の備蓄については、災害発生当初の段階ですぐに物資・器材を調達することは困難であると想定されることから、一定程度の備蓄に努めることとし、あわせて災害時において速やかに調達できるよう、物資の供給協力等の応援協定の締結など事前対策を講じます。

なお、福祉避難所で必要となる主な物資・器材の例は次のとおりです。

	要配慮者対応物資・器材
食料・飲料水	ビスケット、かゆ、粉ミルク、離乳食、栄養補助食品、疾病（アレルギー体質を含む。）に応じた食品等
生活必需品等	ほ乳瓶、紙おむつ（乳児用、大人用）、生理用品、電気ポット、カセットコンロ、ストーブ、車いす、マット等
その他	簡易ベッド、ポータブルトイレ、歩行補助つえ、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具等

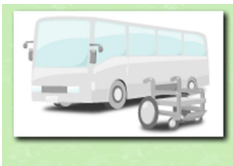
（２）人材の確保

福祉避難所における要配慮者の日常生活活動のニーズに対しては、ホームヘルパー等の介護職員が家族とともに対応にあたるため、市内の介護サービス提供事業者と災害時の応援協定を締結するなど、災害時において人的支援を得られるよう連携を図り、福祉避難所開設時に概ね１０人の要配慮者に１人の介助員等を配置できるよう人材の確保に努めます。また、ボランティアなどへ依頼し、見守りや簡単なケアについては積極的に協力してもらう体制も検討します。

分 類	種 類
① 高齢者、身体障害者	ホームヘルパー、看護師、保健師、介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、作業療法士 等
② 視覚障害者	ガイドヘルパー、点訳 等
③ 聴覚障害者	手話通訳、要約筆記 等
④ 内部障害者	看護師、准看護師 等
⑤ 精神、知的障害者	精神保健福祉士、保健師 等
⑥ 妊産婦	助産師 等
⑦ 乳幼児等	保育士 等
⑧ 外国人	通訳ボランティア、翻訳ボランティア 等
⑨ メンタルヘルス	精神保健福祉ボランティア、心理カウンセラー 等
⑩ その他	歩行訓練士、義肢装具士、福祉機器の専門家 等

(3) 移送手段の確保

指定避難所で対応が困難な要配慮者を福祉避難所へ移送する場合や、緊急に入所施設等へ移送する場合は、原則として、当該要配慮者の家族又は支援者が行います。ただし、家族又は支援者による移送が困難な場合は、市が行うものとします。移送の際には、要配慮者の状態に配慮した適切な移送手段を確保できるよう、移送手段の確保策を検討するとともに、福祉車両、救急車両、一般車両等の移送手段の調達先を把握しておきます。

区分（対象）	イメージ	特徴
① セダン型 （目や耳の不自由な方等）		利用者の状況に合わせた乗降介護が上手にできれば、走行中の安定が良いという利点がある。 ドアの開く角度の大きい車両や、後部ドアの上部天井が開閉するルーフハッチ式車両、前部座席との間隔が広い車両なども開発されている。
② 回転シート型 （介助があれば、車椅子を降りて移動ができる方等）		回転シート型の車両は、座ったままで乗降ができるように、座席がドア側に70～90度回転する。シートは後部座席に装備されている車両と、助手席に装備されている車両があり、手動または自動で操作ができる。
③ 車椅子型 （車椅子から降りることができない方等）		車椅子に座ったまま乗降ができる車両で、車いすを車内で固定する。後背部からの乗降方式の車両が大半である。乗降の方法に応じて、リフト型とスロープ型の2つのタイプがある。車いすの固定方式も工夫されたものが開発されており、安全性も高まっている。
④ 寝台型 （ベッドから起き上がることができない方等）		寝台（ストレッチャー）に体を寝かせたまま乗降が行える。これにより家庭のベッドから病院のベッドまで寝たまま移動できる。寝台仕様の車両には車いす仕様との兼用できる車両もある。
⑤ リフト付バス （通学バスや団地での移動）		車椅子に座ったまま乗降ができるようなリフト付きのバス。学校への通学や、旅行などの団体での移動に利用されている。

※ 財団法人全国福祉輸送サービス協会のホームページより

◆ 福祉避難所の施設整備

要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるように、多様な情報伝達手段を用意することが必要であるため、福祉避難所には最低限、ラジオとテレビ、筆談用の紙と筆記用具を準備しておくとともに、文字放送対応テレビやファクシミリの確保にも努めます。

◆ 社会福祉施設、医療機関等との連携

（１）福祉避難所の設置・運営に係る連携強化

福祉避難所の設置・運営をスムーズに行うためには、専門的な人材の確保、福祉機器等の調達及び緊急入所等に関して、社会福祉施設や医療機関等と協力が必要になることから、日頃より情報を共有するなど連携強化に努めます。

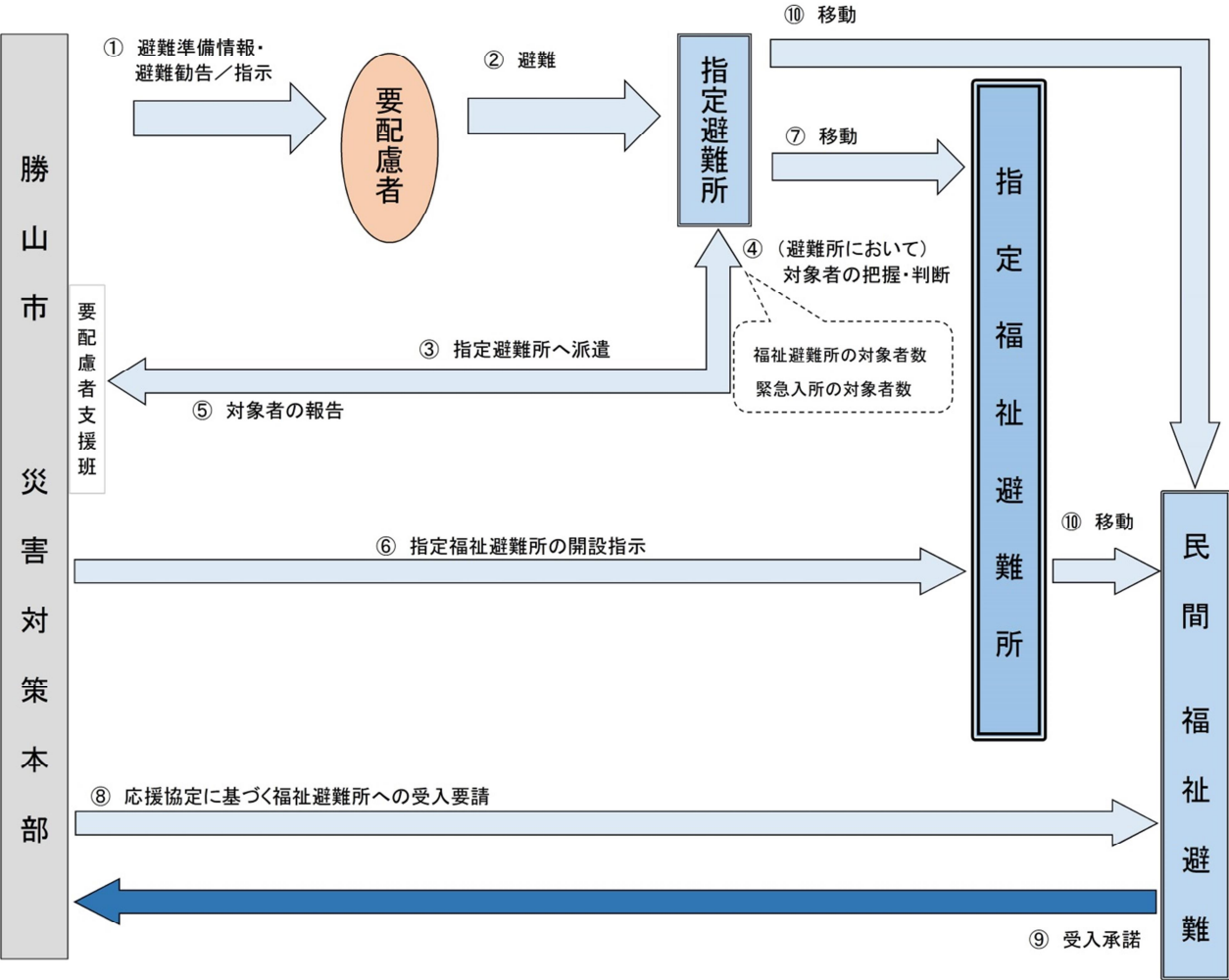
また、社会福祉施設等の関係団体・事業者間との協力体制も重要となることから、関係団体・事業者との防災協定を締結するなど、関係団体・事業者間の連携強化の促進に努めます。

（２）緊急入所等への対応

福祉避難所は、福祉施設に入所していない者が対象となります。したがって、専門的なケアを要する障害者、難病患者・人口透析患者、傷病者、高齢者等については、専門施設への緊急一時入所等の対応を行う必要があります。また、医学的措置が必要と判断される場合は、安全が確認された医療機関へ速やかに搬送することになります。

第2章 災害時における取り組み

開設までのフロー



◆ 福祉避難所の開設

（１）福祉避難所の開設及び要配慮者の受け入れ

- ① 市は、災害が発生した場合で、避難所に避難してきた者の中に福祉避難所の利用対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、施設の安全確認【様式１：避難所開設チェックリスト】を行ったうえで、福祉避難所を開設します。
- ② 福祉避難所を開設したときは、職員はもとより、要配慮者及びその家族、地域住民、支援団体等に速やかにその場所を周知します。
- ③ 受け入れ体制が整い次第、福祉避難所の利用対象となる高齢者、障害者、妊産婦など特別な配慮を必要とする人を受け入れます。このため、社会福祉施設や医療機関等と連絡調整窓口を相互確認し、要請系統を定めるなど、連携を図ります。

（２）福祉避難所の開設期間

災害救助法に基づく福祉避難所を設置した場合の福祉避難所の開設期間は、原則として、災害の発生の日から最大限７日以内です。

しかし、大規模災害等の場合で、どうしてもやむを得ず７日間の期間内で福祉避難所を閉鎖することが困難なときは、事前に災害対策本部は必要最小限の期間の延長について、県と協議します。

（３）ボランティアの受け入れ

- ① 避難施設運営状況から判断し、ボランティアの派遣の人員数や活動内容、期間等について勝山市災害ボランティアセンターに要請します。
 - ② 災害ボランティアセンターにおいて調整されたボランティアを受け入れます。
 - ③ ボランティアの分担する仕事は、福祉施設生活に関する仕事の支援とし、的確にボランティアの配備を行います。
- 要配慮者介護、看護活動の補助
 - 清掃及び防疫活動への応援
 - 災害応急対策物資、資機材の輸送及び配分活動への協力
 - 手話・筆談・外国語などの情報伝達への支援協力
 - その他、危険を伴わない軽易な作業への協力

◆ 福祉避難所の運営

（１）名簿の作成・管理

- ① 指定避難所から福祉避難所に移送する際には、指定避難所で作成した避難者カード【様式２】や健康相談票【様式１７】の引き継ぎを行います。また、要配慮者の詳細な情報を把握するため、福祉避難所避難者カード【様式１９】を新たに作成します。
- ② 自宅または地区避難所等から直接避難してきた要配慮者については、福祉避難所避難者カード【様式１９】及び避難所要配慮者名簿【様式３】を作成し、随時更新します。
- ③ 避難者に退所者があるときは、可能な限り転出先を確認して記録します。
- ④ 毎日、名簿の整理及び集計を行い、避難所の状況について、災害対策本部へ報告【様式８：避難所状況報告書－上段利用】します。

（２）食料・飲料水の配給

- ① 食料・飲料水の配給は、公平性の確保に最大限配慮して行います。また、乳幼児には粉ミルクや離乳食、高齢者にはやわらかい食事など、特別な要望については個別に対処します。
- ② 不足食料がある場合は、不足食料の内容及び数量を取りまとめて、主食依頼伝票【様式１３】に記入し、災害対策本部へ提出します。
- ③ 食料の要請に当っては、必要な食料を的確に把握し、余剰食糧が発生しないよう注意します。

（３）物資の配給

- ① 物資の配給は、公平性の確保に最大限配慮して行います。また、特別な要望については個別に対応します。

- ② 不足物資がある場合は、不足物資の内容及び数量を取りまとめて物資依頼伝票【様式 1 4】に記入し、災害対策本部へ提出します。
- ③ 物資の要請に当っては、必要な物資を的確に把握し、余剰物資が発生しないよう注意します。

(4) 物資の管理

- ① 要請した物資が搬送されたら物資依頼伝票【様式 1 4】にサインをして物資を受け取り、物資保管場所へ保管します。

＜物資の管理・保管方法＞

- 男性衣類、女性衣類、子ども衣類、食料品、タオル、毛布、紙製品、生理用品、紙おむつ、その他に分類する。
 - 生活用品は、石鹸、洗剤、歯ブラシ、乾電池、文房具、書籍、おもちゃ、医薬品、電気製品などの用途別に分類する。
- ② 搬送された物資については、物資管理簿【様式 1 5】に記入します。
 - ③ 特別なニーズがある人には、個別に対処するように努めます。

(5) トイレに関する対応

- ① 必要に応じて、簡易トイレや仮設トイレを所定の場所に設置します。(ジオアリーナについては、マンホールトイレ設置可能)
- ② トイレ使用についての注意事項を福祉避難所内トイレ及び仮設トイレそれぞれに貼り出し、避難所への周知徹底を図ります。
- ③ 施設内トイレ・仮設トイレなどの清掃、手洗い消毒液の交換などの衛生管理は、毎日行い、要配慮者の家族で手伝える人がいれば協力を依頼します。

＜トイレ＞

- ・ 仮設トイレ等のくみ取りは、状況を見て早めに要請します。

(6) ごみに関する対応

- ① 施設管理者と協議の上、ごみの集積所を指定し、貼り紙などにより避難者へ周知徹底を図ります。
- ② ごみは、避難者各自が可燃・不燃ごみなどに分別し、所定の場所へ整然と置くよう指示します。
- ③ ごみ集積所は、できるだけ屋根付きで屋外の直射日光が当たらない場所を選びます。

(7) 防疫に関する対応

- ① 食中毒や風邪などの感染症が流行しないように、避難者等に協力を得て、ごみ処理や防疫に注意します。
- ② うがい、手洗いを励行します。
- ③ 風呂の利用計画を作成し、周知します。
- ④ 生活用水が確保できる場合は、洗濯場や洗濯物干し場を確保します。
- ④ 風邪や下痢など体調を崩している人の有無を把握します。

<生活用水の確保>

飲料水の安定的な供給ができる場合は、トイレ・手洗い・洗顔・洗髪・洗濯などの生活用水の確保に努めます。

<手洗いの励行>

手洗い所には、消毒液を配置します。

<食器の取扱い>

衛生確保の観点から、食器は出きるだけ使い捨てとします。

(8) 避難施設内の清掃・整理整頓

福祉避難所内の共有スペースなどの清掃は、避難者等の中で手伝える人がいれば協力を依頼します。

(9) 電話の問い合わせや避難者の呼び出し

- ① 外部からの電話の問い合わせによる他の避難者への迷惑を最小限におさえるために、呼び出しなどは時間を決めて行います。
- ② 電話での問い合わせがあった時は、避難者名簿と照合します。
- ③ 福祉避難所内の電話は受信専用とし、避難者の発信用電話は特設公衆電話とします。
- ④ 呼び出しは、放送及び掲示により伝言し、折り返し避難者の方から連絡をとる方法を原則とし、受信状態のままで呼び出しをしないようにします。

(1 0) 生活情報の提供

求められる様々な情報について、手分けして情報を収集し、掲示板など多様な手段で提供します。

＜避難者の必要とする情報＞

- ・ 被害、安否情報 ・ 医療・救護情報 ・ 余震、天候情報
- ・ 生活支援情報 ・ ライフライン及び交通機関の復旧情報
- ・ 生活再建情報 ・ 長期受入施設に関する情報 など

＜情報の収集方法＞

- 災害対策本部からの情報や、公開されている情報を収集します。
- テレビ・ラジオ・新聞などの情報を収集します。

＜情報の周知＞

- 収集した情報を整理し、必要な情報を明示して、掲示板や放送等あらゆる手段を用いて提供します。
- 掲示板には、被災者同士が情報交換できる「伝言板コーナー」を設置します。
- 不要となった情報も記録・整理して保管します。

◆ 福祉避難所における要配慮者の支援

(1) 要配慮者の支援

- ① 定期的に、要配慮者の健康状態、必要なサービスの状況などを点検します。
- ② 福祉避難所において、障害者や高齢者などが生活しやすい避難所の環境整備に努めます。
- ③ 福祉避難所では、要配慮者それぞれの配慮事項に応じた対応に努めます。

<高齢者>

- 避難生活で活動力が低下し、寝たきり状態になりやすいので、健康状態に十分配慮し、可能な限り運動のできる場所を確保します。
- 認知症高齢者は、生活環境の変化で問題行動が出現しやすいので、生活指導等を行い精神的な安定を図ります。
- トイレに近い場所に避難スペースを設け、おむつをしている人のためには、おむつ交換の場所を別に設けます。

<視覚障害者>

- 避難所のトイレや配給場所、状況の変化などを適切に伝えます。
- 放送やハンドマイク等を使用し、最新の情報を確実に伝えます。

<聴覚障害者>

- 伝達事項は、紙に書いて知らせます。
- 掲示板等を使用し、場所や使用方法、状況の変化、最新の情報を適切かつ確実に伝えます。
- 手話通訳者等を派遣します。

<肢体不自由者>

- 車いすが通れる幅を確保します。

<内部障害者>

- 医療機材の消毒や交換のため、清潔な治療スペースを設けます。
- 医療機関等の協力により巡回診療を行います。

<知的障害者>

- 環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、気持ちを落ち着かせるよう配慮します。

<乳幼児>

- 退行現象、夜泣き、不眠などの症状に留意し、精神的安定が図られるよう配慮します。
- 乳児に対して、ミルクの湯、哺乳瓶の清潔、沐浴の手だての確保等に留意します。

(2) 福祉サービスの提供

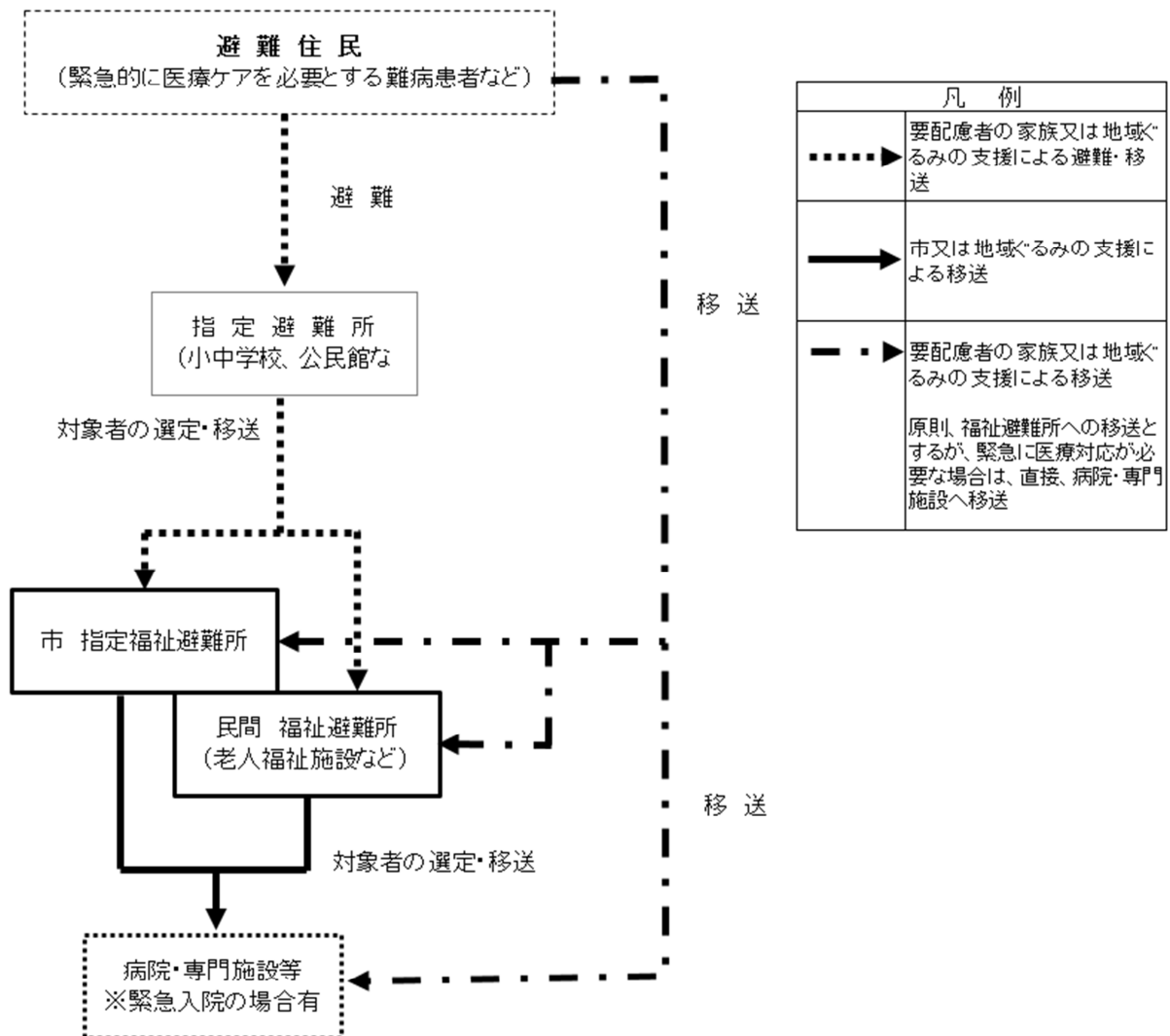
- ① 要配慮者が災害発生前に受けていた福祉サービスや医療を、災害後も継続的に受けることができるよう対応を図ることが重要であるため、福祉サービス事業者等と携を図り、避難している要配慮者に対して必要な福祉サービスを提供します。
- ② 福祉避難所におけるホームヘルパーの派遣等、福祉各法による在宅福祉サービス等の提供は福祉各法による実施を想定しています。

(3) 総合相談窓口の設置

- ① 要配慮者特有の相談に対応する相談窓口を、福祉避難所に設置します。
- ② 相談窓口では、専門職による総合的な福祉、健康相談等を行います。

(4) 緊急入所等の実施

- ① 福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者について、緊急入所、緊急ショートステイ等により適切に対応します。
- ② 要配慮者の症状の急変等により医療処置や治療が必要になった場合は、医療機関に移送します。



◆ 福祉避難所の閉鎖

- ① 避難者の撤収状況等を勘案し、福祉避難所の閉鎖を判断したときは、避難している要配慮者及びその家族に十分に説明します。
- ② 避難している要配慮者が撤収し、福祉避難所としての目的を達成したときは、要配慮者支援班長（福祉児童課長）及び施設管理者（健康体育課）は、施設の点検を行い、原則として福祉避難所使用前の状態に原状復旧を行ったうえで、福祉避難所としての指定を解除します。

※ 本マニュアルに記載のない事項については、「勝山市避難所開設・運営マニュアル」の本編・様式集・資料編を参考とする。

第2編 物資集配拠点施設編

◆ 物資集配拠点の設定

物資集配拠点となる勝山市体育館 ジオアリーナは、災害が発生した場合においても通行が可能な広幅員な主要幹線道路である福井県第1次緊急輸送道路沿いにあります。また最重点除雪路線（長山交差点～福井県立病院・福井大学医学部附属病院）にも隣接しており、1年を通じてアクセスに優れた位置となっています。

◆ 物資集配拠点の役割

物資集配拠点は、全国から送られてくる救援物資の一時保管場所となり、集荷・仕分け整理の後、災害対策本部からの要請により指定避難所へ物資を配送する拠点となります。

◆ 物資集配拠点の運営にかかる事務分掌

物資集配拠点として運営するために必要な事務は、勝山市災害対策本部事務分掌に基づき、商工・物資供給班（商工文化課）が主体となり、総務・職員班（総務課）、施設管理者（健康体育課）のほか、関係班と調整し実施します。

◆ 物資集配拠点の開設

災害対策本部から物資集配拠点として使用する旨の指示があった場合、施設管理者及び商工・物資供給班（商工文化課）は受入場所を確保します。

施設利用者がいた場合は、施設外への退去（安全な自宅への帰宅か指定避難所への移動）を促します。ただし、利用者の安全を優先し、移動経路が危険な場合等は無理に退去させず、一時とどまらせ、一部の部屋にまとまってもらうなどします。

当該施設が、物資集配拠点及び市民立入禁止であることを施設に掲示し、関係者以外の進入を制限します。受入場所を確保したら、受け入れ体制が整ったことを災害対策本部に連絡します。

◆ 救援物資への対応

過去の大震災では、全国の多くの人々から救援物資が寄せられました。これら救援物資は、被災者に対する思いやりや善意にあふれていたものでしたが、円滑に配布できたのは応急対策が一段落してからでした。

災害発生直後において食料や生活物資の一部が不足している状況が報道されると、個人を中心に全国から救援物資が寄せられます。しかし、大規模な災害の発生直後には、①何が、②どのくらい、③いつまでに、送られてくるかわからない不特定多数からの小口の救援物資を、④必要としている被災者に、⑤必要としているものを、⑥必要としている時期に、分類・仕分けして配布することは、極めて困難な状況です。また、地域経済活動への影響も少なからず指摘されています。

このような過去の事例から、市は報道機関等の協力を得て、発

災直後の救援物資の抑制に努めます。

また、避難者のニーズが把握された後も、災害時応援協定に基づいた応援協定締結企業や他の自治体、または企業・団体から物資を調達し、個人からの救援物資は仕分けに多大な労力と資源を要することから抑制する取り組みを進めます。

【例えば、生ものや古着、缶詰は送付されないよう宅配・物流業者に対して受託制限を依頼します】

◆ 救援物資の受入れ・仕分け

物資拠点施設開設時は、商工・物資供給班（商工文化課）等により配送された物資の受入れ・仕分けを行います。長期におよぶことが想定される場合は職員のローテーションを組んで配置に付けます。

物資の荷下ろしや仕分け作業に多くの人手を要する場合は、ボランティアによる協力を災害対策本部に要請します。

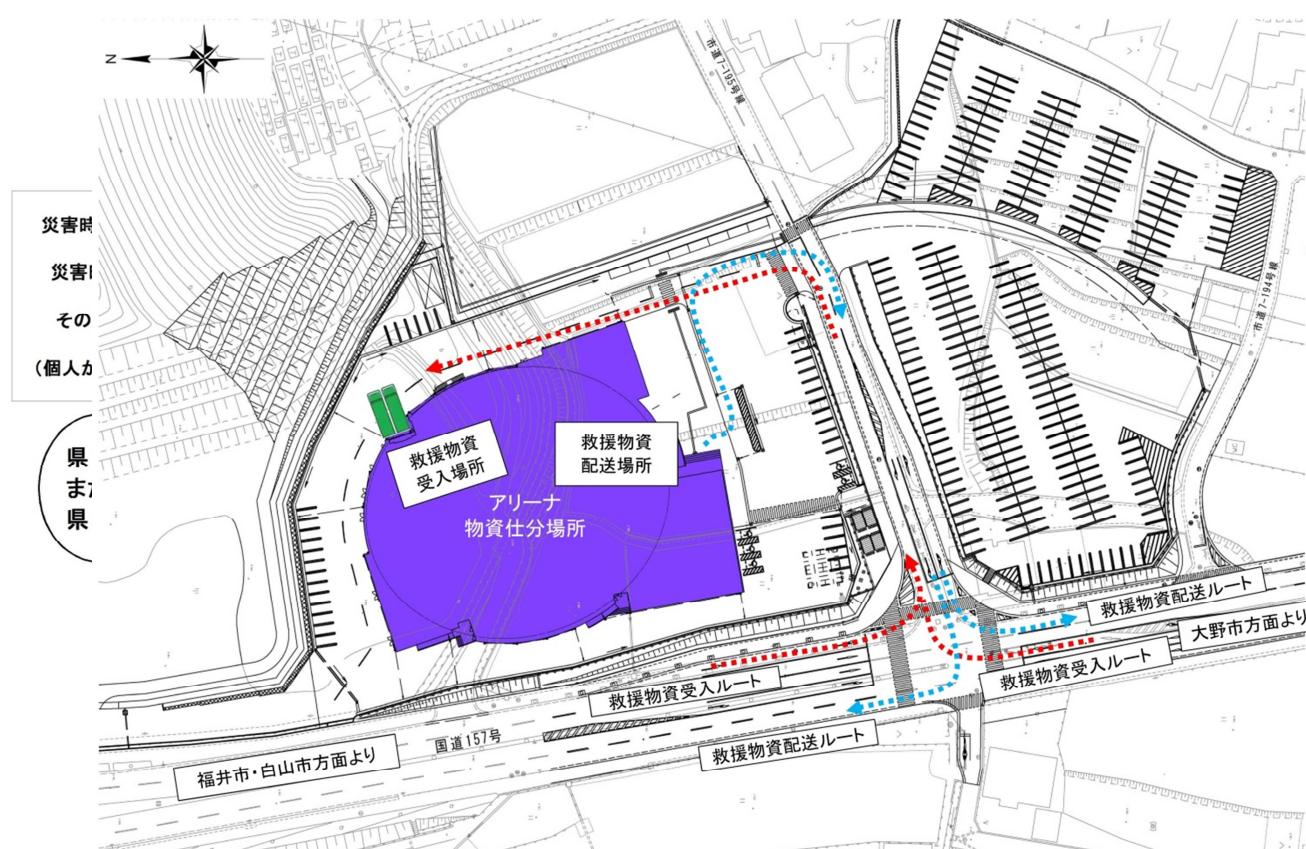
また、これらの人員だけでは処理できない救援物資が配送され続け、仕分け作業や避難所への配送作業に支障をきたす場合には、民間宅配・物流業者による業務委託の検討を災害対策本部に要請します。

◆ 救援物資の配送

避難所からの物資の要請は災害対策本部にて集約・調整され、物資集配拠点に伝達されますが、その度に配送することは物資集配拠点施設の人員を割くことになり受入れ・仕分け作業に支障をきたすことから、原則として1日2回の定期配送とします。

避難所への配送物量が多く、市保有の車輛のみでは対応出来ない場合や人員が不足し定期配送に支障をきたす場合には、民間宅配・物流業者による業務委託の検討を災害対策本部に要請します。

なお、物資拠点施設における避難住民等への個別配布は、原則としておこないません。



物資拠点施設における救援物資の受入・配送ルート図

◆ 物資集配拠点施設の閉鎖

指定避難所等が閉鎖され、応急仮設住宅等への転居後に伴い救援物資配布から自立支援に移行する時期となってきた際には、災害対策本部は市内の物流の復旧状況を確認し、物資の受入れ・配送を停止します。その際には、メディアを通じて物資受入を停止したことを広報すると共に、民間宅配・物流業者に対して各営業所での救援物資受入を拒否するよう依頼します。

物資拠点施設では、残存する物資を災害対策本部が指定する他の保管場所に移送します。

その後、施設管理者（健康体育課）等は施設の点検を行い、原則として物資集配拠点使用前の状態に原状復旧を行ったうえで、物資集配拠点施設の閉鎖を行います。

第3編 災害時の支援活動拠点施設編

◆ 支援活動拠点の設定

支援活動拠点となる勝山市体育館 ジオアリーナは、物資集配拠点施設編にも記載したとおり、災害が発生した場合においても通行が可能な広幅員な主要幹線道路である福井県第1次緊急輸送道路沿いにあります。

また最重点除雪路線にも隣接しており、1年を通じて支援部隊が容易にアクセス出来る位置となっています。

◆ 支援活動拠点の役割

支援活動拠点は、駐車場の大空間を利用して支援部隊（警察、消防、自衛隊、インフラ（電力、通信、水道）、公共土木施設等の復旧活動部隊）の集結・ベースキャンプの拠点として機能します。また、支援部隊が活動環境を確保するため、屋外上下水道施設の整備や災害対策本部との無線通信機能を整備しています。

◆ 支援部隊の受入れにかかる事務分掌

支援部隊を受け入れるための必要な事務は、勝山市災害対策本部事務分掌に基づき、総務・職員班（総務課）及び連絡調整班（未来創造課）が主体となり、施設管理者（健康体育課）のほか、関係班と調整して行います。

支援拠点施設における支援部隊の活動は、原則として自主運営となりますが、総務・職員班（総務課）等は支援部隊の要望を聞き取り、スムーズな活動が出来るよう協力します。

◆ 災害時における上下水道施設の確保

◎上水道施設

敷地内には適宜、給水栓を設置しており支援部隊が利用出来るよう整備しています。しかし大規模災害時には、上水道施設が破損し給水栓から給水できない可能性が高くなります。本拠点では、地上式貯水槽（40m³）を設置し、支援部隊等に供給可能な状態を維持します。

◎下水道施設

敷地内にはマンホール直結式汚水枡（10箇所）を整備しており仮設トイレを配置することにより、上記の上水道施設と合わせて水洗式仮設トイレとして使用することが出来るようになっていきます。（下水道施設の使用の有無が確認出来るまでは、汲取式トイレにて対応）

総務・職員班等は、支援部隊の配置状況を確認し、必要に応じて仮設トイレの設置を災害対策本部に要請します。

◆ 災害対策本部との通信機能の確保

敷地内には、防災行政無線を配備しておりN T T回線や携帯電話網などの民間通信施設が機能しない場合においても、支援活動拠点と災害対策本部として設置予定の市役所間の通信手段として確保します。

◆ 支援活動拠点内の放送設備

敷地内に配備している防災行政無線には屋外拡声器が設置されており、非常の際には防災行政無線子局（現地）のハンドマイクから放送することが可能となっています。

支援部隊に対し、情報伝達することが必要な場合は、本設備を利用することができます。

◆ 支援活動拠点内の屋外照明設備

施設内駐車場の照明灯は、電源にソーラー蓄電システムを利用しており、電力が復旧していない場合においても、点灯することができます。支援部隊が夜間に到着する場合や拠点で活動する場合にも一定の照度を確保しています。

機 能	用 途	概算面積
支援部隊の拠点	ベースキャンプ 車両駐車スペース	6,500m ²
	支援活動スペース 屋外物資置場	1,000m ²

まち館地区防災拠点 運営マニュアル

令和 年 月

勝山市

はじめに

本マニュアルは、防災の拠点としての機能を担うまちづくり会館・コミュニティセンター（以下「まち館」という。）での災害時の動きとその後の活動について示したものであり、まちづくり会館・コミュニティセンター職員（以下「まち館職員」という。）、地区災害対応支部運営の主体となる市職員や設置場所となる、情報連絡に関わる地区住民との間で認識を共有し、連携強化を図ることを目的としています。

災害発生時の初動においては、災害対策本部で被災状況を迅速かつ的確に把握することが、その後の災害応急活動において非常に重要となります。

しかし、大規模災害発生時、災害対策本部が各地区の被災状況等を把握しようとしても、電話の輻輳※などにより、各地区と連絡が取れず思ったように情報が得られないことが予想されます。

そこで、各地区の情報を迅速かつ的確に収集・伝達するため、まち館が当該地区の「地区防災拠点」として機能します。また、災害の状況に応じて、市職員をまち館に派遣し、「地区災害対応支部」を設置します。

地区防災拠点及び地区災害対応支部は、地区単位で、避難所の状況や地区内の被災状況を収集して災害対策本部に報告します。また、災害対策本部で決定された方針や、勝山市域全体の被災状況などの情報を、避難者や地区住民へと伝達する活動を行います。

※輻輳とは、方々から集まること。物が1ヶ所に混みあうこと。

災害時における情報に関するQ & A

Q 1. 災害時、市はなぜ情報を収集する必要があるのですか？

A 1. 大規模災害が起こると、いろいろな場所で家屋が倒壊し下敷きとなったり、火災が発生すると予想されます。そのときに最も重要な活動は、隣近所による住民同士の救出活動や初期消火活動ですが、市も、人命救助を最優先にしていろいろな災害応急活動を行います。どこでどんな被害が発生しているのかが分からなければ、市として対応が取れません。つまり、市内の被害状況の情報収集が災害応急活動における最初の一歩となるのです。

Q 2. 情報を収集した後、市はその情報をどのように使うのですか？

A 2. 災害発生時、市庁舎に災害対策本部が立ち上がります。市内の被害状況は、市の災害対策本部で取りまとめ、自衛隊・警察・消防・消防団と共有し、被害状況に合わせた地区ごとの救出救護活動及び消火活動の規模を判断して自衛隊・警察や消防など、様々な機関の救出救護活動や消火活動の資とします。

— 目 次 —

第1章 地区防災拠点・地区災害対応支部に関する基本事項	3
1. 地区防災拠点の役割	3
2. 地区災害対応支部の設置	3
3. 地区災害対応支部設置・運営における各主体の動き	3
4. 地区防災拠点・地区災害対応支部と災害対策本部の情報共有方法	6
5. 地区防災拠点・地区災害対応支部の設置場所	7
6. 地区防災拠点・地区災害対応支部で使用する資料・備品	8
第2章 職員の参集	9
1. 参集における行動	9
第3章 地区防災拠点・地区災害対応支部の設置	12
1. まち館の安全確認	12
2. 地区防災拠点・地区災害対応支部の設置例	12
3. 地区防災拠点・地区災害対応支部設置完了の報告	12
第4章 地区防災拠点・地区災害対応支部の活動	13
1. 地区防災拠点の活動組織	13
2. 地区災害対応支部の活動組織	13
3. 地区の被災情報や避難所情報の収集	14
4. 情報の整理	14
5. 災害対策本部への報告	15
6. 災害対策本部から情報収集・伝達	15
第5章 地区災害対応支部の閉鎖	16
1. 地区災害対応支部の閉鎖	16
2. 地区災害対応支部の撤収	16

第1章 地区防災拠点・地区災害対応支部に関する基本事項

1. 地区防災拠点の役割

まち館職員はそれぞれの地域の地区防災拠点としての役割を担い、以下の業務を行います。

- (1) 発災後、自動配備（震度5弱以上）又は市長からの指示によりまち館に参集
 - (2) 災害対策本部及び避難所との通信・連絡手段を確保し、状況の共有・伝達
 - (3) 避難所担当職員及び避難所運営委員会と連携し、ライフラインに関する地区の被災状況や避難所開設・収容状況等の情報を収集し、取りまとめた上で、災害対策本部へ報告
 - (4) 市内全域の被災状況や、避難所の開設状況、給水場所の情報などを災害対策本部から得て、避難所の掲示板等を活用し、地区の住民や避難者へと伝達。
- まち館職員の業務について（地区防災拠点としての役割以外）

地震以外の風水害等の災害が起こり、被害等状況が軽度である場合は、まちづくり会館・コミュニティセンターが一時避難所として開設されます。その場合は、避難所管理責任者・運営担当職員、まち館職員が中心となって避難所開設・運営を行います。

2. 地区災害対応支部の設置

本部長（市長）は、災害の状況に応じて、地区災害対応支部を設置します。

支部長を課長級職とし、設置された地区の地域担当職員と共にまち館に移動します。

支部長、まち館職員、地域担当職員は1.に定める役割を担います。地区災害対応支部は、加えて、必要となる対応・措置について、災害対策本部へ進言する役割も担います。

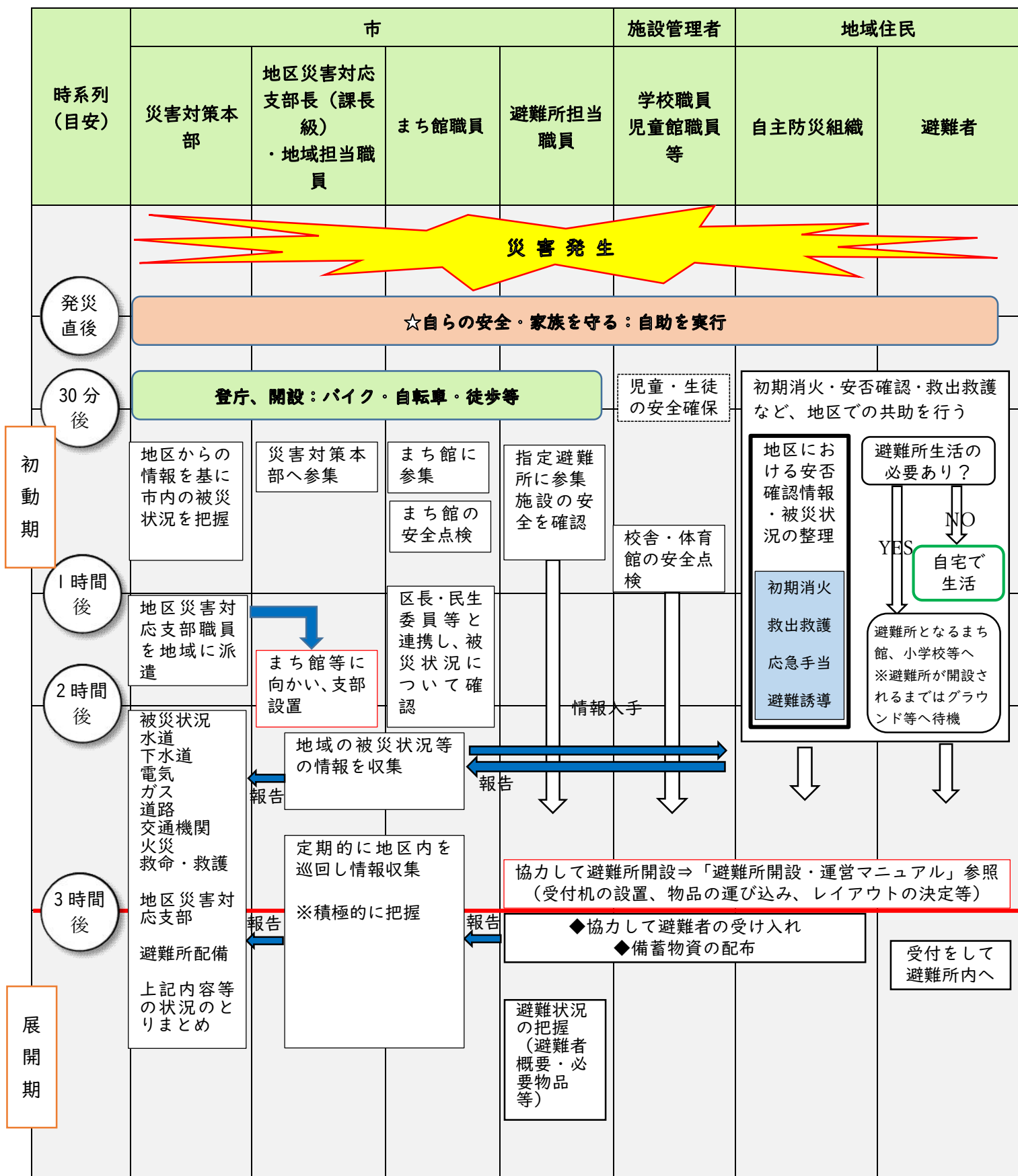
※ 地区災害対応支部は、設置後、3日間から1週間程度活動することを想定

※ 活動が3日間を超える場合は、災害対策本部の判断により交代要員を派遣

3. 地区災害対応支部設置・運営における各主体の動き

下表に、震度5弱以上の場合における地区災害対応支部の設置・運営の基本的な流れと、各主体の動きを一例として示します。

地区災害対応支部が設置されない場合は、地区災害対応支部長（課長級）・地域担当職員の動きは考慮しません。



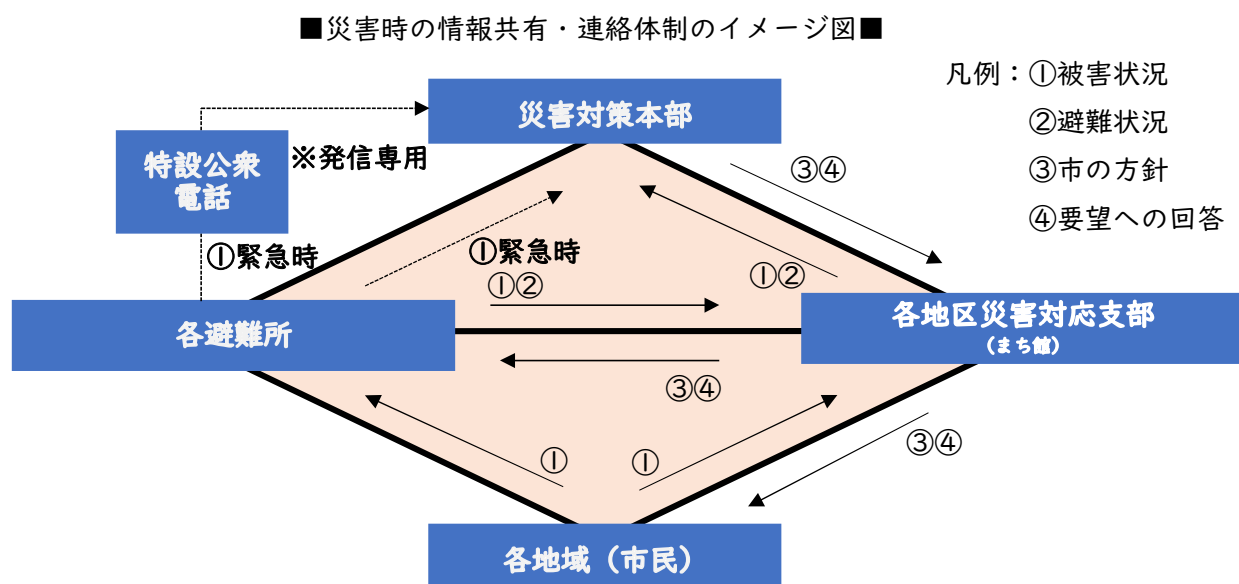
4. 地区防災拠点・地区災害対応支部と災害対策本部の情報共有方法

(1) 地区防災拠点・地区災害対応支部と災害対策本部との連絡手段は、webex（業務用携帯電話）をもって確保し、各種情報を共有するものとし、Zoom 端末も活用します。

(2) 市では、地区防災拠点・地区災害対応支部とは別に、避難所担当職員（市職員）を派遣し、避難所を開設します。

(3) webex の導通が悪い場合は、貸与する移動系 IP 無線や、拠点避難所に設置されている特設公衆電話、拠点避難所の防災行政無線に設置されている無線機を活用して災害対策本部へ報告することとします。その際、その内容について避難所担当職員と共有します。

※避難所の開設・運営に係る詳細については、別途、避難所開設・運営マニュアルに記載しています。



5. 地区防災拠点・地区災害対応支部の設置場所

地区防災拠点・地区災害対応支部は、市内の10か所のまち館に設置します。

■地区防災拠点・地区災害対応支部の設置場所と担当する避難所一覧■

地区名称	設置場所	管轄下の避難所
勝山	勝山市教育会館 (勝山まちづくり会館) (0779-88-0800)	勝山市教育会館 成器西小学校(体育館) 勝山市体育館ジオアリーナ 勝山市民会館(予備) 勝山高等学校(予備)
猪野瀬	猪野瀬こうみん館 (0779-88-0313)	猪野瀬こうみん館 成器南小学校(体育館) 林業者健康トレーニングセンター(予備) 勝山市市民交流センター(予備) 勝山南部中学校(予備)
平泉寺	平泉寺まちづくり会館 (0779-88-0866)	平泉寺まちづくり会館 平泉寺児童館 平泉寺小学校(体育館)(予備)
村岡	村岡まちづくり会館 (0779-88-0366)	村岡まちづくり会館 村岡小学校(体育館) 福祉健康センター「すこやか」 生涯学習センター「友楽喜」(予備) 勝山中部中学校(体育館)(予備)
北谷	北谷町コミュニティセンター (0779-83-1030)	北谷町コミュニティセンター かつやま子どもの村小・中学校(予備)
野向	野向町コミュニティセンター (0779-88-0265)	野向町コミュニティセンター 野向児童館 野向小学校(体育館)(予備)
荒土	荒土まちづくり会館 (0779-88-2117)	荒土まちづくり会館 荒土児童ホール 荒土小学校(体育館) B & G勝山海洋センター 勝山北部中学校(体育館)(予備) 道の駅「恐竜渓谷かつやま」(予備)
北郷	北郷まちづくり会館 (0779-88-1001)	北郷まちづくり会館 北郷小学校(体育館)
鹿谷	鹿谷まちづくり会館 (0779-87-2111)	鹿谷まちづくり会館 鹿谷児童センター 鹿谷小学校(体育館)
遅羽	遅羽まちづくり会館 (0779-88-0364)	遅羽まちづくり会館 遅羽児童館 三室小学校(体育館)(予備)

6. 地区防災拠点・地区災害対応支部で使用する資料・備品

地区防災拠点・地区災害対応支部の設置・運営に必要な備品類は、常備ケースにまとめ、あらかじめ、地区防災拠点・地区災害対応支部となる部屋に保管します。

なお、地区防災拠点・地区災害対応支部設置の際に必要な机やイス、ホワイトボード等の大きな備品は、まち館から借用します。

【常備ケースに入っている備品】			
プラスチックケース	1 個	地区の地図 (A1)	1 枚
本マニュアル	1 部	貼り紙『地区災害対応支部』	3 枚
貼り紙『地区防災拠点』	3 枚	ホワイトボード用マグネット	10 個
ホワイトボードマーカー3 色	各 1 本	ガムテープ	1 個
セロテープ	1 個	蛍光マーカーペン 5 色	各 1 本
はさみ	1 個	半透明付せん	1 セット
ノート	2 冊	ボールペン	2 本
ベスト	6 枚	マジック (黒)	1 本
毛布	6 枚	携帯トイレ	12 枚
サポートマット	6 枚	A4 用紙 (白紙)	1 丸
A3 用紙 (白紙)	1 丸	決裁板	1 枚
付せん紙	100 枚	被害状況・処理状況記入票	20 枚

第2章 職員の参集

1. 参集における行動

(1) 共通事項

ア 勤務時間内（所属にいる場合）

市内で震度5弱以上の地震が観測された時は、家族の安否及び自宅等の被害状況を確認し、各所属勤務場所にて自動配備(参集)とします。しかしながら、勤務が不可な場合のみ、災害対策本部に報告するものとします。風水害の場合も、上記の行動と準備を行い指示を待つものとします。

イ 勤務時間外（所属にいない場合）

テレビ・ラジオ等で災害情報を収集します。

市内で震度5弱以上の地震が観測された時は、家族の安否及び自宅の被害状況を確認し、登庁の可否を所属部署に報告したのち、家族の生活基盤を整えた上で所属に参集するものとします。

この際、携行品（水、食料、防寒着等）及びその他として、各個人が必要と思われる物を携行するものとします。

震度を確認できない時、自宅周辺において大きな被害（家屋の倒壊や火災、液状化等）が確認できた場合、被災住民の救助・救護及び初期消火等の対応を実施したのち、直ちに各所属勤務場所に登庁するものとします。

この際、参集途中において目撃した被害情報があれば、webex等により災害対策本部に報告するものとします。

風水害の場合も、「ア. 勤務時間内（所属にいる場合）」と同様とし、災害対策本部設置の場合は、職員総員が所属に参集するものとします。

(2) 地震災害時

【地震発生時における避難所開設基準】

配備体制	配備基準 (震度)	避難所、地区防災拠点としての体制
注意体制	震度3	・まち館職員は市と連絡のとれる体制をとり、災害に関し諸確認を行う。 (各種情報収集等)

警戒 体制	震度 4	・まち館職員は、常に連絡のとれる体制をとる。 ●避難所開設の指示があった場合 平日勤務時間内：まち館職員は、避難所開設・運営を行う。 休日、夜間等勤務時間外：総務課の連絡を受け、必要に応じて避難所開設・運営を支援する。 ・情報収集等の指示があった場合：当該地区の情報収集を行う。
本部 設置	震度 5 弱 以上	災害対策本部の設置 ・まち館職員はまち館に参集し、当該地区の情報収集等を行う。 ・地区災害対応支部長、地域担当職員は災害対策本部から、地区災害対応支部への派遣を命じられた場合、災害対策本部において、移動系 IP 無線及び移動車両の鍵等を受領後、担当のまち館へ向かう。

(3) 風水害時

配備 体制	配備基準	避難所、地区防災拠点としての体制
注意 体制	(1) 強風、大雨、冬季における低温等の注意報が発表、警報の早期情報による注意喚起も出され、危機管理幹が必要と認めた場合 (2) 気象台からキキクル警戒レベル 2 相当の気象情報が発表され危機管理幹が必要と認めた場合 (3) 8 時間以内に台風の暴風圏に勝山市が含まれると予報され、危機管理幹が必要と認めた場合 (4) 融雪注意報が出される等、急激な気温上昇及び降雨等により、融雪増水、土砂災害並びに雪崩が予想され危機管理幹が必要と認める場合	・まち館職員は常に連絡のとれる体制をとり、災害に関し諸確認を行う。(各種情報収集等) ・情報収集等の指示があった場合：当該地区の情報収集を行う。

警戒体制	(1) 暴風、大雨、大雪等の警報が発表され、危機管理幹が必要と認めた場合 (2) 気象台からキキクル警戒レベル3相当の警戒情報が発表され、危機管理幹が必要と認めた場合 (3) 河川水位が避難判断水位に到達し、かつ上流域の観測所の河川水位が上昇している場合 (4) 災害対策本部を設置するに至らない小規模の災害が発生した場合 (5) 積雪量が市街地で100cm程度に達し、更に降雪が予想される場合(雪害対策室)	・<u>勝山市災害対策警戒連絡室の設置</u> ・<u>まち職員は指示があれば直ちにまち館に参集できる体制を整備する。</u> ●<u>避難所開設の指示があった場合</u> <u>平日勤務時間内：まち館職員は、避難所開設・運営を行う。</u> <u>休日、夜間等勤務時間外：まち館職員は、総務課の連絡を受け、必要に応じて避難所開設・運営を支援する。</u> ・<u>まち館職員は、情報収集等の指示があった場合：当該地区の情報収集等を行う。</u>
本部	災害対策本部の設置 (1) 暴風、大雨、洪水、土砂災害、大雪等に関する警戒情報が発表された場合 (2) 河川が氾濫危険水位に達した、又は達すると予想される場合 (3) 気象台からキキクル警戒レベル4以上の警戒情報が発表された場合 (4) 災害発生 of 通報があった場合 (5) 大雨等により、九頭竜ダムの異常降水時防水操作(緊急放水)の通知があった場合 (6) 積雪量が市街地で150cm程度に達し、大規模雪害が発生又は予想される場合	・<u>避難所管理責任者等は、災害対策本部と連絡のとれる体制をとり、避難所開設の指示があった場合、避難所管理責任者等は避難所に参集</u> ・<u>まち館職員は、災害対策本部と連絡のとれる体制をとり、指示があった場合まちづくり会館に参集</u> ●<u>避難所開設の指示があった場合</u> <u>平日勤務時間内：まち館職員は、避難所開設・運営を行う。</u> <u>休日、夜間等勤務時間外：まち館職員は、災害対策本部の連絡を受け、必要に応じて避難所開設・運営を支援する。</u> ・<u>まち館職員は、情報収集等の指示があった場合：当該地区の情報収集等を行う</u> ・<u>地区災害対応支部長、地域担当職員は、災害対策本部から、地区災害対応支部への派遣を命じられた場合、災害対策本部において、移動系IP無線及び移動車両の鍵等を受領後、担当のまち館へ向かう。</u>

※ 参集の際は、業務用携帯でそれぞれ各地区の災害等による被害状況が分かる個所の撮影を行い、「メッセージ」→「全職員向け緊急連絡」に写真を投稿し職員間での情報共有を行う。

第3章 地区防災拠点・地区災害対応支部の設置

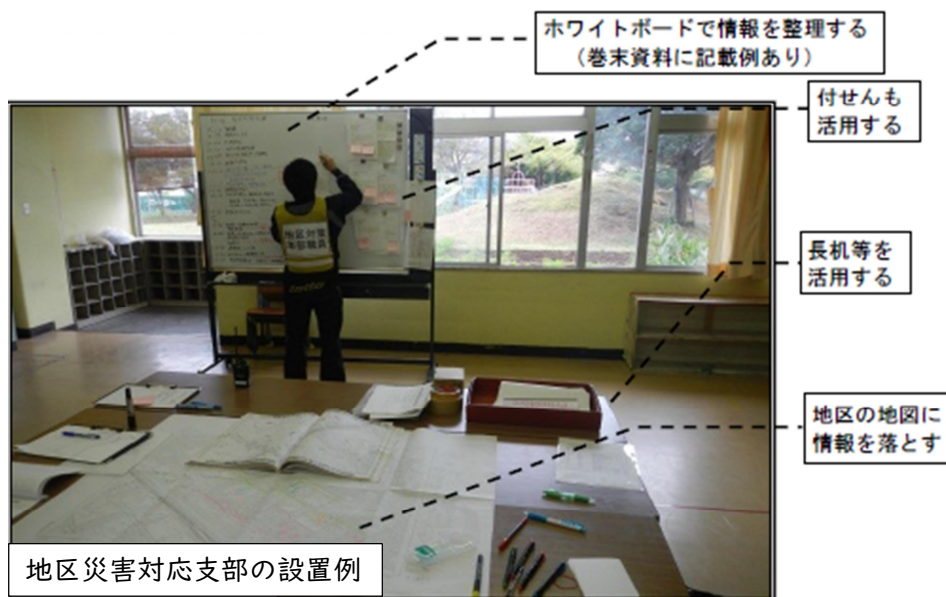
1. まち館の安全確認

災害発生時、まち館職員は、まち館に被害が発生していないかを確認した上で、地区防災拠点・地区災害対応支部の設置を始めます。

もし、設置場所の安全が確保できない場合は、避難所担当職員・施設管理者と協議の上、まち館以外の避難所に設置します。

2. 地区防災拠点・地区災害対応支部の設置例

地区防災拠点・地区災害対応支部の設置場所が地区住民に分かるように、まち館入口付近に「地区防災拠点」「地区災害対応支部」の貼り紙及び案内図を貼り出します。



※Zoomを活用できる場所で設置

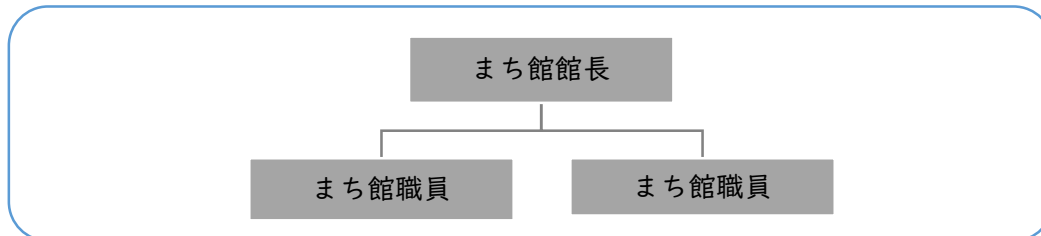
3. 地区防災拠点・地区災害対応支部設置完了の報告

地区防災拠点としての活動用意ができたなら、まち館職員は webex 等で災害対策本部へ報告してください。

地区災害対応支部職員は、地区災害対応支部の設置が完了したら、webex 又は貸与する移動系 IP 無線を活用して災害対策本部へ報告します。

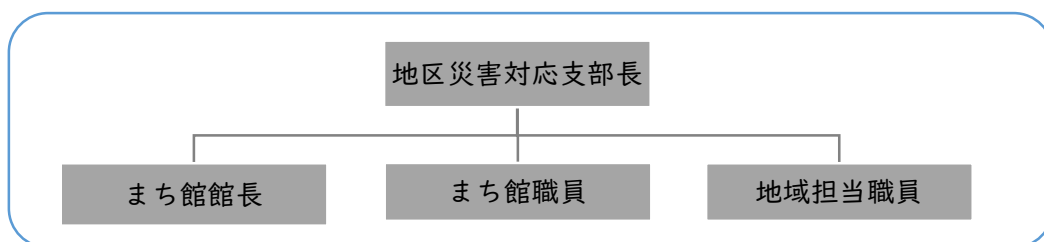
第4章 地区防災拠点・地区災害対応支部の活動

1. 地区防災拠点の活動組織



区 分	主な役割
まち館館長	◆被災情報及び避難所情報の取りまとめと状況図の整備 ◆避難所運営委員会からの要望事項の把握 ◆要望事項等について、災害対策本部への報告 ◆災害対策本部からの情報収集
まち館職員	◆避難所運営委員会との連携による避難者の状況把握 ◆要配慮者（避難行動要支援者）の情報収集 ◆まち館館長の補佐 ◆地区住民からの安否確認等の情報収集 ◆巡回による被災情報等、地区情報の収集

2. 地区災害対応支部の活動組織



区 分	主な役割
地区災害対応支部長	◆担当地区の被災情報及び避難所情報の取りまとめと状況図の整備 ◆避難所運営委員会からの要望事項の把握 ◆要望事項等について、災害対策本部への報告 ◆災害対策本部からの情報収集

まち館館長	◆避難所運営委員会との連携による避難者の状況把握 ◆要配慮者（避難行動要支援者）の情報収集 ◆地区災害対応支部長の補佐
まち館職員	◆地区住民からの安否確認等の情報収集
地域担当職員	◆巡回による被災情報等、地区情報の収集

3. 地区の被災情報や避難所情報の収集

(1) 避難者の状況把握

避難所担当職員からの通報又は避難所へと出向き、避難者の概数・傷病者の概数等を把握します。

(2) 要配慮者（避難行動要支援者）の情報収集

ア 民生委員・児童委員が実施する担当地区の「避難行動要支援者名簿」に基づく、安否確認情報（未確認情報含む。）を把握します。

イ 安否未確認情報について災害対策本部（もしくは福祉課）へ報告します。

ウ 安否確認結果を記した名簿等を避難所掲示板へ掲載します。

エ 災害対策本部から指示があった場合、自主防災組織と協力して、安否未確認の避難行動要支援者の搜索及び危険の無い範囲で救出救護を実施します。

(3) 地区住民からの情報収集

自主防災組織及び地区住民（区長・自主防災組織防災部員）から隣近所の被災情報を収集し、災害対策本部へ報告します。

(4) 巡回による地区情報の収集

ア 上記「(3) 地区住民からの情報収集」を補完するため、地区災害対応支部職員のうち、2名が定期的に地区内を巡回し、被災状況等を情報収集します。

イ 情報収集は、道路の状況が悪い場合は、自転車又は徒歩で実施し、被害箇所の位置情報（住所や目標物）、被害状況、救出救護の要否等を記録します。

ウ 火災の発生や重傷者・生き埋め者など、緊急な対応が必要な場合は、速やかに災害対策本部まで報告し、救出救護を要請します。

エ 行方不明者を確認できた場合、住所・氏名等の把握に努め、詳細について近隣住民から聞き取りを実施します。

4. 情報の整理

(1) 収集した情報について、大判の地図やホワイトボード、各様式などを活用して整理・集約します。

(2) 整理した情報は、後任者への引き継ぎ及び後に災害を振り返る際に非常に重要となるため、ホワイトボードの内容を消す場合は、必ず写真で記録を保存します。

5. 災害対策本部への報告

- (1) 収集・整理した情報は、webex や移動系 IP 無線を用いて定期的に災害対策本部へ報告します。
- (2) 避難所等で必要となる対応や措置等について災害対策本部へ進言します。
- (3) 災害対策本部と直接、通信連絡が確保できない場合は、近隣の避難所へ連絡し、中継により災害対策本部へ報告します。

6. 災害対策本部から情報収集・伝達

- (1) 最新の情報を収集するとともに市内全域の被災状況の現況把握に努め、避難所及び地区住民へ情報提供します。
- (2) 災害対策本部の方針及び給水の開始や、外部機関への救援物資の要請などの重要な決定をした場合、避難者及び地区住民へ広報します。
- (3) 地区住民や避難所への情報伝達は、ホワイトボードを用いて整理し伝達、この際避難所運営委員長又は自主防災組織の代表者・区長等に対し、大判の地図等を使用し、災害対策本部からの情報を共有します。

第5章 地区災害対応支部の閉鎖

〔閉鎖方針〕

- 1 災害発生後、地区災害対応支部における活動の必要性が無くなった場合は、地区災害対応支部を閉鎖します。この判断は、災害対策本部が行います。
- 2 地区災害対応支部職員は、災害対策本部から「閉鎖」の指示を受けたら、地区災害対応支部の撤収作業を実施し、災害対策本部に戻り、閉鎖完了の報告を行います。

1. 地区災害対応支部の閉鎖

- (1) 災害対策本部は、災害応急活動の体制が整い、災害復旧活動が進捗し、各地区における被災状況等の情報収集等の必要性が無くなった場合、地区災害対応支部にその旨を伝えます。
- (2) 地区災害対応支部職員は、地区災害対応支部の閉鎖について避難所運営委員長、避難所担当職員や施設管理者へ周知します。

2. 地区災害対応支部の撤収

- (1) 撤収に当たって、地区災害対応支部職員は施設を点検し、地区災害対応支部として使用する前の状態に現状復旧します。
- (2) その後の情報収集等の業務については、引き続きまち館職等員が行います。
- (3) 小学校体育館等に避難者がいる場合で、まち館に全避難者を収容可能であれば、まち館への集約を検討します。まち館に避難所を集約した場合は、まち館職員は、避難所担当職員の支援に当たります。

〔災害時応援協定一覧〕

締結協定件数：46件

○広域応援関係 10件 ○輸送関係 0件 ○救急救助関係 1件 ○生活衛生関係 0件 ○燃料関係 2件 ○生活物資関係 3件

○水道・工業用水関係 5件 ○放送・報道・通信関係 4件 ○住宅・工事・廃棄物・その他 19件 ○ボランティア関係 2件

No	協定名	締結先	備考	協定日
1	災害時相互応援協定	小松市	広域応援関係	H8.2.14
2	・市町村災害時相互応援協定	県、県内市町村	広域応援関係	H8.2.23
3	白山市・勝山市災害時相互応援協定書	白山市	広域応援関係	H17.9.1
4	消防相互応援協定書	白山野々市広域事務組合 (前：白山石川広域事務組合)	広域応援関係	H23.11.11 (H8.11.11)
5	災害発生時における勝山市と郵便局間の協力に関する協定書	日本郵便(株)市内郵便局	住宅・工事・廃棄物・その他	H29.2.27 (H10.10.14)
6	災害時の医療救護に関する協定書	社団法人 勝山市医師会	救急救助関係	H13.10.25
7	災害時における応急対策に関する協定	一般社団法人 勝山建設業会	住宅・工事・廃棄物・その他	H18.6.1
8	九頭竜川ダム統合管理事務所管内のダムの情報等の提供に関する協定書	国土交通省近畿地方整備局 九頭竜川ダム統合管理事務所	広域応援関係	H18.6.19
9	災害時における救急救護用燃料の供給に関する協定	社団法人 エルピーガス協会勝山支部	燃料関係	H19.2.16
10	勝山市と勝山市水道事業協同組合の災害時における協力に関する協定	勝山管工事業協同組合 (前：勝山市水道事業協同組合)	水道・工業用水関係	H25.4.1 (H20.3.24)
11	勝山市と勝山市上下水道工事店組合の災害時における協力に関する協定	勝山市下水道工事店組合	水道・工業用水関係	H20.3.24
12	災害時における応急対策活動に関する協力協定書	一般財団法人 北陸電気保安協会	住宅・工事・廃棄物・その他	H21.3.31
13	災害時における応急対策活動に関する協力協定書	一般社団法人 北陸電気管理技術者協会	住宅・工事・廃棄物・その他	H21.3.31
14	災害時における応急対策活動に関する協力協定書	建物解体業協会	住宅・工事・廃棄物・その他	H21.3.31
15	災害時における応急対策活動に関する協力協定書	勝山鐵工協会 (前：勝山鉄構工業協同組合)	住宅・工事・廃棄物・その他	H26.4.1 (H21.3.31)
16	災害応急工事等に関する協定書	勝山電業協会	住宅・工事・廃棄物・その他	H22.8.31
17	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	独立行政法人 地域医療機能推進機構 福井勝山総合病院	住宅・工事・廃棄物・その他	H23.10.4
17		社会福祉法人 勝山福祉会		
17		社会福祉法人 大日園		
17		社会福祉法人 勝山幸寿会		
17		社会福祉法人 九頭竜厚生事業団		
17		医療法人 たけとう病院		
18	災害時等の応援に関する申し合わせ (No.30に資料添付されています)	国土交通省近畿地方整備局	広域応援関係	H24.5.16
19	環境自治体会議を構成する市区町村の災害時における相互支援に関する協定	環境自治体会議の会員市区町村	広域応援関係	H24.6.6
20	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター	生活物資関係	H24.7.2
21	災害時における生活物資の供給協力等に関する協定	福井県民生活協同組合	生活物資関係	H24.10.31
22	災害時における生活物資の供給協力等に関する協定	協同組合ハニー	生活物資関係	H25.2.18
23	山岳遭難救助活動における情報共有に関する協定書	福井県勝山警察署	広域応援関係	H26.10.28
24	災害時における応急対策に関する協定	(株)森景組	住宅・工事・廃棄物・その他	H27.1.21
25	災害時における応急対策に関する協定	エムケー建設(有)	住宅・工事・廃棄物・その他	H27.1.21
26	災害時等における石油燃料の供給に関する協定	嶺北石油組合	燃料関係	H27.6.16
27	災害支援協定	日本下水道事業団	水道・工業用水関係	H28.8.25
28	特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	西日本電信電話(株)	放送・報道・通信関係	H29.5.16

29	災害時相互応援協定書	総社市(岡山市)	広域応援関係	R1.5.9
30	九頭竜ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書	国土交通省近畿地方整備局 九頭竜川ダム統合管理事務所	広域応援関係	R1.9.24
31	災害時における応急対策業務に関する協定書	一般社団法人 坂井奥越建設連合会	住宅・工事・廃棄物・その他	R1.9.27
32	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	放送・報道・通信関係	R1.12.24
33	災害時等における小型無人航空機の支援協力に関する協力書	学校法人あおい学園 損害保険ジャパン日本興亜(株) ※3者連名協定書	放送・報道・通信関係	R2.3.18
34	災害時における水道施設応急対策に関する協定書	荏原商事(株)福井支店 メタウォーター(株)福井営業所 (株)ジェスクホリウチ福井支店 (株)創和テック	水道・工業用水関係	H29.7.25
35	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会 公益社団法人 福井県下水道管理業協会 公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会中部支部 一般社団法人 福井県測量設計業協会	水道・工業用水関係	R2.6.5
36	勝山市並びに北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社の地方創生に関する包括連携協定	北陸電力(株)、北陸電力送配電(株)	住宅・工事・廃棄物・その他	R2.10.26
37	災害時における一時避難所等施設利用に関する協定	株式会社パロー	住宅・工事・廃棄物・その他	R3.6.15
38	災害時における一時避難所等施設利用に関する協定	協同組合勝山サンプラザ	住宅・工事・廃棄物・その他	R3.6.15
39	災害時における相互協力に関する協定書	社会福祉法人 勝山市社会福祉協議会 公益社団法人 勝山青年会議所 ※3者連名協定書	ボランティア関係	R4.1.17
40	災害時における福祉・ボランティア活動支援に関する協定書	社会福祉法人 勝山市社会福祉協議会 ライオンズクラブ国際協会 334-D地区 5R1Z 勝山ライオンズクラブ ※3者連名協定書	ボランティア関係	R4.5.10
41	防災減災パートナーシップに関する協定書	福井放送株式会社	放送・報道・通信関係	R4.6.15
42	災害時等での施設利用の協力に関する協定書	株式会社ダイナム	住宅・工事・廃棄物・その他	R5.12.19
43	地方創生に関する協定	あいおいニッセイ同和損保株式会社	住宅・工事・廃棄物・その他	R6.8.8
44	災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定	一般社団法人福井県産業資源循環協会	住宅・工事・廃棄物・その他	R6.9.26
45	災害発生時における避難所の設置運営に関する協定	福井県立勝山高等学校	住宅・工事・廃棄物・その他	R7.1.31
46	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	福井県立奥越特別支援学校	住宅・工事・廃棄物・その他	R7.3.10

○勝山市災害等危機管理の初期行動に関する規程

平成17年5月24日

訓令第2号

改正 平成19年3月30日訓令第10号

平成21年6月3日訓令第1号

令和2年3月31日訓令第22号

令和4年3月31日訓令第21号

庁中一般

(趣旨)

第1条 災害、大規模な事故及び市政運営に関与する重大事件(以下「災害等」という。)に関し、危機管理の初期行動について、必要な事項を定めるものとする。

(災害等の発生報告)

第2条 職員は、災害等の発生を察知し、又はその恐れがあると判断したときは、直ちに所属課長に報告し、所属課長は危機管理幹を通じ市長、副市長、教育長に報告しなければならない。

(危機管理対策会議)

第3条 危機管理幹は、市長の命を受け、必要に応じ危機管理対策会議(以下「会議」という。)を開催しなければならない。

2 会議の議長は市長が務め、市長不在のときは副市長が、副市長不在のときは危機管理幹がこれを代行する。

(会議の出席者)

第4条 会議の出席者は、市長、副市長、教育長及び理事級職員とする。ただし、必要があると認めるときは、災害等に関する担当職員を出席させることができる。

(会議事項)

第5条 危機管理幹は、担当課長と連携し災害等の正確な情報及び状況の把握に努め、会議にその対策を図るものとする。

2 危機管理幹は、前項の対策を担当課長に伝達し、全庁体制で災害等の応急対策が図れるように努めるものとする。

(会議の事務局)

第6条 会議の事務局は、総務課危機管理防災係に置く。

(災害等に対する態勢)

第7条 気象警報等による災害対策本部等を設置しない場合でも、危機管理幹は関係課長と協議のうえ市長に報告し、災害等に備え必要な職員の待機及び配備態勢をとるものとする。

(現場の指揮等)

第8条 災害等に対する現場の指揮は、会議で指名された担当課長が当たり、危機管理幹を通じ、適宜市長に報告する。

(災害等の被害報告)

第9条 地域防災計画における災害情報収集伝達計画に規定する県への被害状況報告は、危機管理担当課と消防本部が連絡を密にして集約し、危機管理幹が市長の承認を得た後に報告するものとする。ただし、緊急かつ報告の暇がない場合、危機管理幹の判断により報告するものとする。

(災害等の自主応援)

第10条 福井県・市町村災害時相互応援協定第8条に基づく自主応援は、危機管理幹が市長の命を受けて行うが、緊急を要する場合危機管理幹は、応援の準備等について、あらかじめ関係課長と協議できるものとする。

(その他)

第11条 その他必要な事項は状況により、市長の指揮命令によるものとする。

附 則

この規程は、平成17年5月24日から施行する。

附 則(平成19年3月30日訓令第10号)抄

1 この規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月3日訓令第1号)

この規程は、告示の日から施行する。

附 則(令和2年3月31日訓令第22号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日訓令第21号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

○防災会議条例

昭和37年12月27日

条例第17号

改正 平成12年3月29日条例第2号

平成24年3月26日条例第17号

平成24年12月21日条例第7号

令和4年12月15日条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、勝山市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 勝山市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて勝山市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員の定数は30名以内とし、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 福井県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 福井県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市議会議長及び常任委員長
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) 消防長、消防署長及び消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員並びに公共的施設の管理者及び公益的事業を営む法人の役員又は職員のうちから市長が任命する者
 - (9) その他市長が必要と認める者
- 6 前項第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福井県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(その他)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月29日条例第2号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月26日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月21日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年12月15日条例第17号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

○勝山市災害対策本部条例

(昭和37年12月27日条例第18号)

改正 昭和38年4月1日条例第7号 平成8年9月27日条例第13号
平成24年12月21日条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、勝山市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置く。

2 現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員は、災害対策副本部長及び災害対策本部員その他の職員のうちから、災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

3 現地災害対策本部長は、災害対策本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(その他)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和38年4月1日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年9月27日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月21日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

災害対策本部運営要綱

平成17年9月1日

告示第32号

目次

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 配備(第8条—第11条)

第3章 被害状況等の取扱(第12条・第13条)

第4章 応援協力(第14条・第15条)

第5章 職員の心得(第16条・第17条)

第6章 その他(第18条・第19条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、勝山市災害対策本部条例(昭和37年勝山市条例第18号)第5条の規定に基づき災害対策本部(以下「本部」という。)の運営に関し、災害に関する情報収集、災害予防及び災害対策の迅速、円滑かつ適切な実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(組織及び事務分掌)

第2条 本部は、勝山市役所、勝山市福祉健康センター「すこやか」又は勝山市体育館「ジオアリーナ」に設置する。

2 本部長は、市長をもって充て、本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。この場合において、継承順位は副市長を先任とする。

4 副本部長に事故があるとき又は欠けたときは、危機管理幹が代行する。

5 本部の組織及び事務分掌は、別表第1のとおりとする。

(統括調整部)

第3条 本部長は、総合的に補佐及び調整を実施する統括調整部を設置する。

2 統括調整部は、危機管理幹、政策幹、技幹及び消防長をもって充てる。

3 統括調整部長は危機管理幹をもって充てる。

4 統括調整部の事務分掌は、別表第2のとおりとする。

5 統括調整部においては、分掌事務を効率的に処理するため、各関係課職員を部員に命じ、対策及び体制を整備しておかなければならない。

6 統括調整部長は、各部等との連絡調整を推進するため必要があると認めるときは、統括調整会議を招集することができる。

(本部会議)

第4条 災害対策に関する重要事項について、措置方針の決定その他の事務を処理するため、本部に本部会議を設置する。

2 本部会議は、本部長、副本部長、各部長、防災安全専門官及び本部長が指定する職員をもって構成し、本部長が主宰する。

3 本部長は状況に応じて、県、社会福祉協議会、自衛隊、消防、警察等の機関から派遣された連絡員の同意を得て、オブザーバーとしての意見を求めるものとする。

(本部の開設及び閉鎖)

第5条 本部は災害が発生したとき、又は発生のおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると市長が認めたときに開設し、災害が発生するおそれがなくなったとき、災害が拡大するおそれがなくなったと市長が認めるとき又は災害応急対策がおおむね終了したと市長が認めるとき閉鎖する。

2 本部の開設の基準は、別表第3のとおりとする。

(地区災害対応支部)

第6条 本部長は、災害の状況に応じて、地区災害対応支部を開設及び閉鎖する。

2 開設の場合、まちづくり会館及びコミュニティセンター(以下「まちづくり会館等」という。)に派遣する市職員で最上級者を地区災害対応支部長に充てる。この場合において、支部長には、努めて課長級職以上を充てるものとする。

3 地区災害対応支部等の職員が不足すると認めた場合、本部から支援のための職員を適時適切に派遣する。

4 支部長に指定された職員は、他の派遣された職員のみならず、まちづくり会館職員も指揮するものとする。

5 まちづくり会館等に派遣される予定の職員は、災害時に備えて普段から、努めて担当地区の自主防災組織、民生委員、消防団等と関係を深めておくとともに、地区内の事情の細部についても精通しておかなければならない。

6 地区災害対応支部の業務の概要は、次のとおりとする。

(1) 本部との連絡調整に関すること。

- (2) 避難所の開設及び連絡調整に関すること。
- (3) 区長及び民生委員等を通じた被害状況等の情報収集に関すること。
- (4) その他本部長から命じられた事項

(現地災害対策本部)

第7条 本部長は、航空機の墜落、大規模な山岳遭難、大規模な山林火災等、遠隔地で、かつ局所的に大規模な被害が生じ、本部長が現地外部機関等との連絡強化が必要と認める場合に現地対策本部を設置するものとする。

- 2 現地災害対策本部長は、政策幹等をもって充てる。
- 3 現地災害対策本部は、本部長が必要と認める場合、当該被害地区の地区災害対応支部を一時的に指揮下に入れることができる。

第2章 配備

(配備の基準及び編成計画等)

第8条 本部長は、災害による被害の局限を図るため、本部長の指揮の下、職員総員により迅速かつ強力な非常体制を整備する。

- 2 職務担当等の基準については、別表第3のとおりとする。ただし、災害が切迫している場合は、注意体制及び警戒体制を設置せず、災害対策本部を直ちに設置する。

(注意体制下の活動)

第9条 注意体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 危機管理幹は総務課長に命じ、県及び気象台等の関係機関を主な情報源とし、気象、その他災害に関する情報を積極的かつ適切に収集処理及び分析し、関係課長等に効率的に配布するものとする。
- (2) 危機管理幹は必要に応じて関係課長等を招集し、災害連絡会議を開催する。

(警戒体制下の活動)

第10条 警戒体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 危機管理幹は、関係課長等と情報連絡体制を強化するために、災害対策警戒連絡室を設置する。
- (2) 関係課長等は、配備の方法及び所要人員等について、警戒体制から速やかに本部体制に切り替えられるように体制を整備しておく。なお、災害対応等が長期間になる場合に備え、シフト勤務についても、先行して十分考慮するものとする。

(本部体制の活動)

第11条 本部体制における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 本部長は、本部を設置したときは、県等の各関係機関に直ちに通報するとともに、議会及び報道機関を通じ公表し、本部の標識を市庁舎正面玄関等に掲示する。
- (2) 統括調整部において、県及び関係機関と連絡を取り、気象、被害の状況、被害予測、交通の状況その他災害に関する情報を収集し、本部長に報告するとともに関係部長及び地区災害対応支部等に通報に連絡しなければならない。
- (3) 本部長は、SNS、ホームページ等を通じ、市民にも速やかに伝達する。
- (4) 全職員は、本部長から別命あるまでは、原則として災害対応に集中するものとする。ただし、市政の運営上、災害対応以外の業務に必要最低限従事する職員については、市長が勝山市業務継続計画(BCP)において定めるほか、柔軟に対応するものとする。
- (5) 各部長及び地区災害対応支部長は、次の処置を取り、その状況を統括調整部長を通じて本部長及び副本部長に報告するものとする。
 - ア 担当する装備、物資、資機材、設備、機械等の準備に関すること。
 - イ 所属人員の参集状況に関すること。
 - ウ その他災害に関連し必要とされること。

第3章 被害状況等の取扱

(被害状況等の取扱)

第12条

- 1 統括調整部は、各部長、地区災害対応支部及び関係機関より被害状況を取りまとめて、適切に本部長に報告するとともに、福井県危機管理課長を通じ県知事に通報しなければならない。
- 2 県知事に対する報告様式は「福井県地域防災計画」を準用するものとする。
- 3 統括調整部長は、被害状況等を必要のつど報道機関に発表するものとする。

(人員の調整)

第13条 本部長は、情勢に応じ、統括調整部、各部及び地区災害対応支部等の人員の増減員等並びに体制の変更について適時適切に指示する。ただし、災害対応等が長期間になることが予想される場合は、職員の職務遂行上の効率性の維持及び健康管理の観点からシフト勤務についても十分留意する。

第4章 応援協力

(応援協力)

第14条 災害応急対策等を実施するに当たり、各部の職員で不足すると判断する場合は、当該部長は統括調整部長を通じ、本部長に対し応援を上申しなければならない。

2 上申を受けた本部長は、各部の業務の緊急性、重要性及び業務量等を比較衡量等し、応援の可否等について決定する。

3 各部長は災害対策に関し、県、近隣市町、公共的団体その他関係機関の協力を必要とする場合は、その旨を統括調整部長を通じ、直ちに本部長に報告しなければならない。

4 本部長は、前項の報告があったときは、県、近隣市町、公共的団体その他関係機関に対し協力を要請するものとする。

5 災害ボランティアセンターの設置場所については、原則として勝山市福祉健康センター「すこやか」とし、災害対策本部にボランティアセンターの連絡員が派遣されるように調整を推進する。ただし、通常時から福祉課は、災害ボランティアセンター及び窓口が効率的に運営されるように十分に調整を行っておくものとする。

6 市以外の防災関係機関が災害応急対策を実施するにあたり、人員の応援についての要請があった場合は、本部長はこれに協力するため市職員を派遣することができる。

(自衛隊の災害派遣要請)

第15条 本部長が自衛隊の災害派遣要請が必要と認める場合は、「福井県地域防災計画」に基づき、福井県危機管理課長を通じ県知事に要請するよう求めるものとする。

2 事故等により県に要請することができない、又は被害が切迫していて県への手続の時間が無い場合等は、災害対策基本法第68条第2項の2に基づき自衛隊の指定された部隊長に直接要請する。

第5章 職員の心得

(職員の心得)

第16条 職員は、勤務時間外、休日等において災害が発生するおそれがあることを察知したときは、直ちに所属長に連絡をとり登庁しなければならない。ただし、遠隔地にあって交通の遮断等によりやむを得ず登庁できない場合は、総務課長等の指示に従い行動するものとする。

2 全ての職員は、応急救助、災害復旧等に関する活動等のため参集した自衛隊、緊急消防援助隊等、社会福祉協議会、ボランティア、民生委員、自主防災組織、赤十字及び企業関係者等に対しても真摯に対応しなければならない。

(緊急参集及び非常招集)

- 第17条 職員は、勤務時間外、休日等において、次に掲げるときは、非常呼集を待たず、直ちに所属長に連絡をとり登庁しなければならない。
- (1) 大規模風水害の発生を知ったとき
 - (2) 震度5弱以上の地震の発生を知ったとき
- 2 職員は、職員自身及びその家族の安全を優先し、災害に巻き込まれないように十分留意するものとし、職員の家族等に重傷等の異常のある場合、登庁を一時取りやめ、救助及び搬送等に全力を尽くした後、通信が可能になった段階で所属長に報告し指示を受けるものとする。
- 3 所属長は、勤務時間外又は休日等においても遅滞なく職員の招集が行われるよう、その招集順位、公用及び私用電話を含めた複数のリストを作成及び管理するとともに、勤務時間外等に備えて宿直室においても管理し緊急参集時等に備える。ただし、リストについては、人事異動等のつど修正し総務課に速やかに提出するものとする。
- 4 職員は、緊急参集する途上で被害又は被害の兆候等を察知した場合は、救助、避難誘導並びに消防及び警察等に通報する等の必要な緊急処置を実施した後、所属長又は本部長に速やかに報告し指示を受けなければならない。

第6章 その他

(訓練計画等)

- 第18条 非常災害が発生した場合、迅速適切な対策を実施するため、毎年少なくとも1回以上、総合防災訓練を含めた訓練を行うよう努める。
- 2 各種機器を可能な限り実際に作動させ、状況を確認するものとする。
- 3 本部、現地災害対策本部及び地区災害対策本部の運営能力の向上を目的とした図上訓練形式を年1回以上実施するものとする。
- (服制及び標識)

第19条 本部長、副本部長、部長及び職員は、災害対策本部が設置された場合、本部長からの別命がある場合又は法令等において特別の定めがある場合を除くほか、災害対応に従事していることが明瞭に判別できる服装等を着用するものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1(第2条関係)

災害対策本部事務分掌

	部名	担当課	主な業務
--	----	-----	------

危機管理幹	応急対策	総務課	1	本部の開設又は閉鎖に関する事務
			2	本部会議、統括調整会議及び警戒連絡室会議の開催、運営に関する事務
			3	避難指示に関する事務
			4	災害指令の伝達及び避難情報の発令(外国人を含む。)に関する事務
			5	住民の避難誘導及び確認に関する事務
			6	区長への伝達に関する事務
			7	被害状況の概略のとりまとめに関する事務
			8	通信機器の整備等に関する事務
			9	職員の動員及び配置に関する事務
			10	職員の安否確認及び被災職員家庭の救援に関する事務
			11	被災地及び避難所の防犯に関する事務
			12	本部長及び副本部長の秘書事務
			13	避難所の開設、運営及び閉鎖に関する事務
			14	災害記録及び広報資料の収集整理並びに提供
			15	現地対策本部及び地区災害対応支部の運営に関する事務
			16	罹災証明に関すること
			17	まちづくり会館、コミュニティセンターの運営に関する事務
			18	広報に関する事務
			19	報道機関の対応と連絡調整に関する事務
			20	災害派遣した自衛隊の支援に関する事務
			21	支援のため出勤した警察等の支援に関する事務
		財政課	1	災害関係費の予算配備に関する事務
			2	車両の調達配備に関する事務

			3	緊急電話対策
			4	市有財産の管理に関する事務
		議会事務局	1	市議会との連絡調整に関する事務
			2	部内の応援に関する事務
	医療福祉	健康体育課	1	救護所の開設事務
			2	医療に関する事務
			3	日赤及び医師会との連絡調整事務
			4	DMAT、DWAT及びDHEARTの支援活動に関する事務
			5	伝染病予防等に関する事務
			6	食品衛生の応急対策
			7	医薬品等の調達等に関する連絡調整に関する事務
			8	体育施設の被害調査及び応急対策に関する事務
			9	被災者又はその家族に対するカウンセリングに関する事務
		福祉課	1	要支援者の避難支援に関する事務
			2	社会福祉協議会及び災害ボランティアの支援活動に関する事務
			3	炊き出しに関する事務
			4	福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事務
			5	災害救助法の適用に関する事務
			6	災害見舞金及び義援金の受理配分に関する事務
政策幹	生活支援	未来創造課	1	公共交通に関する事務
			2	外国人の被災状況の把握と支援
			3	陳情資料のとりまとめ
			4	生涯学習センター「友楽喜」、市民交流センター及び図書館の被害調査及び応急対

				策に関する事務
			5	慰問を目的とした公演等の受入れに関する事務
		市民課	1	被害状況の調査(人的被害、物的被害、私有財産及び共有財産の被害)に関する事務
			2	被害による市税の減収見込調査に関する事務
			3	交通安全対策に関する事務
			4	清掃及びし尿処理の応急対策
			5	被災地のごみ収集及び処理
			6	市民からの要望の受付業務
			7	仮設便所の確保及び配備に関する事務
			8	遺体の検案、安置、処理及び火葬に関する細部
			9	ペットの保護及び収容に関する事務
		監査委員事務局	1	部内の応援に関する事務
	物資供給	商工文化課	1	緊急物資の調達供給に関する事務
			2	観光客の被災状況の把握と支援
			3	緊急物資輸送に関する業務
			4	救助又は支援に当たるヘリポート等の確保等に関する事務
			5	商工業の被害調査に関する事務
			6	商工業関係の災害対策に関する事務
			7	観光施設の被害調査に関する事務
			8	文化財の応急保護対策に関する事務
			9	物資の購入及び配分に関する事務
		会計課	1	災害に伴う金銭の出納に関する事務
			2	部内の応援に関する事務
	文教対策	教育総務課	1	学校の運営に関する事務

			2	文教施設の被害調査と応急対策に関する事務
			3	児童生徒の医療、給食及び学用品の対策に関する事務
			4	被災地に居住する生徒の健康管理に関する事務
		こども課	1	保育施設の運営に関する事務
			2	保育園児、児童館児の調査及び対応に関する事務
技幹	生活基盤維持	農林課 農業委員会 事務局	1	農林業及び農林業施設の災害応急対策に関する事務
			2	農林業被害調査に関する事務
			3	田んぼダムに関する事務
		建設課	1	土石流、崖崩れ等の応急対策及び被害調査に関する事務
			2	防雪及び除雪対策
			3	避難及び支援等の交通の確保に関する事務
			4	救助又は支援に当たるヘリポート等の確保等に関する事務
			5	道路、橋梁、堤防等の啓開、防護及び応急対策に関する事務
			6	公共土木施設災害の調整に関する事務
			7	都市施設の被害調査と応急対策
			8	長尾山総合公園の被害調査と応急対策に関する事務
		営繕課	1	被災建造物の応急対策に関する事務
			2	不在家屋等の応急対策に関する事務
			3	市営住宅の被害調査と応急対策に関する事務
			4	応急仮設住宅に関する事務

		上下水道課	1	応急給水に関する事務(上水道以外も含む。)
			2	上下水道の被害調査と応急対策に関する事務
消防長	消防	消防署	1	消防団(水防団)員の動員に関する事務
			2	消防(水防)協力者の受入れと運用に関する事務
			3	災害防御及び応急対策に関する事務
			4	警報等の発令及び伝達に関する事務
			5	火災予防の対策に関する事務
			6	水防法に基づく水防活動に関する事務
			7	広域消防応援に関する事務
			8	防災ヘリ等の運用に関する事務
			9	ドクターヘリの依頼に関する事務
			10	被災者の捜索及び救助に関する事務
			11	災害情報の収集伝達に関する事務
			12	防火対象物の火気管理指示に関する事務
			13	危険物の安全措置に関する事務
			14	電気施設の指導取締りに関する事務
			15	煙火、ガス、気球、火薬、放射性物質等の技術指導に関する事務
			16	地水利の安全確保に関する事務
			17	警戒監視及び災害現場の監視に関する事務
			18	消防機械器具、通信施設の整備保全に関する事務
			19	必要資材及び車両の整備に関する事務
			20	その他、消防に関する特命に関する事務

別表第2(第2条関係)

統括調整部事務分掌

	担当分野
--	------

危機管理幹	職員、財産管理、要配慮者支援及び救護
政策幹	連絡調整、被害調査、市民誘導、物資供給、調達及び文教対策
技幹	公共土木施設応急対策、上下水道施設応急対策及び農林応急対策
消防長	消火活動、救助活動及び水防活動
事務局(危機管理幹、総務課長、防災安全専門官、総務課員、各課からの増強職員)	情報収集の整理及び分析、災害対策本部の運営全般、関係機関との調整全般並びに本部長方針の取りまとめ

別表第3(第5条関係)

配備に関する基準

(1) 風水害等発生時

本部設置前

区分	配備内容	配備基準	対応組織
注意体制	庁内各課の職員で情報連絡活動が円滑に行え得る体制をとる。 ・災害情報の収集、整理、伝達 ・警戒体制への移行準備	(1) 強風、大雨、冬季における低温等の注意報が発表、警報の早期情報による注意喚起も出され、危機管理幹が必要と認めた場合 (2) 気象台からキキクル警戒レベル2相当の気象情報が発表され危機管理幹が必要と認めた場合 (3) 8時間以内に台風の暴風圏に勝山市が含まれると予報され、危機管理幹が必要と認めた場合 (4) 融雪注意報が出される等、急激な気温上昇及び降雨等により、融雪増水、土砂災害並びに雪崩が予想	(勤務時間内) ・関係各課等及びまちづくり会館等 ・災害連絡会議の開設 (勤務時間外) ・宿日直者 ・必要に応じ総務課職員 (避難所の体制) ・避難所管理責任者等は、市と連絡をとれる体制をとる ・まちづくり会館館長、同職員は

		され危機管理幹が必要と 認める場合	災害予防に関し 諸確認を行う。
--	--	----------------------	--------------------

警戒体制		庁内各課の必要人員をもって充てるもので、情報連絡体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに本部体制に切り替える体制をとる。	(1) 暴風、大雨、大雪等の警報が発表され、危機管理幹が必要と認めた場合 (2) 気象台からキキクル警戒レベル3相当の警戒情報が発表され、危機管理幹が必要と認めた場合 (3) 河川水位が避難判断水位に到達し、かつ上流域の観測所の河川水位が上昇している場合 (4) 災害対策本部を設置するに至らない小規模の災害が発生した場合 (5) 積雪量が市街地で100cm程度に達し、更に降雪が予想される場合(雪害対策室)	(勤務時間内) ・各課等及びまちづくり会館等 ・災害対策警戒連絡室の開設 (勤務時間外) ・宿日直者 ・総務課、建設課、営繕課及び農林課であらかじめ指定された職員(ただし、建設課、営繕課及び農林課については、除雪班体制時(12月～2月)の大雪警報発表時については、その除雪班の中であらかじめ指定された者とする) ・必要に応じ、福祉課、健康体育課、上下水道課、教育総務課及びこども課職員(避難所の体制) ・まちづくり会館館長及び避難所管理責任者等
------	--	--	---	--

				は、指示があれば直ちに避難所開設に応じられる体制を整備する。
--	--	--	--	--------------------------------

本部設置

配備内容	配備基準
市長の命令により職員総員をもって充てる。ただし、本部長の命により減員しBCP等に従い他の業務も併せて遂行する場合もある。	(1) 暴風、大雨、洪水、土砂災害、大雪等に関する警戒情報が発表された場合 (2) 河川が氾濫危険水位に達した、又は達すると予想される場合 (3) 気象台からキキクル警戒レベル4以上の警戒情報が発表された場合 (4) 災害発生のお知らせがあった場合 (5) 大雨等により、九頭竜ダムの異常降水時防水操作(緊急放水)のお知らせがあった場合 (6) 積雪量が市街地で150cm程度に達し、大規模雪害が発生又は予想される場合

(2) 地震等発生時

本部設置前

区分	配備内容	配備基準	対応組織
注意体制	庁内各課の職員で情報連絡活動が円滑に行え得る体制をとる。 ・ 災害情報の収集、整理、伝達 ・ 警戒体制への移行準備	(1) 市内で震度3の地震が発生し軽微な被害のお知らせがあった場合 (2) 火災が山林を含む市内で発生し、2時間以上延焼を続けている場合 (3) 気象庁から白山の噴火警戒レベル2が発表された場合	(勤務時間内) ・ 各課等 (勤務時間外) ・ 宿日直者 ・ 必要に応じ総務課職員 (避難所の体制) ・ 避難所管理責任者等は、市と連絡のとれる体制をとる。市民から自主避難の要請があった場合、遅滞なく応じる。

警戒体制	庁内各課の必要人員をもって充てるもので、災害応急対策等又はその初期段階で情報連絡体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに本部体制に切り替える体制をとる。	(1) 市内で震度4の地震が発生した場合 (2) 気象庁から白山の噴火警報レベル3が発表された場合 (3) 火災が山林を含む市内で発生し、6時間以上鎮火せず延焼を続けており、人家が巻き込まれる可能性のある場合	災害対策警戒連絡室の設置 (勤務時間外) ・ 宿日直者 ・ 総務課、建設課、営繕課及び農林課であらかじめ指定された職員 ・ 必要に応じ、福祉課、健康体育課、上下水道課、教育総務課及びこども課職員 (避難所の体制) ・ まちづくり会館館長及び避難所管理責任者等は、指示があれば直ちに避難所開設に応じられる体制を整備する。 ・ 避難所開設の指示があった場合、避難所管理責任者等は避難所に参集
------	--	---	---

本部設置

配備内容	配備基準
------	------

市長の命令により、原則として職員総員をもって充てる。ただし、本部長の命により減員しBCP等に従い他の業務も併せて遂行する場合もある。	(1) 市内で震度5弱以上の地震が発生又は震度4以下で比較的大きな被害が認められた場合 (2) 気象庁から白山の噴火警報レベル4以上が発表された場合 (3) 火災が山林を含む市内で発生し、多数の住家が巻き込まれる可能性が高いと判断される場合 (4) その他市長が必要と認める場合
---	---

○勝山市雪害対策会議開催要綱

平成17年11月16日

告示第46号

改正 平成25年5月13日告示第23号

令和2年3月31日告示第173号

令和4年3月31日告示第254号

(目的)

第1条 勝山市地域防災計画に基づき、雪害予防に関する具体的かつ計画的な対策を樹立し、その実施を推進することにより市民生活の安定に寄与するため、勝山市雪害対策会議(以下「雪害会議」という。)を開催することについて、必要な事項を定める。

(協議事項)

第2条 雪害会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 勝山市雪害対策計画の作成及びその実施を推進すること。
- (2) 雪害会議を構成する地区及び機関等間の情報交換と連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項

(委員)

第3条 雪害会議に、会長を置く。

- 2 会長は市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指定する者が、その職務を代理する。
- 5 委員は次に掲げる者のうちから、出席を依頼し、開催する。
 - (1) 福井県の知事の部内の職員
 - (2) 福井県警察の警察官
 - (3) 市議会議長及び常任委員長
 - (4) 市長の課内の職員
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長、消防署長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員並びに公共的施設の管理者及び公益的事業を営む法人の役員又は職員
 - (8) 市内各地区々長会長
 - (9) その他市長が特に必要と認める者

(招集)

第4条 雪害会議は、必要に応じて会長が招集する。

(事務局)

第5条 雪害会議の事務局は、総務課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、雪害会議の運営に関し必要な事項は会長が雪害会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月16日から施行する。

附 則(平成25年5月13日告示第23号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和2年3月31日告示第173号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日告示第254号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

○勝山市水防協議会設置条例

(平成 18 年 12 月 25 日条例第 16 号)
改正 平成 25 年 3 月 29 日条例第 22 号
令和 4 年 12 月 15 日条例第 17 号

勝山市水防協議会設置条例（昭和 39 年勝山市条例第 12 号）の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この条例は、水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 34 条第 5 項の規定により、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため、勝山市水防協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運用について必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 協議会は、会長 1 名及び委員 20 人以内をもって組織する。

2 会長は、水防管理者をもつて充てる。

3 委員は、次に掲げる者のうちから水防管理者が任命し、又は委嘱する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 水防関係団体の代表者

(3) 学識経験を有する者

4 協議会に顧問を若干名置くことができる。

(所掌事務)

第 3 条 協議会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 水防計画の審議に関すること。

(2) 水防に関し、重要な事項の調査審議に関すること。

(3) 水防に関し、関係機関等への意見具申に関すること。

(任期)

第 4 条 第 2 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に規定する委員の任期は、当該職にある期間とし、その他の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

2 水防管理者において特別の事由があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においてもこれを免じ、又は解職することができる。

(会長)

第 5 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員の代理)

第 6 条 関係行政機関の職員及び水防関係団体の代表者である委員に、やむを得ない事故があるときは、その指名する職務上の代理者がその職務を行うことができる。

(会議)

第 7 条 会長は、協議会を招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の 3 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書記)

第 8 条 協議会に書記を置く。

2 書記は消防本部係員をもつて充て、事務に従事する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 4 年 12 月 15 日条例第 17 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」 早見表

平成2年4月1日

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費 並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,285,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,285,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○ 借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は 1/3日)

救助の種類	対象	費用の限度額				期間	備考		
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費				災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上		
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4 月～9 月）冬季（10 月～3 月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内				災害発生の日から 10 日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること		
		区分		1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人以上 1 人増すごとに加算
		全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
			冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
			冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班 … 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 … 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内				災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は、別途計上		
助産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額				分べんした日から 7 日以内	妊婦等の移送費は、別途計上		
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費				災害発生の日から 3 日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上		
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当りの限度額 595,000 円以内				災害発生の日から 1 ヶ月以内			

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500 円 中学生生徒 4,800 円 高等学校等生徒 5,200 円	災害発生の日から （教科書） 1 ヶ月以内 （文房具及び通学用品） 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12 歳以上） 215,200 円以内 小人（12 歳未満） 172,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり 3,500 円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,400 円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 137,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第 3 条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第 17 条第 1 号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10 ロ 3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9 ハ 6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8 ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7 ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6 ヘ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5 ト 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

○空家等の適切な管理に関する条例

平成30年9月20日 条例第6号

改正 令和元年12月18日 条例第19号

令和5年12月18日 条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)に定めるもののほか、空家等の適切な管理に関し必要な事項を定めることにより、倒壊等の事故、犯罪、火災等を未然に防止し、もって良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 法第2条第1項に規定する空家等のうち、市内に所在するものをいう。
- (2) 特定空家等 空家等のうち、法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (3) 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、若しくは通勤し、若しくは通学する個人又は市内で事業を行う法人その他の団体若しくは個人をいう。

(民事における解決の原則)

第3条 適切に管理されていない空家等により被害を受けるおそれのある者及び当該空家等の所有者等は、民事によりその解決を図るように努めなければならない。

(所有者等の責務)

第4条 所有者等は、当該空家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないように自らの責任において適切に管理しなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 空家等の適切な管理を促進するための市民等の意識の啓発、情報の提供その他必要な措置に関すること
- (2) 適切な管理が行われていない空家等に対する改善又は解消を図るために必要な措置に関すること
- (3) 前2号のほか、空家等の適切な管理の促進のために必要な措置に関すること
- (4) 前各号の措置を実施するために必要な体制の整備に関すること

(市民等の役割)

第6条 市民等は、適切な管理が行われていない空家等があると認めるときは、速やかに市長にその情報を提供するよう努めるものとする。

2 市民等は、前条の規定により市が実施する措置に協力するよう努めるものとする。

3 市民等は、地域に存する空家等の適切な管理に寄与するため、防災、防犯等に係る地域活動に協力するよう努めるものとする。

(公表)

第7条 市長は、法第14条第3項の規定による命令を受けた所有者等が正当な理由なく当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 当該命令に従わない所有者等の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(2) 当該命令の対象である空家等の所在地

(3) 当該命令の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により公表するときは、当該公表に係る所有者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

(空家等対策協議会)

第8条 法第8条第1項の規定に基づく協議会として、市長の附属機関として、勝山市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

(1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項

(2) 特定空家等の認定に関する事項

(3) 特定空家等に対する措置に関する事項

(4) その他空家等に関する対策に関し、市長が必要と認める事項

3 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 前3項に定めるもののほか、協議会の組織に関し必要な事項は、規則で定める。

(特定空家等の認定)

第9条 市長は、空家等の所有者等に対して、必要に応じて適切な管理を行うよう要請するものとする。

- 2 市長は、前項の要請にも関わらず適切な管理が行われないために当該空家等が特定空家等であると疑われるときは、法第9条第2項の規定による立入調査等を行い、特定空家等であると認めるときは、特定空家等として認定するものとする。

(緊急安全措置)

第10条 市長は、空家等が適切な管理が行われていないことにより、人の生命若しくは身体又は財産に危険な状態が逼迫していると認められるときは、危険な状態を回避するために必要な最低限度の措置(以下「緊急安全措置」という。)をとることができる。

- 2 市長は、緊急安全措置をとるときは、原則として所有者等の同意を得て実施するものとする。ただし、所有者等を確知できない場合等はこの限りでない。
- 3 市長は、緊急安全措置に要した費用を当該空家等の所有者等から徴収することができる。

(代執行)

第11条 市長は、法第22条第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところにより、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれを行わせ、その費用を当該空家等の所有者等から徴収することができる。

(関係機関との連携)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、本市の区域を管轄する消防署、警察署その他関係機関(以下「関係機関」という。)から、適切な管理が行われていない空家等に係る情報を収集することができる。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、関係機関に適切な管理が行われていない空家等に係る情報を提供することができる。
- 3 市長は、関係機関に対し、空家等の適切な管理を促進するために必要な協力を要請することができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年12月18日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年12月18日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

住宅金融支援機構

①住宅の建設、購入、補修の融資

火災、地震、暴風雨等の大災害によって住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融公庫法の規定により災害復興住宅資金の融資を受けることができる。

ア 建設の場合

住宅が全壊した旨の「り災証明書」を交付されている方が対象。また、大規模半壊や半壊した場合、それに付随する要件を満たせば対象となる。

(ア)融資金の限度額

基本融資額 (建設資金)	特例加算額 (建設資金)	基本融資額 (土地取得資金)	基本融資額 (整地資金)
1,650万円	510万円	970万円※	440万円

(イ)利率年 借入申込時に返済期間の全ての金利が確定する全期間固定金利型です。
原則毎月見直します。

(ウ)償還期間(3年以内の元金据置期間を設定できる)

耐火・準耐火・木造(耐久性)	木 造 (一般)
35年以内	25年以内

イ 購入の場合

対象は、建設の場合と同様。

(ア)融資金の限度

区 分	基本融資額 (購入資金)	特例加算額 (購入資金)
新築住宅	2,620万円※	510万円
リ・ユース住宅 リ・ユースマンション	2,320万円※	510万円
リ・ユースプラス住宅 リ・ユースプラスマンション	2,620万円※	

(イ)利率年 借入申込時に返済期間の全ての金利が確定する全期間固定金利型です。

(ウ)償還期間(3年以内の元金据置期間を設定できる)

区 分	耐火・準耐火・木造(耐久性)	木 造(一般)
新築住宅	35年以内	25年以内

区 分	償還期間
リ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンション	35年以内
リ・ユース住宅、リ・ユースマンション	25年以内

ウ 補修の場合

住宅に被害が生じ、「り災証明書」を交付されている方が対象。

(ア)融資金の限度額

基本融資額		
補修資金	整地資金	引方移転資金
730万円	440万円※	440万円※

(イ)利率年 借入申込時に返済期間の全ての金利が確定する全期間固定金利型です。

(ウ)償還期間 20年以内(1年以内の元金据置期間を設定できる)

(注意)※印はケースにより限度額が変わることがある。

融 資 制 度 等

◎「勝山市災害弔慰金の支給等に関する条例」

1 災害弔慰金

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律等に基づき、自然災害による死亡者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

死亡者 1 人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては 500 万円とし、その他の場合にあっては 250 万円とする。

2 災害援護資金

災害援護資金の 1 災害における 1 世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1)療養に要する期間がおおむね 1 ヶ月以上である世帯主の負傷があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合

150 万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合

250 万円

ウ 住居が半壊した場合

270 万円

エ 住居が全壊した場合

350 万円

(2)世帯主に負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合

150 万円

イ 住居が半壊した場合

170 万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く)

250 万円

エ 住居の全体が滅失、若しくは流出した場合

350 万円

(3)(1)のウ(2)のイもしくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

(4)災害援護資金の償還期間等

ア 償還期間は 10 年とし、据置期間は 3 年とする。

イ 保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 1.5 パーセントとする。

ウ 償還は、年賦償還又は半年賦償還とする。

エ 償還方法は、元利均等償還の方法とする。

◎県の融資計画

- 1 生活福祉資金(災害援護資金)「以下、生活福祉資金という。」の貸付福井県社会福祉協議会は、小規模の災害により被害を受けた低所得世帯に対し、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため、生活福祉資金を貸付け必要な援助指導を行う。

また、被災した家屋を増築、改築拡張または補修するために必要な経費として、住宅資金の貸付けを行う。

- 2 母子父子寡婦福祉資金の貸付

県は、小規模の災害により被害を受けたひとり親家庭および寡婦に対しその経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、被災した家屋を増築、拡張または補修するために必要な経費として、住宅資金の貸付を行う。

- 3 中小企業向け緊急融資

重大な災害が発生した場合において、災害により被害又は影響を受け経営の安定に支障を生じている中小企業の金融の円滑を図るため、既存制度融資の条件緩和または緊急融資の実施について、適宜、必要な対策を実施する。

- 4 農林関係融資

- | | |
|--------------|----------------------|
| (1)被災農家の経営 | 天災資金、農業経営支援基金、農業緊急資金 |
| (2)農地等の災害復旧 | 農業基盤整備資金 |
| (3)施設関係の災害復旧 | 農林漁業施設資金 |
| (4)その他 | 農林漁業セーフティネット資金 |

- 5 林業関係融資

- | | |
|--------------|-------------------|
| (1)被災林業者の経営 | 天災資金 |
| (2)施設関係の災害復旧 | 林業基盤整備資金、農林漁業施設資金 |
| (3)その他 | 農林業セーフティネット資金 |

災 害 見 舞 金 支 給 一 覧 表

災 害 内 容			見 舞 金 額
住 家 災 害	火 災 等 ①火災 ②落雷 ③破裂・爆発 ④航空機墜落 ⑤車両の衝突その 他の不慮の人為的 災害	全焼・全壊 (建物の焼破損割合 70%以上)	200,000 円
		半焼・半壊 (建物の焼破損割合 50%以上)	180,000 円
		(建物の焼破損割合 30%以上)	140,000 円
		(建物の焼破損割合 20%以上)	100,000 円
		一部焼・一部壊 (建物の焼破損割合 10%以上)	60,000 円
		(建物の焼破損割合 5%以上)	40,000 円
		(建物の焼破損割合 5%未満)	10,000 円
	自然災害	全壊・流出 (建物の破損割合 70%以上)	60,000 円
		半壊 (建物の破損割合 20%以上)	30,000 円
		一部壊	
		建物の損害額 100 万円超え	10,000 円
		建物の損害 20~100 万円以下	5,000 円
		床上浸水(全床面積の 50%以上)	
		150 ㎝以上	30,000 円
		100~150 ㎝未満	20,000 円
		70~100 ㎝未満	14,000 円
		70 ㎝未満	10,000 円
		床上浸水(全床面積の 50%未満)	
		100 ㎝以上	10,000 円
		100 ㎝未満	5,000 円
人 家 被 害	災害による同居家族の死亡(住家の被災に伴うものに限る)		20,000 円

勝山市地域防災計画に基づく対策室又は対策本部が設置された災害

災 害 内 容		見 舞 金 額
住家被害	建物の損害 100 万超え	30,000 円
	建物の損害 20~100 万未満	20,000 円
	床上浸水(全床面積の 50%以上)	70,000 円
	床上浸水(全床面積の 50%未満)	50,000 円
人的被害	災害が原因となる不慮の事故による死亡	100,000 円
	災害が原因となる不慮の事故による 3 日以上入院	20,000 円

第 年 月 日

福井県知事 殿

勝山市長 印

自 衛 隊 災 害 派 遣 要 請 書

次のとおり、自衛隊の派遣を要請します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する理由
 - (1) 災害の状況(特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにすること)
 - (2) 派遣を要請する理由
- 2 派遣を必要とする期間
- 3 派遣を希望する勢力及びその任務
 - (1) 水防、消防、通信、防疫、給水、輸送、通路の警戒等
 - (2) 人員
 - (3) 装備の概要(特に船舶、航空機等特殊の装備を必要とするとき)
- 4 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (1) 派遣を希望する区域、できれば連絡場所又は連絡者
 - (2) 活動内容
- 5 その他参考事項

第 年 月 日

福井県知事 殿

勝山市長

印

自 衛 隊 災 害 派 遣 撤 収 要 請 書

平成 年 月 日付第 号で依頼した自衛隊の災害派遣について、次のとおり部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請理由理由

2 撤収期日

平成 年 月 日 時 分

3 その他参考事項

様式第1号

避難所施設設置及び収容状況

避難所の名称	所 在 地	開設期間	開設日数	実人員	延べ人員	備 考
		月 日 ～ 月 日	日	人	人	
計						

様式第2号

避難所施設収容台帳

[illegible]

炊き出し給与簿

勝山市

避難施設

給食年月日		給食数	実施場所	給食の内容	摘 要
年 月 日	区 分				
	朝				
	昼				
	夕				
	朝				
	昼				
	夕				
	朝				
	昼				
	夕				
	朝				
	昼				
	夕				
	朝				
	昼				
	夕				
	朝				
	昼				
	夕				
	朝				
	昼				
	夕				
	朝				
	昼				
	夕				
	朝				
	昼				
	夕				

(注)炊き出しを実施した施設毎に作成する。

物資受払簿

品 名		単位呼称					勝山市
年 月 日	摘要		受入	支出	残	備考	

(注) 摘要欄に購入又は受入れ先及び仕出し先を記入する。

様式3号

物資給与及び受領簿

住家被害 程度区分		給与の基礎となった 世帯構成員数	人
--------------	--	---------------------	---

災害救助用物資として、下記内訳のとおり受領しました。

平成 年 月 日

住 所
世帯主氏名

印

[illegible]

様式1

勝山市被害世帯状況表

[illegible]

応急仮設住宅台帳

勝山市

番 号	世帯主氏名	家族数	住 所	構造	面積	敷地区分	着工区分	竣工月日	入居月日	実収支額	備 考
計	世帯	人								円	

- (注) 1. 「所在地」は、応急仮設住宅を建設したところの住所。
 2. 「構造」は、木造住宅、プレハブ住宅、パイプ式組立住宅等の別。
 3. 「敷地区分」は、公私有別とし、有無償の別も示す。

住宅応急修理台帳

勝 山 市

世帯主氏名	住 所	修 理 箇 所 概 要	着工月日	完了月日	実収支額	備 考
計	世帯				円	

遺體處理台帳

勝山市

[illegible]

埋 葬 台 帳

勝山市

死 亡 年月日	埋 葬 年月日	死 亡 者		埋葬を行なった者		埋 葬 費				備 考
		氏 名	年 齢	氏 名	死亡者との関係	棺（附属品を含む）	埋葬又は火葬料	骨 箱	計	
計		人								

- (注) 1. 埋葬を行ったものが市長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入
 2. 市長が棺、骨箱等を現物で支給したときは、その旨を「備考」欄に記入

障害物除去の状況

勝 山 市

住家等被害 程度区分		氏 名	除去に要 した期間	実収支額	除去を要すべき 状況の概要	備 考
住 家	半 壊	世帯				
	床 上	世帯				
その他						
計				円		